

ともに生き  
ともに輝く  
にぎわい交流拠点都市  
姫路



ふるさと・ひめじプラン2030  
**姫路市総合計画**

**H I M E J I**

2021»2030

# 新たな時代の 「ふるさと・ひめじ」のために



私たちの「ふるさと・ひめじ」は、古くから播磨の政治・文化の中心地として栄え、世界文化遺産・姫路城とともに、旧城下町の面影が残る歴史的な町並み、海・山・川などの豊かな自然や多彩な農水産物に恵まれています。また、ものづくり産業が集積する商工業都市として発展し、近年は、近隣の7市8町と形成した播磨圏域連携中枢都市圏の連携中枢都市として、圏域をけん引する役割を担っています。

現在、我が国では人口減少・少子高齢化が急速に進んでいます。本市の総人口も、平成27年以降減少が続き、高齢化率も上昇が見込まれるなど、地域の活力を維持・向上させる「ひめじ創生」のさらなる推進が必要です。また、ライフスタイルの多様化をはじめ、グローバル化やデジタル化の進展など社会経済情勢が目まぐるしく変化し、地域が抱える課題も複雑化・多様化しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は市民生活と社会経済に甚大な影響を及ぼしており、社会のあり方や私たちの生活様式も大きく変化していくことが求められています。

このような中、人にやさしい市政、「人をたいせつにし、人に寄り添う市政」を進めるべく、本市の総合的かつ計画的なまちづくりの指針となる姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2030」を策定しました。

姫路市まちづくりと自治の条例に基づき策定する総合計画は、条例の目的である、私たち一人ひとりがまちづくりの担い手であることを自覚し、役割を分担しながらまちづくりに取り組むことを具体化するものです。そのため本計画では、目指す都市像を「ともに生き ともに輝く にぎわい交流拠点都市 姫路」とし、まちづくりに取り組む姿勢として新たに「行動指針」を掲げるとともに、市の取組の方向性と、市民の皆様をはじめ、地域コミュニティ、企業・団体のまちづくりにおける役割を示しています。

令和という新しい時代において、本市に関わる皆様と本計画に描く長期的展望を共有しながら、目指す都市像の実現に向けた取組を着実に進め、先人から受け継いだ「ふるさと・ひめじ」を未来に引き継いでまいりますので、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画策定に際し、住民説明会やSNSなどを通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様、様々な視点から熱心にご審議いただきました総合計画策定審議会委員・参与の皆様、市議会議員の皆様、心から御礼を申し上げます。

令和3年(2021年)3月

姫路市長

清元秀泰

# 目次

## 序論

1 総合計画策定の趣旨	2
2 総合計画の位置づけ	2
3 本市における地方創生「ひめじ創生」	4
4 総合計画の構成と期間	5
5 まちづくりの前提となる潮流	7
6 姫路市の市勢	13

## 基本構想

基本構想の全体像	26
第1章 都市ビジョン	28
1 目指す都市像	28
2 人口ビジョン	29
3 都市構造	32
第2章 行動指針	38
第3章 分野目標・政策	40
01 市民活動分野	44
政策1 多様なコミュニティ活動の推進	46
2 人権尊重社会の形成	50
3 市民文化活動の推進	52
4 国際交流・多文化共生の推進	54
02 健康福祉分野	56
政策1 地域に根ざしたきめ細かな福祉の充実	58
2 いきいきと暮らせる障害者福祉の充実	60
3 健康で安心して暮らせる高齢者福祉の充実	62
4 健やかな成長を支える子育て環境の充実	64
5 健康で安心な市民生活の充実	66
03 教育分野	70
政策1 魅力ある教育の推進	72
2 いきいきとした生涯学習社会の実現	76
3 歴史文化遺産の保存・継承と活用	78
04 環境分野	80
政策1 自然とひとが調和した快適な空間の保全と創出	82
2 持続可能な循環型社会の形成	84

05 産業分野	86
政策1 地域の特徴を活かした農林水産業の振興	88
2 活力ある商工業の振興	92
06 観光・スポーツ分野	96
政策1 おもてなし観光交流都市の推進	98
2 スポーツを通じた活気あふれる社会の実現	102
07 都市基盤分野	104
政策1 地域の特徴を活かしたまちづくりの推進	106
2 交流連携を支える交通環境の充実	110
3 緑と調和した快適な住環境の形成	114
4 持続可能な上下水道サービスの提供	118
08 防災・安全安心分野	122
政策1 災害等に強いまちづくりの推進	124
2 安全安心な暮らしの確保	126
09 行財政運営分野	130
政策1 信頼ある行財政運営の推進	132
2 スマート自治体の推進	136

## 附属資料

個別計画一覧	140
用語解説	142
策定関連資料	150

# 序論

## ～ご覧になる前に～

### 1. 全体構成について

本書には、姫路市総合計画の序論及び基本構想を掲載しています。  
市が取り組む施策や事業等を示した実施計画は、別途作成しています。

### 2. 用語解説について

本文中に\*と数字(\*1など)を付している語句はページ下部と巻末に、\*のみを付している語句は巻末に、用語の解説を掲載しています。なお、巻末の用語解説は、五十音順、英数字順に掲載しています。

### 3. 図表について

本文の理解を深めるために、適宜、図表を掲載しています。



# 1 総合計画策定の趣旨

本市では、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、まちづくりの基本理念や目指すべき都市像、都市像を実現するための基本目標などを示した総合計画を策定しています。

前総合計画「ふるさと・ひめじプラン2020」は、平成21年度（2009年度）を初年度とし、目標年度である令和2年度（2020年度）までの12年間、本市の行政運営の指針として重要な役割を果たしてきました。

平成23年（2011年）の地方自治法の改正により、地方自治体における総合計画（基本構想）の策定義務がなくなりました。しかし本市では、長期的な展望の下、目指す都市の姿を明確にし、その実現に向けたまちづくりを計画的に進めるため、平成25年（2013年）に制定した姫路市まちづくりと自治の条例において引き続き総合計画を策定することを定めています。このたびの策定にあたっては、同条例の基本理念と基本原則を尊重しつつ、多様な意見を反映した計画づくりを行いました。

新たに策定した総合計画では、人口減少や少子高齢化の進行など、本市が直面する課題に的確に対応するため、新たな時代の潮流や行政需要を捉え、目指す都市の姿と基本的なまちづくりの目標や方向性を示します。

# 2 総合計画の位置づけ

## 1 姫路市全体で共有するまちづくりの指針

総合計画「ふるさと・ひめじプラン2030」は、姫路市まちづくりと自治の条例に基づき策定する初めての総合計画です。同条例は、住民等<sup>※1</sup>、議会、行政が適切に役割を分担し、まちづくりに取り組むことを定めており、住民等がまちづくりの主体となる都市の実現を図ることを目的としています。

本総合計画では、市が行うまちづくりの方向性や取組を示すと同時に、市民、地域コミュニティ、企業・団体など本市に関わるすべての主体とまちづくりの方向性を共有し、それぞれの主体が自ら、未来につながるまちづくりを進めていくことを掲げています。

住民等がまちづくりの主体となる都市を実現するために、市は、市民、地域コミュニティ、企業・団体などの参画と協働を推進するとともに、多様な主体が行うまちづくり活動を支援していきます。

本総合計画では「地域コミュニティ」を、自治会等の特定の目的を持たない地域団体<sup>※</sup>のほか、消防団やスポーツクラブ21など特定の目的を持つ団体を含めて、同じ地域で利害をともにする団体の総称とし、これらの団体が行う地域づくりや地域課題の解決に向けた活動を「地域コミュニティ活動」といいます。



## 2 最上位計画としての位置づけ

本市では、総合計画を最上位の計画と位置づけ、各分野の個別計画は、総合計画の趣旨を踏まえで策定します。

また、総合計画が社会経済情勢の変化や新たな行政需要に対応できるよう、策定後においても常に検討を加えつつ、計画を効果的かつ着実に推進するため、適切に進行管理を行います。

## コラム1 姫路市まちづくりと自治の条例

姫路市まちづくりと自治の条例は、行政運営の基本原則や参画と協働など、姫路のまちづくりを進めていくための基本的な考え方等を定めたものです。

### 条例の概要

**前文** 本市の自然環境や歴史、文化について述べるとともに、住民等、議会及び行政が適切に役割を分担し、まちづくりに取り組むことなどを表しています。

**第1章** 総則として、条例の制定目的や位置づけ、まちづくりと自治を推進するための基本理念を規定するとともに、住民等がまちづくりの主体となるための基本原則として、「情報共有の原則」、「参画の原則」、「協働の原則」を定めています。

**第2章** まちづくりの主体となる住民等の権利と責務とともに、議会や市長等の責務について規定しています。

**第3章** 行政運営の基本原則として、総合計画を策定し、これに基づき総合的で計画的な行政運営を行うことや効率的で効果的な行政運営を行うため、不断の行財政改革に取り組むことなどについて規定しています。

**第4章** 第1章に規定している基本原則を踏まえ、参画と協働に関する基本的な考え方や取組について規定しています。

**第5章** 地方分権の理念に基づき、市が国や兵庫県と対等な立場に立ちつつ、共通する課題の解決を目指すことや、周辺市町をはじめ他の地方自治体や海外の姉妹都市と積極的に連携・協力することを規定しています。

**第6章** 条例の見直しについて、第三者機関を設けることなどを規定しています。

#### 住民等の権利

住民等は、市政に関する情報を知る権利や参画する権利を有します。

#### 住民等の責務

住民等は、自らの発言と行動に責任を持って参画するとともに、まちづくりに関する負担を分任します。



#### 議会の責務

議会は、姫路市議会基本条例に基づき透明性を確保し、開かれた議会運営を行うよう努めます。

#### 市長等の責務

行政は、参画と協働を推進し、まちづくり活動を支援します。  
市長は、公正で誠実に行政を運営し、行政サービスの質の向上に取り組めます。

#### 議員の責務

議員は、姫路市議会基本条例に基づき、公正で誠実に活動するよう努めます。

#### 職員の責務

職員は、全体の奉仕者として、法令等を守り、公正で誠実に職務に取り組めます。

※1 住民等：姫路市まちづくりと自治の条例による定義に準じて、本総合計画では、市内に住所を有する住民のほか、自治会等の地域団体、市内で活動するボランティア団体や事業者、市内への通勤・通学者などのことをいう。

### 3 本市における地方創生「ひめじ創生」

#### 1 これまでの「ひめじ創生」の取組

本市では、これまで平成28年(2016年)3月に策定した「ひめじ創生戦略」の下、「地域経済を活性化し、安定した雇用を創生」、「学び、働き、暮らし、交流する新しいひとの流れを創生」、「生涯を通じていきいきと活躍できる社会を創生」、「出産、子育てにやさしい社会を創生」、「播磨の中核都市として魅力ある都市・圏域を創生」の五つの基本目標を掲げ、人口減少とこれに伴う地域経済の縮小を克服し、播磨の中核にふさわしい人口規模と経済力を確保することで、東京圏※や阪神地域をはじめとする大都市に対抗できるまちづくりを進めてきました。

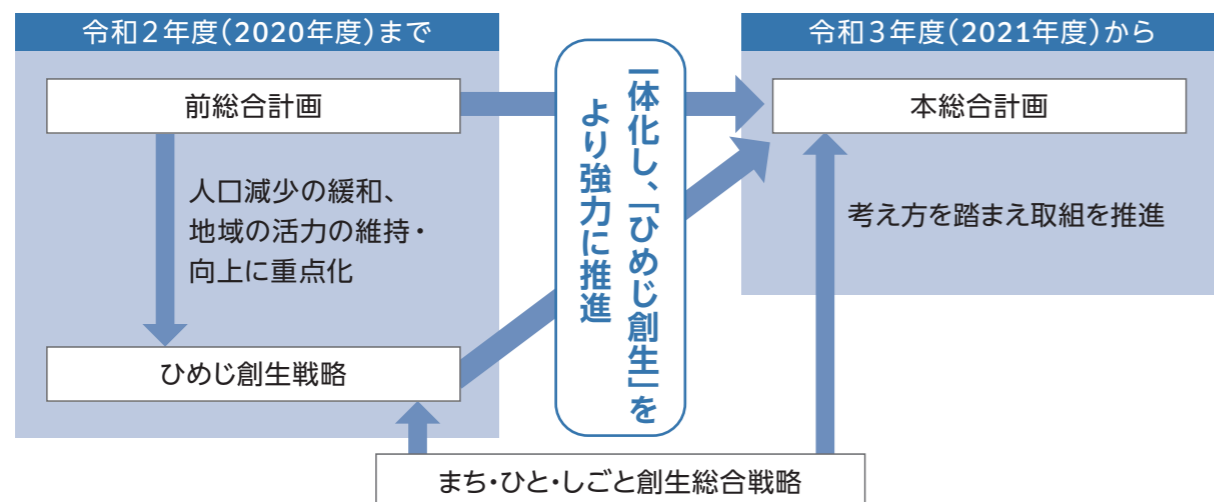
#### 2 総合計画における「ひめじ創生」の推進

本市では、出生数が減少傾向にあるとともに、若い世代の東京圏・大阪府への転出超過数が増加しており、若者に地域の魅力が十分に伝わっていないことが課題として挙げられます。

人口減少の進行を緩和し、地域の活力を維持・向上させていくためには、暮らし・産業・歴史や文化などにおける本市の魅力や地域資源として磨き上げ、つなぎ合わせていくことが重要です。そうした内発的な活力に加えて、国内外の他の地域の活力を本市に取り込み、さらに発展を遂げていくとともに、その成果を播磨圏域全体で分かち合うことにより、本市も近隣市町も持続的に発展していく必要があります。

「ひめじ創生」の取組は、地域の魅力を若者に向けて発信し、その価値を認識してもらい、共感した受け手が地域の次の担い手となり新たな価値を生み出すというサイクルを作っていく息の長い取組です。

本総合計画では、新しい時代の流れを力にすることや民間との協働などを掲げている、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の考え方を踏まえ、これまでの「ひめじ創生」の取組を継続しつつ、人口減少社会においても若者が夢と希望を持てるまちづくりを実現するため、「ひめじ創生戦略」を総合計画に一体化し、「ひめじ創生」をより強力に推進します。



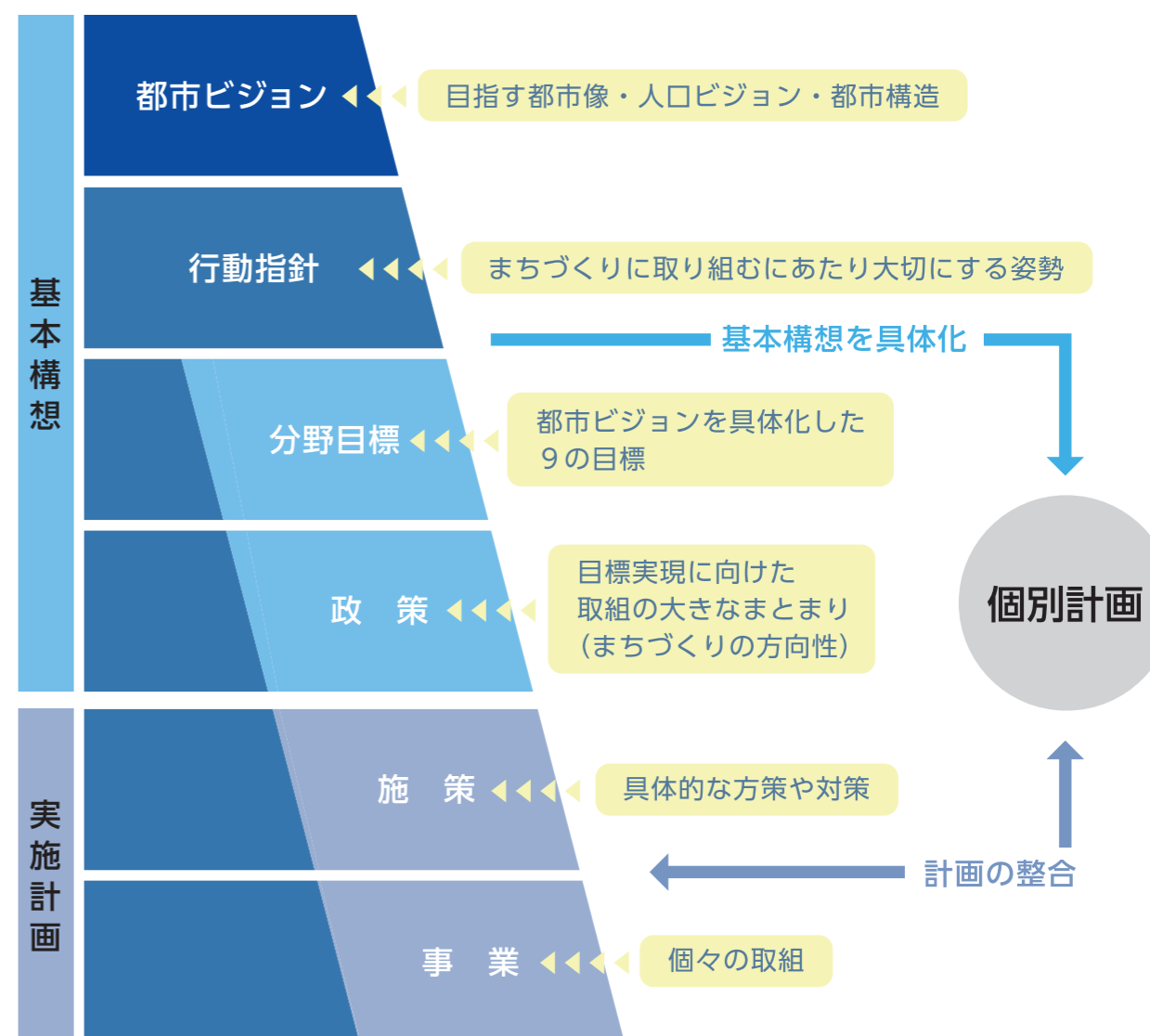
### 4 総合計画の構成と期間

#### 1 総合計画の構成

本総合計画は、「基本構想」と「実施計画」で構成します。

- 基本構想:** 本市が目指す都市の姿と、その実現に向けた基本的なまちづくりの目標や方向性を示します。
  - (役割) 市民、地域コミュニティ、企業・団体、行政が協働してまちづくりを行うための指針
  - (構成) 都市ビジョン、行動指針、分野目標、政策
- 実施計画:** 基本構想で示すまちづくりの方向性に基づき、市が取り組む施策や事業、政策の進捗を測る指標・目標値を示します。
  - (役割) 市が取り組む具体的な事業を効果的かつ着実に進めるための行動計画
  - (構成) 施策、事業

■ 総合計画のしくみ

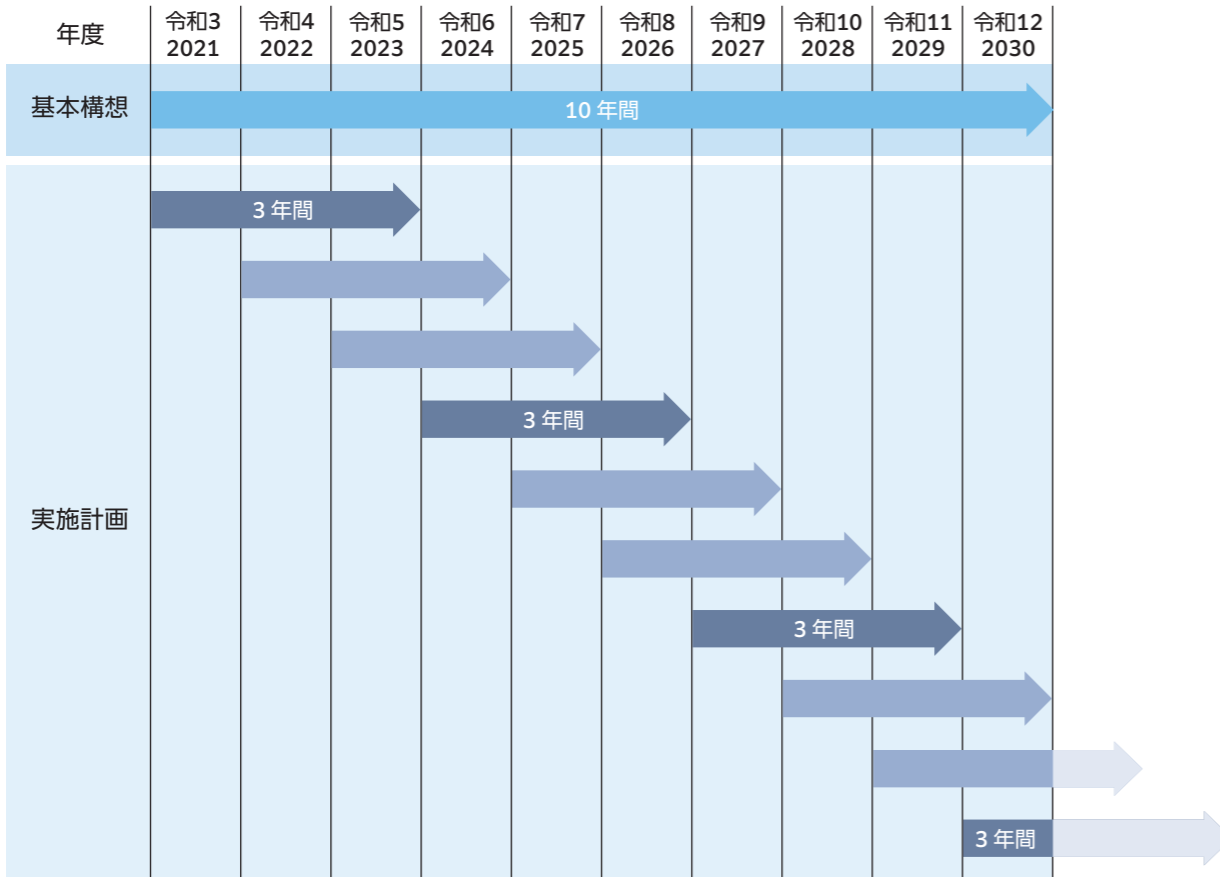


## 2 総合計画の期間

基本構想の期間は、令和3年度（2021年度）を初年度とし、令和12年度（2030年度）を目標年度とする10年間とします。

実施計画の期間は3年間とし、毎年度、掲載事業を更新します。

### ■ 計画期間



## 5 まちづくりの前提となる潮流

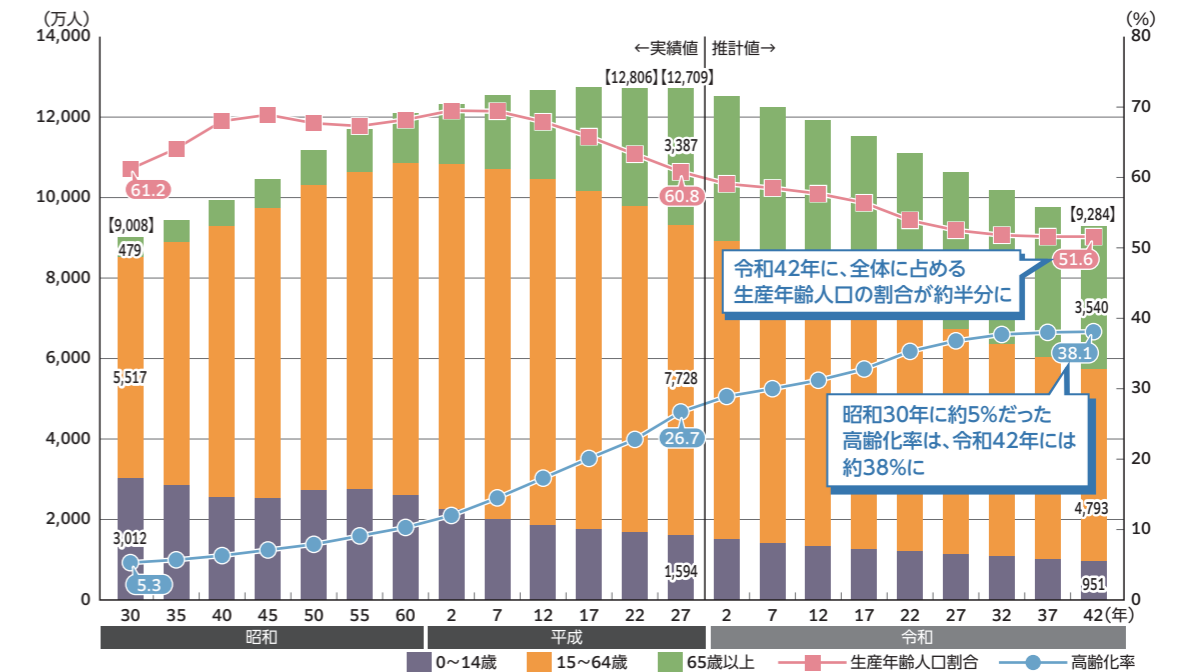
### 1 人口減少と少子高齢化の進行

#### | 少子高齢化に伴う人口構造の変化

日本の総人口は、平成22年（2010年）の1億2,806万人から長期の減少過程に入っています。平成27年（2015年）国勢調査人口を基準とした人口推計では、令和11年（2029年）に1億2,000万人、令和35年（2053年）に1億人を下回ることが予測されています。

また、総人口の減少と並行して少子高齢化が進行し、人口構造も大きく変化しています。今後は、高齢化や生産年齢人口（15～64歳）割合の減少による消費の縮小や労働力人口の減少といった経済活動への影響のほか、税収の減少や社会保障費の増大に伴い、地方自治体の財政運営がさらに厳しくなるなど、市民生活全般への影響が懸念されています。

#### ■ 年齢3区分別人口と生産年齢人口割合・高齢化率の推移



（資料）総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年4月推計）：出生中位・死亡中位推計」より作成  
（注）各年10月1日現在の人口。高齢化率＝老年人口（65歳以上）の割合。

#### | 地方からの人口流出

日本の総人口が減少する中、人口の東京一極集中が進んでいます。1990年代半ば以降、地方での転出超過が続く一方で、東京圏※はほぼ一貫して転入超過となっており、令和元年（2019年）時点で、総人口の約29%が東京圏に集中しています。

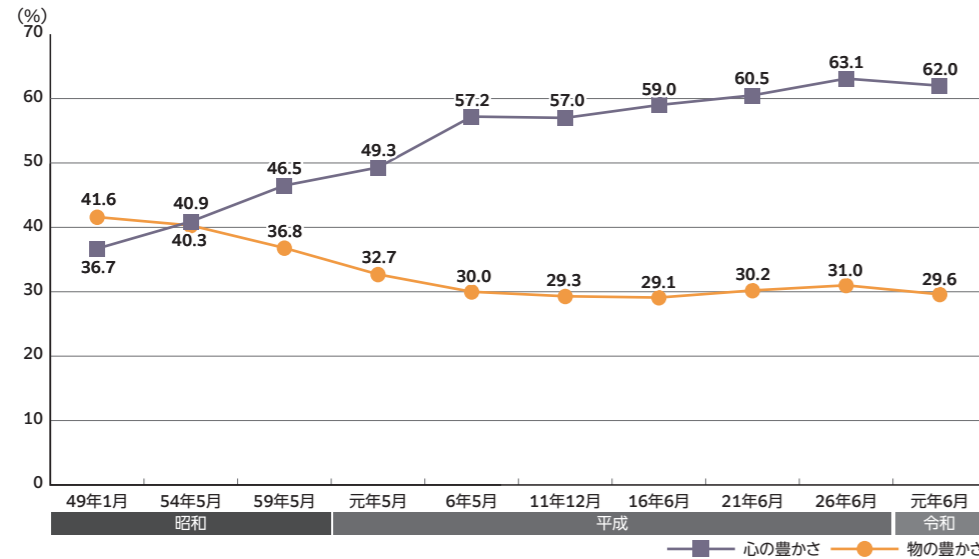
また、東京圏への人口移動の大半は、進学や就職をきっかけとする15～29歳の若い世代です。そのため、全国の出生数に占める、東京圏で生まれる子どもの割合が増加傾向にあり、人口の東京一極集中が今後も続くことが懸念されています。

## 2 市民の意識と公共サービスの変化

### 1 価値観やライフスタイルの多様化

近年、人々の志向は「物の豊かさ」より「心の豊かさ」を重視する傾向となっています。また、人々の価値観やライフスタイルが多様化しており、人口の東京一極集中が続く中で、若い世代を中心に地方でのゆとりある生活と場所にとられない働き方を求める人が増えるなど、個人の働き方や住まい方にも意識の変化が見られます。

■ 心の豊かさか、物の豊かさか



(資料) 内閣府「国民生活に関する世論調査」より作成

(注) 心の豊かさ: 「物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活することに重きをおきたい」  
物の豊かさ: 「まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい」

### 2 市民ニーズや公共の担い手の変化

ライフスタイルや社会経済情勢の変化を受け、市民ニーズや地域が抱える課題が複雑化・多様化し、市民が求める公共サービスの範囲も拡大しており、行政だけで十分に対応することが困難になってきています。

このような中、行政だけではなく、市民や地域コミュニティ、企業・団体などあらゆる主体がそれぞれに役割分担しながら、ともに公共の担い手として参画し、協働する動きが進んでいます。

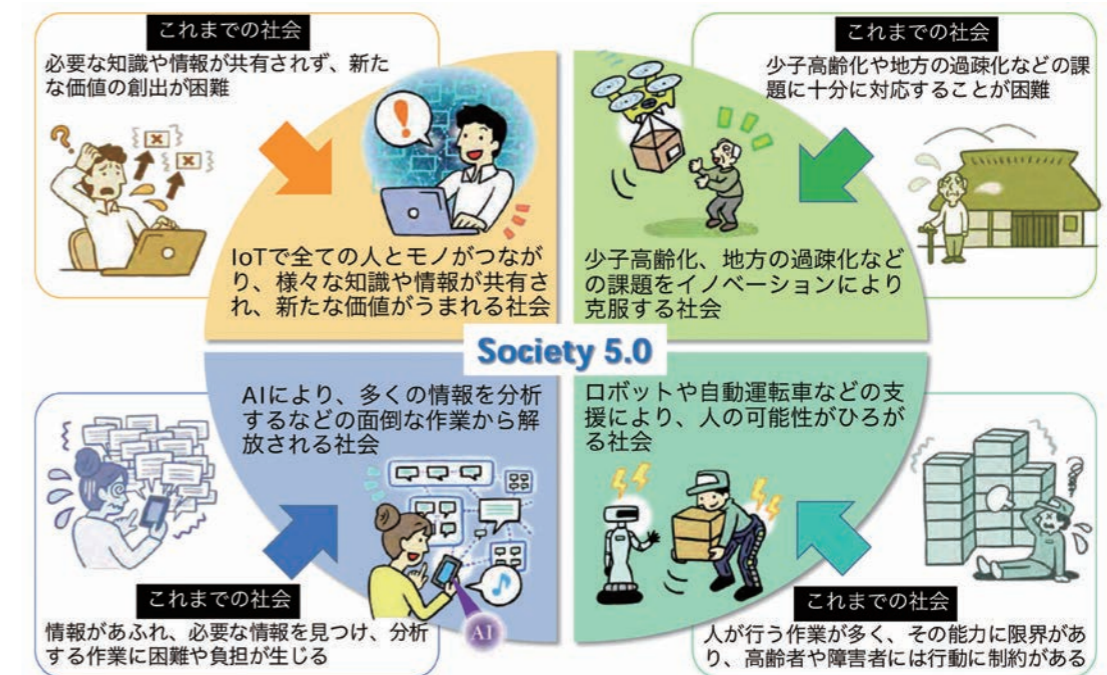


(資料) 「姫路市まちづくりと自治の条例」パンフレットより作成

## 3 高度情報化による新しい社会の到来

インターネット利用の増大と、IoT※1と呼ばれるインターネットとモノがつながる技術の発達により、様々なヒト・モノ・組織が情報通信ネットワークにつながり、大量のデジタルデータ(ビッグデータ)の生成、収集、蓄積が進んでいます。また、蓄積されたデータをAI(人工知能)によって分析し、その結果を業務処理の効率化や予測精度の向上、最適なアドバイスの提供、効率的な機械の制御などに活用することで、新たな価値の創造につなげることができるとされています。

国は、このようなデジタル化が進んだ先に実現する社会像を「Society5.0※2」と呼び、IoTやAI等の先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズにきめ細かく対応したモノやサービスを提供することで、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会の実現を目指しています。



(資料) 内閣府

※1 IoT: Internet of Things の略で、「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやりとりをすることにより、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すこと。

※2 Society (ソサエティ) 5.0: 狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く、サイバー空間(仮想空間)と現実世界を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。



## 4 持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた動き

持続可能な開発目標 (SDGs) とは、平成27年 (2015年) 9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年 (2016年) から令和12年 (2030年) までの国際目標です。

SDGsは、17の目標 (ゴール) と169のターゲットで構成されており、地球上の誰一人として取り残さない社会の実現を基本理念として、国際社会全体が、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むこととしています。これを受け、我が国は、平成28年 (2016年) 5月にSDGs推進本部を設置し、同年12月にSDGs実施指針を策定して、目標の達成に向けた取組を進めています。

令和元年 (2019年) 12月に改定されたSDGs実施指針の「現状の評価」によると、日本はジェンダー※1間の格差や気候変動への対策といった分野で「達成の度合いが低い」と評価されており、目標の達成に向けてさらなる取組が求められています。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(資料) 国際連合

## 5 大規模自然災害等への危機感の高まり

平成23年 (2011年) の東日本大震災をはじめ、火山の噴火、気候変動の影響と考えられている集中豪雨や土砂災害などの自然災害が相次いで発生しています。加えて、近い将来、南海トラフ地震※1や都市における直下型地震などの巨大地震の発生が予想されていることから、自然災害に対する危機感が高まっています。

このような大規模自然災害等から国民の生命や財産を守るとともに、経済や社会への被害を最小限にして迅速に回復する「強さとしなやかさを備えた国づくり」を進めていくため、国は、平成26年 (2014年) 6月に国土強靱化基本計画※2を策定しました。地方自治体においても、この基本計画と同様に、国土強靱化地域計画を策定し、取組を推進しています。

### ■ 近年の主な自然災害の状況

年 月 日	災害名	主な被災地	死者・行方不明者数
7.1.17	阪神・淡路大震災 (M7.3)	兵庫県	6,437人
12.3.31 ~ 13.6.28	有珠山噴火	北海道	—
12.6.25 ~ 17.3.31	三宅島噴火及び新島・神津島近海地震 (M6.5)	東京都	1人
16.10.20 ~ 16.10.21	台風第23号	全国	98人
16.10.23	平成16年 (2004年) 新潟県中越地震 (M6.8)	新潟県	68人
17.12 ~ 18.3	平成18年豪雪	北陸地方を中心とする日本海側	152人
19.7.16	平成19年 (2007年) 新潟県中越沖地震 (M6.8)	新潟県	15人
20.6.14	平成20年 (2008年) 岩手・宮城内陸地震 (M7.2)	東北 (特に宮城、岩手)	23人
平成 22.12 ~ 23.3	雪害	北日本から西日本にかけての日本海側	131人
23.3.11	東日本大震災 (Mw9.0)	東日本 (特に宮城、岩手、福島)	22,288人
23.8.30 ~ 23.9.5	平成23年台風第12号	近畿、四国	98人
23.11 ~ 24.3	平成23年の大雪等	北日本から西日本にかけての日本海側	133人
24.11 ~ 25.3	平成24年の大雪等	北日本から西日本にかけての日本海側	104人
25.11 ~ 26.3	平成25年の大雪等	北日本から関東甲信越地方 (特に山梨)	95人
26.8.20	平成26年8月豪雨 (広島土砂災害)	広島県	77人
26.9.27	平成26年 (2014年) 御嶽山噴火	長野県、岐阜県	63人
28.4.14、28.4.16	平成28年 (2016年) 熊本地震 (M7.3)	九州地方 (特に熊本)	273人
30.6.28 ~ 30.7.8	平成30年 (2018年) 7月豪雨	全国 (特に広島、岡山、愛媛)	271人
30.9.6	平成30年北海道胆振東部地震 (M6.7)	北海道	43人
令和 元.10.10 ~ 元.10.13	令和元年東日本台風	関東、東北地方	94人

(資料) 内閣府「令和2年版防災白書」より作成

(注) 令和元年東日本台風の被害は、令和2年4月10日時点のもの。

(注) マグニチュード (M) は、地震の規模を表す指標のことで、地震計で観測される波の振幅から計算されたもの。モーメントマグニチュード (Mw) は、地下の岩盤のずれの規模 (ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ) を基にして計算したマグニチュードのこと。

※1 ジェンダー：人間には生まれつきの生物学的性別 (セックス/sex) がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた男性像、女性像があり、このような「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender) のこと。

※1 南海トラフ地震：南海トラフとは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域をいい、南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震のことをいう。

※2 国土強靱化基本計画：強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるもの。また、同法に基づき、都道府県又は市町村が、国土強靱化に係る都道府県又は市町村の他の計画等の指針となるべきものとして定める計画を国土強靱化地域計画という。

## 6 新型コロナウイルス感染症の流行による社会経済情勢の変化

令和元年（2019年）12月に中国武漢市で確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界的規模で流行しています。我が国においても、全国的に感染者が確認され、特に都市部では感染者数が急増し、医療提供体制がひっ迫する事態となりました。令和2年（2020年）4月には、国によって全国に緊急事態宣言※1が出され、兵庫県ではこれを受けて、県民の不要不急の移動自粛に加え、学校の休校や、生活必需サービス・物資を提供する店舗を除く商業施設等に対して休業を要請するなど、市民生活・経済活動に大きな影響が出ました。

国や地方自治体は、感染拡大を予防する「新しい生活様式※2」の定着をはじめ、検査体制や医療提供体制の強化に取り組むとともに、生活や雇用・事業を守るための措置を講じています。

また、このような状況を契機に行政のデジタル化の遅れ、東京一極集中などの課題が改めて浮き彫りとなり、人々の暮らし方や働き方をはじめ、産業構造や企業行動、行財政運営、さらには東京一極集中が進む社会のあり方などが大きく変化する可能性も指摘されており、ポストコロナを見据え、社会全体でこれらの課題に対処する取組を進めていくことが求められています。



（資料）厚生労働省「『新しい生活様式』の実践例」

※1 緊急事態宣言：新型インフルエンザ対策特別措置法に基づき、首相が発令する宣言。首相が対象地域や期間を指定して発令し、対象となった都道府県の知事は、住民に対し、外出自粛要請や人が集まる施設の使用の制限、仮設病院を設置するための土地収用等が可能となる。

※2 新しい生活様式：長期間にわたって感染拡大を防ぐために、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策を、日常生活に定着させ、持続させること。

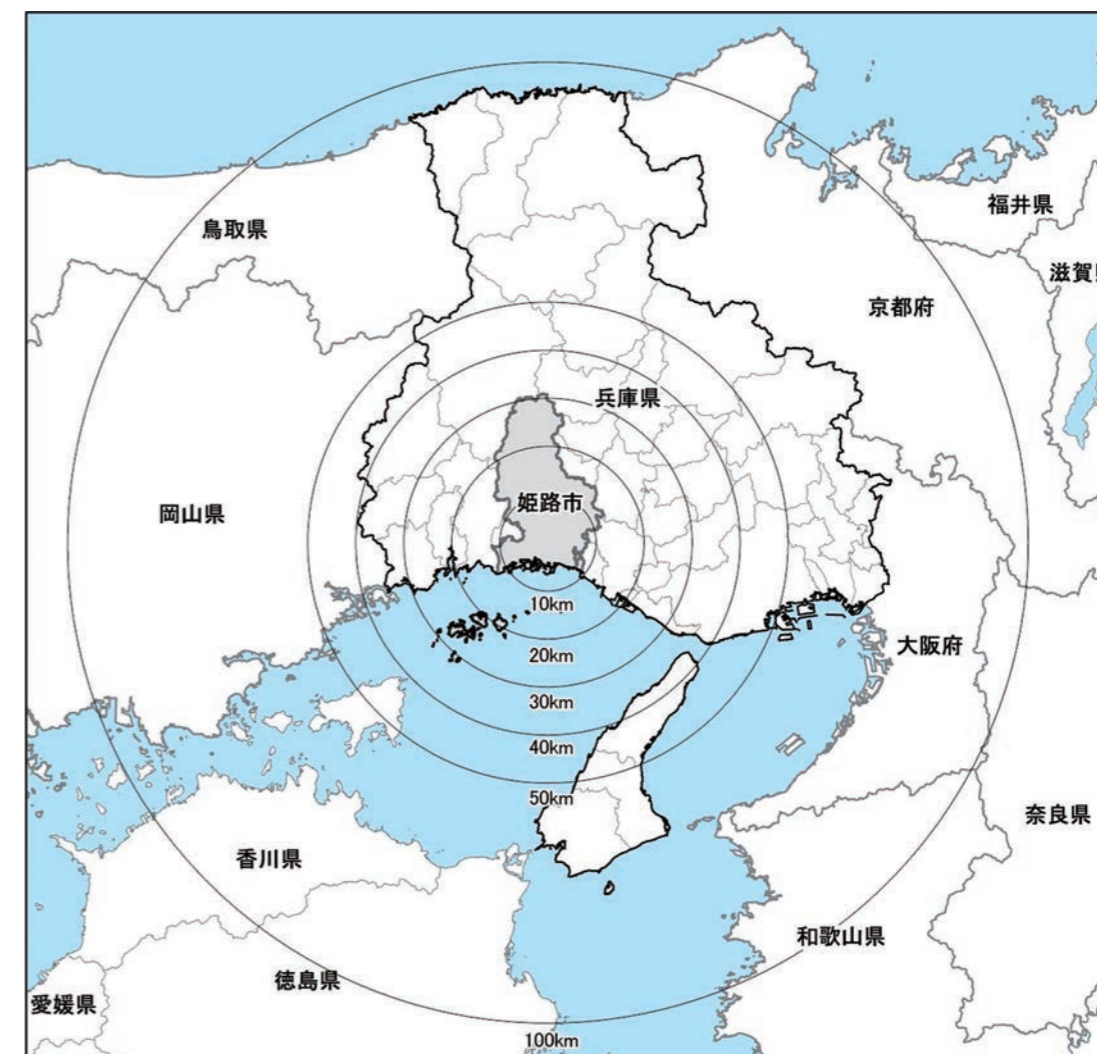
## 6 姫路市の市勢

### 1 地理的・自然的特性

本市は、兵庫県の南西部、瀬戸内海に面した播磨平野のほぼ中央に位置し、市域は東西約36km、南北約56km、総面積は約534km<sup>2</sup>です。

北部は、豊かな森林丘陵地や田園地が広がるとともに、標高700～900m級の山並みが連なっています。中南部は、JR姫路駅を中心に市街地が広がっており、山並みから離れた丘陵部が市街地内に点在しています。また、市川、夢前川、揖保川などの河川が南北に流れ、瀬戸内海には大小40余りの島が点在し、群島を形成しています。

気候は瀬戸内海気候に属し、年降水量、降水日数ともに比較的少なく、四季を通じて温和な日が多い、自然災害の少ない地域です。



## 2 沿革

### 古代

姫路の地は、古代の官道である山陽道が東西に延び、奈良・平安時代には姫山の南辺りに播磨国府が置かれ、さらに市川周辺の平野部に国分寺、国分尼寺が建立されるなど、政治・文化の中心地でした。また、西国街道と但馬、因幡、出雲の街道が結節する交通の要衝地としても栄え、播磨の中心として発展していきました。

### 中世～近世

中世には、赤松氏が姫山に初めて砦を構え、その後に羽柴秀吉が三層の天守閣を築きました。そして、近世初めには、池田輝政により現在とほぼ同じ姿の姫路城が築城され、城下の町割りも行われました。その後、本多忠政が入封し、子の忠刻の正室として徳川家康の孫、千姫が迎えられますが、その際に化粧料として10万石が加増され、姫路城及び城下の整備が進み、城下町としての町並みが形成されていきました。また、新田や塩田の開発、木綿、皮革などの殖産が振興され、姫路藩として江戸時代を通じて播磨の政治と経済の中心であり続けました。



▲ 歌川貞秀作「真柴久吉公播州姫路城郭築之図」

### 近代～現代

明治時代には、版籍奉還、廃藩置県により姫路藩は解体され、姫路県が誕生しました。その後、飾磨県に改められ、明治9年(1876年)8月には兵庫県に統合されました。

現在の姫路市は、明治22年(1889年)4月に近世の城下町とその外縁部を市域とする人口約2.5万人の都市として、全国の30市とともに国内で初めて市制を施行したところからはじまります。

近代的な都市づくりの第一歩として、生野(朝来市)から姫路・飾磨港の間に日本初の高産産業道路といわれる「銀の馬車道」が、そのほかにも山陽鉄道や播但鉄道が開通し、姫路駅周辺は一大ターミナルとして商業や業務施設が集積していきました。

工業面では、明治後期以降、繊維・紡績業等の軽工業が発展するとともに、大正以降、臨海部に製鉄業等の重工業が進出し、人口の集中に伴い市街地が拡大していきました。

アジア・太平洋戦争により市街地は壊滅的な打撃を受けましたが、大手前通りをはじめ姫路駅周辺の整備により、いち早く戦後復興を遂げ、高度経済成長期には播磨臨海工業地帯の中心としての役割を担い、商工業都市として今日の姿へと発展しました。



▲ 昭和39年の大手前通り

## 3 近年の動向

近年では、平成5年(1993年)12月に姫路城が法隆寺地域の仏教建造物とともに国内で初めて世界文化遺産に登録され、平成8年(1996年)4月には、全国の11市とともに初の中核市となりました。

また、本市は、明治から昭和40年代前半にかけて近隣の町村と計11回の市町村合併により市域を拡大していき、平成18年(2006年)3月には、全国的に市町村合併が積極的に推進される中、近隣4町(家島町、夢前町、香寺町、安富町)と39年ぶりに合併し、現在の市域となりました。

平成27年(2015年)には、近隣の7市8町と播磨圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、圏域で中心的な役割を担う連携中枢都市となりました。

### コラム2 播磨圏域連携中枢都市圏

播磨圏域連携中枢都市圏を構成する市町

連携中枢都市圏とは、連携中枢都市となる圏域の中心市と近隣の市町村が地方自治法の規定に基づく連携協約を締結することにより、一定の人口規模を有する圏域を形成し、活力ある社会経済を維持するための拠点づくりを進める制度です。

本市は連携中枢都市として、連携する市町とともに、「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」、「生活関連機能サービスの向上」に取り組んでいます。

#### ▶ 播磨圏域8市8町の基礎データ (平成29年現在)

人口: 1,293,311人 (兵庫県の人口の23.5%)

面積: 2,800.03km<sup>2</sup> (兵庫県の面積の33.3%)

市町内総生産(名目): 5兆5,280億円 (兵庫県の総生産の25.9%)



### 「連携中枢都市圏」制度の概要

#### 連携中枢都市(姫路市)

<要件>

- ・政令指定都市、中核市
- ・昼夜間人口比率 おおむね1以上 など

#### ① 連携中枢都市宣言

近隣の市町と連携し、圏域全体の経済をけん引し、圏域住民全体の暮らしを支えるという役割を担う意思を表明

#### ② 連携協約締結

・近隣の市町と連携して事務を処理するにあたっての基本的な方針と役割分担を定める協約を締結

・締結には、各市町における議会の議決が必要

#### ③ 都市圏ビジョン策定

- ・連携協約に基づく具体的取組について規定
- ・産学官民の関係者からの意見を幅広く反映

A市

B市

C町

## 4 人口指標

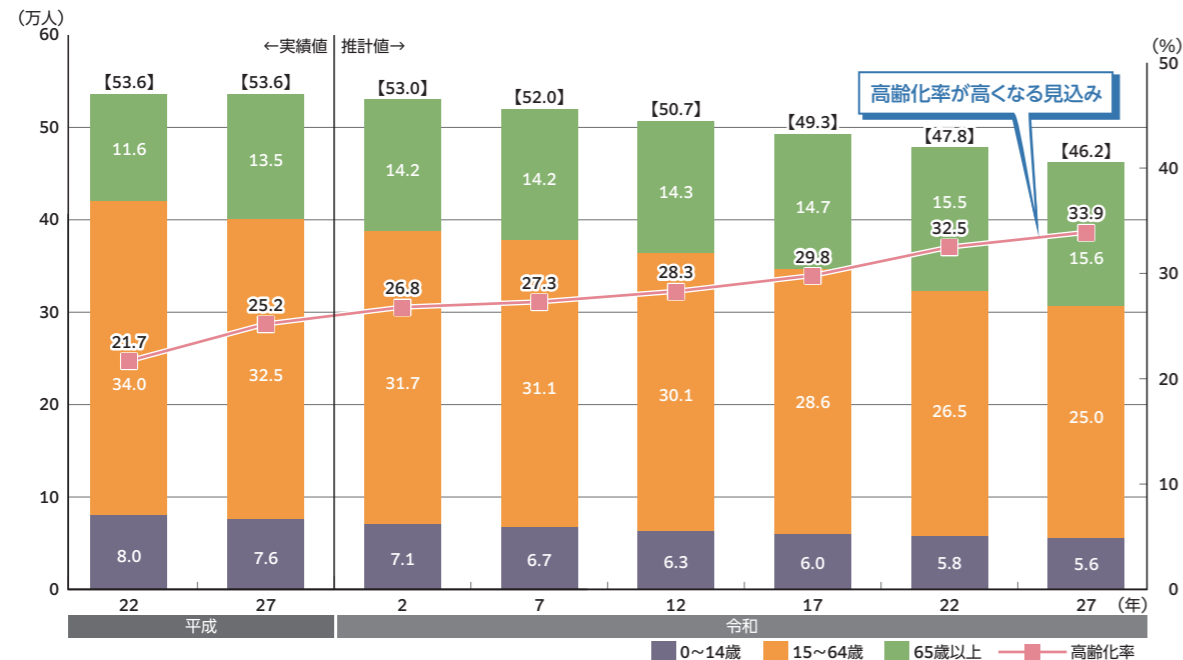
### ① 人口

本市の総人口は、平成27年（2015年）国勢調査人口を基準とした人口推計によると、平成27年以降減少が続き、令和27年（2045年）には46.2万人になると見込まれます。

また、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は、総数、割合ともに減少傾向で推移し、令和27年のそれぞれの人口は、5.6万人、25万人になると見込まれます。

一方、老年人口（65歳以上）は、総人口が減少する状況においても、総数、割合ともに増加し、令和27年には、老年人口の割合（高齢化率）は33.9%になると見込まれます。

#### ■ 年齢3区分別人口と高齢化率の推移



(資料) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」より作成

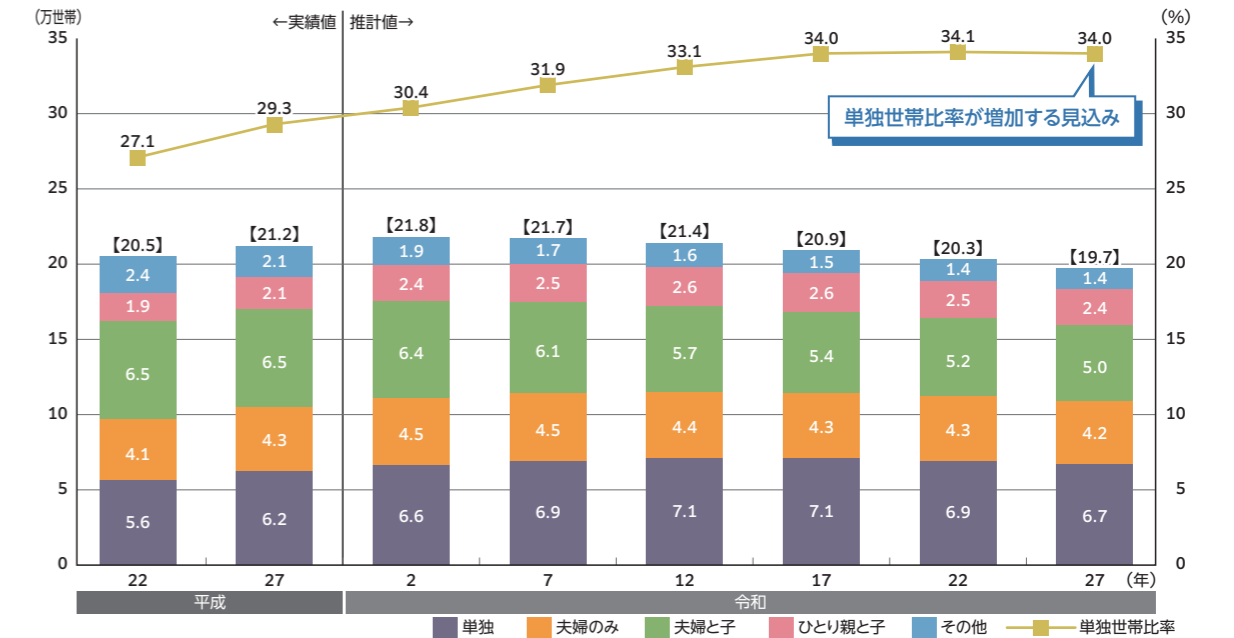
### ② 世帯数

一般世帯数は、核家族化の進行により増加傾向が続いていますが、令和2年（2020年）以降減少に転じ、令和27年（2045年）には19.7万世帯になると見込まれます。

また、夫婦と子世帯数は、平成22年（2010年）から減少傾向が続き、夫婦のみ世帯数も、一般世帯数と同様に令和2年以降減少に転じると見込まれます。

一方、ひとり親と子世帯数、単独世帯数は、令和17年（2035年）までは増加傾向が続くと見込まれます。

#### ■ 世帯類型別の世帯数と単独世帯比率の推移



(資料) 姫路経済研究所「数字で見る姫路経済2020」より作成

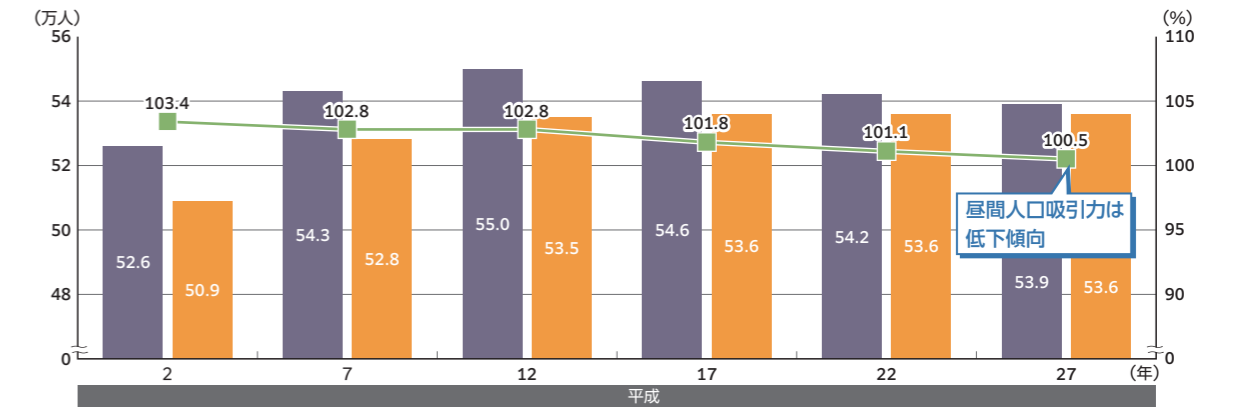
(注) 令和2～27年の推計にはコーホート要因法\*を用いた。棒グラフの積み上げ数値は、各世帯数の合計となる一般世帯数。

### ③ 昼夜間人口

昼間人口は、平成27年（2015年）で53.9万人となっています。また、昼夜間人口比率\*は、平成27年で100.5%となっており、これは、本市から他地域へ通勤・通学する人よりも本市に通勤・通学してくる人が多く、本市が播磨地域の中心的な都市であることを示しています。

他地域から通勤・通学する人を引き込む力（昼間人口吸引力）は高い状態にあるものの、近年では低下傾向にあります。

#### ■ 昼夜間人口と昼夜間人口比率の推移



(資料) 総務省「国勢調査」より作成

(注) 平成17年以前は、旧4町地域（家島町、夢前町、香寺町、安富町）を含む。

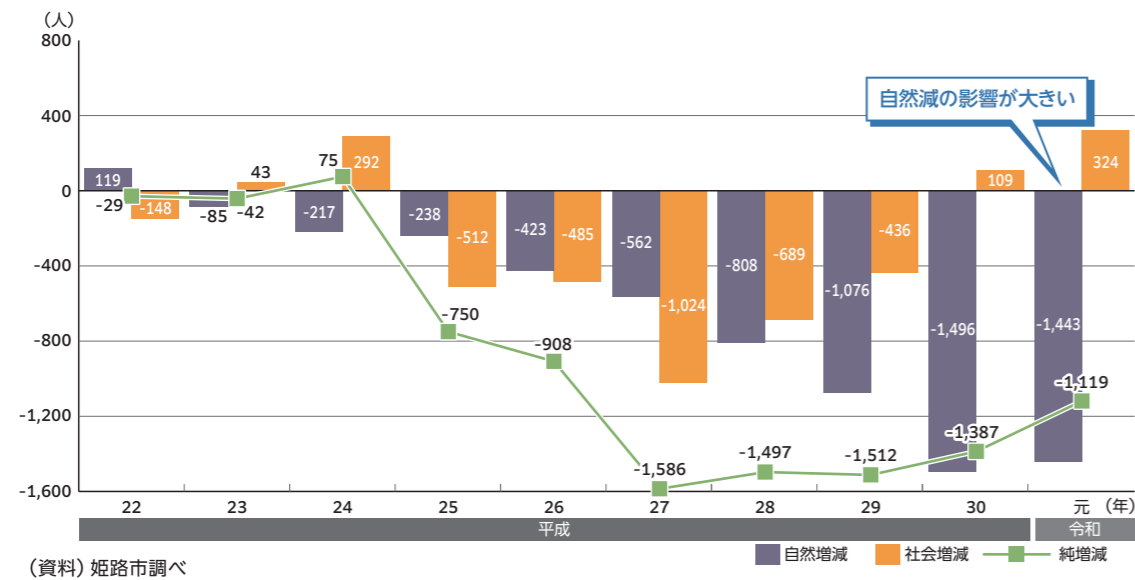
#### ④ 人口動態

人口増減の傾向を人口動態から見ると、平成23年（2011年）から自然増減がマイナスに転じ、平成25年（2013年）には自然増減、社会増減ともマイナスとなりました。平成30年（2018年）に社会増減はプラスに転じましたが、人口減少は続いています。

自然増減の内容として、出生者数と死亡者数の推移を見ると、出生者数の減少と高齢者人口の増加に伴う死亡者数の増加により自然増減の減少幅が拡大傾向にあります。また、社会増減のうち、転入・転出の推移を見ると、年ごとの変動が大きくなっていますが、近年の転出超過の状況から、平成30年には転入超過に転じました。

平成27年（2015年）から令和27年（2045年）までの小学校校区別人口増減率を見ると、JR沿線では、人口が増加する校区もありますが、ほとんどの校区は人口の減少が見込まれます。

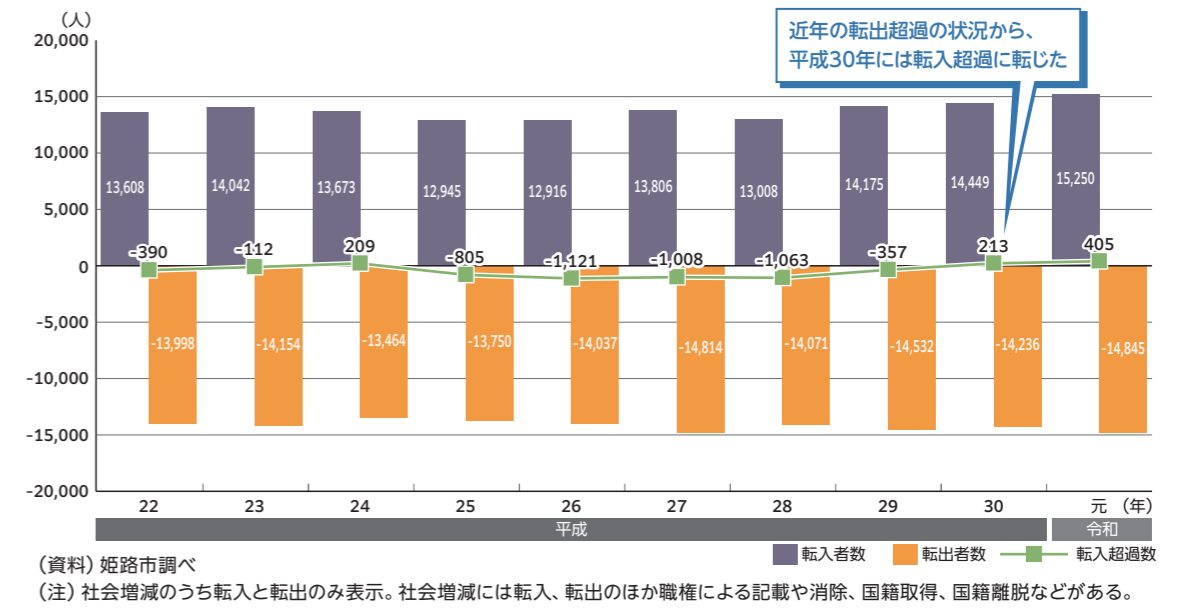
#### ■ 人口動態の推移



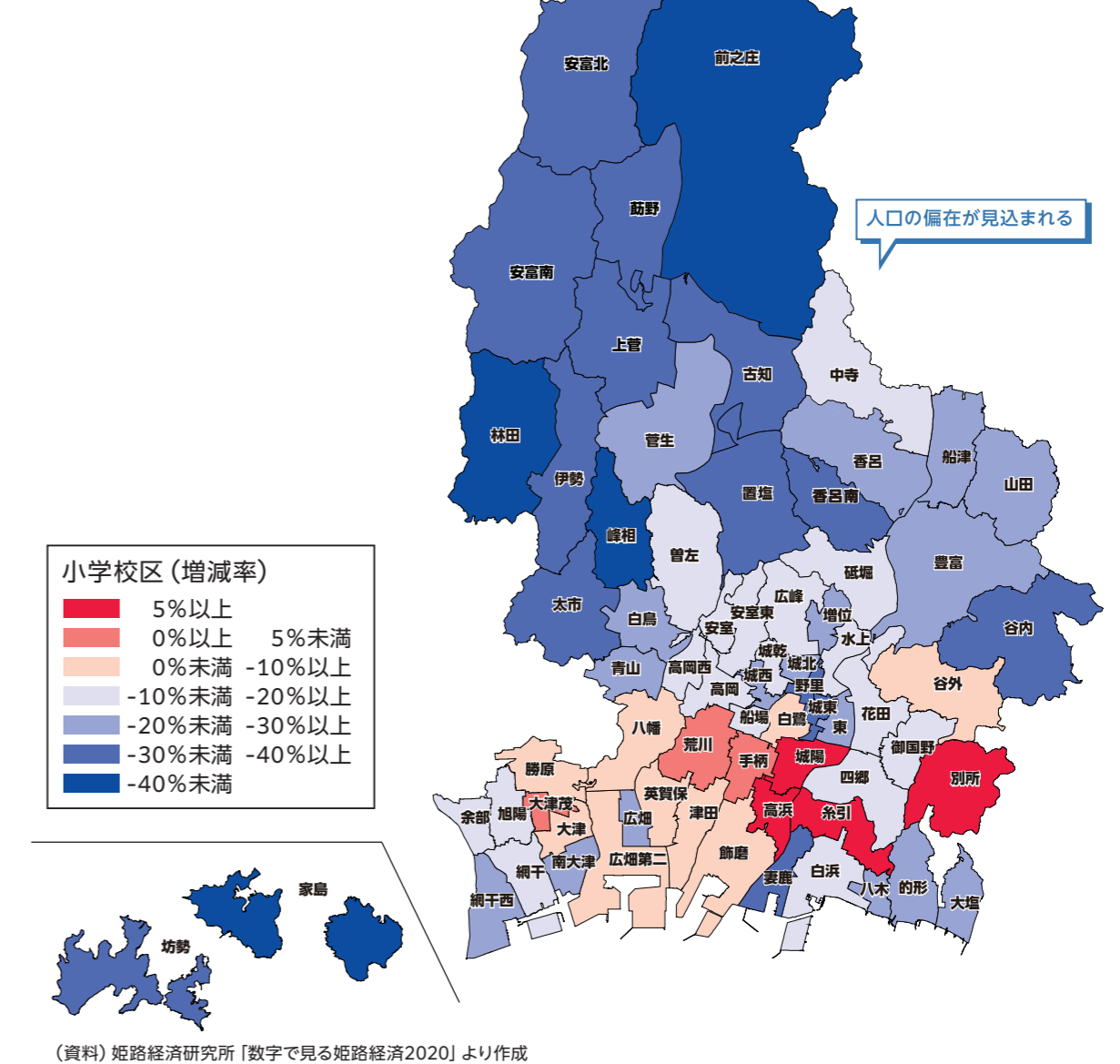
#### ■ 自然増減（出生者数-死亡者数）の推移



#### ■ 社会増減（転入・転出）の推移



#### ■ 平成27年(2015年)から令和27年(2045年)までの小学校校区別人口増減率



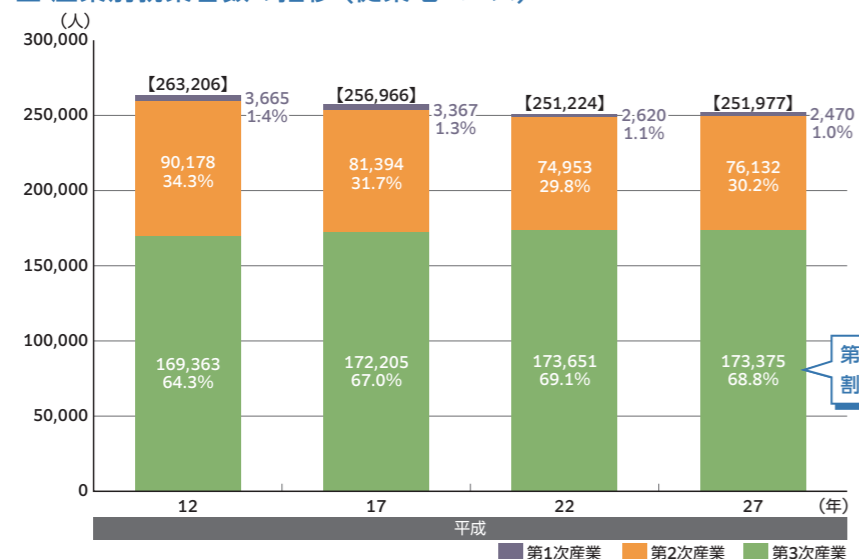
## 5 経済指標

### ① 就業者数

本市の就業者数は、平成27年（2015年）時点で約25万人となっています。

産業別に見ると、第3次産業で働く人が最も多く、全体の7割近くを占めています。製造業、建設業など第2次産業で働く人の比率は徐々に下がってきており、平成27年には約3割となっています。また、第1次産業で働く人は、一貫して減少し続けています。

■ 産業別就業者数の推移（従業地ベース）



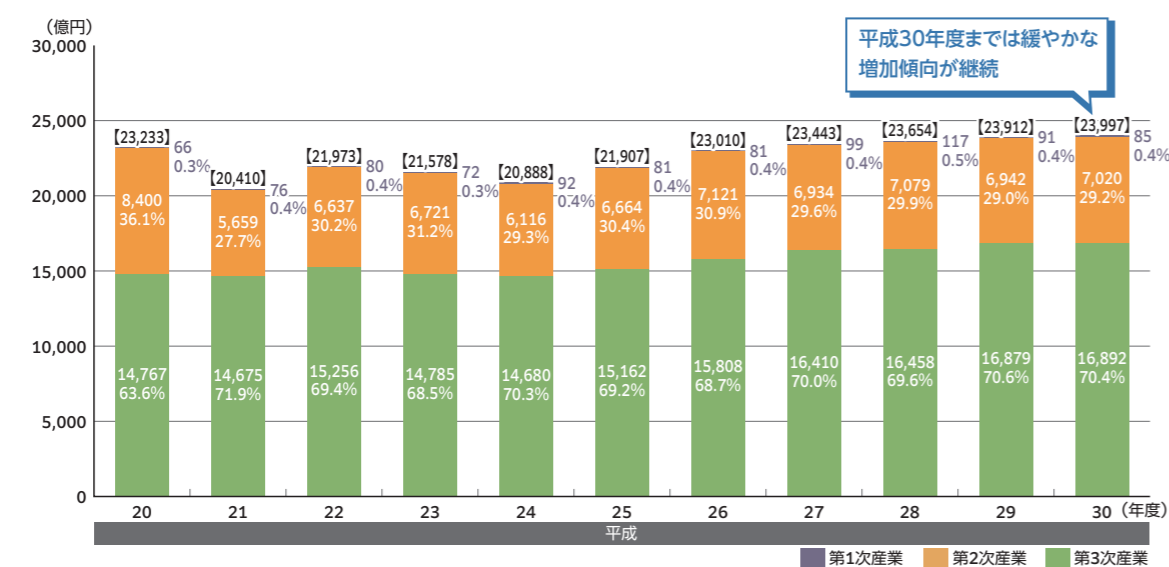
（資料）総務省「国勢調査」より作成

（注）平成17年以前は、旧4町地域（家島町、夢前町、香寺町、安富町）を含む。

### ② 市内総生産

市内総生産は、全国的な傾向と同様に、リーマンショック\*を契機とする世界的な景気の後退により平成21年度（2009年度）に減少し、その後は増加傾向にあります。産業構造全体に占める割合は、平成30年度（2018年度）では第1次産業が1割未満、第2次産業が約3割、第3次産業が約7割となっています。

■ 産業別総生産の推移



（資料）兵庫県「市町民経済計算」より作成

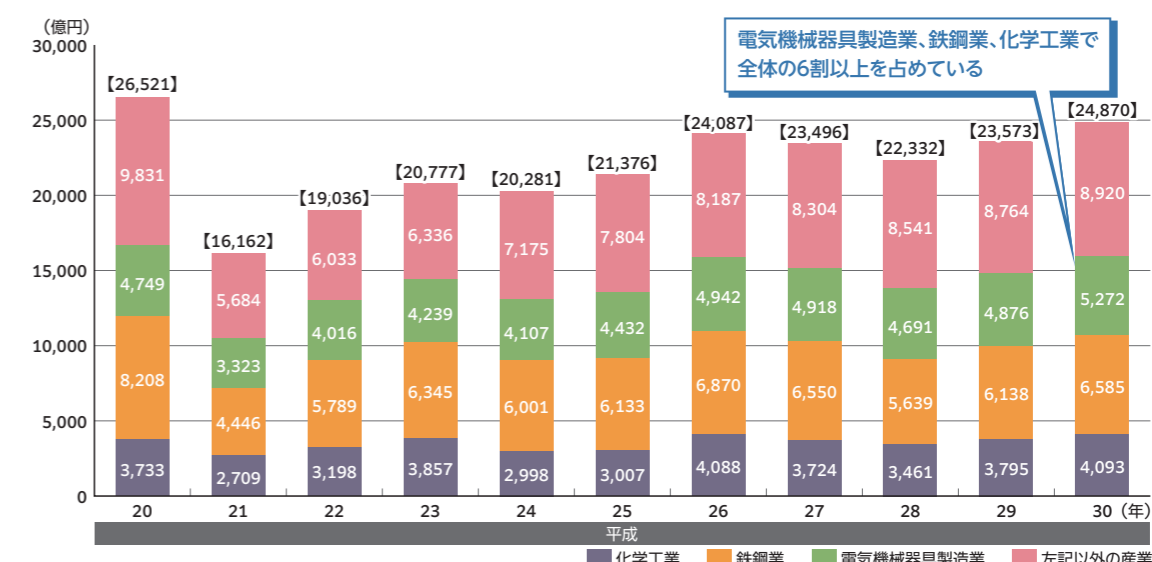
（注）市内総生産（名目）を使用、平成30年度は速報値。

### ③ 製造品出荷額等

製造品出荷額等（従業員4人以上の事業所）は、平成20年（2008年）には2兆6,521億円に達しましたが、平成21年（2009年）に一度大きく落ち込みました。その後は増減を繰り返しながらも全体として回復傾向にあり、平成30年（2018年）には2兆4,870億円となっています。

産業中分類別の構成比を見ると、電気機械器具製造業と鉄鋼業で4割を超え、化学工業を加えると6割以上を占めており、これらの産業の集積が本市の製造業の特徴です。

■ 製造品出荷額等の推移

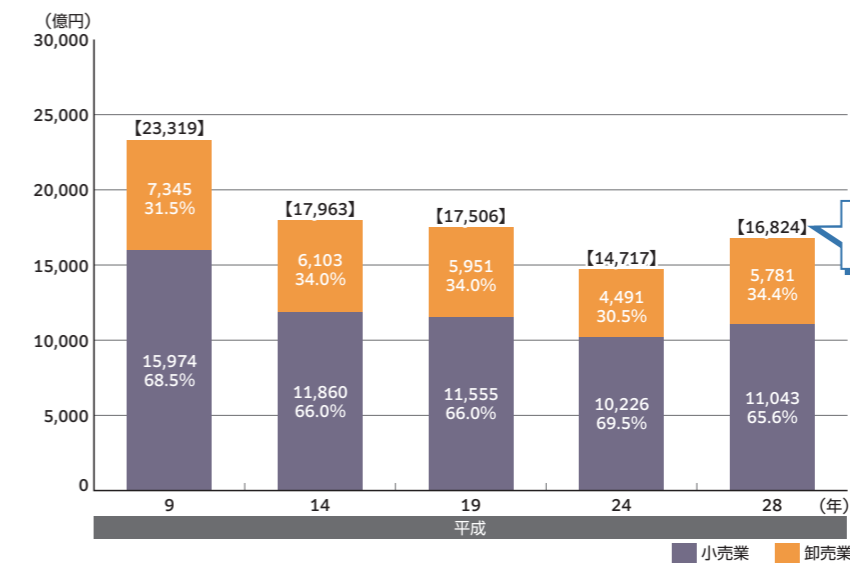


（資料）経済産業省「工業統計調査」、総務省「経済センサス」より作成

### ④ 年間商品販売額

小売業と卸売業の年間商品販売額は、平成24年（2012年）まで減少傾向が続き、平成24年の販売額は平成9年（1997年）時と比較して、3割以上減少しました。平成24年からはやや回復し、平成28年（2016年）には1兆6,824億円となっています。

■ 年間商品販売額の推移



（資料）経済産業省「商業統計調査」、総務省「経済センサス-活動調査」より作成

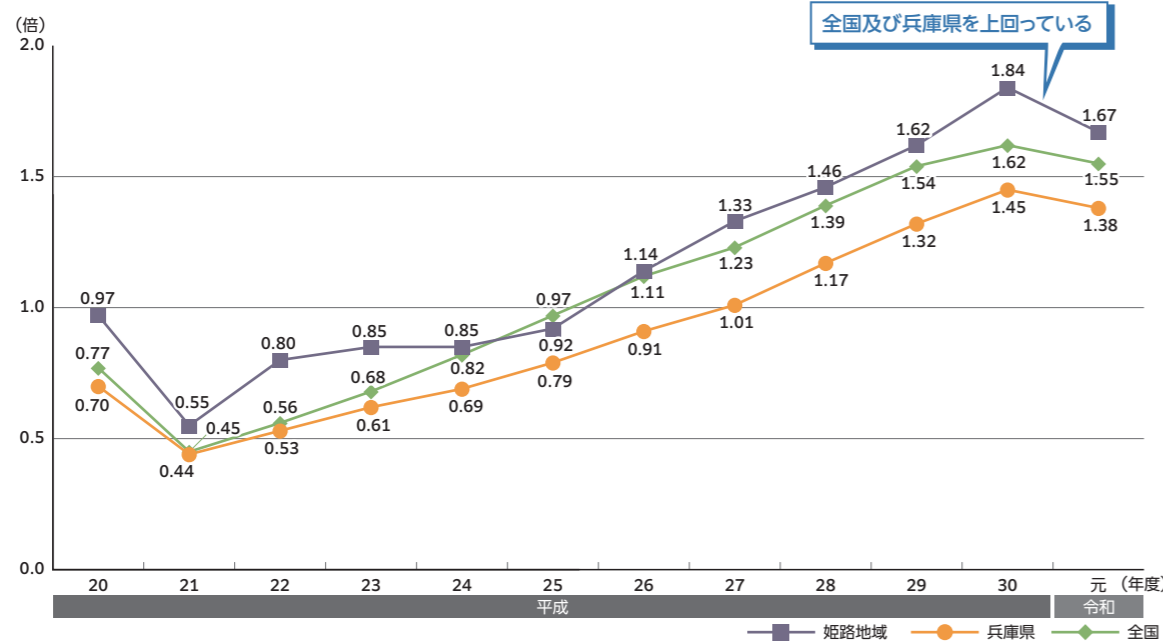
（注）平成14年以前は、旧4町地域（家島町、夢前町、香寺町、安富町）を含む。

### ⑤ 有効求人倍率

姫路地域の有効求人倍率は、リーマンショックを契機とする世界的な景気の後退により落ち込み、平成21年度（2009年度）には0.55倍となりましたが、その後、増加に転じ、令和元年度（2019年度）には1.67倍となっています。

全国及び兵庫県と比較すると、おおむね同水準かそれよりも高い水準で推移しています。

#### ■ 有効求人倍率の推移



(資料) 姫路公共職業安定所統計データより作成  
 (注) 姫路地域とは、姫路市(安富町を除く)、福崎町、市川町、神河町、太子町のことをいう。

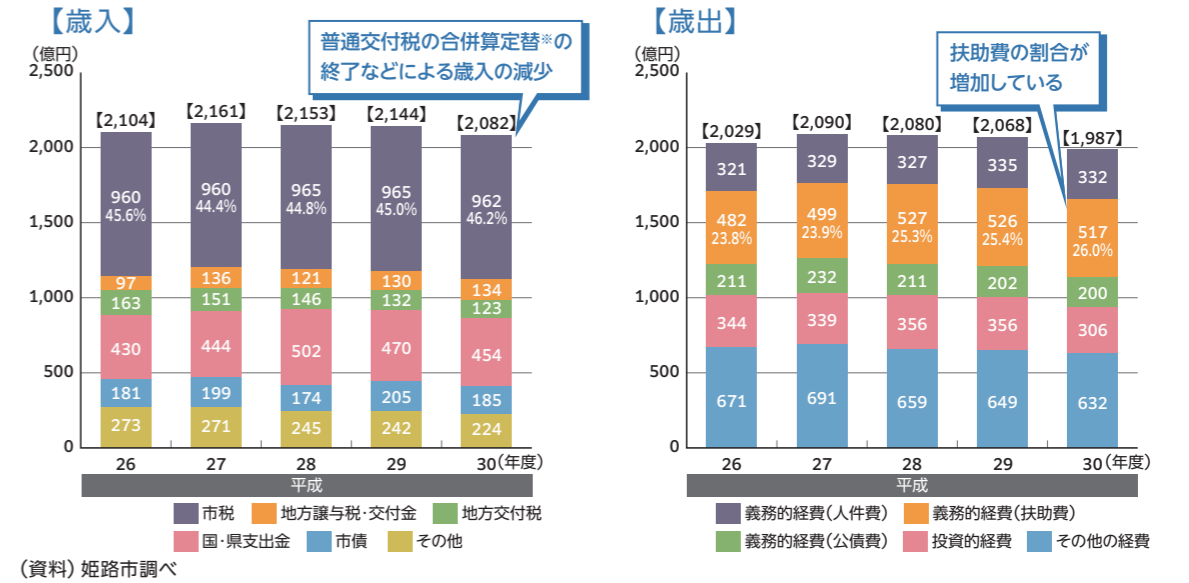
## 6 財政指標

財政指標は、他の中核市との比較を可能にするため、普通会計\*で示しています。

### ① 歳入歳出決算額

本市の歳入歳出決算額は、平成26年度（2014年度）以降、横ばいで推移しており、平成30年度（2018年度）は歳入2,082億円、歳出1,987億円となっています。歳入は、市税の割合がおおむね45%前後で堅調に推移していますが、今後、人口減少に伴う税収の減少が懸念されています。また、歳出は、社会保障関係経費の大幅な伸びにより、扶助費の割合が増加しています。

#### ■ 歳入歳出決算額の推移



(資料) 姫路市調べ

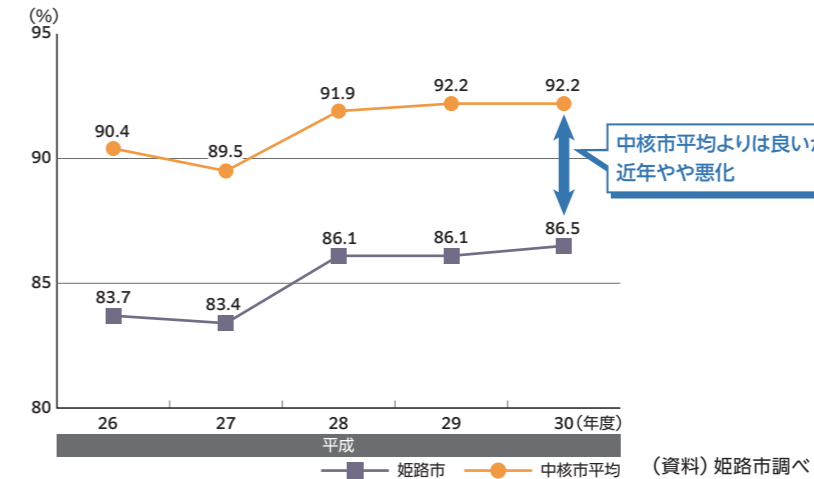
### ② 経常収支比率

経常収支比率とは、人件費や扶助費、公債費など、毎年度経常的に支出される経費に、地方税や地方交付税などの自由に使い道を定められる一般財源がどの程度費やされているかを示したものです。

この数値が高いと、使い道の決まった経費への支出が多くなり、市独自の取組を強化するようなゆとりがなくなっていきます。

本市の経常収支比率は、中核市平均が90%前後で推移する中、80%台を維持しており、中核市平均より低くなっていますが、平成27年度（2015年度）から平成28年度（2016年度）にかけて上昇しており、財政の硬直化が進んでいます。

#### ■ 経常収支比率の推移



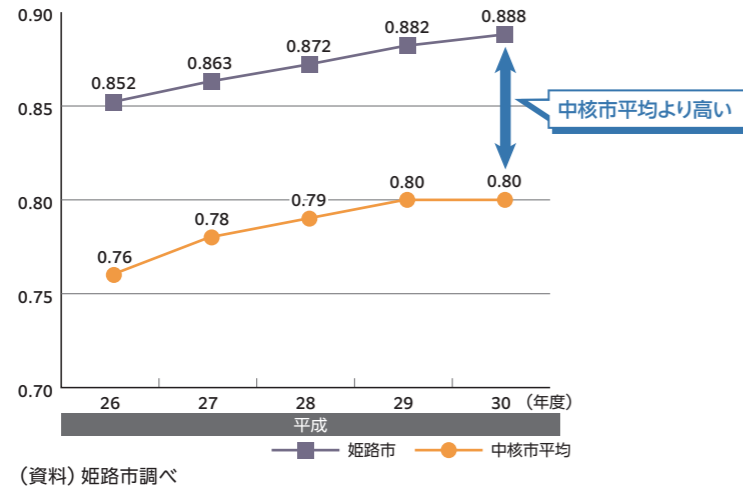
(資料) 姫路市調べ

### ③ 財政力指数

財政力指数とは、地方自治体の財政力を示す指数として用いるもので、数値が高いほど財政的に豊かであるといえます。

本市の財政力指数は、中核市平均を上回っており、本市の財政力は中核市の平均よりも強いといえます。

#### ■ 財政力指数の推移

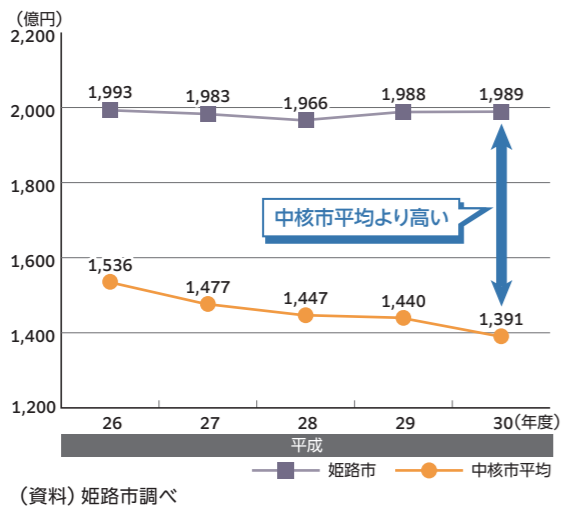


### ④ 市債現在高

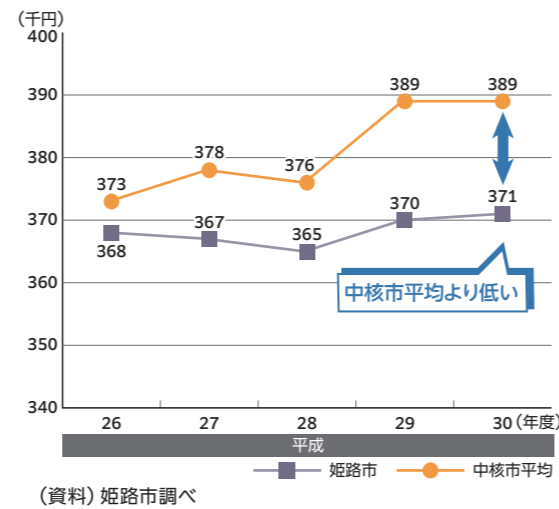
市債とは、市が財政収支の不足を補うために一会計年度を超えて長期にわたり借り入れる借入金です。

本市の市債現在高は、中核市平均よりも高い額となっていますが、市民一人当たりの市債現在高は、中核市平均よりも低い額となっています。

#### ■ 市債現在高の推移



#### ■ 市民一人当たりの市債現在高の推移



- ・「④人口指標 (P.16)」、「⑤経済指標 (P.20)」、「⑥財政指標 (P.23)」の各指標は、令和2年(2020年)12月までに公表された各種統計資料に基づき作成しています。
- ・同月以降に公表される統計資料においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、各指標に係る統計数値の変動が見込まれています。





## 第1章 都市ビジョン

目指す都市像

# ともに生き ともに輝く にぎわい交流拠点都市 姫路

人口ビジョン

目指す2030年の定住人口 51.8万人  
交流人口づくり・関係人口づくり

都市構造

多核連携型都市構造

都市ビジョンを

分野ごとに具体化

## 第2章 行動指針

行動指針に基づく取組により政策を推進

まちづくりに取り組むにあたり大切にする姿勢

多様な個性が輝く  
「人」づくり

つながり、信頼し合う  
「地域」づくり

世界に飛躍する  
「活力」づくり

命と暮らしを支える  
「土台」づくり

## 第3章 分野目標・政策

01 市民活動分野	02 健康福祉分野	03 教育分野	04 環境分野	05 産業分野	06 観光・スポーツ分野	07 都市基盤分野	08 防災・安全安心分野	09 行財政運営分野
<b>目標</b> 多様な主体が輝くまち	<b>目標</b> 命・暮らしの支え合い	<b>目標</b> 生き抜く力の育成と 歴史文化の継承	<b>目標</b> 環境にやさしいまち	<b>目標</b> 世界に誇れる価値を生む 地域産業の確立	<b>目標</b> にぎわいと感動の創出	<b>目標</b> 交流と魅力を支える 都市基盤の構築	<b>目標</b> 災害等に強く 安全で安心な都市	<b>目標</b> 市民ニーズに応じた 行政サービスの提供
<b>政策</b> ① 多様なコミュニティ活動の推進 ② 人権尊重社会の形成 ③ 市民文化活動の推進 ④ 国際交流・多文化共生の推進	<b>政策</b> ① 地域に根ざしたきめ細かな福祉の充実 ② いきいきと暮らせる障害者福祉の充実 ③ 健康で安心して暮らせる高齢者福祉の充実 ④ 健やかな成長を支える子育て環境の充実 ⑤ 健康で安心な市民生活の充実	<b>政策</b> ① 魅力ある教育の推進 ② いきいきとした生涯学習社会の実現 ③ 歴史文化遺産の保存・継承と活用	<b>政策</b> ① 自然とひとが調和した快適な空間の保全と創出 ② 持続可能な循環型社会の形成	<b>政策</b> ① 地域の特性を活かした農林水産業の振興 ② 活力ある商工業の振興	<b>政策</b> ① おもてなし観光交流都市の推進 ② スポーツを通じた活気あふれる社会の実現	<b>政策</b> ① 地域の特性を活かしたまちづくりの推進 ② 交流連携を支える交通環境の充実 ③ 緑と調和した快適な住環境の形成 ④ 持続可能な上下水道サービスの提供	<b>政策</b> ① 災害等に強いまちづくりの推進 ② 安全安心な暮らしの確保	<b>政策</b> ① 信頼ある行財政運営の推進 ② スマート自治体の推進

社会潮流や本市の現状を踏まえ、目指す都市像と人口ビジョン、都市構造を定めます。  
 本総合計画の計画期間中、行政だけではなく、市民や地域コミュニティ、企業・団体など本市に関わるすべての主体が、都市ビジョンの実現をともに目指します。

## 1 目指す都市像

ともに生き ともに輝く にぎわい交流拠点都市 姫路

世界文化遺産・姫路城をはじめ、豊かな歴史文化や産業、自然環境に恵まれたふるさと姫路を舞台に、多様な人が、互いの命・くらしをたいせつに想い、支え合って、力強く輝く。

そして、播磨の交流拠点都市としての特長を活かし、まちとまちの連携、ヒト、モノ、情報の活発な交流を通じて、世界に誇れるまちの魅力やにぎわいを創出する、持続可能で生涯安心して暮らすことのできる都市を目指す。



## 2 人口ビジョン

人口に関する認識を市民全体で共有するため、人口の将来展望と今後目指す将来の方向性を示します。

### 1 人口目標 目指す2030年の定住人口 51.8万人

将来にわたって、安定した市民生活を維持するためには、急激な人口減少を避けるとともに、世代間のバランスが取れた、安定した人口構造を実現することが重要です。

本総合計画では、平成28年(2016年)3月に策定した「ひめじ創生戦略」の人口ビジョン(以下この章において「創生人口ビジョン」という。)の目標として定めた「2060年の定住人口 約47万人」を長期的に目指すこととし、創生人口ビジョンにおける令和12年(2030年)時点の推計値である51.8万人を目指し定住人口と定め、その実現に向けて取り組んでいきます。

#### 創生人口ビジョンの考え方

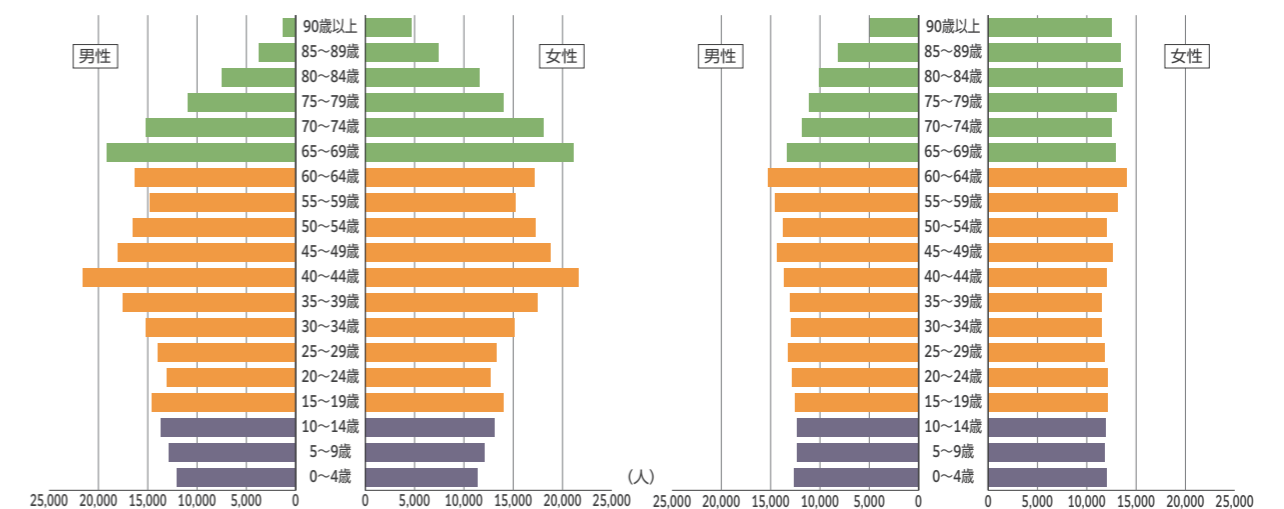
創生人口ビジョンでは、人口減少が緩やかで特定の世代への偏りを小さくし、人口構造を安定させるという考え方の下で、様々なシミュレーションを比較し、目標とする人口を設定しました。

その結果、目指すべき令和42年(2060年)の定住人口を約47万人とし、同時に目指すべき人口構造を示しました。

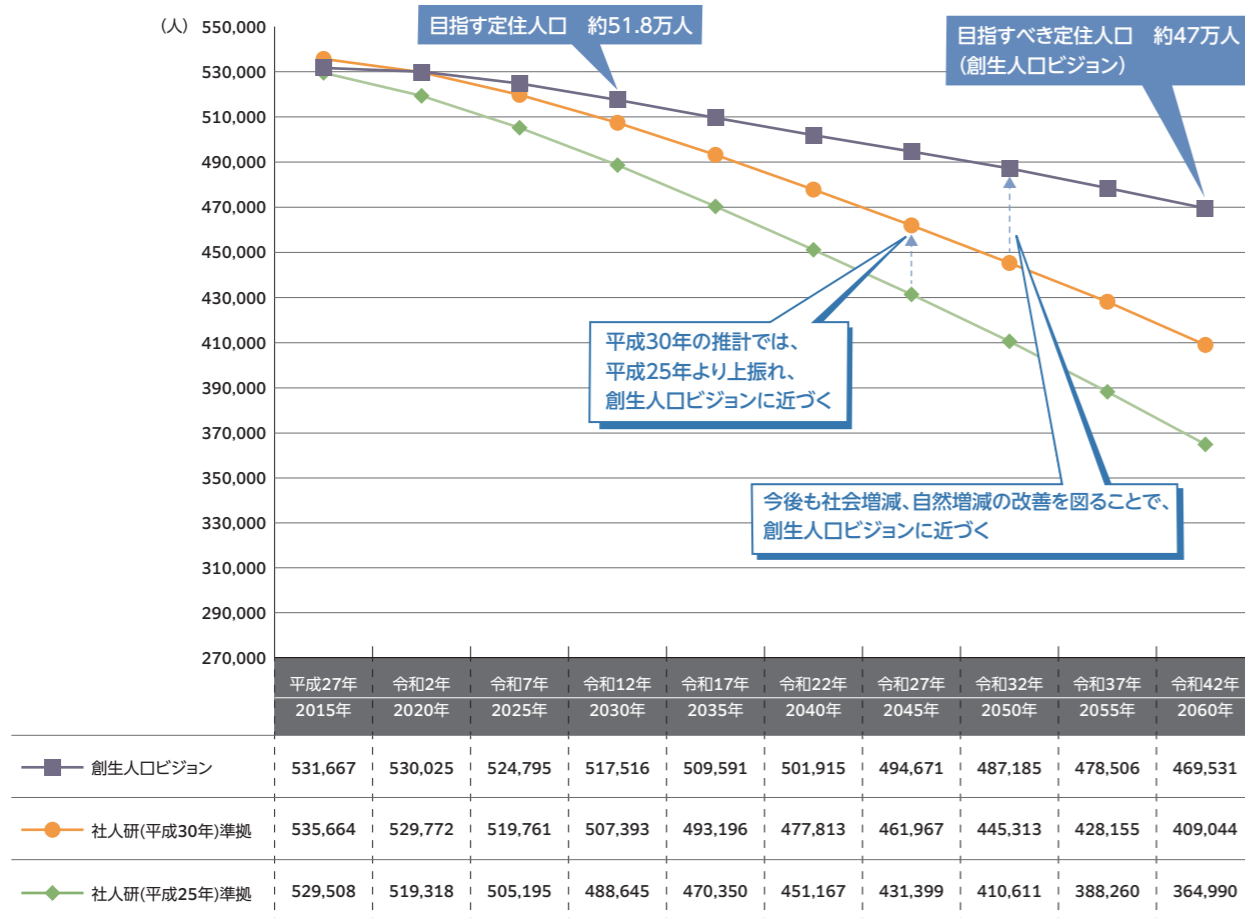
#### 近年の人口の動きに基づく人口推計

平成30年(2018年)に公表された国立社会保障・人口問題研究所(以下この章において「社人研」という。)の推計結果に基づく本市の人口推計は、創生人口ビジョンで目指している人口推計に近づきつつあります。しかし、そのペースにはまだ届いておらず、また、本市の合計特殊出生率も近年1.5台で推移していることから、自然増減(出生率を上げる)と社会増減(人口の転出を減らし、転入を増やす)両面で、今後もしっかりと取り組んでいく必要があります。

■ 平成27年(2015年)時点の人口構造(左)と目指すべき令和42年(2060年)の人口構造(右)



■ 創生人口ビジョンの人口推計と目指すべき定住人口



(注)創生人口ビジョン及び社人研(平成25年)準拠は平成22年(2010年)の国勢調査の人口を基に、社人研(平成30年)準拠は平成27年(2015年)の国勢調査の人口を基に推計しています。  
 また、創生人口ビジョンは、平成28年3月、兵庫県が設定した合計特殊出生率(県全体で令和2年以降、5年間に22万人の出生数を長期に維持することを目標としたときの合計特殊出生率)よりもやや高い水準で推移すると仮定した本市の合計特殊出生率(令和7年に1.76、令和27年に2.08、令和42年に2.20)と、令和2年までの転出超過の解消を基に推計しています。

■ 合計特殊出生率の推移(姫路市)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
合計特殊出生率	1.46	1.50	1.53	1.56	1.56	1.55	1.57	1.53	1.55	1.50

(資料) 姫路市「保健衛生年報(令和2年度)」より作成

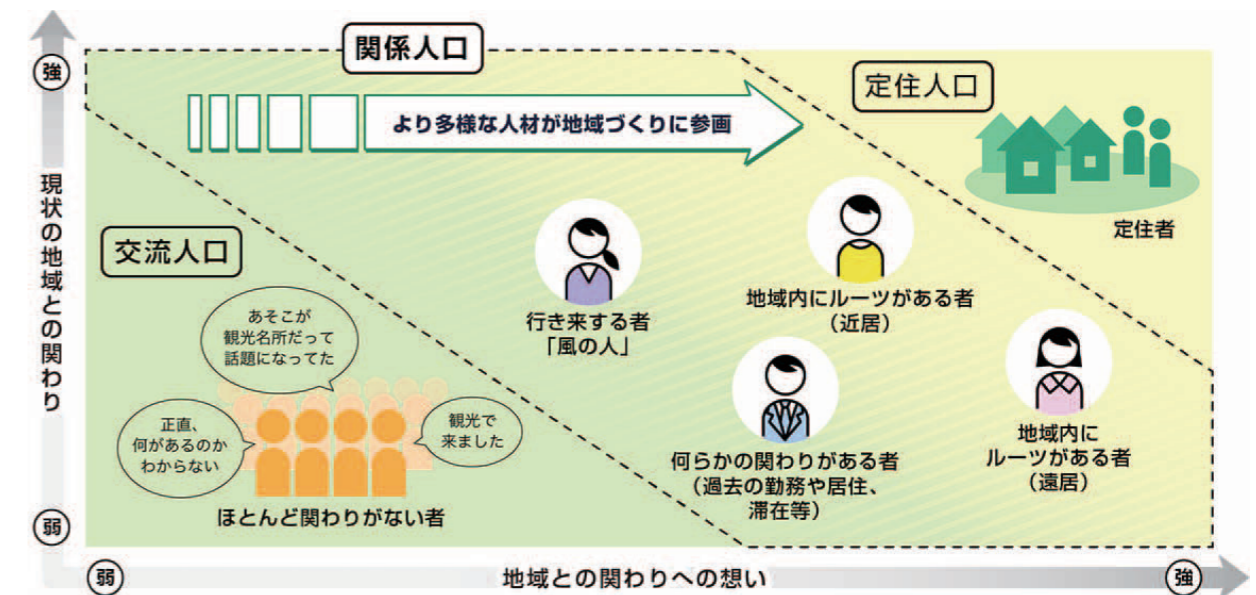
2 交流人口・関係人口づくり

交流人口づくり

今後、見込まれる人口減少は、地域経済の縮小など負の影響を及ぼすことが予測されることから、旅行者や短期滞在者などの地域外から訪れる「交流人口」を増やすことで、定住人口の減少を補い、地域の活力の維持・向上につなげていきます。

関係人口づくり

人口減少と少子高齢化の進行により、本市の地域づくりの担い手が不足するといった課題に対し、「姫路にルーツがある方」、「ふるさと納税の寄付者」、「多様なスキルや知見を有する市外の人材等」といった「関係人口」が地域づくりの担い手となり、行政などとの協働によって地域課題の解決に取り組む仕組みを構築していきます。



(資料) 総務省「地域への新しい入り口『関係人口』ポータルサイト」

### 3 都市構造

都市構造とは、計画的な都市づくりを行うため、土地利用や交通体系などを要素に都市のかたちを表したものです。

本市は、前総合計画策定までは、市内各地域に核や拠点を設定し、同じような都市機能を配置することで、自立的な地域の発展と播磨の中核都市にふさわしい都心部の形成に努め、市街地の拡大を基調とした都市づくりを進めてきました。

しかし、人口が減少する中、持続可能な都市を目指すため、前総合計画において都市づくりの方向性を転換し、地域資源や地域特性を活用しつつ、都市機能を分担し相互補完することができる「多核連携型都市構造」の構築を進めることとしました。

今後もさらなる人口減少、少子高齢化の進行が見込まれる中、地域の活力の維持・向上を図るためには、市域を越えた生活の結びつきに着目した広域的な視点と、市内各地域の特性に応じた都市機能のさらなる集約化と各地域間を結ぶ交通体系の強化（コンパクト・プラス・ネットワーク）の観点が必要です。

本総合計画では、これらの視点と観点を前総合計画の考え方に加えた、新たな「多核連携型都市構造」の構築を進めます。

また、その構成要素として、「土地利用ゾーン」、「拠点」、「交流連携軸」を設定します。

#### 土地利用ゾーン

地域の特性や周辺環境を活かした土地利用の基本的な考え方として、森林環境ゾーン、田園環境ゾーン、市街地ゾーン、臨海・産業ゾーン、島しょ環境ゾーン、高次都市機能ゾーンの六つのゾーンを設けます。

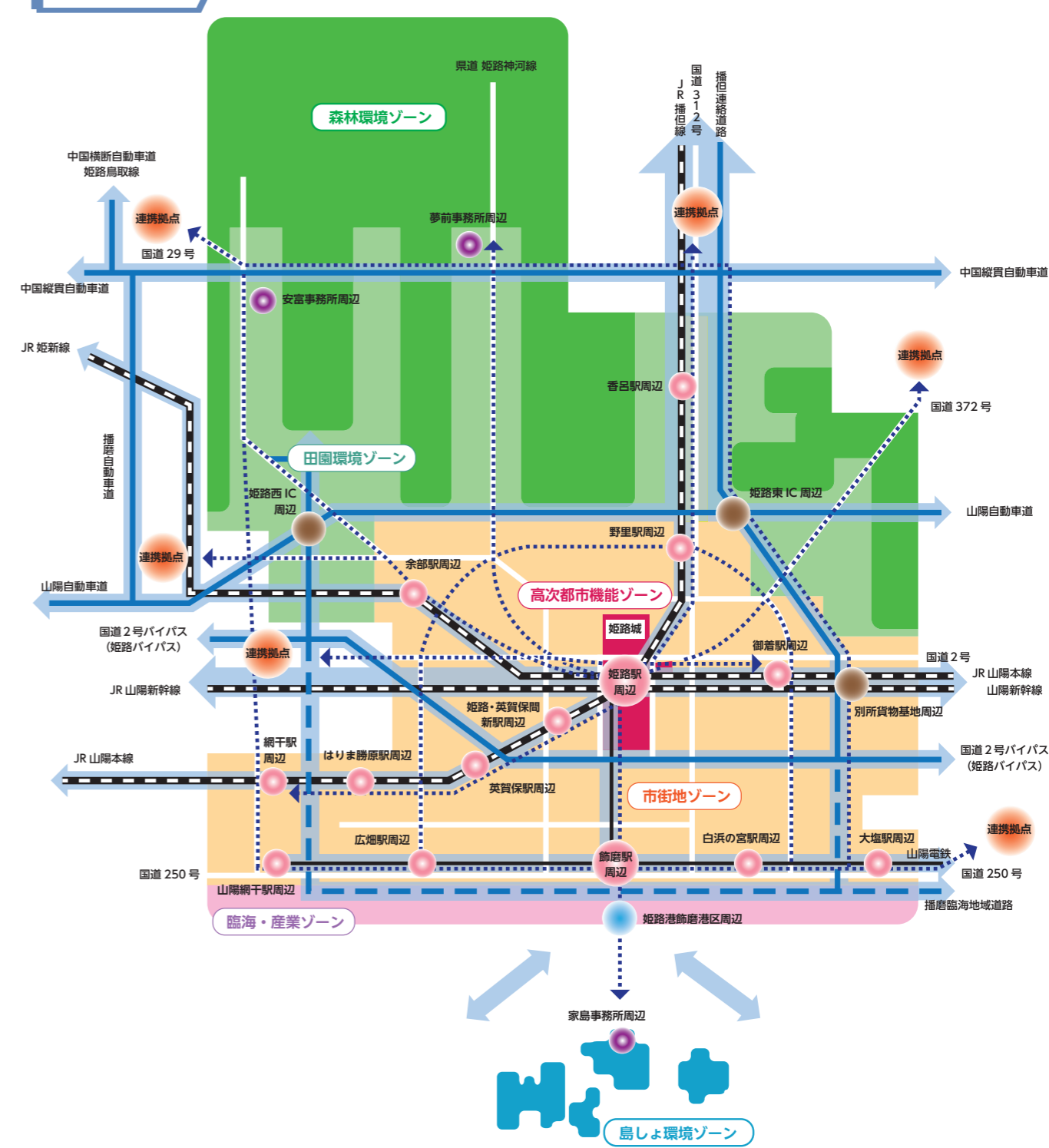
#### 拠点

都市機能や流通機能などが充実したエリアとして、地域交流拠点、地域内拠点、親港拠点、流通拠点、連携拠点を設けます。

#### 交流連携軸

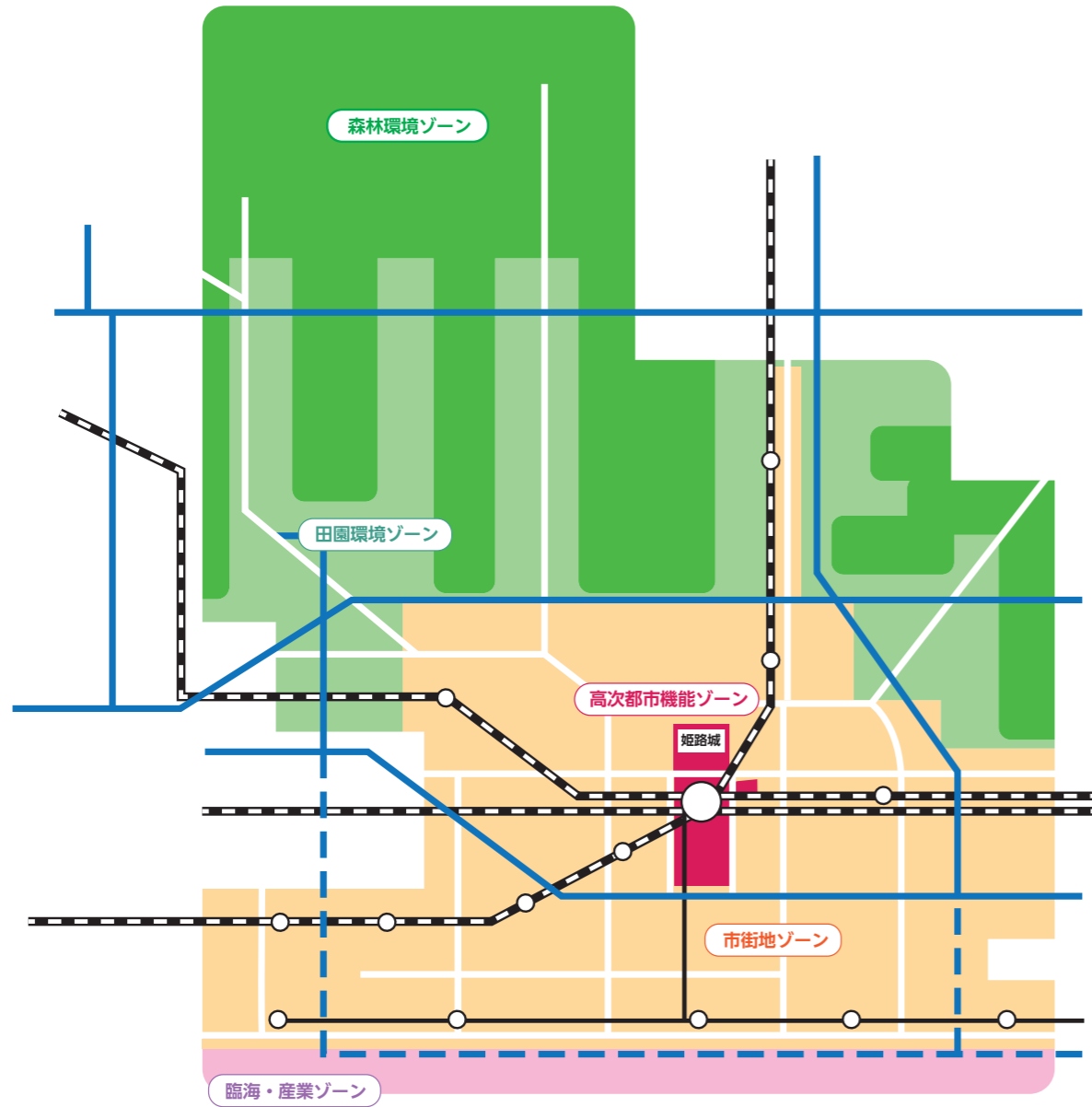
市内外の交流と連携を促進するネットワークとして、広域連携軸、地域連携軸を設けます。

都市構造図



<b>土地利用ゾーン</b>	<b>拠点</b>	<b>交流連携軸</b>
■ 森林環境ゾーン	● 地域交流拠点	⇄ 広域連携軸
■ 田園環境ゾーン	● 地域内拠点	⇄ 地域連携軸
■ 市街地ゾーン	● 親港拠点	
■ 臨海・産業ゾーン	● 流通拠点	
■ 島しょ環境ゾーン	● 連携拠点	
■ 高次都市機能ゾーン		

## 土地利用ゾーン



### 森林環境ゾーン

森林等の多彩で豊かな自然環境を保全し、人と自然が共生する区域

### 田園環境ゾーン

良好な田園環境を保全し、自然を感じながら生活ができる区域

### 市街地ゾーン

鉄道駅を中心に都市機能の集約を進め、周辺環境との調和に配慮した良好な住環境を形成する区域

### 臨海・産業ゾーン

産業・港湾関連用地として土地利用を促進し、親水機能など環境に配慮しつつ都市の活力を産業面から創出する区域

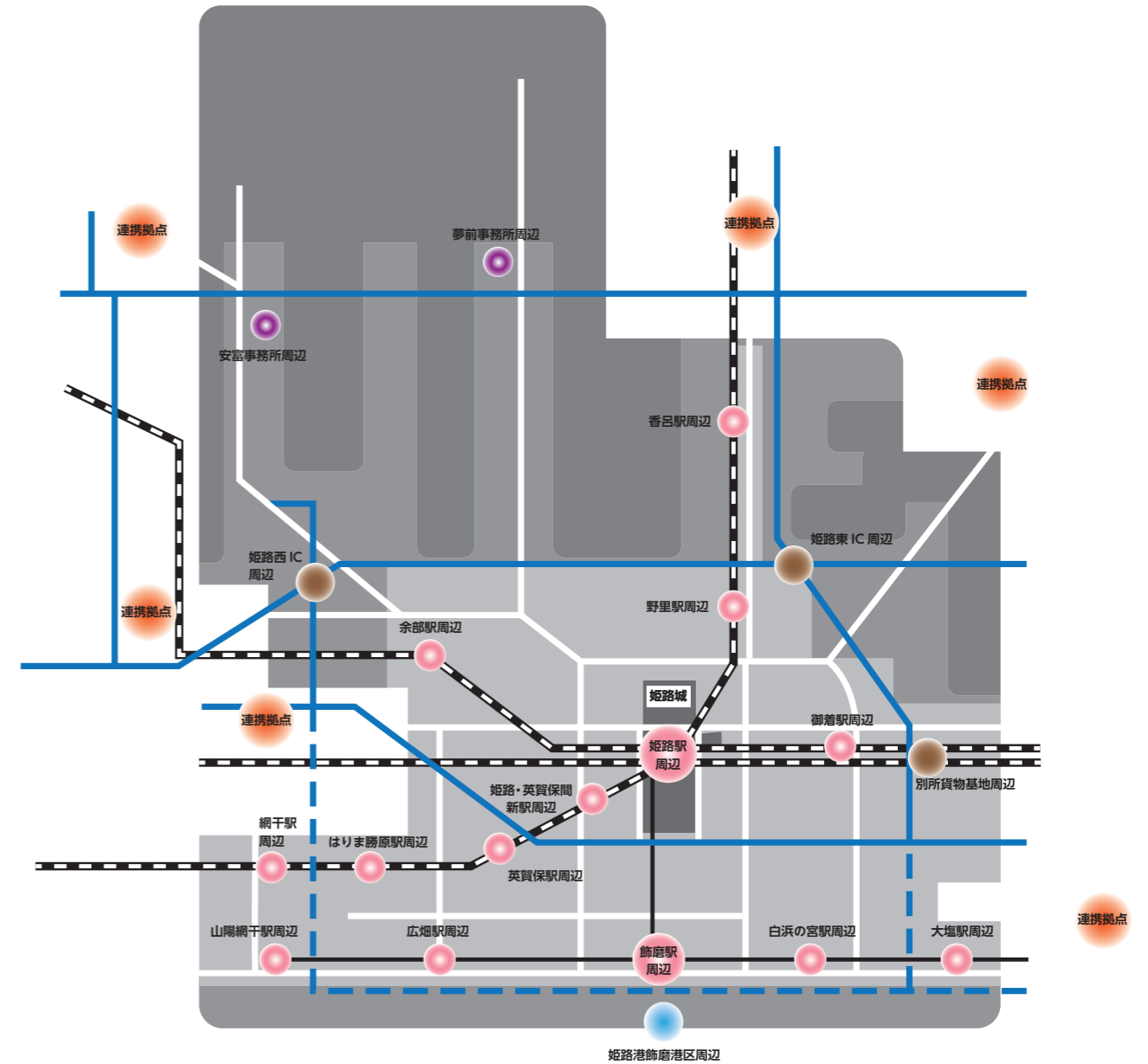
### 島しょ環境ゾーン

豊かな島しょ環境を保全し、人と自然が共生する区域

### 高次都市機能ゾーン

播磨圏域の連携中枢都市として、JR姫路駅を中心に交通結節機能が充実し、魅力的でより質の高い都市的サービスを集積させる区域

## 拠点



### 地域交流拠点

鉄道駅を中心に、交通結節機能と都市機能が充実した拠点

### 地域内拠点

郊外部における生活、行政機能の拠点

### 親港拠点

姫路港の飾磨港区を中心に、国際拠点港湾<sup>\*</sup>としての流通機能とともに親水・親港機能が充実した拠点

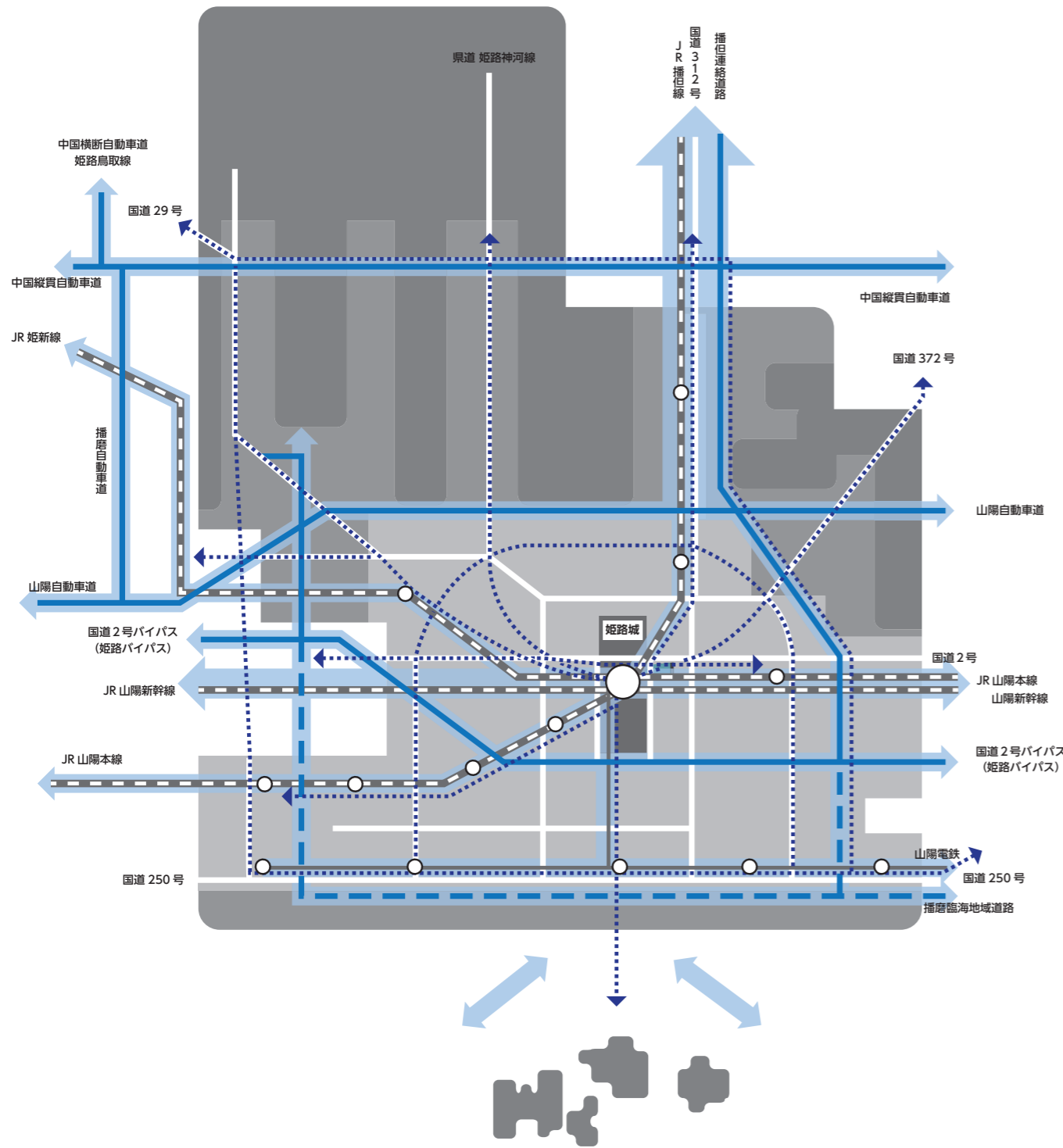
### 流通拠点

山陽自動車道のインターチェンジ周辺又は貨物基地を中心に流通機能が充実した拠点

### 連携拠点

都市機能が充実した隣接市町の中心地

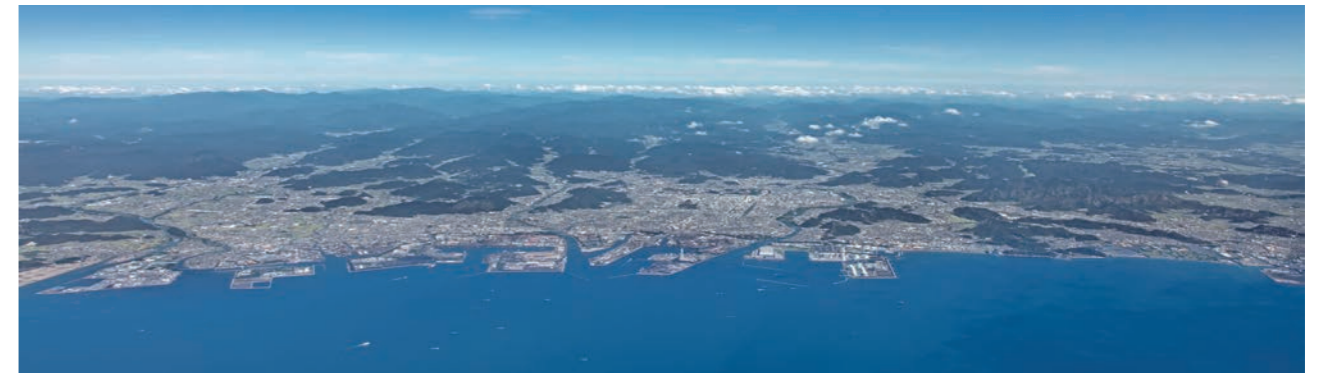
交流連携軸



⇄ 広域連携軸  
 広域道路網である高規格道路や鉄道、航路により広域交流を促進する連携軸

⋯ 地域連携軸  
 道路網や鉄道網、航路により市内各地域間や隣接市町を連携し、交流を促進する環状、放射状の連携軸

基本構想

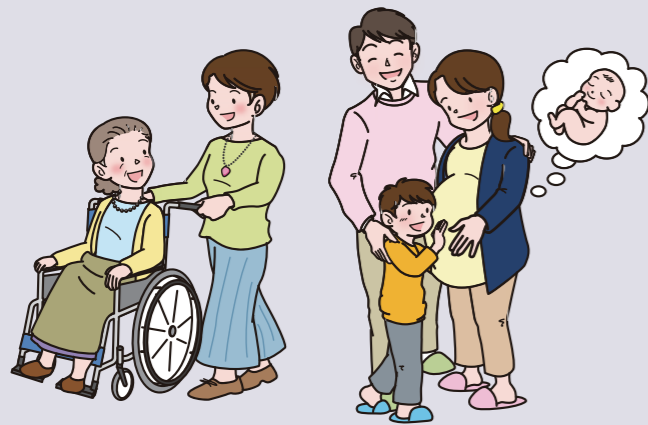




人口減少社会において持続可能なまちづくりを進め、都市ビジョンを実現するためには、市民、地域コミュニティ、企業・団体、行政が、経済・社会・環境のバランスを重視し限りある地域資源を最大限に活かして、都市の重要な構成要素となる「人」、「地域」、「活力」、「土台」づくりにともに取り組む必要があります。

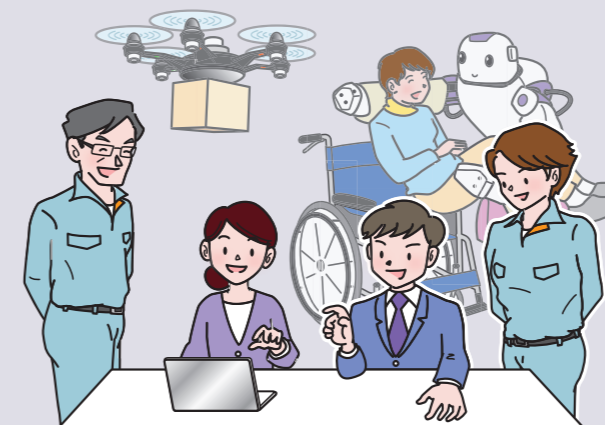
そこで、本市に関わるこれらすべての主体が、まちづくりに取り組むにあたり大切に作る姿勢として、次の「行動指針」を掲げます。

## 人 多様な個性が輝く「人」づくり



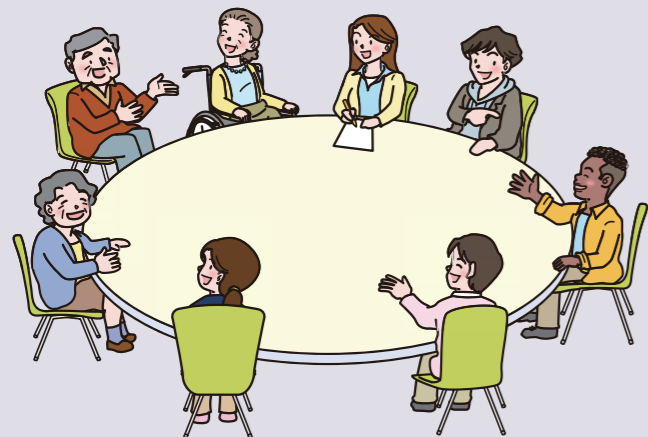
年齢、性別、国籍、障害の有無等に関係なく、市民一人ひとりを地域社会の担い手として認め合い、それぞれが持つ能力や経験を最大限に発揮しながら輝いて生きる人とともに育てます。

## 活力 世界に飛躍する「活力」づくり



姫路・播磨が持つ優位性やICT・AI等の先端技術などを活かし、世界に誇れる新たなまちの活力をともに生み続けます。

## 地域 つながり、信頼し合う「地域」づくり



市民、地域団体※、産官学金労言士※、連携中枢都市等により連携する市町など、多様な立場や考え方を持った主体同士が互いに信頼し力を合わせあう地域をともにつくります。

## 土台 命と暮らしを支える「土台」づくり



未来の市民を含め、誰もが健やかに、そして快適に住み続けられるような土台(仕組みや基盤)をともにつくります。

「第3章 分野目標・政策」で、生活に関わりの深い九つの分野に設定する政策ごとに、「行動指針」に基づく市の取組の方向性と、市民、地域コミュニティ、企業・団体それぞれが主体的に活動、参画し、あるいは市などと協働することを示します。





わたしたちの生活に関わりが深い九つの分野に、都市ビジョンを具体化した「分野目標」を設定します。そして、「分野目標」の実現に向けた取組の大きなまとまりである「政策」を整理します。

## 01 市民活動分野

**目標** 多様な主体が輝くまち

**政策**

- 1 多様なコミュニティ活動の推進
- 2 人権尊重社会の形成
- 3 市民文化活動の推進
- 4 国際交流・多文化共生の推進

## 02 健康福祉分野

**目標** 命・くらしの支え合い

**政策**

- 1 地域に根ざしたきめ細かな福祉の充実
- 2 いきいきと暮らせる障害者福祉の充実
- 3 健康で安心して暮らせる高齢者福祉の充実
- 4 健やかな成長を支える子育て環境の充実
- 5 健康で安心な市民生活の充実

## 03 教育分野

**目標** 生き抜く力の育成と歴史文化の継承

**政策**

- 1 魅力ある教育の推進
- 2 いきいきとした生涯学習社会の実現
- 3 歴史文化遺産の保存・継承と活用

## 04 環境分野

**目標** 環境にやさしいまち

**政策**

- 1 自然とひとが調和した快適な空間の保全と創出
- 2 持続可能な循環型社会の形成

## 05 産業分野

**目標** 世界に誇れる価値を生む地域産業の確立

**政策**

- 1 地域の特性を活かした農林水産業の振興
- 2 活力ある商工業の振興

## 06 観光・スポーツ分野

**目標** にぎわいと感動の創出

**政策**

- 1 おもてなし観光交流都市の推進
- 2 スポーツを通じた活気あふれる社会の実現

## 07 都市基盤分野

**目標** 交流と魅力を支える都市基盤の構築

**政策**

- 1 地域の特性を活かしたまちづくりの推進
- 2 交流連携を支える交通環境の充実
- 3 緑と調和した快適な住環境の形成
- 4 持続可能な上下水道サービスの提供

## 08 防災・安全安心分野

**目標** 災害等に強く安全で安心な都市

**政策**

- 1 災害等に強いまちづくりの推進
- 2 安全安心な暮らしの確保

## 09 行財政運営分野

**目標** 市民ニーズに応じた行政サービスの提供

**政策**

- 1 信頼ある行財政運営の推進
- 2 スマート自治体の推進



分野目標ページ

**分野**  
都市ビジョンの実現に向け、生活に関わりが深い九つの分野を設定しています。

**分野目標**  
分野ごとに、都市ビジョンを具体化した目標と、目標の説明を記載しています。

**01 市民活動分野**

**目標** 多様な主体が輝くまち  
自治会を中心とする地域団体やNPO法人やボランティア団体、企業・団体、教育機関、個人、行政などの多様な主体が、地域におけるそれぞれの役割を果たしつつ、地域課題の解決に向け協働している社会の実現を目指します。また、市民一人ひとりの人権が尊重され、性別や年齢、国籍などの多様性を認め合うとともに、文化芸術を通じてその創造力や感性を高めることで心豊かに、自分らしく生活できる社会の実現を目指します。

**背景**  

- 【コミュニティ活動の推進】市域が広く、人口の偏在がある本市において、複核化・多核化している地域課題を解決していくためには、それぞれの地域の実情に応じたきめ細かな対応が必要です。
- 本市では、姫路市まちづくりと自治の条例において、情報共有や参画、協働の原則など、住民等がまちづくりの主体となるための基本原則を定め、その原則を尊重した市政運営を行っています。
- 本市の自治会加入率は、全国の中核市の中でも高い水準にあります。この特長を活かして、自治会等の地域団体\*と、NPO法人やボランティア団体、企業・団体、大学等の教育機関、個人、行政などがそれぞれ協力して地域課題の解決を図ることが期待されます。(図表1)
- 【人権推進】社会経済情勢の変化により、インターネットによるいじめや、性的マイノリティ\*への差別など、人権課題は複核化・多核化しています。
- 本市は、平成28年(2016年)4月に姫路市男女共同参画推進条例を施行し、市民や事業者等と市が一体となった取組を展開することで、固定的な性別役割分担意識\*の解消を進めるなど、人権尊重社会の実現に取り組んでいます。(図表2)
- 【文化芸術推進】文化芸術を通じて、人々の創造性を育み、表現力を高めるとともに、多様性を認め合う豊かな社会の形成を促進するため、本市では、様々な文化芸術事業を実施し、市民文化の振興を図っています。(図表3)
- 【国際交流推進】本市は、海外の姉妹都市等との間で、観光や学術、文化、スポーツ、経済など様々な分野での交流を深めています。
- グローバル化に伴う訪日外国人や在日外国人の増加により、これまで以上に、市民レベルでの国際交流や多文化理解を深めることが必要です。(図表4)

**現状と課題**  
**図表1 自治会加入率の中核市比較**  

自治会加入率 (%)	1	2	3	4	5
姫路市	96.3	89.9	89.9	87.9	87.1

**図表2 固定的な性別役割分担意識(「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方)の推移**  

年	男性	女性
平成24年度	77.2	71.9
平成28年度	74.5	69.4
平成29年度	72.4	67.1
平成30年度	74.3	68.9

**図表3 文化芸術事業の例**  

事業名	開始年
姫路市民文化祭	1946年～
姫路市美術展	1946年～
姫路音楽祭	1973年～
文楽舞ひめしおコンクール	1991年～
こころの祭 姫路	1992年～
キャスナビ	1994年～
ふ・ぞん国際音楽祭	2008年～
キャスナビアートプロジェクト	2020年～

**図表4 外国人住民登録者数の推移**  

年	男性	女性	合計
2018年	10,226	12,193	22,419
2019年	10,987	12,517	23,504
2020年	11,682	13,041	24,723
2021年	12,817	14,021	26,838

背景

分野に関連した現状認識や課題について、重視すべき項目を中心に、関連するデータと併せて掲載しています。

用語解説

本文中に\*と数字(\*1など)を付している語句はページ下部と巻末に、\*のみを付している語句は巻末に、用語の解説を掲載しています。

政策ページ

**政策**  
目標実現に向けた取組の大きなまとまり(まちづくりの方向性)を示しています。

**目指す姿**  
計画期間において目指す姿・状態を示しています。

**目指す姿を実現するための市の取組の方向性**  
現状と課題を踏まえ、「目指す姿」の実現に向けた市の取組の方向性を示すものです。「行動指針」として示す「人」づくり、「地域」づくり、「活力」づくり、「土台」づくりに分類して整理しています。

**1 01 市民活動分野 | 多様な主体が輝くまち**  
**多様なコミュニティ活動の推進**

**目指す姿** 多様なコミュニティ活動の主体が、創意工夫しながら自主的に地域課題の解決に取り組みつつ、行政などと協力して地域づくりを進めている。

**現状と課題**  

- 本市では、自治会を中心とした地域団体が、地域福祉や環境衛生、防災・防災など様々な分野で活躍しています。中でも、自治会は地の中核市と比べ加入率が高くなっており、本市における地域づくりの中核を担っています。
- 本市では、複数の地区連合自治会や各種団体が構成する14の地域づくり推進協議会(P.48)が、地域の発展や課題解決のために自主的な活動を行っています。
- コミュニティ活動の拠点となる施設が本市には多く設置されています。今後、多様な主体間での交流や協働をさらに進めるためには、公民館や市民センター等の利用方法の検討など、活動しやすい環境づくりが必要です。
- 地域団体では、人口減少・少子高齢化の進行、市民のライフスタイルの多様化などにより、加入率の低下や担い手不足、行事参加者の減少による住民同士のつながりの希薄化などが懸念されています。
- 本市では、姫路市市民活動・ボランティアサポートセンターを設置し、NPO法人やボランティア団体等に対する学習機会の提供や活動の相談受付、団体間交流の促進など様々な支援を行っています。
- 地域団体、NPO法人やボランティア団体、企業・団体、大学等の教育機関、個人、行政などが協力しながら、地域づくりや地域課題の解決に向けて取り組むことができる仕組みの構築が求められています。

**目指す姿を実現するための市の取組の方向性(人、地域、活力、土台づくり)**

**人**  

- コミュニティ活動の担い手の育成・確保
- 住民等が主体となって、自主的にまちづくりを進めていくことができるよう、コミュニティ活動を行う団体に対する研修やアドバイザーの派遣、若い世代の活動への参画を促進するための啓発等を行い、活動のリーダーや担い手となる人材の育成と確保を図ります。

**地域**  

- 多様な主体の協働による地域づくりの促進
- 市内外の個人や地域団体、NPO法人やボランティア団体など多様な主体が地域づくりに参画して、相互につながり、ともに考え、連携できる仕組みを構築し、多様な主体の協働による地域づくりを促進します。

**活力**  

- コミュニティ活動の活性化
- 地区連合自治会や地域づくり推進協議会を中心とした地域での活力あるコミュニティ活動への支援や、姫路市市民活動・ボランティアサポートセンターの機能充実などにより、地域の特性を活かした、自主的な活動のさらなる活性化を図ります。
- コミュニティ活動における事務負担の軽減や、情報伝達の円滑化などのためICT(情報通信技術)の活用を促進し、コミュニティ活動の活性化を図ります。

**土台**  

- コミュニティ活動環境の充実
- 多世代交流をはじめ、地域特性に応じた柔軟な活用ができるよう、公民館や市民センターなどコミュニティ活動の拠点となる施設の機能の検討、整理を行い、活動環境の充実を図ります。

**市民、地域コミュニティ、企業・団体の役割**

市民	地域コミュニティ	企業・団体
一人ひとりがまちづくりの担い手であるという意識の下、コミュニティ活動に参加します。	NPO法人やボランティア団体、企業、行政などと連携し、地域課題の解決に取り組めます。	行政や地域団体などと連携し、地域づくりに取り組みます。

**自治会活動をする上での悩み(複数回答あり)**

活動の不足 198  
 行事や合合を行う場所の確保 198  
 役員の手不足 448  
 役員負担が重い 413  
 行事や活動者の定数化 392  
 行事への参加が少い 348  
 未加入者の増加 53  
 行政からの依頼事項が多い 237  
 その他 25

現状と課題

政策に関連した現状や対応が求められる課題について、重視すべき項目を中心に示しています。

関連データ

現状と課題を補足し、目指す姿を実現するための市の取組の方向性を考える上で参考となるデータを掲載しています。

市民、地域コミュニティ、企業・団体の役割

総合計画の策定根拠となる姫路市まちづくりと自治の条例に規定する基本原則(情報共有・参画・協働の原則)と「行動指針」に基づき、市民、地域コミュニティ、企業・団体それぞれが「目指す姿」を実現するために主体的に活動、参画し、あるいは市などと協働することを示しています。



## 目標 多様な主体が輝くまち

自治会を中心とする地域団体とNPO法人やボランティア団体、企業・団体、教育機関、個人、行政などの多様な主体が、地域におけるそれぞれの役割を果たしつつ、地域課題の解決に向け協働している社会の実現を目指します。また、市民一人ひとりの人権が尊重され、性別や年齢、国籍などの多様性を認め合うとともに、文化芸術を通じてその創造力や感性を高めることで心豊かに、自分らしく生活できる社会の実現を目指します。



### 背景

#### (コミュニティ活動\*関連)

▶ 市域が広く、人口の偏在がある本市において、複雑化・多様化している地域課題を解決していくためには、それぞれの地域の実情に応じたきめ細かな対応が必要です。

▶ 本市では、姫路市まちづくりと自治の条例において、情報共有や参画、協働の原則など、住民等\*がまちづくりの主体となるための基本原則を定め、その原則を尊重した市政運営を行っています。

▶ 本市の自治会加入率は、全国の中核市の中でも高い水準にあります。この特長を活かしつつ、自治会等の地域団体\*と、NPO法人\*やボランティア団体、企業・団体、大学等の教育機関、個人、行政などがそれぞれ協力して地域課題の解決を図ることが期待されます。〔図表1〕

#### (人権関連)

▶ 社会経済情勢の変化により、インターネットによるいじめや、性的マイノリティ\*1への差別など、人権課題は複雑化・多様化しています。

▶ 本市は、平成28年(2016年)4月に姫路市男女共同参画推進条例を施行し、市民や事業者等と市が一体となった取組を展開することで、固定的な性別役割分担意識\*の解消を進めるなど、人権尊重社会の実現に取り組んでいます。〔図表2〕

#### (文化振興関連)

▶ 文化芸術を通じて、人々の創造性を育み、表現力を高めるとともに、多様性を認め合う心豊かな社会の形成を促進するため、本市では、様々な文化芸術事業を実施し、市民文化の振興を図ってきました。〔図表3〕

▶ 令和3年度(2021年度)には姫路市文化コンベンションセンター(愛称:アクリエひめじ)を開館し、多彩な舞台芸術の鑑賞機会を提供するなど、市民文化の振興や都市の魅力の創造と発信を図ります。

#### (国際交流関連)

▶ 本市は、海外の姉妹都市等との間で、観光や学術、文化、スポーツ、経済など様々な分野での交流を深めてきました。

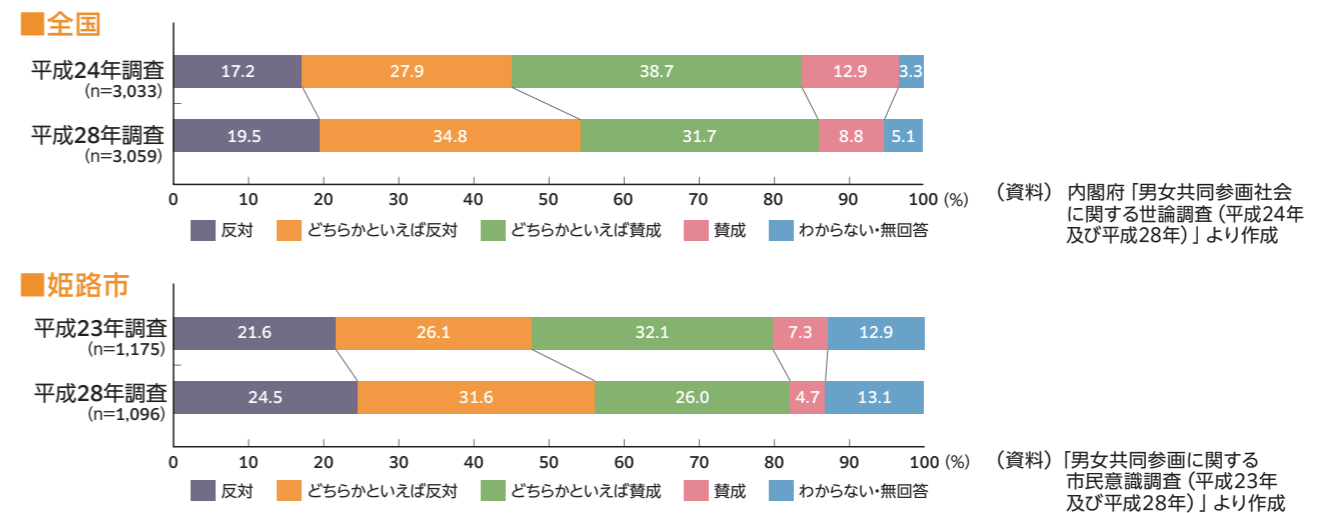
▶ グローバル化に伴う訪日外国人や在住外国人の増加により、これまで以上に、市民レベルでの国際交流や多文化理解を深めることが必要です。〔図表4〕

図表1 自治会加入率の中核市比較

自治会加入率 (%)	
1	長野市 96.3
2	姫路市 89.9
3	岡崎市 88.9
4	前橋市 87.9
5	山形市 87.1

(資料) 姫路市調べ(令和元年度)  
(注) 未集計の高崎市、倉敷市を除く。

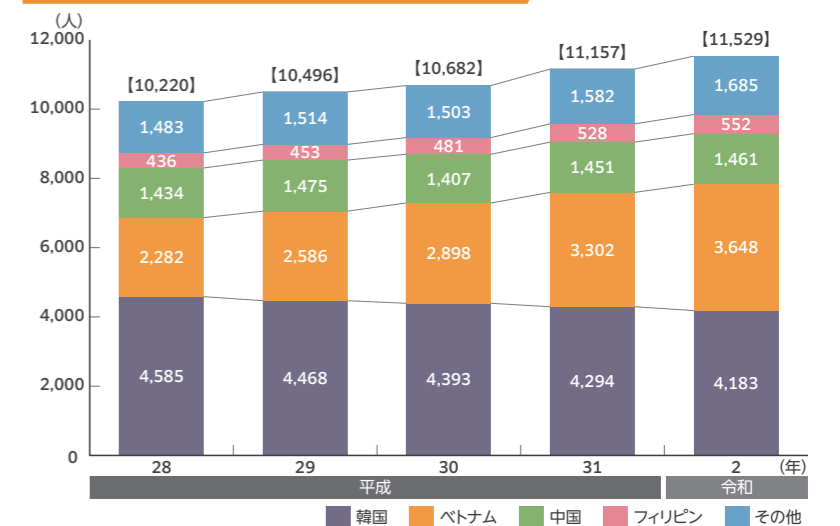
図表2 固定的な性別役割分担意識(「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方)の推移



図表3 文化芸術事業の例

事業名	開始年
姫路市民文化祭	1946年～
姫路市美術展	1946年～
姫路落語会	1973年～
交響詩ひめじ合唱コンクール	1991年～
こころの祭 姫路	1992年～
キャスパ能	1994年～
ル・ポン国際音楽祭	2008年～
キャスパシアタープロジェクト	2020年～

図表4 外国人住民登録者数の推移



\*1 性的マイノリティ: レズビアン(女性の同性愛者)やゲイ(男性の同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(心と体の性に違和感がある人)といった性的少数者を表す。

# 多様なコミュニティ活動の推進

## 目指す姿

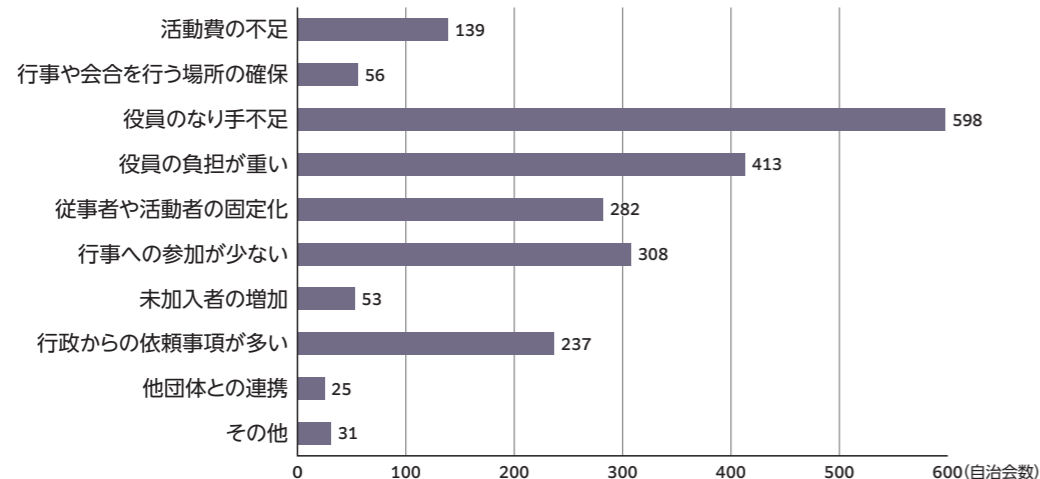
多様なコミュニティ活動の主体が、創意工夫しながら自主的に地域課題の解決に取り組みつつ、行政などと協力して地域づくりを進めている。

## 現状と課題

- ▶ 本市では、自治会を中心とした地域団体\*が、地域福祉や環境衛生、防犯・防災など様々な分野で活躍しています。中でも、自治会は他の中核市と比べ加入率が高くなっており、本市における地域づくりの中核を担っています。
- ▶ 本市では、複数の地区連合自治会や各種団体で構成する14の地域づくり推進協議会 (P.48) が、地域の発展や課題解決のために自主的な活動を行っています。
- ▶ コミュニティ活動\*の拠点となる施設が本市には多く設置されています。今後、多様な主体間での交流や協働をさらに進めるためには、公民館や市民センター等の利用方法の検討など、活動しやすい環境づくりが必要です。

- ▶ 地域団体では、人口減少・少子高齢化の進行、市民のライフスタイルの多様化などにより、加入率の低下や担い手不足、行事参加者の減少による住民同士のつながりの希薄化などが懸念されています。
- ▶ 本市では、姫路市市民活動・ボランティアサポートセンターを設置し、NPO法人\*やボランティア団体等に対する学習機会の提供や活動の相談受付、団体間交流の促進など様々な支援を行っています。
- ▶ 地域団体、NPO法人やボランティア団体、企業・団体、大学等の教育機関、個人、行政などが協力しながら、地域づくりや地域課題の解決に向けて取り組むことができる仕組みの構築が求められています。

### 自治会活動をする上での悩み (複数回答あり)



(資料) 「自治会アンケート (平成30年度)」より作成  
(注) 895自治会から回答。

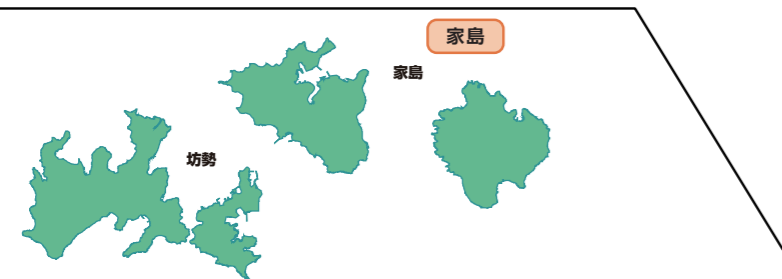
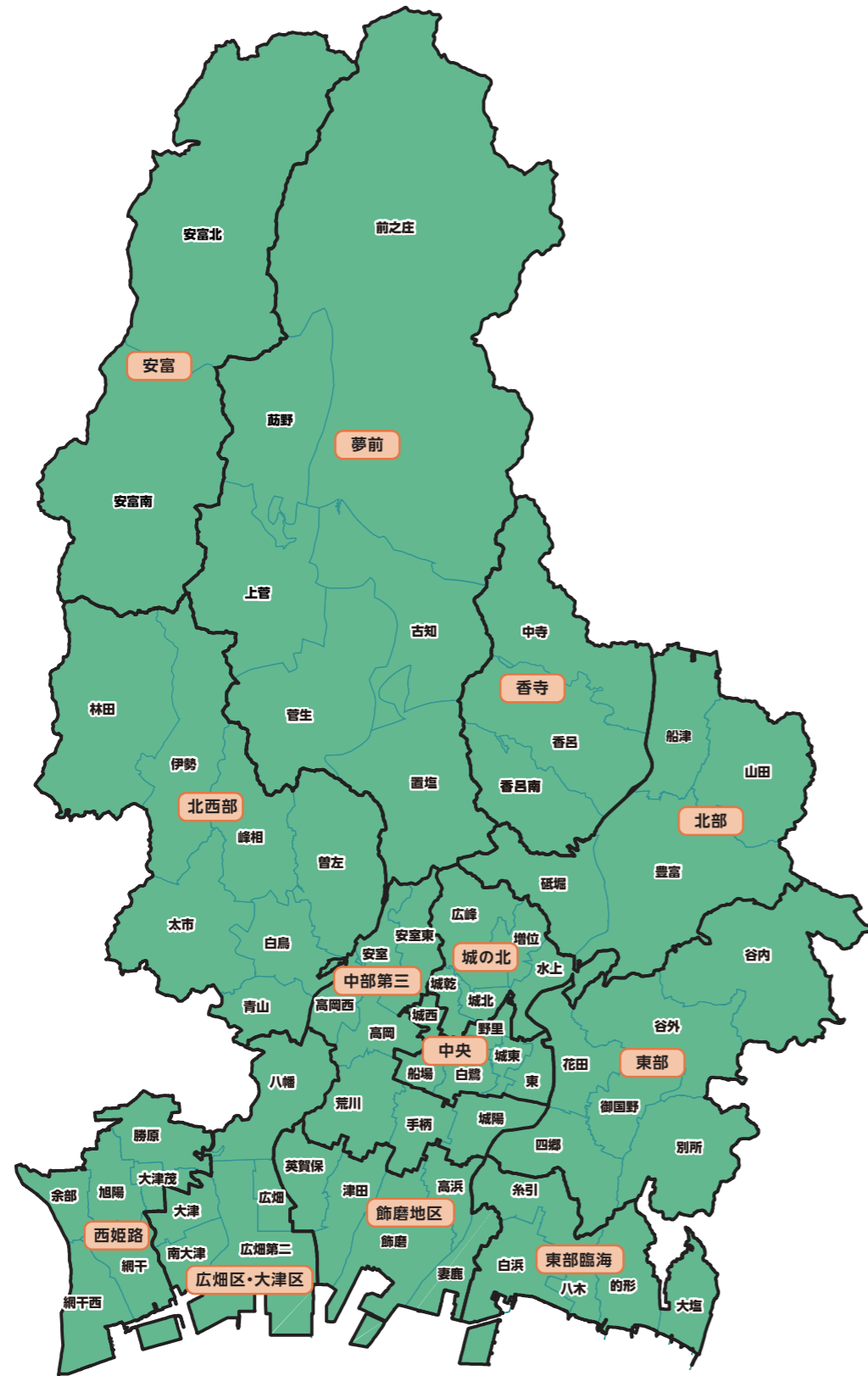
## 目指す姿を実現するための市の取組の方向性 (人、地域、活力、土台づくり)

人	<p><b>ア コミュニティ活動の担い手の育成・確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 住民等*が主体となって、自主的にまちづくりを進めていくことができるよう、コミュニティ活動を行う団体に対する研修やアドバイザーの派遣、若い世代の活動への参画を促進するための啓発等を行い、活動のリーダーや担い手となる人材の育成と確保を図ります。</li> </ul>
地域	<p><b>イ 多様な主体の協働による地域づくりの促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市内外の個人や地域団体、NPO法人やボランティア団体など多様な主体が地域づくりに参画して、相互につながり、ともに考え、連携できる仕組みを構築し、多様な主体の協働による地域づくりを促進します。</li> </ul>
活力	<p><b>ウ コミュニティ活動の活性化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 地区連合自治会や地域づくり推進協議会を中心とした地域での活力あるコミュニティ活動への支援や、姫路市市民活動・ボランティアサポートセンターの機能充実などにより、地域の特性を活かした、自主的な活動のさらなる活性化を図ります。</li> <li>▶ コミュニティ活動における事務負担の軽減や、情報伝達の円滑化などのためICT (情報通信技術) の活用を促進し、コミュニティ活動の活性化を図ります。</li> </ul>
土台	<p><b>エ コミュニティ活動環境の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 多世代交流をはじめ、地域特性に応じた柔軟な活用ができるよう、公民館や市民センターなどコミュニティ活動の拠点となる施設の機能の検討、整理を行い、活動環境の充実を図ります。</li> </ul>

## 市民、地域コミュニティ、企業・団体の役割

市民	地域コミュニティ	企業・団体
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 一人ひとりがまちづくりの担い手であるという意識の下、コミュニティ活動に参加します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ NPO法人やボランティア団体、企業、行政などと連携し、地域課題の解決に取り組みます。</li> <li>▶ 地域の魅力や活動のやりがいを若い世代に伝えて、担い手の育成・確保に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 行政や地域団体などと連携し、地域づくりに取り組みます。</li> </ul>

(参考) 各地区連合自治会等で構成する地域づくり推進協議会の区域図 (14協議会)



(注) 太い黒線が地域づくり推進協議会の区域。細い青線は小学校校区 (令和3年3月現在)。



▲ みどりの美化キャンペーン



▲ 姫路市民ラジオ体操のつどい



▲ 播州秋祭り



▲ 地域のふれあい冬祭り

# 人権尊重社会の形成

## 目指す姿

すべての人の人権が尊重され、自分らしく生きることのできる社会が実現している。

## 現状と課題

▶ 国は、障害者差別解消法、部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法など、人権に関する法整備を行い、人権課題の解消に向けた取組を進めていますが、近年では、インターネットを通じた人権侵害への対応が新たな課題となっています。また、同性パートナーシップ制度<sup>※1</sup>の広がりなど、性の多様性に関して社会の認知は進みつつありますが、性的マイノリティ<sup>※</sup>への無理解や偏見、差別は依然として根強く、性の多様性を尊重する取組を進める必要があります。

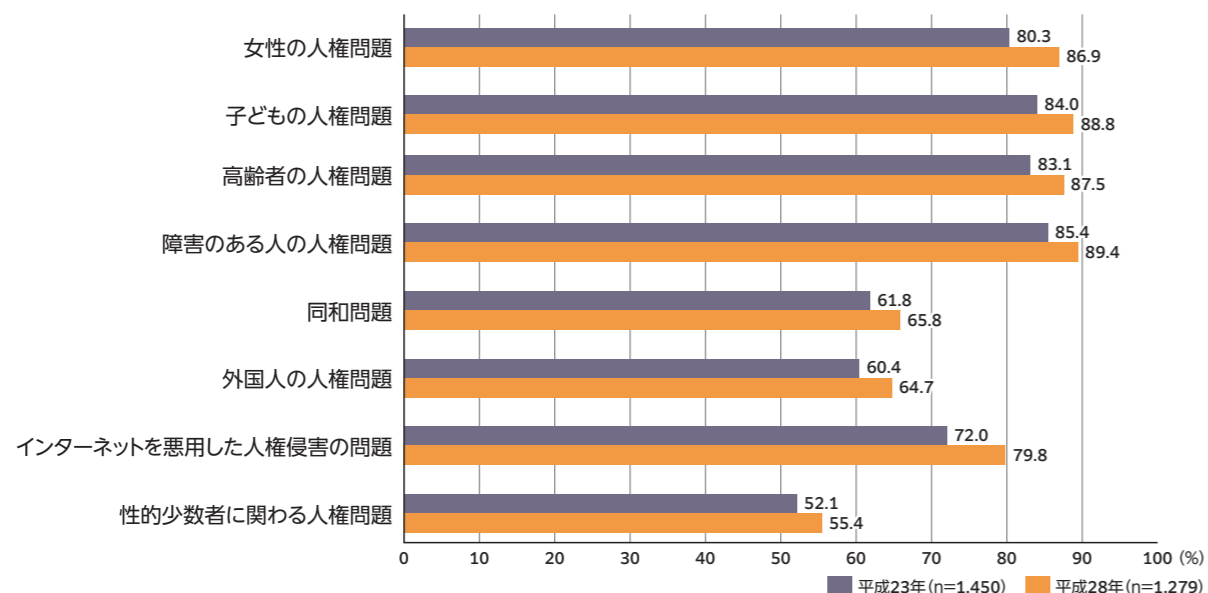
▶ 本市では、姫路市人権啓発センターの活動や校区人権教育推進活動による市民への啓発、学校における人権教育を継続的に実施しており、人権課題に対する市民の関心は高まっています。

▶ 配偶者やパートナーに対するDV<sup>※2</sup>やセクシュアル・ハラスメントをはじめとする様々な人権侵害、いじめや虐待といった暴力被害は依然として解消されておらず、根絶に向けた取組をさらに進める必要があります。

▶ 社会のあらゆる分野において、男女が対等な立場で参画することが求められていますが、全国的に指導的地位に占める女性の割合は高いとはいえ、固定的な性別役割分担意識<sup>※</sup>は依然として残っています。

▶ 本市では、平成28年（2016年）4月に姫路市男女共同参画推進条例を施行し、すべての主体が協働して、社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に取り組むこととしていますが、性別にかかわらず活躍できる社会を実現するため、さらなる取組が求められています。

## 人権問題に関する関心の推移



(資料) 「人権についての姫路市民意識調査(平成23年及び平成28年)」より作成  
(注) 人権問題に「関心がある」「少し関心がある」と回答した人(20歳以上)の割合の推移。

## 目指す姿を実現するための市の取組の方向性(人、地域、活力、土台づくり)

人地域	<p><b>ア すべての人の人権尊重意識の高揚</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>差別意識や偏見の払拭、いじめや虐待の防止等のため、ワークショップ、フィールドワーク等の様々な手法を活用するとともに、性の多様性を尊重する意識啓発を行うなど、子どもから大人まで、すべての人の人権尊重意識の高揚を図ります。</li> </ul>
活力	<p><b>イ 女性が活躍できる環境づくりの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性の管理職登用やワーク・ライフ・バランス<sup>※</sup>の促進等により、様々な分野において女性がさらに活躍できる環境づくりを進めます。</li> </ul>
土台	<p><b>ウ あらゆる場面での男女共同参画の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりが能力を発揮でき、また、社会における活動を自由に選択できるよう、固定的な性別役割分担意識を払拭するための教育・啓発や雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保など、家庭・学校・職場・地域などあらゆる場面での男女共同参画の実現に向けた取組を進めます。</li> </ul> <p><b>エ 人権侵害への対応策の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人権擁護に関する関係機関等との連携、DVや虐待等に関する相談体制の強化やインターネットモニタリングの実施などにより様々な人権侵害への対応策を充実させます。</li> </ul>

## 市民、地域コミュニティ、企業・団体の役割

市民	地域コミュニティ	企業・団体
<ul style="list-style-type: none"> <li>人権について正しく理解し、お互いを思いやる気持ちを大切にします。</li> <li>「男性らしさ」「女性らしさ」という固定観念にとらわれない考え方を心がけるとともに、性の多様性への理解も深めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者、障害者、外国人などが地域で孤立することがないように、支えていきます。</li> <li>男女が対等な立場で地域コミュニティに参画できる環境をつくれます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員等の人権尊重意識の向上に努めます。</li> <li>指導的地位への女性の登用を進めるなど、男女が対等な立場で働くことができる環境をつくれます。</li> </ul>

※1 同性パートナーシップ制度: 同性カップルに対して地方自治体が、パートナーであることを登録することや宣誓をしたことの証明書を発行する制度。

※2 DV: Domestic Violence (ドメスティック・バイオレンス) の略。配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、交際の相手方など、親密な関係にあり、又は親密な関係にあった者に対して身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な苦痛を与える行為。

# 市民文化活動の推進

## 目指す姿

市民が文化芸術に対する意識を高め、主体的に文化活動を行うことで、社会との関わりを深めるとともに、生活にゆとりと潤いを実感できている。

## 現状と課題

▶ 近年、文化芸術の場に参加する機会を通じて、人々が多様な価値観を尊重し、他者との相互理解が進むという、文化芸術による「社会包摂」の理念が注目されており、平成29年(2017年)に改正された文化芸術基本法にもその考え方が盛り込まれています。

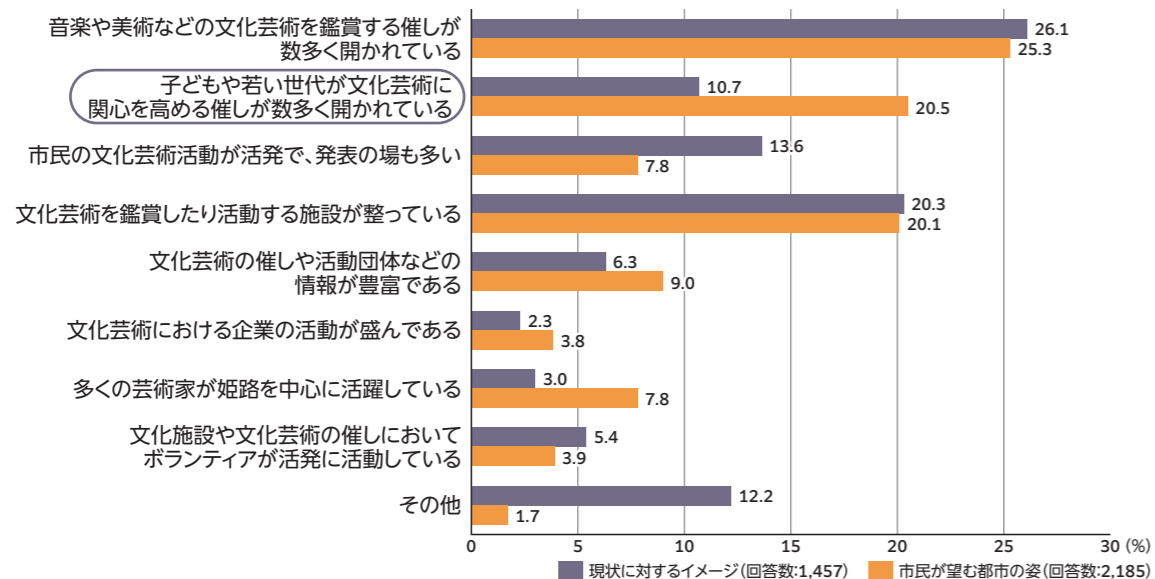
▶ 本市は世界文化遺産・姫路城をはじめ、貴重な文化財や史跡などが多数存在し、市民が歴史や文化を意識する機会に恵まれています。また、播州秋祭りをはじめとする豊かな伝統文化が育まれており、歴史と風土の中で培われた固有の伝統文化をこれからも未来に継承していく必要があります。

▶ 本市では、「音楽のまち・ひめじ」を掲げ、世界的な演奏家たちによるコンサートである「ル・ポン国際音楽祭」をはじめ、様々な音楽イベントを開催するなど、市民が多彩な文化に触れる機会の創出に取り組んでいますが、市民は子どもや若い世代が文化芸術に関心を高める機会が少ないと感じています。

▶ 美術館や姫路文学館、姫路市文化コンベンションセンターなどの様々な文化施設等を、市民が文化活動に参加し交流できる拠点として活用するとともに、文化芸術に関する情報を発信する拠点としても活用することが求められています。

▶ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、博物館や美術館等の休館、コンサートや舞台芸術、伝統行事等の中止など、文化活動に深刻な影響が出ている中、オンラインを活用した文化芸術の創作や発信、鑑賞の方法が注目されています。

### 文化芸術の現状に対するイメージと望む都市の姿(複数回答あり)



(資料)「文化振興ビジョン改定に係るアンケート(令和2年度)」より作成  
(注) アンケート回収数:975件。

## 目指す姿を実現するための市の取組の方向性(人、地域、活力、土台づくり)

人 地域	<b>ア 次世代の文化芸術を担う人材の育成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもや若い世代に鑑賞や発表の機会を提供することで文化芸術への関心を高め、豊かな感性を育むとともに、若手芸術家の育成を支援するなど、文化芸術の新たな担い手の育成を図ります。</li> </ul>
	<b>イ 伝統文化継承のための取組の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民の暮らしに根ざした固有の伝統文化を次世代に確実に継承するため、発表や公開の機会提供や伝統文化を受け継ぐ担い手の育成支援などの取組を進めます。</li> </ul>
	<b>ウ 文化芸術を通じた社会包摂の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>年齢や障害の有無、経済的な状況などにかかわらず、市民が等しく文化芸術に触れる機会と自ら文化活動を行う機会を創出することにより、人々の交流や相互理解を促進し、文化芸術を通じた社会包摂を推進します。</li> </ul>
活力	<b>エ 文化芸術を活用したまちの魅力づくり</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際的な音楽祭のさらなる充実や若者向けの文化芸術イベントの創出、伝統行事への支援、オンラインを活用した文化活動の促進などにより、文化芸術に関する個性的・魅力的な催しを活発化させ、まちの新たな魅力づくりを進めます。</li> </ul>
土台	<b>オ 文化施設等の活用の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民が文化芸術に触れ、交流できる機会の創出と、文化芸術に関する情報の収集・発信のため、美術館や姫路文学館、姫路市文化コンベンションセンターなどの文化施設等のさらなる活用を進めます。</li> </ul>

## 市民、地域コミュニティ、企業・団体の役割

市民	地域コミュニティ	企業・団体
<ul style="list-style-type: none"> <li>文化芸術に触れ、関心を持つとともに、自ら文化活動に取り組めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の文化や伝統行事などを大切に、次の世代に引き継いでいきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化芸術に関する従業員への意識啓発や活動支援を行うなど、文化芸術の振興に取り組みます。</li> </ul>

### コラム3 文化芸術による社会包摂

社会包摂とは「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念です。

文化芸術基本法では、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利である」とともに、「国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく」文化芸術の機会を享受することを基本理念として掲げています。

社会包摂の理念は、違いのある人々を、違いを尊重したまま受け入れる社会を目指そうという考え方であり、今後、多様な人々がともに創作活動を行うことで相互の理解を深められるよう、誰もが等しく文化芸術に触れ、表現できる環境を整えることが望まれています。

# 国際交流・多文化共生の推進

## 目指す姿

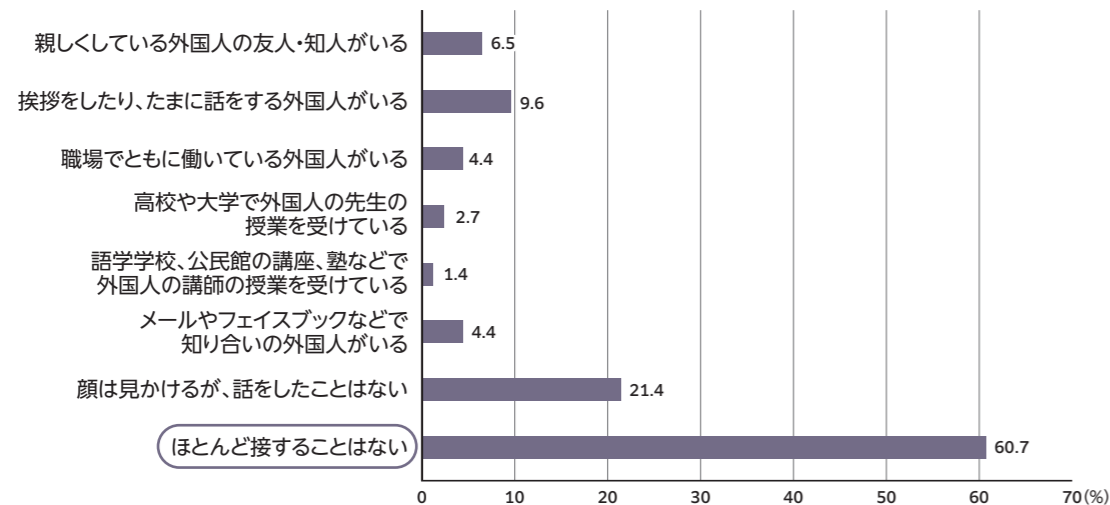
市民レベルでの国際交流や多文化への理解が進み、日本人と外国人が対等な関係を構築しながら、協働して地域づくりを進めている。

## 現状と課題

- ▶ 本市は、海外姉妹・友好都市、姉妹城、観光友好交流協定など世界とのつながりを多く持っており、姫路市国際交流センターを拠点として様々な国際交流・協力活動を展開していますが、市民が外国人と交流し、異なる文化や価値観に触れる機会はまだまだ少ない状況です。
- ▶ 本市では在住外国人が増加しており、姫路市外国人相談センターの開設など支援体制の整備に取り組んでいますが、在住外国人への災害時等の非常事態における情報提供や日本語の学習支援などのさらなる充実が求められています。

▶ 在住外国人は増加傾向にある一方で、自治会を中心とした地域コミュニティ活動への在住外国人の参画は少ない状況です。在住外国人が安心して生活できるための支援を行うとともに、日本文化や姫路の風土などへの理解を促進することで、在住外国人が地域に溶け込み、日本人と対等な関係で、協働して地域の活性化に取り組むことができる環境づくりを進める必要があります。

### ■ 市民が外国人と交流する機会 (複数回答あり)



(資料)「姫路市国際化推進に係る日本人向けアンケート調査(平成27年度)」より作成  
(注)回答者数:710人。

## 目指す姿を実現するための市の取組の方向性(人、地域、活力、土台づくり)

人	<p><b>ア 国際感覚豊かな人材の育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 多文化共生*の推進に向け、出前講座や講演会の開催などにより、異なる文化や価値観を理解、尊重し、違いを認め合える国際感覚が豊かな人材を育成します。</li> </ul>
地域	<p><b>イ 在住外国人の地域コミュニティ活動への参画の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 日本人と在住外国人が交流する機会を創出し、互いに顔が見える関係をつくり、互いの文化や価値観への理解を深めるとともに、在住外国人が地域コミュニティ活動の意義や必要性を理解できるよう啓発するなど、在住外国人の地域コミュニティ活動への参画を促進します。</li> </ul>
活力	<p><b>ウ 国際交流・協力活動のさらなる活性化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 海外姉妹・友好都市、姉妹城、観光友好交流協定による海外都市とのつながりを活用し、互いの文化を相互に発信する取組等を進めるとともに、姫路市国際交流センターの機能充実により市民レベルでの交流を促進するなど、国際交流・協力活動をさらに活性化させます。</li> </ul>
土台	<p><b>エ 在住外国人への生活支援の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 在住外国人が安心して生活できるように、日常生活に関する相談体制の充実、医療や緊急・災害時の情報提供の仕組みの整備、日本語や日本文化を学ぶことができる体制の充実、情報伝達媒体の多言語化など、在住外国人への生活支援の充実を図ります。</li> </ul>

## 市民、地域コミュニティ、企業・団体の役割

市民	地域コミュニティ	企業・団体
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 日本人も外国人も、互いの文化や価値観の理解、尊重に努め、対等な関係を築いていきます。</li> <li>▶ 国際交流イベントに参加するなど、異なる文化との交流を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 日本人と外国人が地域で交流できる機会をつくります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 日本人と外国人が、互いの文化や価値観を尊重し、ともに活躍できるよう、職場や生活環境を整えます。</li> </ul>

## コラム 4 姫路市の海外姉妹・友好都市、姉妹城、観光友好交流協定

本市には海外に六つの海外姉妹・友好都市と二つの姉妹城、一つの観光友好交流協定を結ぶ城があり、青少年の相互派遣や視察訪問を行い、交流を深めています。





## 目標 命・くらしの支え合い

高齢者、障害者、子ども、生活困窮者をはじめすべての人が、住み慣れた地域において健やかな暮らしと生きがいとともに創り、充実した保健、福祉、医療環境の下、生涯にわたり安心な生活を送りながら、互いに支え合うことができる社会の実現を目指します。



### 背景

#### (健康福祉・保健・生涯現役関連)

▶ 地域や家庭、職場といった日常生活の様々な場面において、人と人とのつながりが希薄化し、互いに支え合う基盤が弱まってきています。

▶ さらに、近年では、8050問題※1やダブルケア※2など複合的な課題が顕在化し、住民の福祉に対するニーズがますます複雑化・多様化する中、対象者別、機能別に整備された相談支援やサービスなど、従来からの公的支援では、十分に対応することが困難なケースが見受けられます。〔図表1、2〕

▶ 障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すというノーマライゼーションの理念が浸透し、よりきめ細かな福祉の対応が必要となっています。

▶ 超高齢社会においては、単に寿命が長いだけでなく、「いかに健康的に過ごすことができる期間を長く保つか」といった「健康寿命※」を伸ばすことが重要です。〔図表3〕

※1 8050問題：高齢の親とその親に依存している中高年の子どもが抱える、経済的困窮や社会的孤立といった問題。80歳代の親と50歳代の子どもの世帯の事例が多いことから「8050問題」といわれている。

※2 ダブルケア：狭義では、子育てと親の介護を同時期に担う状態。広義では、家族や親族など親密な関係において、ケアが複合化・多重化した状態。

#### (子ども・子育て関連)

▶ 核家族世帯や共働き世帯の割合の増加などに伴い、子育て家庭を取り巻く環境が変化し、子育てへの負担や不安、孤立感を抱える保護者が増えています。〔図表4〕

▶ このような状況の中、妊娠期から子育て期への切れ目のない支援が求められており、本市は、これまでも、全妊婦面接相談、乳幼児健康診査といった妊産婦・乳幼児の健康づくりへの支援や教育・保育の提供体制の確保、延長保育の実施といった保育サービスの充実に努めてきました。〔図表5〕

#### (生活衛生関連)

▶ 集団食中毒による健康被害のほか、近年では、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症の発生や、人、物のグローバル化などによる感染症の感染拡大が市民の生命や健康の脅威となっています。

▶ これらの脅威に対応するためには、平時より、健康危機管理体制を整えることや情報共有が重要であり、本市は、これまでも関係機関と連携した体制を構築してきました。

図表1 中高年の引きこもり者数(全国推計)

	推計数(万人)
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	24.8
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	27.4
自室からは出るが、家からは出ない	6.5
自室からほとんど出ない	2.6
合計	61.3

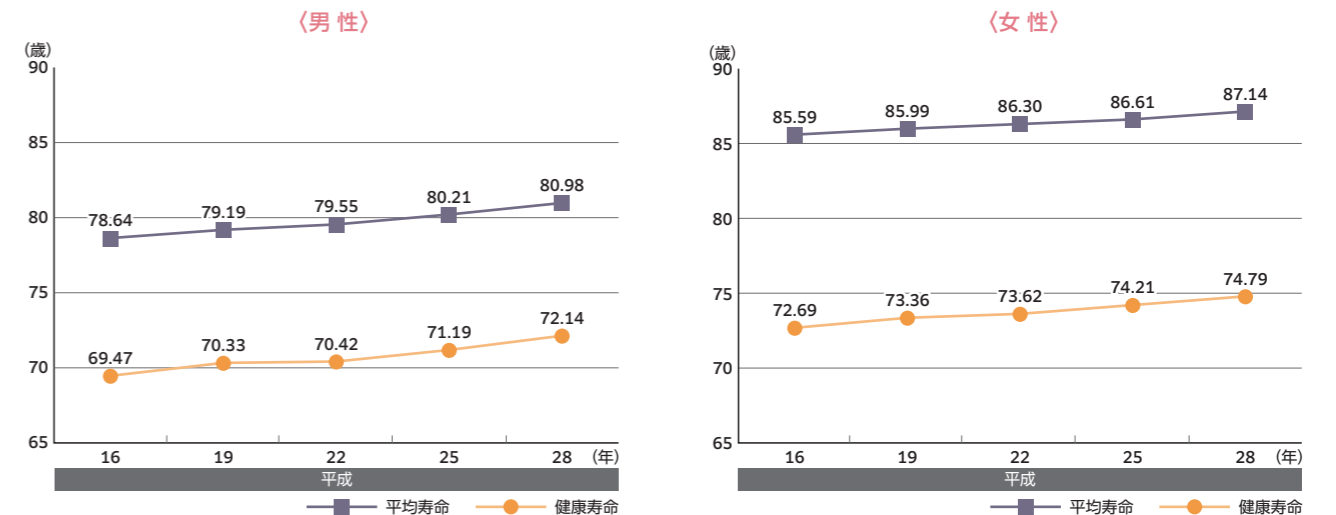
(資料) 内閣府「生活状況に関する調査(平成30年度)」より作成  
(注) 上記調査は、満40歳から満64歳の者を対象とした調査。

図表2 育児・介護・ダブルケアを行う世帯数(全国推計)

	育児世帯(末子が未就学児)	介護世帯	ダブルケア世帯
平成13年	535.2	274.9	13.7
平成19年	512.1	480.8	18.7
平成25年	485.4	575.3	16.6

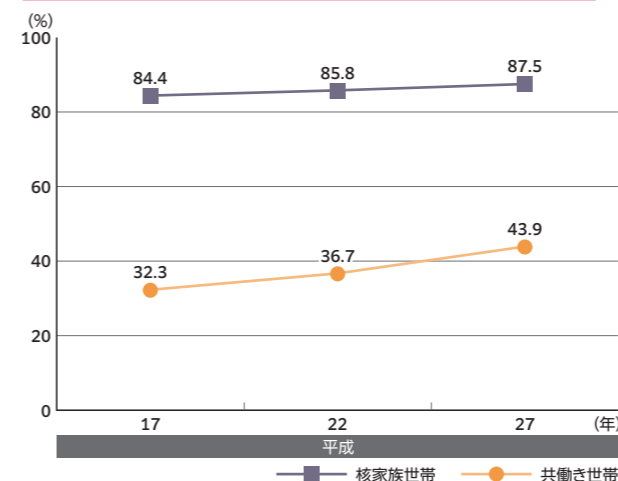
(資料) 内閣府「平成27年度育児と介護のダブルケアの実態に関する調査」より作成

図表3 平均寿命と健康寿命の推移(全国推計)



(資料) 内閣府「令和元年版高齢社会白書」より作成  
(注) 健康寿命の数値は、「日常生活に制限のない期間」。

図表4 核家族世帯・共働き世帯の割合の推移



(資料) 総務省「国勢調査」より作成  
(注) 6歳未満の世帯員がいる一般世帯のうち、核家族世帯・共働き世帯の割合。

図表5 妊婦面接率と乳幼児健康診査受診率

	妊婦面接率	乳幼児健康診査受診率			
		4か月児	10か月児	1歳6か月児	3歳児
平成27年度	96.9	98.1	93.7	96.7	97.4
平成28年度	96.6	97.4	94.6	97.5	97.6
平成29年度	97.0	97.6	94.5	97.1	98.1
平成30年度	96.5	98.2	95.2	96.8	96.5
令和元年度	97.2	98.3	95.6	96.2	98.3

(資料) 姫路市「保健衛生年報(令和2年度)」より作成



# 地域に根ざしたきめ細かな福祉の充実

## 目指す姿

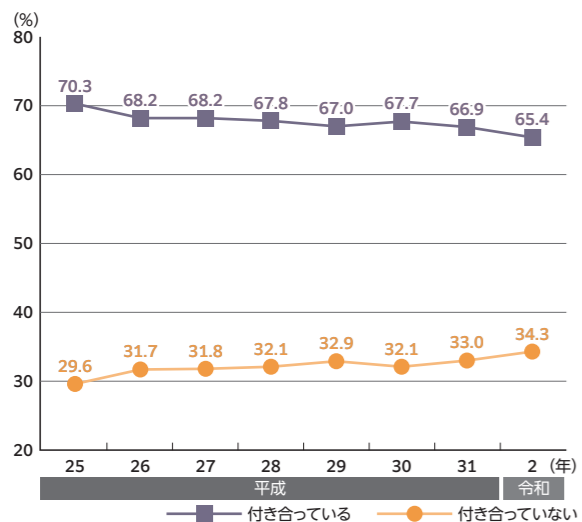
「自助」、「共助」、「公助」の適切な役割分担の下、市民が住み慣れた地域で健やかな暮らしができています。

### 現状と課題

- ▶ 核家族世帯や単身世帯の増加などにより、家族内での助け合いが難しくなっています。また、地域における付き合い方の変化やライフスタイルの多様化により、地域での支え合い意識の希薄化も進んでいます。
- ▶ 民生委員・児童委員や自治会等が地域の実情に合わせた見守り活動や交流活動を行っていますが、さらなる高齢化の進行、ひとり親世帯や高齢単身世帯の増加などにより発生する新たな福祉課題を早期発見・対応するためには、地域の支え合い機能を高めていく必要があります。

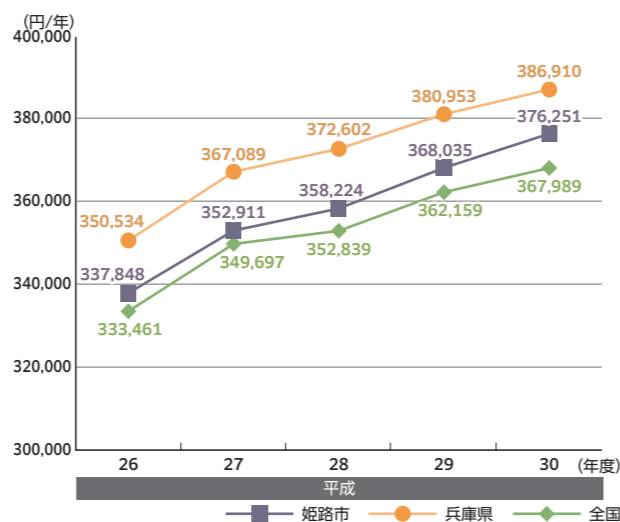
- ▶ 高齢者、障害者、子ども、生活困窮者といった各福祉サービス対象者のニーズは増大し、また、それぞれが抱える課題も複雑化・多様化しています。
- ▶ 少子高齢化が急速に進み、社会保障制度の支え手となる現役世代が減少する一方で、医療や生活保障など本市の社会保障費は増加し続けており、社会保障制度を安定的に運営していくことが困難になると懸念されています。

■ 現在の地域での付き合いの程度



(資料) 内閣府「社会意識に関する世論調査(令和2年)」より作成  
 (注) 「付き合っている」は、「よく付き合っている」と「ある程度付き合っている」の合計値。  
 「付き合っていない」は、「あまり付き合っていない」と「全く付き合っていない」の合計値。

■ 国民健康保険の一人当たり医療費の推移



(資料) 姫路市調べ

## 目指す姿を実現するための市の取組の方向性(人、地域、活力、土台づくり)

人	<p><b>ア 住民一人ひとりの福祉意識の醸成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 住民一人ひとりが多様なつながりをつくり、地域福祉活動に参加できるよう、住民による呼びかけや雰囲気づくりの促進、福祉に関する情報提供の充実などを通じて、住民の福祉意識を醸成します。</li> </ul>
地域	<p><b>イ 身近な地域の福祉力の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 住民が主体的に地域の福祉課題を解決することができるよう、民生委員・児童委員や自治会に加え、地域で活躍する若者や福祉ボランティア、NPO法人※などの活動を支援するとともに、これらの地域福祉に携わる団体、医療・福祉関係者など多様な主体が連携し、日頃から身近に相談しやすい体制づくりを進めることで、地域の福祉力の向上を図ります。</li> </ul>
活力	<p><b>ウ 包括的な支援体制の構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 切れ目のないきめ細かな支援が受けられるよう、福祉相談や地域福祉活動の中核的拠点である姫路市総合福祉会館を中心とした支援体制の強化や福祉サービス等に関する情報発信の充実など、住民が安心して暮らせる包括的な支援体制を構築します。</li> </ul>
土台	<p><b>エ 社会保障制度の適切な運営</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 国民健康保険制度や後期高齢者医療制度、生活保護制度などの仕組みに対する理解のさらなる普及や相互扶助意識の高揚を図るとともに、生活習慣病の発症・重症化予防を通じた医療費の増大抑制や、被保護者等の経済的・社会的自立に向けた支援などにより、社会保障制度の維持・安定化に取り組みます。</li> </ul>

## 市民、地域コミュニティ、企業・団体の役割

<p><b>市民</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 日頃から互いに助け合い、支え合えるよう、地域福祉活動に参加します。</li> <li>▶ 社会保障制度に対する理解を深めるとともに、特定健康診査を受診するなど、日頃から健康に関心を持ち、健康の保持・増進に取り組みます。</li> </ul>	<p><b>地域コミュニティ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 民生委員・児童委員や社会福祉協議会、福祉事業者など、地域の多様な主体と互いに連携・協力しながら、地域の見守り活動や身近に相談できる関係づくりに取り組みます。</li> </ul>	<p><b>企業・団体</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 地域で実施される福祉活動に参加します。</li> <li>▶ ボランティア休暇の導入などを通じて、地域福祉活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。</li> </ul>
--	---	---

目指す姿

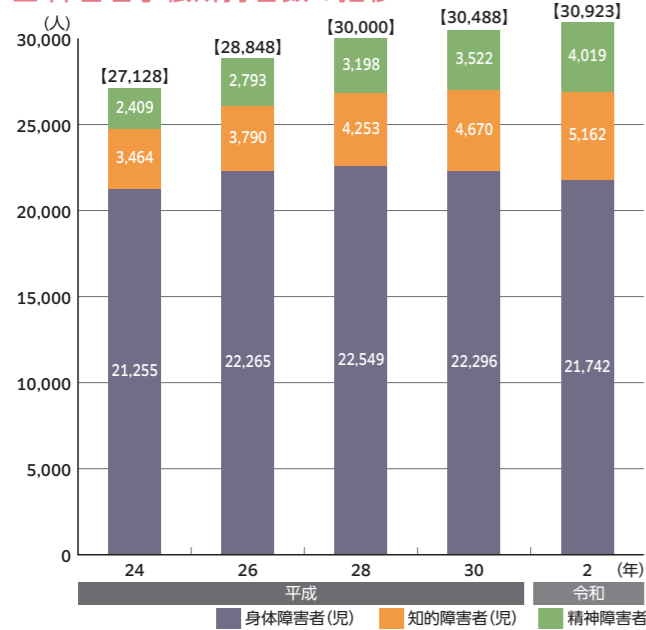
障害者が住み慣れた地域で充実した日常生活を送ることができている。

現状と課題

- ▶ 高齢化の進行や、障害への理解が進むことにより障害認定を受けられる人が増え、本市の障害者手帳所持者数は年々増加傾向にあり、加えて、障害の重度・重複化も進んでいます。一方で、相談支援の従事者をはじめ、障害者を支える福祉人材の確保が困難になっています。
- ▶ 障害者自身やその家族の高齢化、核家族化をはじめとする家族形態の変化を含む様々な要因により、家族内における介助、支援機能が低下するなど、障害者を取り巻く環境が大きく変化しています。

- ▶ 平成25年（2013年）4月に障害者総合支援法が施行され、障害者の自立と社会参加の重要性がより認識されるようになり、障害種別にとらわれることなく個人の特性に応じた支援が求められています。
- ▶ 障害を理由とした不当な差別的取扱いを受けることがないよう、障害者に対する虐待防止や差別の解消、合理的な配慮※1などを通じて、障害者の権利を擁護していくことが求められています。

■ 障害者手帳所持者数の推移



(資料) 姫路市調べ  
(注) 各年4月1日現在。

コラム5 障害者スポーツ

パラリンピック競技大会を契機に障害者スポーツに対する関心が高まっています。障害の有無にかかわらずスポーツに参加できる環境は、障害者の健康づくりや社会参加において、ますます重要となっています。



▲ ボッチャ競技

※1 合理的な配慮：社会的障壁の除去の実施を現に必要と意思を表明している障害のある人又はその家族等に対し、社会通念上相当と認められる人的負担、物的負担、経済的負担その他の負担の範囲内で、障害のない人との平等な待遇を確保するために行う必要かつ適当な変更又は調整。

目指す姿を実現するための市の取組の方向性（人、地域、活力、土台づくり）

人	<p><b>ア 障害福祉人材の確保・育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 障害福祉サービスを安定的に提供できるよう、障害福祉サービスに携わる福祉人材をはじめ、障害者を支える多様な人材の確保・育成を図ります。</li> </ul>
地域	<p><b>イ 障害者を支える地域づくりの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 障害者自身やその家族が身近に相談や介助といった支援を受けることができるよう、障害福祉に携わる関係者のほか、医療・保健・教育に携わる関係者、住民、ボランティアなどの多様な主体が連携し、障害者を支える地域づくりに取り組みます。</li> </ul>
活力	<p><b>ウ 障害者の自立と社会参加の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 障害者自らが選んだ暮らし方を実現できるよう、雇用・就労に向けた支援や外出支援、スポーツ・文化活動への支援などを通じて、障害者の自立と社会参加を促進します。</li> </ul> <p><b>エ 先進的技術を活用した障害者福祉の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 障害者の自立や社会参加、介護者の負担軽減を図るため、介護ロボット等を活用した日常生活支援、自動走行車等を活用した外出支援など、AI（人工知能）やロボット、IoT*といった先進的技術の積極的な活用を促進します。</li> </ul>
土台	<p><b>オ 障害特性に応じた支援の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 乳幼児期から成人期まで一貫した療育支援、障害者の意思を尊重した障害福祉サービスの提供を通じて、障害者一人ひとりの障害特性に応じた支援の充実を図ります。</li> </ul> <p><b>カ 社会的障壁のない環境づくりの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 障害の有無にかかわらず、安心して暮らせる社会となるよう、障害への理解の促進、権利擁護、バリアフリー化など、社会的障壁※2のない環境づくりに取り組みます。</li> </ul>

市民、地域コミュニティ、企業・団体の役割

<p><b>市民</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 障害の特性に対する理解を深めるとともに、声かけや手助けなど自分にできることから行動します。</li> </ul>	<p><b>地域コミュニティ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 障害者が地域活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。</li> <li>▶ 地域全体で障害者を支え、助け合える関係づくりに取り組みます。</li> </ul>	<p><b>企業・団体</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 障害者の雇用を進めます。</li> <li>▶ 障害者が安心して働くことができる環境づくりに取り組みます。</li> </ul>
--	---	---

※2 社会的障壁：障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

目指す姿

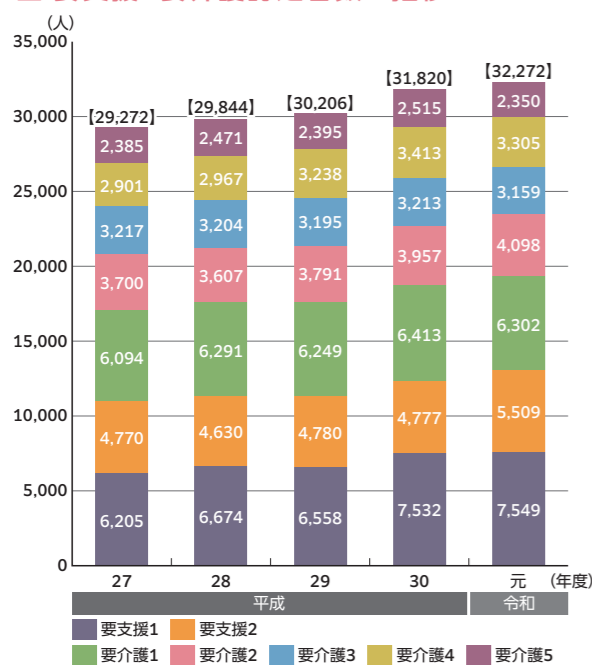
高齢者が住み慣れた地域で生きがいを感じながら健やかに暮らしている。

現状と課題

- ▶ いわゆる「団塊の世代※」が75歳以上となる令和7年(2025年)には、本市の65歳以上の高齢者のうち約6割が75歳以上の後期高齢者となります。今後、認知症や介護を必要とする高齢者の割合が増加すると推測され、介護ニーズはさらに高まると見込まれています。
- ▶ 核家族化の進行や家族観の変化などにより、高齢者の単身世帯や高齢夫婦のみの世帯が増加しており、見守り支援や外出支援といった日常生活に対する支援ニーズも高まってきています。
- ▶ 本市の要支援・要介護認定者数や介護ニーズなどが増加傾向にある一方で、高齢者の日常生活を支える福祉人材の確保が困難になっています。

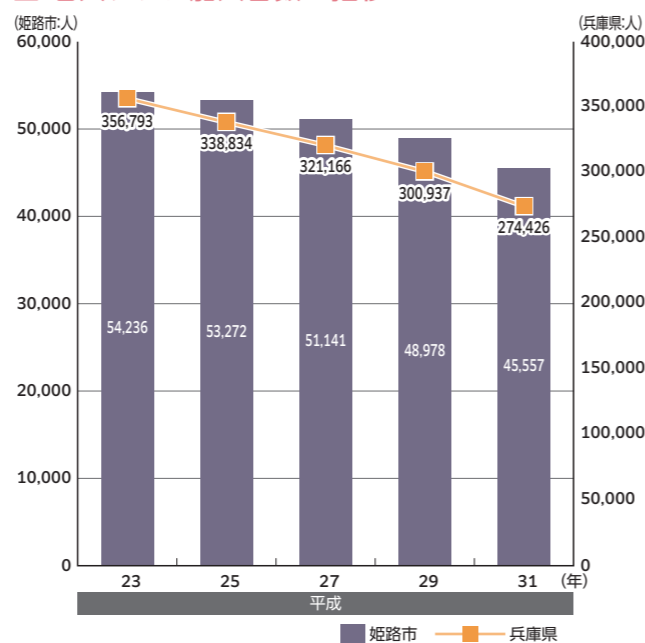
- ▶ 本市が実施した「生涯現役アンケート」(令和元年8月実施)によると、生きがい感が「高い」と回答した人の割合は53.3%、「低い」と回答した人の割合は17.8%となっています。また、趣味や健康、教養といったサークル・団体に参加している、又は参加意向があると回答した人の割合は40%を超えています。
- ▶ 本市の老人クラブは、高齢者の生きがいと健康づくりを目的として様々な地域活動を行っていますが、加入者数の推移を見ると、県全体と同様に減少傾向にあります。

■ 要支援・要介護認定者数の推移



(資料) 姫路市調べ  
(注) 各年度末現在。

■ 老人クラブ加入者数の推移



(資料) 姫路市調べ  
(注) 各年4月1日現在。

目指す姿を実現するための市の取組の方向性(人、地域、活力、土台づくり)

人	<p><b>ア 介護人材の確保・育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高まる介護ニーズに対応できる体制を整えるため、介護人材の定着支援や新たな担い手づくりなど、高齢者を支える介護人材の確保・育成を図ります。</li> </ul>
地域	<p><b>イ 高齢者を見守り支え合う地域づくりの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターを中心に、医療・福祉関係者をはじめとする多職種のネットワークの構築を進めるとともに、介護者の負担軽減や高齢者の権利擁護などの取組を通じて、高齢者自身やその家族を見守り支え合う地域づくりを進めます。</li> </ul>
活力	<p><b>ウ 高齢者の健康・生きがいづくりの促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢になっても自立した生活が送れるよう、フレイル※1予防、認知症への早期支援のほか、ひとり暮らし等の在宅高齢者への支援などを通じて、高齢者一人ひとりの健康づくりや在宅生活の質の向上を促進します。</li> <li>生涯にわたり自分らしく充実した時間を過ごせるよう、学習活動や交流活動の機会の充実を図るとともに、社会貢献活動や就労への支援などを通じた役割の創出により、高齢者の生きがいづくりを促進します。</li> </ul> <p><b>エ 先進的技術を活用した高齢者福祉の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の自立や介護者の負担軽減を図るため、介護ロボット等を活用した日常生活支援、ウェアラブルデバイス※2等を活用した健康管理など、AI(人工知能)やロボット、IoT※といった先進的技術の積極的な活用を促進します。</li> </ul>
土台	<p><b>オ 介護保険制度の適切な運営</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護サービスを安定的に提供できるよう、介護サービス提供基盤の整備を進めるとともに、介護予防活動の促進や心身の状況に応じた適正な介護サービス水準の確保、要支援・要介護認定の適正化、介護事業所の適正運営の促進など、介護保険制度の適切な運営に取り組みます。</li> </ul>

市民、地域コミュニティ、企業・団体の役割

<p><b>市民</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自らの健康づくりや生きがいづくりに取り組みます。</li> </ul>	<p><b>地域コミュニティ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域全体で高齢者への声かけ活動や見守り活動に取り組みます。</li> <li>高齢者が地域活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。</li> </ul>	<p><b>企業・団体</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定年延長や再雇用制度の導入などにより、高齢者のこれまで培ってきた知識や経験を活用します。</li> <li>バリアフリー化など、高齢者にやさしい環境づくりに取り組みます。</li> </ul>
---	--	---

※1 フレイル:老化に伴う様々な機能の低下により、疾病発症や身体機能障害に対する脆弱性が増す状態「frailty(虚弱)」の日本語訳として日本老年医学会が提唱した用語。適切な介入・支援により、生活機能の維持・向上が可能な状態であり、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間を意味する。

※2 ウェアラブルデバイス:腕や頭部等の身体に装着して利用するICT端末の総称。体重や血圧、心拍数、歩行数、消費カロリー、睡眠の質、食事内容といった日々の活動のデータを収集することができる。

# 健やかな成長を支える子育て環境の充実

目指す姿

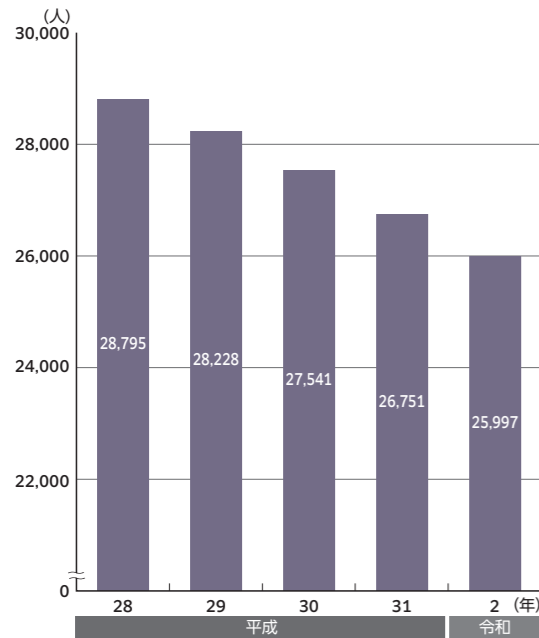
子どもを安心して産み育てることができる環境が整い、子どもが地域の中で健やかに成長している。

現状と課題

- ▶ 全国と同様に本市の出生児数は減少傾向にありますが、共働きの世帯の増加などに伴い、子どもを安心して預けられる環境や多様な保育サービスが求められており、子育てと仕事を両立することのできる環境づくりが重要となっています。
- ▶ 幼児教育・保育の無償化や就労形態の多様化などにより、教育・保育施設の利用児童数が増加する一方で、円滑な施設運営のために必要な保育人材の確保が困難になっています。

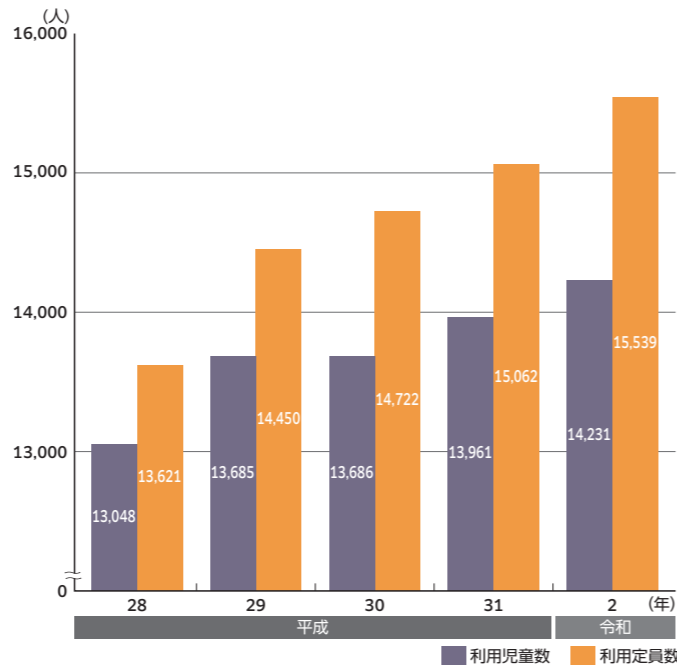
- ▶ 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、身近に子育てに関して気軽に相談できる相手がないため、悩みや不安を抱えて孤立する家庭の増加や親の子育て力の低下が懸念されます。
- ▶ 本市が実施した「姫路市子どもの生活に関する実態調査」(平成30年10月実施)によると、税金や保険料などを差し引いた手取り収入が一定額未満である、いわゆる貧困線\*に満たない世帯の割合は11.8%となっています。こうした世帯の子どもは、経済的な理由により学習面や生活面などで不利な状況に置かれてしまう傾向にあり、子どもの貧困問題への対応が課題となっています。

■ 就学前児童数の推移



(資料) 姫路市調べ  
(注) 各年4月1日現在。

■ 教育・保育施設利用定員数と利用児童数の推移



(資料) 姫路市調べ  
(注) 各年4月1日現在。

目指す姿を実現するための市の取組の方向性(人、地域、活力、土台づくり)

人	<p><b>ア 保育人材の確保・育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 待機児童の解消や、多様な保育ニーズに対応するため、保育士の処遇改善、潜在保育士の再就職支援、中高生への保育の魅力発信などを通じて、保育人材の確保・育成を図ります。</li> </ul>
地域	<p><b>イ ゆとりを持って子育てできる地域づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 子育てに関して身近に相談できる体制を整えるとともに、親子が気軽に交流できる場の提供や安心して外出できる環境づくりの促進、経済的負担の軽減などを通じて、ゆとりを持って子育てできる地域づくりに取り組みます。</li> </ul> <p><b>ウ 子どもの居場所づくりの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 子どもが安心して遊び・学べるよう、児童館・児童センターや放課後児童クラブを充実させるなど、地域における子どもの居場所づくりを進めます。</li> </ul>
活力	<p><b>エ 子ども子育て分野における先進的技術の活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 教育・保育の質の向上、保育人材の負担軽減を図るため、ICT(情報通信技術)を活用した児童の園内生活の管理や健康に関する記録の電子化など、先進的技術の積極的な活用を図ります。</li> </ul>
土台	<p><b>オ 質の高い教育・保育サービスの充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 安心して子どもを預けることができるよう、教育・保育施設を計画的に確保するとともに、延長保育や一時預かり、病児・病後児保育など多様な保育サービスを提供することを通じて、教育・保育サービスの充実を図ります。</li> <li>▶ 教育・保育施設等の適正な運営を図るとともに、保育現場が抱える課題に対応した研修を行うなど、教育・保育サービスの質の向上を図ります。</li> </ul> <p><b>カ 特別な支援が必要な子どもや家庭を支える環境づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ すべての子どもが現在から将来にわたって前向きな気持ちで夢や希望を持つことができるよう、子どもの貧困対策やひとり親家庭に対する支援、児童虐待防止対策など、特別な支援が必要な子どもや家庭を支える環境づくりに取り組みます。</li> </ul>

市民、地域コミュニティ、企業・団体の役割

<p><b>市民</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 子どもや子育て家庭を温かく見守り、変化に気づいたときには手を差し伸べます。</li> <li>▶ 子育て家庭同士の交流に参加します。</li> </ul>	<p><b>地域コミュニティ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 地域全体で子どもや子育て家庭を見守ります。</li> <li>▶ 子どもや子育て家庭が地域で交流できる環境づくりに取り組みます。</li> </ul>	<p><b>企業・団体</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 育児休業の取得促進、時短勤務の導入など、働き方改革*によるワーク・ライフ・バランス**を推進します。</li> <li>▶ 授乳室やおむつ替えスペースの設置、企業内保育所の整備など、子育てしやすい環境づくりに努めます。</li> </ul>
---	---	---

# 健康で安心な市民生活の充実

## 目指す姿

充実した保健・医療環境の下、市民が主体的に健康づくりに取り組むことで、生涯にわたり健康に暮らすことができている。

良好な生活衛生環境の下、市民の安全な暮らしが守られている。

## 現状と課題

▶ 妊娠前、妊娠中、出産後における不安や負担、孤立感の軽減のほか、乳幼児の健全な発達・発育を支える環境づくりが求められています。

▶ 不規則な食生活や運動不足等の生活習慣に起因する、糖尿病、高血圧症、動脈硬化症などの生活習慣病が国民の健康リスクとなっており、本市の糖尿病の有所見率は、県内他市町と比べ高くなっています。

▶ 国では、健康管理や医療の質の向上を図るため、マイナンバーカードを健康保険証として利用することを通じて、患者の健康や医療に関する情報の共有化に向けた環境づくりが進められています。

▶ 全国的に医師の地域偏在は解消されておらず、本市の人口10万人当たりの医師数は、全国や県内平均と比べて低く推移しており、救急医療体制にも影響を及ぼしています。

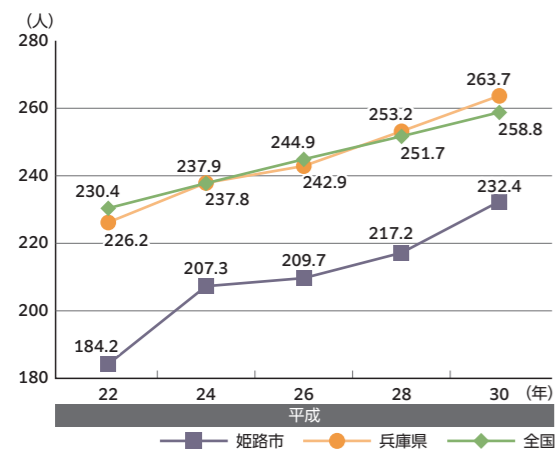
▶ 近年、姫路市休日・夜間急病センターの年間利用者数は4万人弱で推移し、県内の急患センターの中でも利用者数が多く、不要不急の利用も見られます。

▶ 本市の三次救急医療※1は、兵庫県立姫路循環器病センターと製鉄記念広畑病院が担っていますが、重症及び複数の診療領域にわたる重篤な救急患者に対し、より高度な救急医療を提供できるよう、両病院を統合再編した県立はりま姫路総合医療センター（仮称）の整備が進められています。

▶ 毎年、全国的にノロウイルス等による食中毒やレジオネラ属菌※等による感染症が発生しており、食品関連事業者や生活衛生関連事業者に対する監視・指導、検査等の強化や事業者の自主的な衛生管理の確保が求められています。

▶ 新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症の発生・感染拡大は、市民の生命や健康に直接関わることから、国や兵庫県、関係機関と連携しながら、迅速かつ正確な情報提供や検査体制の強化、医療機関等への感染症対策物資の提供など、防疫対策に取り組んでいます。

■ 人口10万人当たりの医師数の推移



(資料) 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」、  
「医師・歯科医師・薬剤師統計」より作成

## 目指す姿を実現するための市の取組の方向性(人、地域、活力、土台づくり)

### 人地域

#### ア 地域医療を支える医療従事者の確保・定着

▶ 医師や看護師不足などによる医療サービスの低下を防ぐため、臨床研修医や看護師の確保に対する支援、市内医療機関と連携した求人情報の発信などにより、医療従事者の確保・定着を図ります。

### 活力

#### イ 妊娠・出産と母子の健康を支える環境づくり

▶ 安心して妊娠・出産を迎え、健やかな育児ができるよう、思春期保健・母子保健の包括的な支援拠点となる（仮称）母子健康支援センターを整備し、機能の充実を図るとともに、妊娠・出産を望む方への支援や妊婦面接相談、乳幼児健康診査などを通じて、妊娠・出産と母子の健康を支えます。

#### ウ 生涯を通じた健康づくりの促進

▶ いくつになっても健やかな暮らしを続けることができるよう、生活習慣病予防対策や食育活動の普及、こころの健康サポートなどにより、生涯を通じた健康づくりを促進します。

#### エ 医療・保健分野における先進的技術の活用

▶ 医療機関の円滑な受診を促進するため、カルテ情報の共有化や各種健診の予約等の電子化を進めるとともに、市民が健康づくりに関心を持てるよう、アプリを利用した健康づくりを促進するなど、先進的技術の積極的な活用を図ります。

### 土台

#### オ 地域医療体制の確保・充実

▶ 身近な地域で適切な医療サービスを受けられるよう、かかりつけ医の普及・定着や適切な受診行動の啓発、診療所と病院の連携の促進などを通じて、地域に必要な医療体制の確保・充実に取り組みます。

▶ 急傷病時に安心して診療を受けることができるよう、姫路市休日・夜間急病センターにおける一次救急医療を推進するとともに、二次・三次救急医療体制の確保・充実や広域的な救急患者の円滑な搬送と受入れに向けて、兵庫県、近隣市町、医師会・医療機関との連携を強化します。

#### カ 健康危機管理体制の強化

▶ 市民の生命と健康を脅かす新たな感染症や食中毒などの健康危機に対して迅速な対応ができるよう、健康危機発生時を想定した国や兵庫県、近隣市町、関係機関との情報交換や検査体制の連携、人員や組織体制の強化、物資の備蓄など、より万全な健康危機管理体制を確立します。

#### キ 良好な生活衛生環境づくりの推進

▶ 生活衛生施設の監視・指導、アレルギーの原因や感染症の媒介となる害虫の駆除方法の指導、ペット動物等の適正管理の促進などを通じて、身近な健康被害を防止できる良好な生活衛生環境づくりを進めます。

※1 三次救急医療：救命措置を要する重篤な救急患者に対応する医療。なお、救急医療は、急傷病者の容態別に、一次救急医療から三次救急医療に区分されており、二次救急医療は入院・手術を必要とする救急患者に対応する医療。一次救急医療は軽症の救急患者に対応する医療。

市民

- 健康診断の受診や生活習慣の見直しなど、自主的な健康管理に積極的に取り組みます。
- 救急医療に関する正しい理解を深めるとともに、救急医療電話相談の利用により不要不急の医療の受診を控えるなど、医療機関の適正利用に努めます。

地域コミュニティ

- 地域全体で住民が主体となった健康づくりに取り組みます。

企業・団体

- 健康診断の受診勧奨や過重労働の是正など、従業員の健康管理に努めます。
- 職場や飲食店などにおける受動喫煙防止に取り組みます。
- 生活衛生施設や飲食店などにおける衛生管理に取り組みます。



▲ 予防接種



▲ 管理栄養士による栄養指導



▲ 妊婦本人面接



▲ 犬の譲渡会

コラム6 (仮称) 母子健康支援センターの概要

専門性を備えた思春期保健・母子保健の包括的支援拠点となる施設として、(仮称) 母子健康支援センターを新たに整備します。

同センターに、中央保健センターの乳幼児健診部門を移転し、保健所の混雑緩和を図るとともに、待合スペースの確保や専用の相談室の設置などにより、快適で利便性の高い健診環境を整えます。

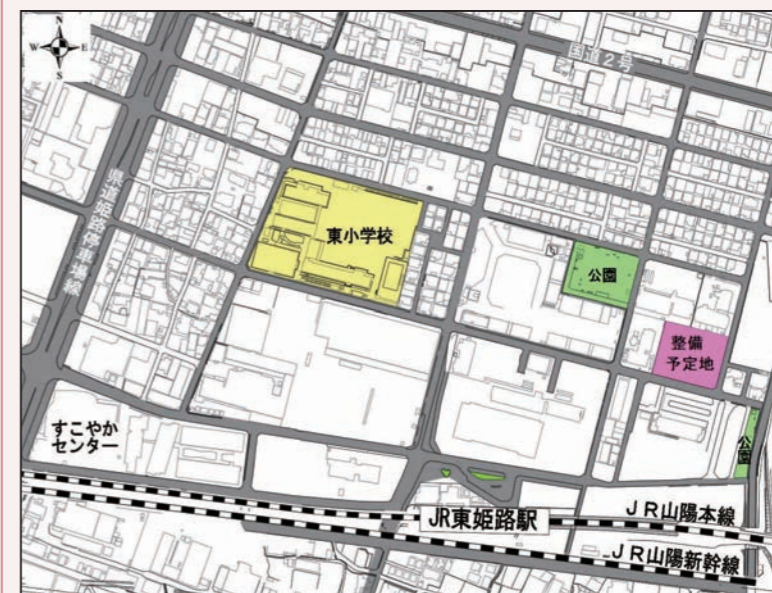
機能概要

思春期保健相談	メンタルヘルス・性感染症 等
母子保健相談	不妊不育・母乳・発達に関すること 等
丸ごと支援チームの設置	保健師・助産師・臨床心理士など多職種で構成する支援チームがケースごとに専門的に対応
思春期、周産期のネットワーク会議	思春期や周産期特有の問題について、医療機関、保健センター、総合教育センター等の関係機関との連携体制を構築
乳幼児健診	中央保健センター管内の乳幼児健診

施設概要

整備予定地	姫路市日出町三丁目3番 約3,250㎡
施設規模	延床面積1,500㎡程度
駐車スペース	60台程度

位置図





## 目標 生き抜く力の育成と歴史文化の継承

ふるさと姫路の未来をひらく、心豊かでたくましく生き抜く力を身に付けた子どもの育成と、人生100年時代を豊かに生きる生涯学習社会の実現を目指します。

先人から受け継いだ多彩な文化財や伝統文化の着実な未来への継承を目指します。



### 背景

#### (教育関連)

▶ 経済や社会の様々な面で世界との結びつきが深まる中、AI（人工知能）等の技術革新の急速な進展、個人の価値観やライフスタイルの多様化など、社会経済情勢が急激に変化する現代において、子どもを取り巻く教育環境も大きく変化しています。それに伴い新たな教育課題が発生しており、教育による人づくりがますます重要となっています。

▶ 本市は、これまでも、国の教育改革の趣旨を踏まえながら、学校教育の進むべき方向性を明確にし、学校、家庭、地域が連携して、次代を担う子どもの夢や希望を育む取組を展開してきました。〔図表1〕

▶ 大学等の高等教育機関への進学率が8割を超える中、高等教育機関は、多様な教育研究活動の充実・強化を通じて、グローバル化やICT（情報通信技術）の進展など社会経済情勢の変化に対応でき、これからの社会で活躍できる人材を育成することが期待されています。

#### (生涯学習関連)

▶ 生涯にわたって、市民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送るためには、あらゆる機会、あらゆる場所において学ぶことができる環境が重要です。

▶ 本市には、他の中核市に比べ多くの生涯学習関連施設があります。これらの施設は、子どもから高齢者までの幅広い世代の生涯学習の場として活用されていますが、公民館については今後、コミュニティ活動\*の場としても活用されることが期待されています。〔図表2〕

#### (文化財関連)

▶ 本市には、地域に伝わる文化財や史跡、伝統行事など、多彩な歴史文化遺産\*が多く残されており、それらを適切に保存・継承していく必要があります。〔図表3〕

▶ とりわけ、本市のシンボルでもある世界文化遺産・姫路城は、世界に誇る人類の貴重な宝であり、周辺環境を含め、その歴史的・文化的価値を未来に引き継いでいくことは、本市に課せられた重要な責務です。

図表1 「将来の夢や目標を持っていますか。」に対する肯定的回答

区分	対象	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校6年生	姫路市	86.7	87.3	86.8
	全国	85.9	85.1	83.8
中学校3年生	姫路市	69.5	72.4	70.8
	全国	70.5	72.4	70.5

(資料) 文部科学省「平成31年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査」より作成  
(注) 小学校6年生には義務教育学校6年生を、中学校3年生には義務教育学校9年生を含む。

図表2 市立生涯学習関連施設の利用者数など

施設名	平成29年度	平成30年度	令和元年度
生涯学習大学校	2,234	2,171	2,344
好古学園大学校	2,278	2,220	1,930
公民館(68館)	1,021,539	1,002,628	949,896
図書館(本館1、分館14)	738,475	752,165	737,468
美術館	85,690	21,411	236,053
姫路科学館	250,845	246,905	229,029
姫路文学館	70,255	95,077	95,497
姫路市書写の里・美術工芸館	41,532	41,822	40,722
水族館	208,628	198,228	185,221
姫路市埋蔵文化財センター	15,097	16,641	14,729
姫路市青少年センター	69,587	53,278	28,476
野外活動センター(2箇所)	22,632	22,362	22,125
青少年キャンプ場(2箇所)	4,529	2,815	3,896

(資料) 姫路市調べ  
(注) 生涯学習大学校、好古学園大学校は在籍者数。公民館は利用者総数。図書館は貸出人数。姫路科学館、水族館、姫路市埋蔵文化財センターは入館者数。姫路文学館は入館者数と施設利用者数の合計。美術館は常設展示室と企画展示室の入館者数の合計(平成30年8月1日～平成31年2月25日まで改修のため休館)。姫路市書写の里・美術工芸館は観覧者総数。姫路市青少年センター、野外活動センター、青少年キャンプ場は利用者数。(姫路市青少年センターの利用者数について、平成30年度までは巡回時の延べ使用人員、令和元年度は受付人員を記載。青少年キャンプ場2箇所の内、そうめん滝キャンプ場は平成30年8月上旬～10月上旬まで水道設備等改修)

図表3 指定等文化財の状況

指定等区分	国	県	市	計
有形文化財	101			
重要文化財(うち 国宝)	40 (5)	47	90	238
登録有形文化財	61			
民俗文化財	2			
重要有形民俗文化財	1	10	20	32
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	1			
記念物	7			
史跡(うち 特別史跡)	6 (1)	13	28	48
登録記念物	1			
文化財の保存技術	1			
選定保存技術	1			1

(資料) 姫路市調べ  
(注) 令和2年11月1日現在。

# 魅力ある教育の推進

## 目指す姿

充実した教育環境の下、すべての子どもに心豊かにたくましく生き抜いていく力が育まれている。

大学等の高等教育機関が、多様な教育の機会を提供するとともに、自らの強みや特色を活かした研究活動などを通じて、地域社会の活性化に貢献している。

## 現状と課題

▶ 国は教育の情報化を推進しており、本市の教育現場においても、個別最適な学びと協働的な学びの実現や教職員の事務効率化のほか、災害時等の非常事態に伴う臨時休校時の学校園の教育環境の課題に対して、ICT（情報通信技術）やデジタル化された教科書・教材等のデジタルコンテンツ※1を効果的に活用することが求められています。

▶ 放課後や休日の部活動指導などの学習指導以外の対応による教職員の負担が増えているほか、小学校における外国語教育の教科化をはじめとした新たな教育分野への教職員の対応力の向上が求められています。

▶ 少子化の進行や児童生徒数の地域的な偏りによる学校規模の格差の顕在化など、学校運営上の工夫だけでは教育の質と機会均等の確保を図ることが困難になってきています。

▶ 子どもの学力や進路の選択に差が生じる要因として、各家庭の経済事情や教育現場における外国人児童生徒への言語対応の状況などが挙げられます。

▶ 子どもや親の抱えている問題や学校での人間関係、家庭の状況などが複雑化・多様化する中で、いじめや不登校などに対応するため、学校と専門家や専門機関との連携が求められています。

▶ 本市は、地域行事に参加している子どもが多く、また、地域団体※がスクールヘルパー等の学校安全ボランティアとして子どもの安全確保に協力している一方で、個人主義の浸透や共働き世帯の増加などにより地域活動に参加する人が限られ、地域全体で子どもを育てる意識の低下が懸念されています。

▶ 本市には、大学・短期大学が5校あるほか専修学校も多数あり、これらの高等教育機関は、社会人の学び直し（リカレント教育※）を含む人材育成や、産官学連携の推進などを通じて、地域社会の持続的な成長に重要な役割を担うことが求められています。

▶ 医療系高等教育・研究機構と県立はりま姫路総合医療センター（仮称）との一体的な整備など、本市の高等教育機関が持つ強みや特色を伸ばしていくことで、高等教育機関の魅力が高まり、多様な地域から人材が流入し定着することが期待されています。

## 児童生徒数の推移

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
小学校児童数	30,067	29,899	29,749	29,508	29,175
中学校生徒数	15,168	14,631	14,262	14,066	13,981

（資料）「姫路市の教育（令和2年度）」より作成

（注）各年5月1日現在。小学校には義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校後期課程を含む。

## 目指す姿を実現するための市の取組の方向性（人、地域、活力、土台づくり）

### 人 地域

#### ア 多様な主体が連携・協働した子どもの育成

- ▶ 家庭や地域の学校運営への参画を促進するとともに、子どもの学びや成長を支える多様な活動を地域人材や地域団体とともに展開するなど連携と協働を進め、学校、家庭、地域の教育力の向上を図ります。
- ▶ 社会的・職業的自立に向けた基礎を学ぶキャリア教育や、ふるさと意識の向上を図るための郷土教育、祭り等の地域行事への参加などを通じて、社会の中で自らの役割を果たしながら自分らしい生き方を実現するために必要な能力や考え方を育てます。

#### イ 大学の特色を活かした地域の活性化

- ▶ 包括連携協定※等を通じた多様な分野における市と大学との連携を進めるとともに、公開講座等の開催支援や大学施設の地域開放の促進などを通じて、大学の有する高度・専門的な資源を地域に還元することで、地域の活性化を図ります。

### 活力

#### ウ 「生きる力」を備えた子どもの育成

- ▶ 自ら学び、考え、より良く問題を解決する資質や能力、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、国際的視野に立って主体的に行動し、多様な人々とともに生きる考え方、たくましく生きるための健康や体力を身に付けるための教育を進めます。
- ▶ 小中共通の教育目標を設定し9年間を見通した小中一貫教育を進めます。また、ICTの活用を推進しながら、子ども一人ひとりの発達段階や学習課題に応じた個別最適な学びと、社会において必要な資質・能力を育成する協働的な学びの実現を図ります。

#### エ 知の拠点としての高等教育機関の充実

- ▶ 大学等の高等教育機関が行う多様な人材の育成や産学連携などを促進するため、地域における知の拠点としての高等教育機関の教育研究環境の充実を図ります。

#### オ より良い学校環境の整備

- ▶ 園舎・校舎等の改修やICT環境の整備を進めるとともに、活力ある学校づくりのための学校規模・配置の適正化を図るなど、より良い学校環境を整備します。

### 土台

#### カ 特別支援教育の充実

- ▶ 障害の有無にかかわらずともに学ぶことができるインクルーシブ教育システムの構築に向けて、特別な支援を要する子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行うとともに、学校園における医療的ケア※体制を充実させます。

#### キ 学びを支える教育環境の充実

- ▶ 経済的理由による就学困難な子どもへの支援や外国人児童生徒への日本語指導の充実など、教育格差の解消に向けて取り組みます。
- ▶ 学生の様々な状況に対応した奨学金制度により、学ぶ意欲のある学生の就学を支援するほか、子どもの学校教育に係る負担の軽減に取り組みます。

※1 デジタルコンテンツ：映像・画像・音声・文字・数値情報の属性及びその媒体を問わず、デジタル化された情報の内容。



土台

ク 子どもの心に寄り添う指導と教育相談体制の充実

- ▶ 子ども一人ひとりの心に寄り添い、子どもの気持ちや考え方の理解に努め、発達段階や実態に応じた適切な指導と必要な支援を行うなど、教職員による心の通い合う生徒指導を進めます。
- ▶ いじめや不登校など、複雑化・多様化する子どもの悩みや問題に対応するため、専門的知識を有するスタッフによる相談窓口を設置するなど、教育相談体制を充実させます。

ケ 教職員の教育指導環境づくり

- ▶ 教職員が外国語やプログラミング教育などの新たな教育分野の知識・技能を身に付けることができる教育研修を充実させるとともに、教育の課題に的確に対応していくための教育研究を支援します。
- ▶ 外部人材やICTを活用するなど、教職員が担う業務負担の軽減に取り組み、子どもの教育指導に専念できる環境づくりを進めます。

市民、地域コミュニティ、企業・団体の役割

市民

- ▶ 家庭で、子どもの生活や健康、学習習慣づくりに取り組みます。
- ▶ オープンスクール※を通じて地域の子どもと交流します。

地域コミュニティ

- ▶ 地域ぐるみで子どもを育てるため、学校園の教育活動や子どもの見守り活動などに協力します。

企業・団体

- ▶ 職場見学や職場体験を通じて、子どもに働くことの大切さを教えます。
- ▶ 産学連携等により、新たな技術・製品開発や地域課題の解決に取り組みます。
- ▶ 公開講座の開催や大学施設の地域開放、学生ボランティア活動の推奨などを通じて、地域との関わりを深めます。



▲ 地域人材による体験学習



▲ 小高連携交流学习(外国語)



▲ ICT機器を活用した授業



▲ 書写養護学校 校外学習

# いきいきとした生涯学習社会の実現

## 目指す姿

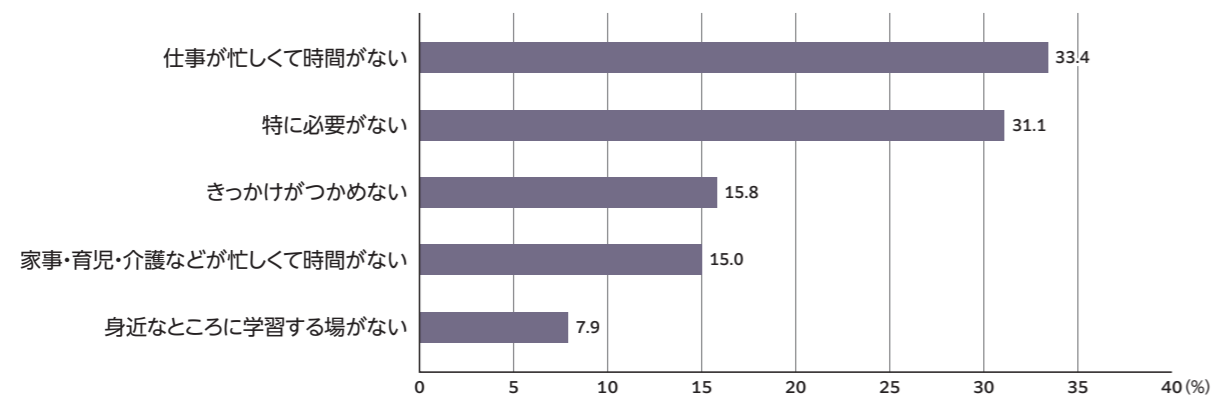
充実した生涯学習機会の下、生涯学習により得た成果を、自己を高めることや地域や社会での活動に活かすことができている。  
 青少年の交流と活動の促進や、学校、家庭、地域の連携により、子どもの健全な成長が支えられている。

## 現状と課題

- ▶ 趣味や教養など生きがいとしての学習ニーズが高まる一方で、多くの社会人が仕事や家事、育児、介護などによって、生涯学習の時間を確保することが難しくなっています。
- ▶ 公民館等の生涯学習関連施設において様々な講座を実施していますが、講座参加者の固定化や年代の偏りが生じています。また、生涯学習関連施設の老朽化も進んでいます。
- ▶ 生涯学習の機会として、公的機関や民間が行う教室での講座に加え、ICT（情報通信技術）の進展を背景にインターネットを活用した多様な学習コンテンツが提供されています。

- ▶ 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、身近に相談できる相手が少なくなっており、子どもの健全な成長を支えている家庭や地域の教育力の低下が懸念されています。
- ▶ 青少年センターや野外活動センターなどの施設において、ふれあいや体験を通じて子どもの個性や能力を伸ばすための交流や活動を支援していますが、社会環境が変化している中で子どもの生活や意識も変化しており、子どもの抱えている問題が複雑化・多様化しています。

## 生涯学習をしない理由 上位5項目 (全国・複数回答あり)



(資料) 内閣府「生涯学習に関する世論調査(平成30年度)」より作成

## 目指す姿を実現するための市の取組の方向性(人、地域、活力、土台づくり)

人 地域	<b>ア 地域の教育力の向上と子どもの健全育成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 子育てについて学び、保護者同士が交流できる場や機会を提供することで、子育てに対する悩みや不安を解消し家庭や地域の教育力の向上を図ります。</li> <li>▶ 学校、家庭、地域が連携し、子どもの見守り活動や問題行動の未然防止に取り組むとともに、青少年センターや野外活動センターなどの施設の効果的な活用により子ども同士の交流や自主活動を支援することで、子どもの健全な育成に取り組めます。</li> </ul>
活力	<b>イ 生涯学習の機会の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 多様な媒体を活用して生涯学習の情報を発信するとともに、市内の大学、美術館や姫路文学館等の博物館施設、公民館や図書館等の生涯学習施設において、市民のライフスタイルやニーズに応じた多様な学習機会を提供するなど、生涯学習の充実を図ります。</li> </ul>
土台	<b>ウ 生涯学習の環境整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 博物館施設や生涯学習施設のライフサイクルコスト※の低減や長寿命化を図るため、老朽化した建物・設備等を計画的に改修するなど、生涯学習の環境整備に取り組めます。</li> </ul>

## 市民、地域コミュニティ、企業・団体の役割

市民	地域コミュニティ	企業・団体
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 生涯学習を通じて学んだ成果を社会に活かします。</li> <li>▶ 学校や地域と連携して子どもの健全育成に取り組めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 地域の人に参加しやすい講座にするため、公民館の企画運営などに関わります。</li> <li>▶ 青少年の見守り活動や非行防止活動などに取り組めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 社会人になっても学び直しができる職場環境を整えます。</li> <li>▶ 子どもの健全育成と非行防止に協力します。</li> </ul>

# 歴史文化遺産の保存・継承と活用

## 目指す姿

姫路城をはじめとした文化財や、地域に伝わる伝統行事など、多彩な歴史文化遺産が保存・継承されるとともに、歴史文化遺産を活用する環境が整っている。

## 現状と課題

▶ 各地の文化財によるストーリーが日本遺産※に認定され、地域振興や観光振興に寄与するなど、歴史文化遺産※の活用に対する期待が大きくなる一方で、その価値を損なうことなく保存・継承することとの両立が課題となっています。

▶ 国や地方自治体は文化財保護顕彰の制度を整えています。文化財の修理を行う技術者の後継者問題や、歴史文化遺産を保存・継承する担い手の不足、文化財の専門職員の減少などにより、歴史文化遺産の散逸、毀損、滅失が懸念されています。

▶ 自然災害や火災などで歴史文化遺産が被害を受ける事例が全国で発生しており、文化財に関する防災・防犯対策が求められています。

▶ 全国の地方自治体が郷土の歴史編さんや古文書などの史資料の整理に取り組み、歴史的文書の継承と活用が図られる中、その歴史的文書を適切に保存・継承するための保管場所の確保や文書管理の専門家の育成が求められています。

## 日本遺産認定数(全国)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	計
認定数	18	19	17	13	16	21	104

(資料)文化庁「日本遺産について」より作成

## 姫路の日本遺産



▲ 西国三十三所観音巡礼(書寫山圓教寺)



▲ 播但貫く、銀の馬車道 鉦石の道(飾磨津物揚場跡)



▲ 北前船寄港地(船主集落)

## 目指す姿を実現するための市の取組の方向性(人、地域、活力、土台づくり)

### 人 地域

#### ア 文化を継承する担い手の確保・育成

- ▶ 石積み、漆喰塗りなど姫路城等の文化財建造物の保存修理に必要な技術や、鷹匠、伝統工芸など地域に伝わる文化を消滅させることなく後世に引き継ぐための担い手の育成に努めます。
- ▶ 歴史文化遺産や歴史的文書の保存・継承を確実に進めるよう、専門人材の確保・育成を進めます。

### 活力

#### イ 歴史文化遺産を学ぶ場の充実

- ▶ 歴史文化遺産の認知度を高め愛着を持ってもらえるよう、歴史文化遺産の新たな魅力づくりや公開が困難な文化財の見学にICT(情報通信技術)を活用するほか、歴史文化遺産の価値を伝え保存・継承の意義を啓発する施設の展示・学習機能の充実・整備や、史実に基づき真実性を保持した復元的整備に取り組みます。

### 土台

#### ウ 歴史文化遺産を守り伝える体制の充実

- ▶ 歴史文化遺産が次世代に継承され、魅力ある資源として活用されるよう、文化財等の調査・保存修理や防災・防犯対策などを進めるとともに、地域に伝わる文化財や史跡などを保存・活用する活動を支援し、歴史文化遺産を守り伝える体制の充実を図ります。

## 市民、地域コミュニティ、企業・団体の役割

### 市民

- ▶ 郷土の歴史や文化を学び、その魅力を発信します。
- ▶ 文化財等の価値を理解するとともに、適切な管理に努めます。

### 地域コミュニティ

- ▶ 歴史的建造物や町並みの保存活動を行います。
- ▶ 地域の文化財等を活用し、地域の魅力向上に取り組みます。

### 企業・団体

- ▶ 管理・所有している文化財の保存・活用に取り組みます。
- ▶ 市民や市などが行う歴史文化遺産の保存・活用に参画・協働します。

## コラム7 世界文化遺産

世界文化遺産は、世界の歴史的な建造物や遺跡、貴重な動植物が生息する自然環境など人類の遺産を世界的レベルで保護し、次の世代に残すことを目的とする「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づき登録された文化遺産です。姫路城は、平成5年(1993年)12月に法隆寺地域の仏教建造物とともに、国内初の世界文化遺産に登録されました。





## 目標 環境にやさしいまち

市民、事業者、行政などすべての主体が環境の大切さを理解し、日常生活や経済活動の中での脱炭素化に向けた取組や自然と人との共生、資源の循環が進んだ、持続可能な社会の実現を目指します。



### 背景

▶ 地球温暖化\*の進行や天然資源の枯渇、良好な自然環境の喪失に伴う生物多様性の損失など、地球規模での環境問題が深刻化中、気候変動に対する具体的な対策を含む持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けては、地方自治体やその地域で活動するステークホルダー(利害関係者)による積極的な取組が求められています。〔図表1〕

▶ 環境・経済・社会の課題が相互に関連、複雑化する中、国は、持続可能な社会の構築に向け、都市と農山漁村など各地域がその特性を活かした自立・分散型社会を形成し、域内において物資・人材・資金といった資源が循環しつつ、互いに補完し、支え合う「地域循環共生圏」の創造を目指しています。

▶ 本市のごみ排出量はほぼ横ばいで推移しているものの、資源化率は低下傾向にあります。環境への影響に配慮しつつ、適正に廃棄物処理を行っていくためには、廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の3R\*を進めるとともに、ごみの排出から、収集・運搬、処理までのごみ処理フローを安定的に機能させる必要があります。〔図表2〕

### コラム 8 生物多様性

ナゴヤダルマガエル▶

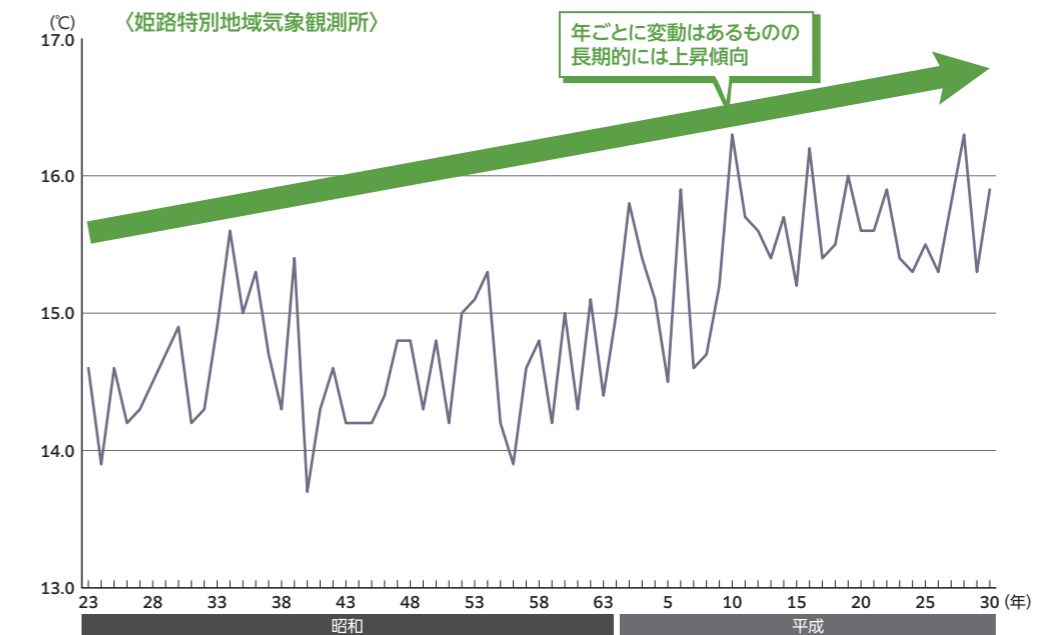


生物多様性とは、生きものたちの「豊かな個性」と「つながり」のことです。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という三つのレベルで多様性があるとされています。

近年、開発など人間の活動や自然に対する働きかけの縮小、人により持ち込まれたものによる影響、地球環境の変化により、過去に比べ約1,000倍のスピードで生物が絶滅するなど、生物多様性は失われつつあります。

播磨地域でも、国・兵庫県の絶滅危惧種(レッドリスト)に指定されているナゴヤダルマガエルやトゲナベブタムシなどが生息しています。

図表1 平均気温の推移



(資料) 気象庁統計データより作成

図表2 ごみ排出量等の推移



(資料) 姫路市調べ

(注) 資源化率=資源化量÷ごみ排出量×100

資源化率は、行政の処理に基づく資源化率であり、民間事業者の独自の取組(店頭回収や古紙回収ボックスの設置など)によるものは計上していない。

目指す姿

豊かな自然環境と調和した良好な生活環境が保全されている。

現状と課題

▶ 国は、令和32年（2050年）までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロを掲げて、徹底した省エネルギーの推進と再生可能エネルギー※の最大限の導入をはじめ、技術開発の一層の加速化や社会実装、ライフスタイル・ワークスタイルの変革といった地球温暖化※対策を進めています。

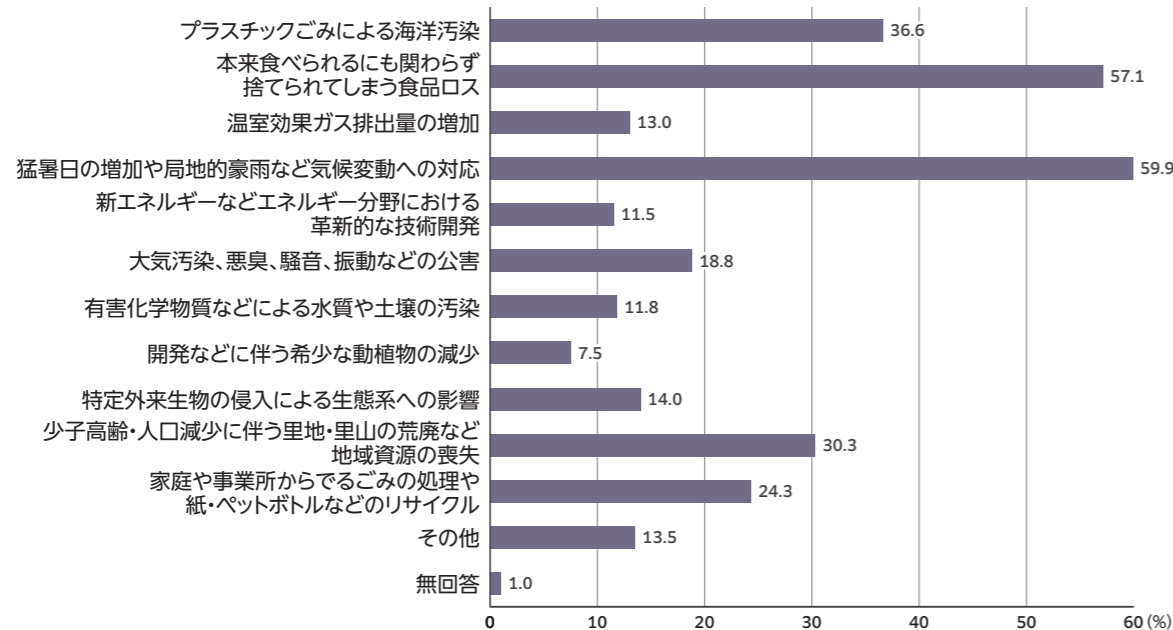
▶ 本市は、省エネルギー化の普及啓発や再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動（COOL CHOICE）に取り組んでいます。

▶ 本市では、自治会を中心とした地域団体※によるまちの美化活動が行われていますが、高齢化や地域団体への加入率の低下に伴い、美化活動への参加者の減少が懸念されています。

▶ 本市の生活環境は、おおむね良好な状態で保全されていますが、都市化の進展に伴う大気・水環境の汚染や騒音・振動・悪臭に関する苦情が発生しています。また、国内では、アスベスト使用建築物の解体件数が令和10年（2028年）頃にピークを迎えるとされており、アスベスト飛散防止に向けた対策の強化が求められています。

▶ 野生動植物の生息環境の消失や侵略的外来種※の増加、海洋環境中のマイクロプラスチック※1による生態系への影響などが懸念される中、本市は生物多様性ひめじ戦略に基づき、市民、大学、事業者、行政が協働して生物多様性の保全に取り組んでいます。

■ 市民が関心を持っている環境問題（複数回答あり）



（資料）「新姫路市環境基本計画策定に関する市民意識調査（令和2年4月実施）」より作成  
 （注）回答者数：399人。

※1 マイクロプラスチック：微細なプラスチックごみ（5mm以下）のこと。含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。

目指す姿を実現するための市の取組の方向性（人、地域、活力、土台づくり）

人・地域	ア 環境保全に向けたパートナーシップの充実・強化
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市民、事業者、行政などのステークホルダー（利害関係者）が、自らの責任や役割を理解し、あらゆる世代に対して環境に関する学習機会の提供や啓発、まちの美化活動などに連携・協力して取り組む、環境保全に向けたパートナーシップの充実・強化を図ります。</li> </ul>
活力	イ 地球温暖化対策に寄与する脱炭素型のまちづくりの推進
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 脱炭素型の製品への買換えやサービスの利用など、環境にやさしいライフスタイルと事業活動への転換を促進します。</li> <li>▶ 地域の特性を活かした再生可能エネルギーの導入促進により自立・分散型エネルギー※2の普及を図るなど、地域資源を持続可能な形で活用します。また、次世代のエネルギーとして注目される水素エネルギー※の利用拡大に向け、水素ステーション※の整備や燃料電池自動車※の普及を促進します。</li> </ul>
土台	ウ 生物多様性の保全に向けた環境づくり
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 豊かな自然環境がもたらす水や食料、気候の安定といった自然の恵みを持続的に享受するため、里山※や水系の保全活動などにより、人の営みと豊かな自然環境との調和を図りながら、地域における日本固有の生態系をはじめとした生物多様性の保全に向けた環境づくりに取り組みます。</li> </ul>
	エ 良好な生活環境の保全に必要な体制の確保
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 大気・水環境が良好で、適度な静けさが確保された生活環境を保全するため、環境汚染等の発生源に対し適切に指導・規制するとともに、生活環境を保全する基盤となる環境監視体制を確保します。</li> </ul>

市民、地域コミュニティ、企業・団体の役割

市民	地域コミュニティ	企業・団体
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 環境に配慮した商品の積極的な利用やマイバッグの持参など、環境にやさしいライフスタイルを実践します。</li> <li>▶ 自然とのふれあいや環境学習を通じて、生物多様性に関する理解を深め、ごみの持ち帰りなどのマナーを守りながら、自然環境の保全に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ まちの美化活動や緑化活動を通じて、環境保全活動の輪を広げます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 法令を遵守し、環境負荷の少ない事業活動を実践します。</li> </ul>

※2 自立・分散型エネルギー：分散型エネルギーは、比較的小規模で、かつ、様々な地域に分散しているエネルギーの総称で、従来の大規模・集中型エネルギーに対する相対的な概念。地域ごとに自立した分散型エネルギーとして、燃料電池等と組み合わせながら再生可能エネルギーを最大限導入することや、廃棄物処理施設を地域のエネルギーセンターや防災拠点として位置づけることで、災害が生じた際にも必要なエネルギーを迅速に供給することができる。

# 持続可能な循環型社会の形成

## 目指す姿

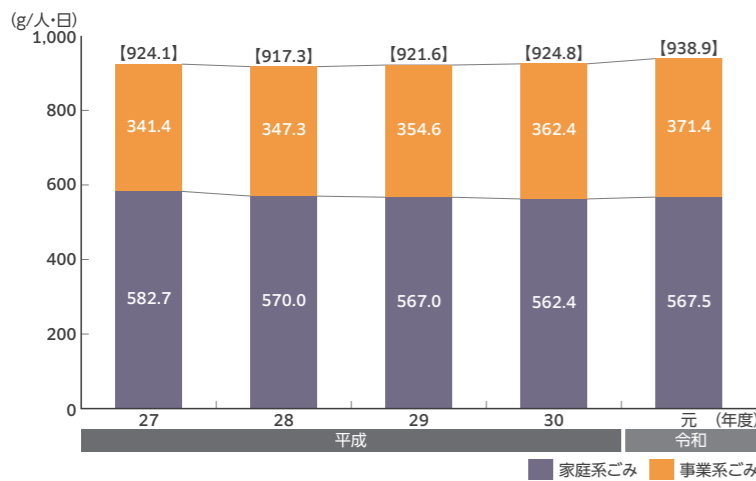
資源が有効に活用された持続可能な循環型社会が実現している。

### 現状と課題

- ▶ 本市が実施した市民アンケート（平成29年6月実施）によると、ごみの減量化に取り組む市民の割合が高くなっています。また、国は、廃棄物の発生抑制（リデュース）と再利用（リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築を目指し、シェアリング<sup>※1</sup>等の2R<sup>※2</sup>型ビジネスモデルの普及に取り組んでいます。
- ▶ 本市は、ごみの減量と資源化率の向上を目指し、ごみの適正な分別排出に取り組んでいますが、可燃ごみに未開封の食品やプラスチック製容器包装等の資源物の混入も見受けられます。特に、食品ロス<sup>※</sup>は社会的な問題となっており、本市でもその削減に向けた取組を積極的に進めています。
- ▶ 本市の家庭系ごみの排出量は年々減少傾向となっている一方で、事業系ごみの排出量は増加傾向にあります。また、ごみ焼却施設の老朽化が課題となっています。

- ▶ 高齢化の進行や核家族化、地域のつながりの希薄化により、ごみ出しが困難となる高齢者等の増加が懸念されており、ステーション方式によるごみ収集に加えて、新たなごみ収集方法の検討が求められています。
- ▶ 国内では、廃棄物の不法投棄や不適正保管等の悪質な事例が発生しており、本市においても監視パトロールを強化しています。また、国は、産業廃棄物の適正処理のさらなる推進を目指し、電子マニフェスト<sup>※3</sup>の普及拡大などに取り組んでいます。
- ▶ 近年、マイクロプラスチック<sup>※</sup>を含む海洋ごみによる海洋汚染が深刻化しており、漂着ごみの処理問題や漁業活動への悪影響などが懸念されています。

### ■ 一人1日当たりのごみ排出量の推移



※1 シェアリング：個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む。）を、インターネット上の取引を仲介する場やシステム等を介して他の個人等も利用可能とするサービス。

## 目指す姿を実現するための市の取組の方向性（人、地域、活力、土台づくり）

人 地域	<p><b>ア 資源循環と適正処理の担い手の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ごみの分別排出や資源物の回収活動に取り組む地域団体<sup>※</sup>等への支援をはじめ、排出者や廃棄物処理業者に対する指導の強化や優良な廃棄物処理業者が評価される仕組みの構築などを通じて、資源循環と適正処理の担い手を確保します。</li> </ul>
活力	<p><b>イ 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 製品の生産から廃棄までのライフサイクル全体で、資源を無駄なく有効に活用するため、廃棄物の発生抑制をはじめ、リユース市場の活性化などを通じた廃棄物の再利用や、分別排出の徹底による廃棄物の再生利用を促進します。</li> <li>▶ 食品ロスの削減や海洋ごみの原因となる廃プラスチック類の排出抑制など、市民にとって身近な環境問題に取り組みながら、3R<sup>※</sup>の取組を広げていきます。</li> </ul>
土台	<p><b>ウ 安定した廃棄物処理システムの構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 高齢者や障害者などごみ出しが困難な人の増加に対応した収集運搬体制の整備をはじめ、ごみ処理施設の老朽化対策や新たなごみ処理施設の整備に向けた取組を進めるとともに、不法投棄や不適正処理に対する監視活動など、ごみの排出から処理までのごみ処理フローが安定して機能し、発生した廃棄物を適正に処理できるシステムを構築します。</li> </ul> <p><b>エ 災害廃棄物の処理体制の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 災害に対する事前の備えとして、廃棄物処理施設の強靱化を進めるとともに、廃棄物処理業者や関係機関と災害の規模に応じた連携体制を構築するなど、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理できる体制を確保します。</li> </ul>

## 市民、地域コミュニティ、企業・団体の役割

<p><b>市民</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ごみの発生抑制や再利用、再生利用に向けた取組を実践します。</li> <li>▶ 食品の適量購入や食材の使い切り、食べ残しを減らすなど、食品ロスの削減に取り組めます。</li> </ul>	<p><b>地域コミュニティ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ごみの分別排出や資源物回収活動に積極的に取り組みます。</li> </ul>	<p><b>企業・団体</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 事業系ごみの減量化や資源化に努めるとともに、適正処理を徹底します。</li> <li>▶ 資源の有効活用に向け、モノ・サービスを、必要な人に、必要なときに、必要なだけ提供するように努めます。</li> </ul>
--	--	---

※2 2R：3R（リデュース、リユース、リサイクル）のうち、リサイクルに比べて優先順位が高いものの取組が遅れているリデュース、リユースを特に抜き出して「2R」としてまとめた呼称。

※3 電子マニフェスト：マニフェストは、排出事業者が廃棄物の処理を委託する際に処理業者に帳票（マニフェスト）を交付し、処理終了後に廃棄物処理業者よりその旨を記載した帳票の写しの送付を受けることにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保するための仕組み。電子マニフェストは、紙製のマニフェストに代えて、ネットワーク上で、電子データによってやりとりするもの。



## 目標 世界に誇れる価値を生む地域産業の確立

多様な担い手による、産業として魅力のある農林水産業の展開と、地域の特色ある農林水産資源を活かした活力ある農山漁村を目指します。

ものづくりをはじめ多様な分野の競争力ある事業者が集積し、業種・分野の枠にとらわれない新しい技術や魅力的な製品・サービスを生み出しながら、都市としてのブランド力を高め、姫路・播磨の経済成長と安定した雇用の実現を目指します。

### 背景

▶ 人口減少に伴い国内市場の縮小が懸念される中、TPP※（環太平洋パートナーシップ）やEPA※（経済連携協定）の締結などにより、貿易の自由化や経済市場のグローバル化が進展しています。一方、令和2年（2020年）に入り、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴い、ヒトやモノの移動が制限されたことによって経済活動が極端に停滞し、企業の事業継続や雇用に深刻な影響が出ています。

▶ ICT（情報通信技術）の急速な進化や流通環境の変化などにより、市民生活や産業構造が大きく変化する中、個人の価値観やライフスタイルの多様化によって働き方や消費者ニーズも多様化・複雑化しており、事業活動や雇用・労働を取り巻く環境は日々変化しています。

▶ 地方圏においては、人口の東京一極集中や少子化の進行による生産年齢人口の減少により、人手不足や後継者不足が今後さらに深刻化することが見込まれています。

▶ 本市は、播磨の玄関口である姫路駅を中心とした交通結節機能や商業・業務機能などの都市機能が集積した都心部をはじめ、国際拠点港湾※である姫路港や複数の自動車専用道路のインターチェンジを有する、播磨圏域の交流拠点として、圏域の持続的な経済成長に重要な役割を担っています。

### （農林水産業関連）

▶ 本市は、平成18年（2006年）3月の市町合併により、県下でも有数の豊かな自然環境や多彩な農林水産物などの地域資源を有する都市となりましたが、農林水産業や農山漁村を支える担い手の減少と高齢化が課題となっています。〔図表1、2〕

▶ 耕作放棄地の増加や森林の荒廃進行、漁場環境の悪化など、農林水産業を取り巻く環境の悪化が全国的に進んでいます。

▶ 本市では、「ひめじ地産地消の日」を制定し、地産地消を進めるとともに、直売所の整備や獲れ水産物のブランド化により消費拡大を促進するなど、農林水産業の振興を図っています。また、平成29年（2017年）3月に姫路市北部農山村地域活性化構想を策定し、北部農山村地域（夢前町・安富町）の活性化に取り組んでいます。

### （商工業関連）

▶ 本市には、鉄鋼、電気機械器具製造、化学工業を中心に、世界トップシェアを誇る大企業や技術力のある中小企業が多数集積しており、臨海部を中心に立地するエネルギー関連企業からの安定したエネルギー供給などの強みを活かし、製造品出荷額等が全国有数の規模を誇っています。〔図表3〕

▶ 中心市街地では、姫路駅周辺整備が着実に進められ、駅前を中心に来街者や居住者が増加しており、整備完了後は、エリア全体を人々の交流により消費や雇用等を生み出す空間として、さらに魅力を高めていく必要があります。



図表1 農林水産業の順位（兵庫県）

順位	耕地面積		森林面積		漁獲量
	(令和元年)	(ha)	(平成27年)	(ha)	
1	丹波市	5,570	宍粟市	58,668	姫路市 10,589
2	豊岡市	4,940	豊岡市	55,217	淡路市 7,639
3	姫路市	4,540	丹波市	37,162	香美町 4,894
4	神戸市	4,400	養父市	35,582	新温泉町 4,358
5	丹波篠山市	4,340	朝来市	33,709	神戸市 2,691
6	南あわじ市	3,740	香美町	31,347	南あわじ市 2,536
7	加西市	3,630	姫路市	30,598	豊岡市 2,187
8	淡路市	3,220	丹波篠山市	28,174	明石市 2,118

（資料）兵庫農林統計協会「第68次兵庫農林水産統計年報」より作成

図表2 農林水産業就業者数等の推移

農業従事者数（販売農家）	平成17年		平成27年		増減
	農業従事者数（人）	うち65歳以上（人）	農業従事者数（人）	うち65歳以上（人）	
	12,196	4,671	5,880	2,719	-6,316
		38.3		46.2	-1,952
					7.9

（資料）農林水産省「農林業センサス」より作成  
（注）平成17年は、旧4町地域（家島町、夢前町、香寺町、安富町）を含む。

### 林業賃労働者数

林業賃労働者数（人）	平成20年度		平成30年度		増減
	林業賃労働者数（人）	うち60歳以上（人）	林業賃労働者数（人）	うち60歳以上（人）	
	91	30	53	12	-38
					-18
					-11.5

（資料）兵庫県「兵庫県林業統計書」より作成

### 漁業就業者数

漁業就業者数（人）	平成20年		平成30年		増減
	漁業就業者数（人）	うち65歳以上（人）	漁業就業者数（人）	うち65歳以上（人）	
	881	217	800	213	-81
					-4
					2.0

（資料）農林水産省「漁業センサス」より作成

図表3 商工業の順位（全国）

### 工業（従業者4人以上の事業所）

製造品出荷額等			事業所数			従業者数		
順位	都市名	(百万円)	順位	都市名	(事業所)	順位	都市名	(人)
1	豊田市	15,356,959	1	東京都23区	7,425	1	東京都23区	134,800
2	市原市	4,438,059	2	大阪市	4,862	2	豊田市	115,946
3	倉敷市	4,377,297	3	名古屋市	3,504	3	大阪市	113,434
4	川崎市	4,201,227	4	東大阪市	2,348	4	名古屋市	94,643
5	横浜市	4,054,813	5	横浜市	2,268	5	横浜市	89,286
...	...	...	...	...	...	...	...	...
16	岡崎市	2,557,206	17	北九州市	943	14	岡崎市	48,678
17	姫路市	2,486,951	18	姫路市	926	15	姫路市	48,424
18	安城市	2,459,374	19	札幌市	888	16	静岡市	48,158
...	...	...	...	...	...	...	...	...

（資料）経済産業省「2019年工業統計調査」より作成

### 商業（卸売業+小売業）

年間商品販売額			事業所数			従業者数		
順位	都市名	(百万円)	順位	都市名	(事業所)	順位	都市名	(人)
1	東京都23区	178,216,243	1	東京都23区	86,582	1	東京都23区	1,239,446
2	大阪市	41,563,672	2	大阪市	36,335	2	大阪市	404,846
3	名古屋市	27,359,455	3	名古屋市	24,144	3	名古屋市	260,130
4	福岡市	13,743,253	4	横浜市	20,225	4	横浜市	227,556
5	横浜市	10,699,590	5	福岡市	15,887	5	福岡市	155,378
...	...	...	...	...	...	...	...	...
30	長野市	1,685,006	22	堺市	5,104	24	東大阪市	41,768
31	姫路市	1,682,358	23	姫路市	5,044	25	姫路市	40,830
32	松山市	1,648,394	24	高松市	4,862	26	高松市	40,595
...	...	...	...	...	...	...	...	...

（資料）総務省・経済産業省「平成28年経済センサス活動調査」より作成

# 地域の特性を活かした農林水産業の振興

目指す姿 1

多様な担い手により、将来にわたって力強い農林水産業が展開されている。

現状と課題

- ▶ 本市でも、全国的な傾向と同様に、農林水産業における就業者の減少と高齢化が進行しています。
- ▶ 国や兵庫県は、農業の生産性向上に向け、ICT（情報通信技術）やロボット技術を活用したスマート農業※1を推進しており、本市でも、若手農業者を中心に特徴的・先進的な農業経営や技術活用が進められています。
- ▶ 地球温暖化※による海水温の上昇や瀬戸内海の水中の栄養塩不足による貧栄養化などにより、漁場環境が悪化し、水産資源が減少しています。

- ▶ 多様化する消費者ニーズを好機と捉え、地場産品のブランド化により新たな需要を獲得する取組が全国各地で盛んに行われています。本市でも、農畜産物や水産物のブランド化をはじめ、農商工学連携や6次産業化※2を進めています。
- ▶ 本市は、姫路市中央卸売市場の機能強化と「播磨地域の食文化の拠点」づくりを目指して、新市場の移転再整備を進めています。
- ▶ 国内では、貿易の自由化の進展をはじめ、災害の激甚化や新型コロナウイルス感染症の流行などの影響により、食料自給率や食料の安定供給、食の安全・安心への関心がますます高まっています。

■ 主なブランド農水産物



▲ 網干メロン



▲ 安富のゆず



▲ 姫路のれんこん



▲ 太市のたけのこ



▲ 夢そば



▲ 姫路和牛

目指す姿を実現するための市の取組の方向性（人、地域、活力、土台づくり）

人  
地域

ア 農林水産業を支える多様な担い手の確保・育成

- ▶ 個人や法人の新規参入や、集落営農の組織化・法人化など、意欲ある多様な経営体が定着しやすい環境を整えるとともに、若者や女性、高齢者、外国人を含め農林水産業の新たな担い手の確保・育成に取り組めます。
- ▶ 農林水産分野の専門的知識や技術を有する人材の確保・育成に、大学をはじめとした教育機関や研究機関等と連携・協力して取り組めます。

活力

イ 安定した農林漁業経営基盤の確立

- ▶ ICT等を積極的に活用したスマート農業の導入や農地の集積・集約による優良農地の確保、林業の生産基盤の整備や効率的な作業システムの推進、つくり育てる漁業や漁場環境の改善による水産資源の回復と安定化などにより、生産性の向上と経営管理の合理化を図り、農林漁業者の経営基盤の安定化に取り組めます。

ウ 播磨の豊かな地域資源を活かした農林水産物のブランド化の推進

- ▶ 市内の生産者と播磨圏域をはじめとした市内外の直売施設や飲食店、企業、関係機関・団体との連携などにより、地域で一体となって、農林水産物の利用拡大や6次産業化等による高付加価値化、ブランド化に取り組み、市内農林水産物の競争力強化と農林漁業者の所得向上を図ります。

土台

エ 中央卸売市場の機能強化

- ▶ 中央卸売市場の流通機能の強化により、農水産物の安全性と安定供給を確保することで、地場産品のブランド化を支え、農水産物の輸出を促進するなど、国内外の需要に応えていきます。また、「播磨地域の食文化の拠点」として市民や観光客に開かれた市場づくりを行い、農水産業の発展を支えます。



▲ 華姫さわら



▲ 白鷺鱧



▲ ぼうぜがに(ガザミ)



▲ ぼうぜ鯖

※1 スマート農業：ICTやロボット技術を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する新たな農業。

※2 6次産業化：1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。



ふれあいと活力ある農山漁村が形成され、自然環境や美しい景観の保全、文化の伝承、防災といった多面的機能が発揮されている。

現状と課題

- ▶ 本市の農林水産業を支える農山漁村は、都市近郊に位置しており、生産地と消費地が近いという特長を有しています。
- ▶ 栽培漁業関連施設や漁港施設、ため池・水路、林道など、本市の農林水産業を支える生産基盤の老朽化が進んでおり、近年、気候変動等の影響により頻発する自然災害によってそれらの生産基盤や農林水産物への被害が発生するリスクが高まっています。
- ▶ 野生鳥獣による農林水産業への被害が、経営意欲の減退や耕作放棄地の増加の要因となるなど、農山漁村等への深刻な影響が懸念されています。

目指す姿を実現するための市の取組の方向性(人、地域、活力、土台づくり)

人 地域	<p><b>オ</b> 多様な主体の参画による農山漁村の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 農林水産業関係者や農山漁村地域の住民と都市住民や企業、近隣集落との連携・協力を促進するとともに、農山漁村の魅力を発掘・活用し他地域との交流を進める核となる人材を育成することで、多様な主体の参画を促し、農山漁村の活性化を図ります。</li> </ul>
活力	<p><b>カ</b> 都市と農山漁村との継続的な交流の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 豊かな農林水産資源と都市近郊型の農山漁村の特長を活かし、教育、福祉、観光等の視点に着目した都市と農山漁村との交流を促進します。また、姫路の農林水産業と農山漁村の魅力を市内外に発信し、地場産品の消費拡大や交流人口の拡大、移住・定住につなげます。</li> </ul>
土台	<p><b>キ</b> 農山漁村の多面的機能の維持・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 総合的な有害鳥獣対策や農地・森林、漁場環境の保全活動を進め、自然環境や美しい景観の保全、文化の伝承、防災といった多面的機能の維持・強化に取り組みます。</li> </ul>

市民、地域コミュニティ、企業・団体の役割

市民	地域コミュニティ	企業・団体
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 姫路をはじめ播磨の農林水産物を知り、積極的に消費するとともに、その魅力をたくさんの人に伝えていきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 地域における農林水産業の課題を共有し、地域内外の人と交流・協力しながら、地域の特性を活かした活力ある農山漁村を守り、つくっていきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 農林水産資源の保全と、消費者が求める良質な農林水産物の安定的な生産・供給に努めます。</li> <li>▶ 姫路をはじめ播磨の農林水産物を活用した新たな商品や、農林水産業と他の産業を結びつけた新たなサービスの開発・提供に努めます。</li> </ul>

コラム9 中央卸売市場の移転再整備

本市では、中央卸売市場の白浜地区への移転再整備を進めています。(令和4年度中開場予定)  
施設整備を進めることを大きな機会と捉え、将来にわたって播磨地域の食文化に貢献し続ける生鮮食料品等の流通拠点を再構築していきます。

- |  |  |
|--|--|
| <p>▶ <b>新市場の概要</b></p> <p>位置：姫路市白浜町地内<br/>市場区域面積：69,419.71㎡<br/>施設概要：卸売場棟<br/>管理棟<br/>運送事務所棟<br/>廃棄物集積棟<br/>屋外附帯設備</p> | <p>▶ <b>新市場の特長</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 閉鎖型施設(品質・衛生管理体制)</li> <li>② 建屋内に温度管理施設(コールドチェーン)</li> <li>③ 駐車場・通路・施設配置の見直し(物流動線の効率化)</li> <li>④ 場外施設や周辺関連施設との連携(付加価値的な機能)</li> <li>⑤ 耐震化対策(災害時の物流拠点機能)</li> </ul> |
|--|--|



▲ 新市場の整備イメージ

## 活力ある商工業の振興

### 目指す姿 1

競争力のある意欲的な事業者が、多様な分野で集積し、国内外で活発な経済活動を行っている。

働く場として姫路の魅力が高まり、多様な人材がいきいきと働き、市内の労働力が充実している。

### 現状と課題

▶ 本市には、重化学工業を中心に重厚長大産業が集積し、地域経済をけん引しています。地域経済のさらなる発展に向けては、経済市場のグローバル化や消費・流通環境の急速な変化を視野に入れ、国際競争力を地域で獲得していくことが必要です。

▶ 我が国の労働生産性※は、欧米諸国に比べると低く、業務効率化と高付加価値化による生産性の向上が主要課題の一つとされています。

▶ 市内企業の労働力は、全国と同様に不足傾向が続いており、生産年齢人口の減少によってさらに人手不足の深刻化が見込まれています。また、若者を中心に東京圏※、大阪府への転出超過が続いており、雇用のミスマッチなどが課題となっています。

▶ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、世界的にサプライチェーン※1が寸断され、製品や部材の生産・供給が停滞するなど、事業活動に深刻な影響が出ています。中小零細企業の中には、事業の存続が危ぶまれる企業も見られ、地域の活力維持、技術の伝承、雇用の維持の観点から効果的な支援をしていくことが求められています。

### 目指す姿を実現するための市の取組の方向性（人、地域、活力、土台づくり）

#### 人 地域

#### ア 地域経済を支える産業人材の確保・育成

- ▶ 市内外の学生や若者に、姫路で働くことや市内企業の魅力を積極的に発信するとともに、就業支援や移住定住支援を充実させることで市内の労働力の確保・定着を図ります。
- ▶ 高度な技術や専門的知識、豊かな発想力を持つIT・クリエイティブ人材※2の育成環境を、教育機関と連携しながら整えることなどにより、姫路の新たな価値を生み出す産業人材を確保・育成します。

#### イ 多様な人材が活躍できる労働環境づくり

- ▶ ICT（情報通信技術）を活用した働き方改革※を促進するなど、若者や女性、高齢者、障害者、外国人などの多様な人材が、それぞれのライフスタイルやライフステージに応じた働き方で、能力や経験を活かしながら働き活躍し続けることができる労働環境づくりに取り組みます。

※1 サプライチェーン：事業活動における、原料の調達、製造、物流、販売、廃棄等の一連の流れ全体。

#### 活力

#### ウ 次世代ものづくりの推進と連携・共創による新産業・イノベーションの創出

- ▶ 本市の強みであるものづくり力のさらなる強化と、新製品・新技術の開発や新たなビジネスモデルの創出に向け、先端技術の活用や、環境・エネルギー、健康・医療等の成長産業への参入を促進します。
- ▶ 新たなブランドやイノベーションを生み出すため、播磨圏域連携中枢都市圏の産官学金などとの連携強化により、多様な企業や人材がオープンに交流する場づくりに取り組むなど、業種、分野、地域を超えた事業者の連携・共創を促進します。

#### エ 地域経済の持続的発展を支える企業集積の推進と創業支援

- ▶ 市内での事業拡大を進める企業への支援をはじめ、若者や女性など多様な人材の活躍に着目した企業誘致や、物流機能が充実した自動車専用道路のインターチェンジやランプ周辺への企業立地に取り組むなど、地域経済の持続的発展を支える企業集積を進めます。また、企業ニーズを踏まえた様々な視点からの工場適地の創出に努めるなど、立地環境の充実を図ります。
- ▶ 地域に新たな活力を生み、成長産業の発展を加速させるため、国や兵庫県、関係機関と連携しながら、個人の創業や企業の新事業・新分野への進出を支援し、新たなビジネスにチャレンジしやすい環境づくりに取り組みます。

#### オ 地域に根ざした魅力ある商業活動の促進

- ▶ 市内の商業施設や商店街が、モノやサービスの購入をはじめコミュニティ活動※の場として地域を支えていくことができるよう、事業者や商店街組織による多様な消費者ニーズや生活様式に対応した魅力的な店舗・サービスづくりを促進します。

#### カ 中小企業・地場産業の安定的な経営基盤の確立

- ▶ 中小企業の経営改善や総合的なものづくりへの支援をはじめ、地場産業の活性化に取り組むとともに、事業承継や後継者育成のほか、災害等の非常時における事業継続力の強化に向けた支援を行うなど、中小企業や地場産業の経営基盤の安定化を図ります。

#### 土台

#### キ 地域経済を支える物流・交流機能の充実

- ▶ 国や兵庫県、関係機関と連携しながら、公共ふ頭や臨港道路（網干沖線・広畑線）など姫路港の整備や播磨臨海地域道路※3の整備を促進するとともに、貨物基地等の流通拠点（P.35）周辺地域において流通業務系の土地利用を誘導するなど、姫路・播磨の強いものづくり産業をはじめ地域経済を支える物流機能を充実させます。
- ▶ 臨海部の玄関口である姫路港において、その特色を活かした賑わい拠点づくりに取り組むとともに、ビジネスの交流拠点として姫路市文化コンベンションセンターの利活用を図るなど、交流機能を充実させます。

※2 クリエイティブ人材：自らの創造力と発信力で物事に付加価値をつけることのできる人材。（例）デザイナー、アーティスト、プロデューサー、エンジニア、建築士など

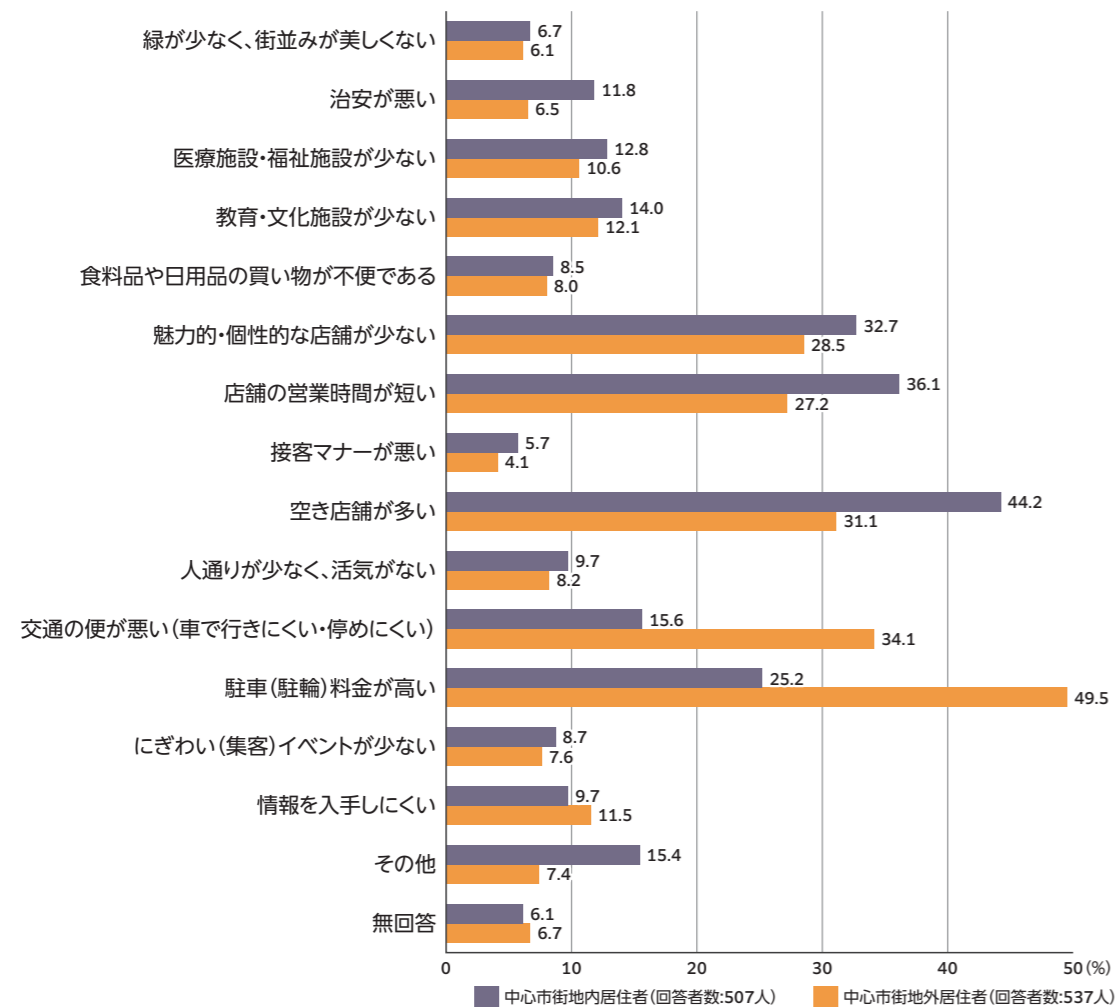
※3 播磨臨海地域道路：神戸市から播磨臨海地域を連絡し、太子町に至る延長約50kmの道路。国道2号バイパスの渋滞解消、広域的防災に資する道路ネットワークの確保とともに、ものづくり拠点である播磨臨海地域の発展に必要な道路として計画されている。

## 播磨圏域の交流拠点として、賑わいと活気あふれる魅力的な中心市街地が形成され、市全体の活力が向上している。

### 現状と課題

- ▶ 本市の中心市街地（まちなか）は、市内外から通勤・通学者や買物客、観光客が多く流入しており、本市だけでなく播磨圏域の経済・社会の中心的役割を担っています。
- ▶ 姫路駅周辺整備が進み、まちなかを訪れる人が増加しています。今後は、多世代の居住者や来街者、観光客の回遊と滞留を生み出すため、空き店舗の解消と魅力的な拠点や空間づくりがより重要となります。
- ▶ 国は、民間活力を活用した自立的で持続可能なまちづくりや、居心地が良く、歩きたくなるまちなか空間づくりを進めています。
- ▶ 本市は、姫路駅西地区での遊休不動産を活用したリノベーションまちづくり※4や大手前通り沿道の魅力づくりなど、まちなか全体のエリア価値を向上させる取組を公民連携により進めています。

### ■ 現在の中心市街地のどのような部分に不満がありますか（複数回答あり）



(資料)「中心市街地活性化基本計画市民意識調査(令和元年度)」より作成

## 目指す姿を実現するための市の取組の方向性(人、地域、活力、土台づくり)

- 人**
  - ク 民間主導・行政支援によるまちなかづくりの推進
    - ▶ 若者や創業者がまちなかで商いやまちづくりにチャレンジしやすい仕組みをつくり、まちの魅力を生み出し発信できるまちづくりプレイヤー(作り手やクリエイター)を確保・育成します。
    - ▶ まちなかの多様な関係者を巻き込んだまちづくり推進組織を中心に、自立的なエリアマネジメント※5に向けた仕組みづくりを進めます。
- 地域**
  - ケ まちなかの回遊性とエリア価値の向上
    - ▶ まちなかの公共空間や遊休不動産の利活用の促進などにより、来街者や観光客が歩きながら楽しみ、長く滞在したくなるような賑わいと魅力づくりに取り組み、まちなか全体の回遊性とエリア価値をさらに高めていきます。
- 活力**
  - コ ハード事業とソフト事業を連携させたまちなかづくり
    - ▶ まちなかの関係機関と連携しながら、基盤整備の段階から整備後の利活用や賑わい創出を一体的に考えたまちなかづくりに取り組みます。
- 土台**

## 市民、地域コミュニティ、企業・団体の役割

- | 市民  | 地域コミュニティ  | 企業・団体  |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 世界で活躍する姫路の企業や、姫路の魅力的な商品・サービスを知り、その魅力をたくさんの人に伝えていきます。</li> <li>▶ まちなかでのイベントに積極的に参加するほか、担い手としてイベントに参画します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ まちの魅力を生み出し発信できる創業者やクリエイターなどを、地域コミュニティの担い手として受け入れ、創業者等が地域や商店街で事業活動をしやすいよう、活動機会や場の提供に努めます。</li> <li>▶ 市や事業者などと連携・協力しながら、来街者や観光客に愛されるまちなかの賑わいや新たな魅力づくりに取り組みます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ライフスタイルや働き方の変化に対応した労働環境の整備や多様な人材の活用に努めます。</li> <li>▶ 業種、分野、地域を超えて様々な事業者や関係機関と連携しながら、新しい技術や魅力ある製品・サービスの開発・提供に努めます。</li> <li>▶ 災害や感染症流行等の非常時に備え、事業継続計画(BCP)※の策定や業務改善に努めます。</li> </ul> |

※4 リノベーションまちづくり:遊休不動産といった空間資源や創業希望者・地域住民、志のある不動産オーナーなどの地域の人的資源を活用して、地域の再生を図る取組。

※5 エリアマネジメント:地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民、事業主、地権者等による主体的な取組。



## 目標 にぎわいと感動の創出

観光交流都市・姫路にふさわしい「おもてなし」による交流人口の拡大と、観光産業の振興を通じた地域経済の活性化を目指します。

市民が様々な形でスポーツに参加し、「こころ」と「からだ」を健全に育むとともに、スポーツ資源を活かした地域コミュニティの活性化とまちの新たな魅力の創出を目指します。



## 背景

### （観光関連）

▶ 世界文化遺産・姫路城を有する本市は、市民、事業者、行政が一体となって観光客の受入環境を充実させるとともに、多彩な観光資源を活かした施策や広域観光などの取組により、国内外から多くの観光客が訪れる観光都市として、広く知られています。〔図表1〕

▶ 現在、本市は、姫路市文化コンベンションセンターの着実な整備を進めるとともに、手柄山周辺の施設整備などを予定しており、新たに整備される施設等をまちの新たな魅力として発信し、交流人口の拡大につなげる施策の展開が求められています。

▶ 観光産業は、すそ野の広い総合産業として、需要拡大や雇用創出など、地域経済を支える役割が期待されており、本市においても訪日外国人の観光消費を着実に取り込んでいくなど、地域経済の発展に資する仕組みを構築する必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国内外の観光客が大幅に減少しており、事業の継続に向けた支援が求められています。〔図表2〕

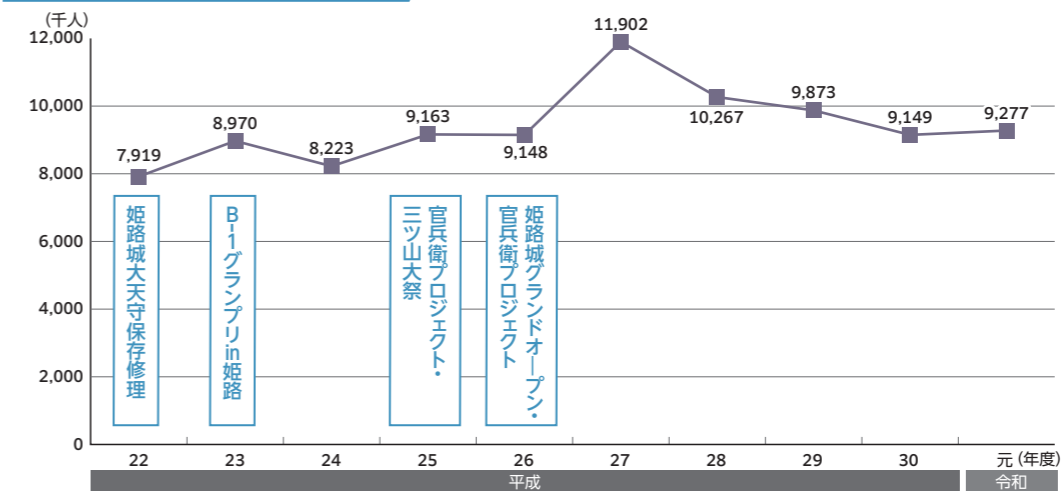
### （スポーツ関連）

▶ 平均寿命の延伸に伴い余暇時間が増加するとともに、健康に対する関心が高まっています。また、市内各地域においても、地域スポーツクラブの設置などによりスポーツに触れることができる機会が増えています。

▶ 国内では、東京2020オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催やワールドマスターズゲームズ※の関西での開催を控え、スポーツの気運が高まっています。

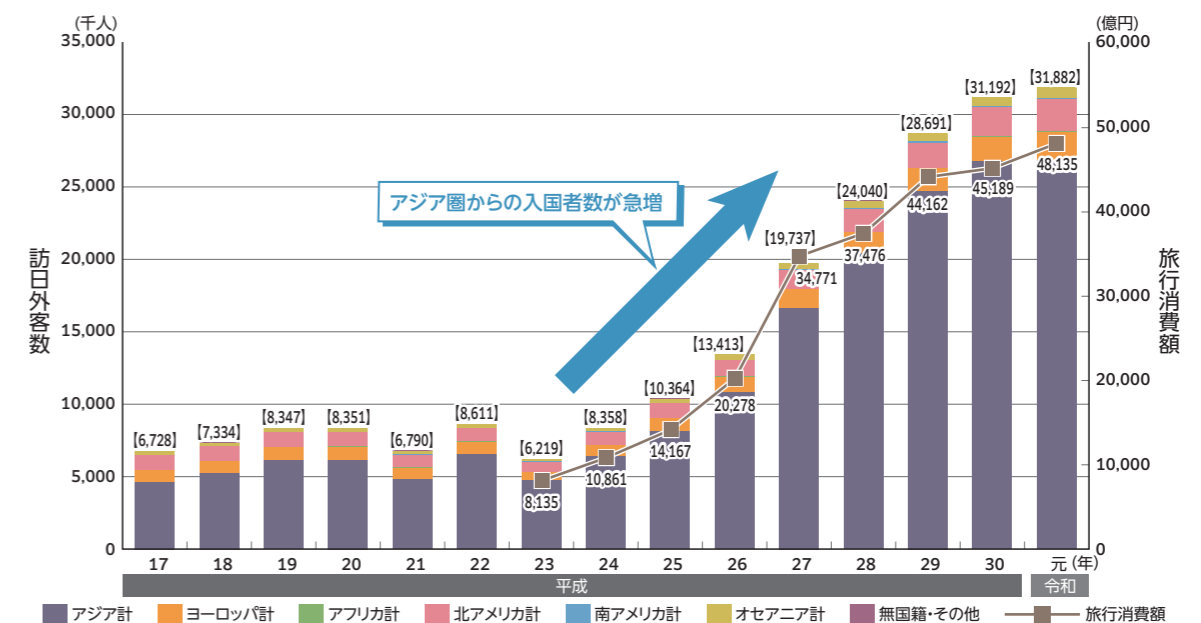
▶ 本市は、市内外から多数の参加者を集める世界遺産姫路城マラソンの開催をはじめ、本市を活動拠点としたトップスポーツチームの設立などの好機を活かし、スポーツを通じたまちの新たな魅力づくりに取り組んでいます。〔図表3〕

図表1 総入込客数の推移



（資料）「姫路市入込客数・観光動向調査（平成31年度・令和元年度）」より作成

図表2 訪日外客数（地域別）・訪日外国人旅行消費額の推移（国内）



（資料）日本政府観光局「訪日外客数の動向」、観光庁「訪日外国人消費動向調査」より作成  
（注）「訪日外国人消費動向調査」は、平成22年4～6月期から統計を開始。

図表3 世界遺産姫路城マラソン出走者数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
マラソン	5,725	7,370	7,294	7,258	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け開催中止
ファンラン	3,407	3,817	4,166	4,759	
合計	9,132	11,187	11,460	12,017	

（資料）姫路市調べ

# おもてなし観光交流都市の推進

## 目指す姿

観光を通じて、観光客からも市民からも愛されるまちとなり、交流人口が拡大している。

観光産業の振興を通じて、まちの賑わいと活力が創出されている。

## 現状と課題

▶ 本市は、世界文化遺産・姫路城の高い認知度を活かした観光施策の展開や、市外からの良好な交通アクセスなどにより、国内外からの多くの観光客で賑わっています。今後、観光客の利便性をさらに向上させるためには、観光目的地までの交通アクセスの充実が必要です。

▶ 市中心部では、姫路市文化コンベンションセンターや手柄山周辺施設など、新たな施設整備が進んでいます。また、開催地へ高い経済効果を与えるMICE※1の誘致・開催の気運が高まっており、受入環境の充実が求められています。

▶ 国は、観光立国の実現に向けた観光プロモーション施策を充実させており、近年、訪日外国人観光客が増加するとともに、東京や京都、大阪などを巡るいわゆるゴールデンルートから地方への分散化も進んでいます。

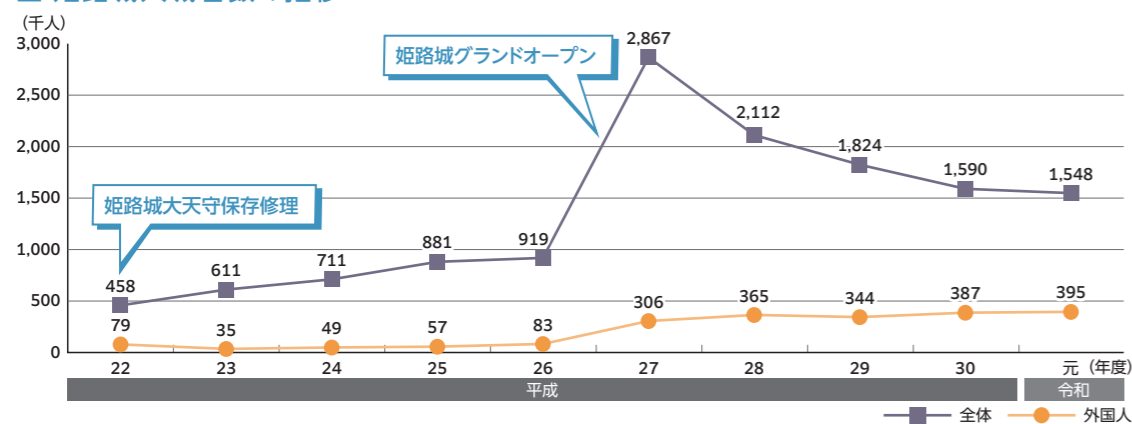
▶ マンガ、アニメーション、映画、メディアアートといったメディア芸術は、広く国民に親しまれているだけでなく、海外でも高く評価されており、新たな観光資源としてロケ地観光などに活用されています。

▶ 観光は、地域に活力を与える地方創生の切り札とされ、全国各地で工夫をこらした誘客が行われています。また、訪日外国人を含む観光客のニーズは、日々変化しています。

▶ 国内では、インバウンド※2の増加に伴い、言語や制度に不慣れな訪日外国人観光客が災害・事故に遭遇したり、急病やケガをする事例が発生しています。

▶ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、観光客が大幅に減少し、観光産業が深刻な影響を受けています。市民生活や経済活動への影響を注視しつつ、新たな観光のあり方について検討を進めていく必要があります。

## ■ 姫路城入城者数の推移



(資料)「姫路市入込客数・観光動向調査(平成31年度・令和元年度)」より作成

## 目指す姿を実現するための市の取組の方向性(人、地域、活力、土台づくり)

### 人地域

#### ア 観光の振興に寄与する人材の確保・育成

▶ 観光産業の中核を担う専門人材を確保・育成するとともに、観光産業を志望する学生や働きたい高齢者・女性等の幅広い人材の活躍を促進します。

#### イ 生きた歴史・文化・魅力を体感できる観光コンテンツの充実

▶ 姫路城と城周辺施設を中心に、これまで培われてきた姫路固有の歴史、文化に磨きをかけるとともに、姫路の新たな魅力づくりに取り組み、生きた歴史・文化・魅力を体感できる観光コンテンツを充実させます。

▶ 市内をはじめ播磨圏域の多彩な観光資源の結びつきを強化し、観光客の回遊性の向上を滞在期間の長期化につなげるなど、時間をかけて観光を楽しむ滞在型観光を進めるとともに、訪日外国人観光客のニーズの変化に対応したインバウンド観光を進めます。

▶ 姫路固有の観光資源をはじめ、地場産業や農林水産物といった地域資源を、農商工との連携など、業種、分野、地域を超えた取組によってブランド化し、新たな集客につなげていきます。

### 活力

#### ウ 姫路の歴史的・文化的な魅力を伝えるシティプロモーションの展開

▶ 世界文化遺産のまちとしての歴史的・文化的な魅力を、ICT(情報通信技術)の進展やソーシャルメディア※の普及などに対応した手法により効果的に発信するとともに、姉妹都市等との連携・交流やメディア芸術を活用したシティプロモーションを展開します。

#### エ 国内外から高く評価されるコンベンション都市の実現

▶ 国際的なコンベンション※3都市の実現に向け、姫路市文化コンベンションセンターを中心にMICEの受入環境を整備し、MICE誘致を積極的に行います。

▶ MICEを契機としてビジネス機会を創出するとともに、会議等の開催に伴う消費喚起に加え、余暇目的の旅行など、新たな観光需要につなげていきます。

#### オ 観光客に寄り添った受入環境の整備

▶ 高齢者、障害者、訪日外国人を含め観光客が円滑で快適に観光を楽しめるよう、交通拠点や宿泊場所から観光目的地までのアクセス利便性を向上させるとともに、ユニバーサルデザイン※化やサイン・観光案内拠点、休憩施設の充実、まちの美観形成など、観光客の受入環境づくりをさらに進めます。

▶ 観光地における災害・事故への備えや感染症対策など、観光客が安全・安心に観光を楽しむための受入環境を整えます。

### 土台

#### カ 地域一体となった戦略的・継続的な観光地づくり

▶ 地域の多様な関係者を巻き込んだ登録観光地域づくり法人(登録DMO)※4を形成・確立し、同法人を中心にビッグデータ等の情報を分析し緻密なマーケティングを行うなど、科学的アプローチを取り入れた戦略的・継続的な観光地づくりに、播磨圏域の関係者とともに地域一体となって取り組みます。

市民

- ▶ 郷土への誇りと愛着を持ち、姫路の歴史文化への関心と理解を深め、その魅力をたくさんの人に伝えていきます。
- ▶ 観光客に寄り添った「おもてなし」を心がけます。

地域コミュニティ

- ▶ 市や事業者などと連携・協力しながら、まちの美観形成など観光客が居心地が良いと感じる環境づくりに取り組みます。

企業・団体

- ▶ 業種、分野、地域を超えて様々な事業者や関係機関と連携しながら、観光客から選ばれる観光地づくりに取り組みます。



▲ 紅葉会の情景(好古園)

- ※1 MICE (マイス) : 企業等の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行 (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字を使った造語で、これらのビジネスイベントの総称。
- ※2 インバウンド: 外国人が訪れてくる旅行。
- ※3 コンベンション: 大会や会議、学会、展示会など、共通の目的・テーマを掲げて一定の場所に集まる様々な催しで、特に大規模なものを指す。
- ※4 登録観光地域づくり法人 (登録DMO) : 多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人で、国の審査を経て登録されたもの。「DMO」は、Destination Management/Marketing Organizationの略。

コラム10 姫路市文化コンベンションセンター (愛称: アクリエひめじ)

姫路駅東側のキャストィ21イベントゾーンに、文化芸術の拠点機能と「ものづくり力の強化」「地域ブランドの育成」「交流人口の増加」の促進機能を併せ持った、姫路市文化コンベンションセンターの整備を進めています。(令和3年9月開館予定)

整備により、市民文化の振興と都市の魅力の創造・発信を図り、地域住民の相互交流と中心市街地の賑わいづくり、都市の発展に大きな役割を果たすことが期待されます。

▶ 施設の概要

敷地面積: 36,423㎡

延床面積: 約29,000㎡

階数: 地下1階、地上5階、棟屋1階

ホール: 大ホール (2,010席)、中ホール (693席)、小ホール (164席)、メインスタジオ (リハーサル室)

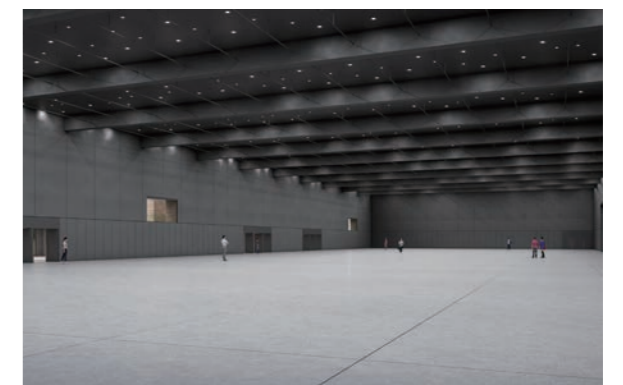
展示場: 屋内 (約4,000㎡)、にぎわい広場 (屋外約1,600㎡)



▲ 文化コンベンションセンターの整備イメージ



▲ 大ホール



▲ 展示場(屋内)

# スポーツを通じた活気あふれる社会の実現

## 目指す姿 1

市民がスポーツを通じて、健やかで充実した余暇を過ごすとともに、地域で行われるスポーツ活動が充実し、地域コミュニティが活性化している。

### 現状と課題

- ▶ スポーツ庁の調査によると、健康志向の高まりとともに、近年、成人の週1日以上スポーツ実施率が上昇傾向にあります。また、運動・スポーツの阻害要因として、「仕事や家事が忙しいこと」を理由に挙げる人の割合が最も高くなっています。
- ▶ 本市には、地域でのスポーツ活動を支える地域コミュニティが充実しています。
- ▶ 市内のスポーツ施設には、老朽化が進んだ施設やバリアフリーへの対応が不十分な施設があります。

### 目指す姿を実現するための市の取組の方向性(人、地域、活力、土台づくり)

人	<p><b>ア スポーツを支える人材の育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日常的に運動・スポーツに親しむ市民を支援する人材をはじめ、科学的なアプローチを取り入れた指導を行う指導者やスポーツイベントの運営等を行うスポーツボランティアなど、スポーツを支える人材を競技団体や大学等と連携・協力しながら育成します。</li> </ul>
地域	<p><b>イ 地域の活力の源となる地域スポーツクラブの育成、運営支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域スポーツの振興を通じて、人と人との交流を促進し地域の活力を高めるため、競技団体や教育機関、行政が連携して、地域スポーツクラブの育成、運営支援に取り組みます。</li> </ul>
活力	<p><b>ウ スポーツを楽しむ機会の創出</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツイベントの情報発信に加え、スポーツを「する」ことの効用や「みる」ことの魅力を積極的に発信し、市民のスポーツへの関心を高めます。</li> <li>市民ニーズに応じた多様なスポーツイベントの開催や競技団体・企業等の多様な取組の支援などを通じて、子どもや親子、働く人、高齢者、女性などがライフスタイルやライフステージに応じてスポーツを楽しむ機会を提供するとともに、競技者の競技力の向上に取り組みます。</li> </ul>
土台	<p><b>エ 誰もが身近で安全・安心にスポーツに取り組める環境づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民が身近な場所でスポーツに取り組めるよう、スポーツ施設の適切な管理運営をはじめ、企業や学校等が所有する施設の有効活用を図ります。</li> <li>スポーツによるケガや事故、熱中症の予防など、安全・安心にスポーツに取り組める環境づくりを進めるとともに、スポーツ施設の整備にあたっては、施設のバリアフリー化や多言語対応など、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず誰もが利用しやすい環境の整備に取り組みます。</li> </ul>

## 目指す姿 2

スポーツがまちの新たな魅力となって、まちが賑わっている。

### 現状と課題

- ▶ 世界遺産姫路城マラソンの開催期間中、参加者だけでなく応援をする人や観戦者など、多くの方が本市を訪れます。大規模なスポーツイベントの開催やトップスポーツチームの活躍は、地域経済を活性化させるとともに、まちの魅力として注目されています。
- ▶ 本市は、トップスポーツから市民の健康増進・レクリエーションまで、幅広く対応できる交流空間の創出に向けて、手柄山中央公園内に新たなメインアリーナや屋内プール等の施設整備を進め、魅力あるスポーツ施設の充実に取り組んでいます。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大規模なスポーツイベントを開催することが困難になっています。国等の動きを注視しつつ、感染防止対策を講じながら、スポーツイベントの開催に努める必要があります。



### 目指す姿を実現するための市の取組の方向性(人、地域、活力、土台づくり)

活力	<p><b>オ 姫路が誇るスポーツ資源を活かしたまちの賑わいづくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツを文化として捉え、「する」「みる」「ささえる」といった様々な形でスポーツに参加する人が生きがいや魅力を感じる全国的規模のスポーツイベントの開催や、トップスポーツチームへの支援などを通じて、スポーツのすそ野と交流人口の拡大に取り組みます。</li> </ul>
土台	<p><b>カ 競技者と観客に「感動」を与える環境づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ施設の整備、運営にあたっては、競技者と観客の視点に立った施設整備と運営を行い、民間の活力やノウハウを活用しながら、競技者と観客に「感動」を与える環境づくりに取り組みます。</li> </ul>

### 市民、地域コミュニティ、企業・団体の役割

<p><b>市民</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ スポーツへの関心と理解を深め、スポーツに積極的に取り組みます。</li> <li>▶ 姫路が誇るトップスポーツチームとともに応援します。</li> </ul>	<p><b>地域コミュニティ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ スポーツクラブ21をはじめ、地域でのスポーツ活動を通じて、地域住民の交流を深めます。</li> </ul>	<p><b>企業・団体</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 働く人が気軽にスポーツに取り組める環境を整えます。</li> <li>▶ スポーツを一つの産業と捉え、地域のスポーツ資源を活かしたまちの新たな魅力づくりに取り組みます。</li> </ul>
---	---	--



## 目標 交流と魅力を支える都市基盤の構築

既存の都市基盤を有効かつ効率的に維持活用しながら、より暮らしやすい環境を整え、播磨の交流拠点にふさわしい、地域の特性を活かした快適で魅力ある持続可能な都市基盤の構築を目指します。

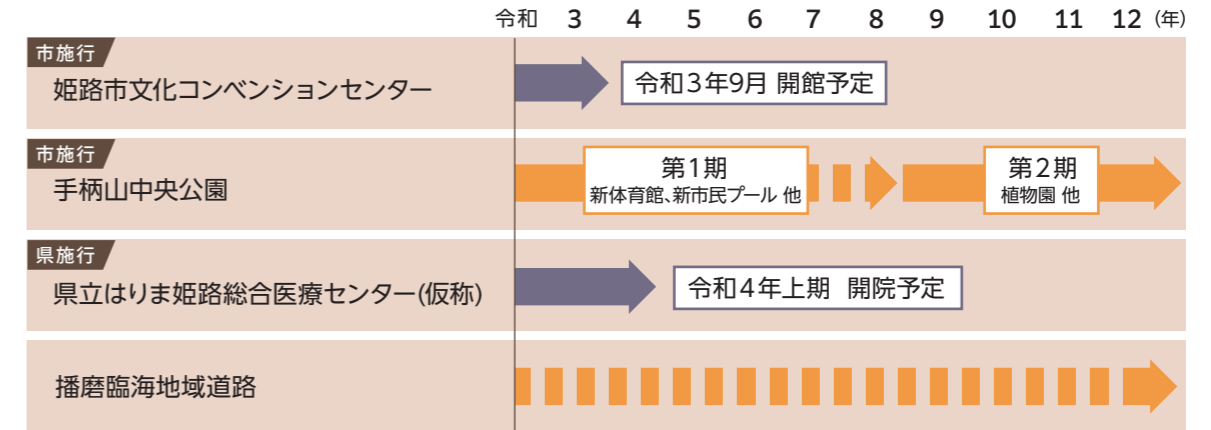


### 背景

- ▶ 海や山など豊かな自然に恵まれ、世界文化遺産・姫路城をはじめとする歴史文化遺産\*を大切に守り発展してきた本市は、今後も多種多様な資源を活かしながら魅力ある美しいまちをつくり上げていく必要があります。
- ▶ 本市は、市域が広く、人口の地域偏在があるため、それぞれの地域の特性に応じた暮らしやすく活力あるコンパクトなまちづくりと、各地域が相互につながる安全かつ快適な交通ネットワークの構築が求められています。
- ▶ 本市は、都心部に集積する商業・業務機能等の高次都市機能をはじめ、播磨の玄関口である姫路駅や複数の自動車専用道路のインターチェンジ等の交通結節機能、国際拠点港湾\*である姫路港における親水・親港機能を併せ持つ、播磨圏域の交流拠点として、圏域の発展に重要な役割を担ってきました。

- ▶ 姫路市文化コンベンションセンターや県立はりま姫路総合医療センター（仮称）をはじめ、手柄山中央公園、播磨臨海地域道路\*など、圏域の魅力を高めその発展に不可欠な施設やインフラを着実に整備していくことが期待されています。〔図表1〕
- ▶ 道路や橋りょう、上下水道など、これまで整備してきた多くの都市基盤の老朽化が進む中、日常生活に欠かせない生活インフラの維持・充実とそれらの有効な活用が必要となっています。〔図表2〕

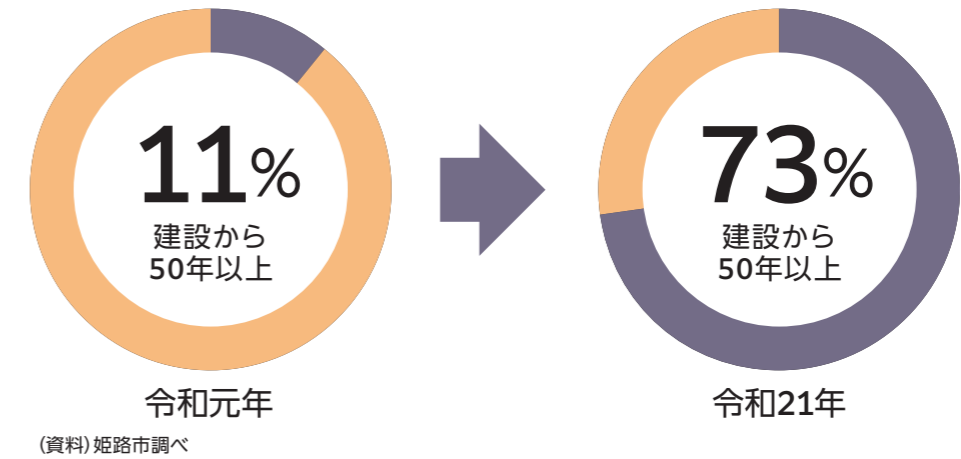
図表1 主な都市施設の整備年次



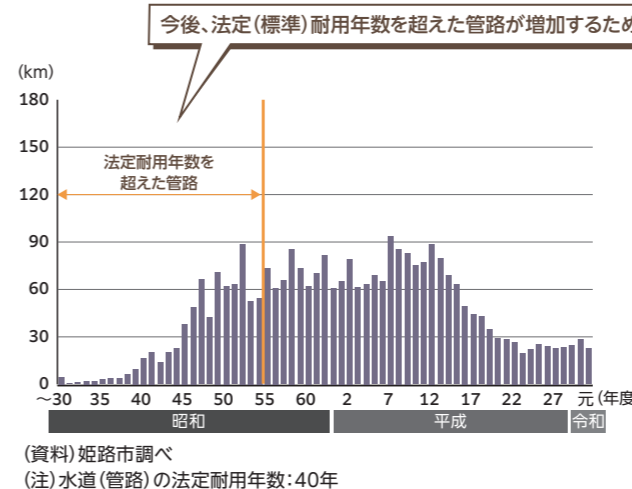
(資料) 姫路市調べ

図表2 都市基盤の老朽化の推移

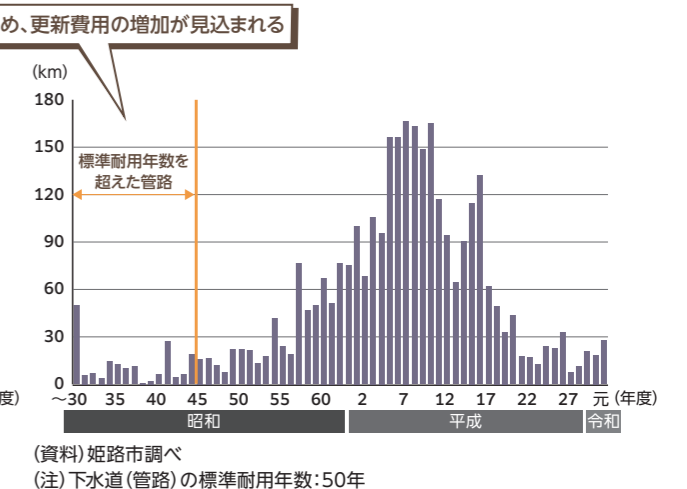
### ■ 高齢化橋りょうの分布の変化



### ■ 水道(管路)の年度別布設延長



### ■ 下水道(管路)の年度別布設延長





# 地域の特性を活かしたまちづくりの推進

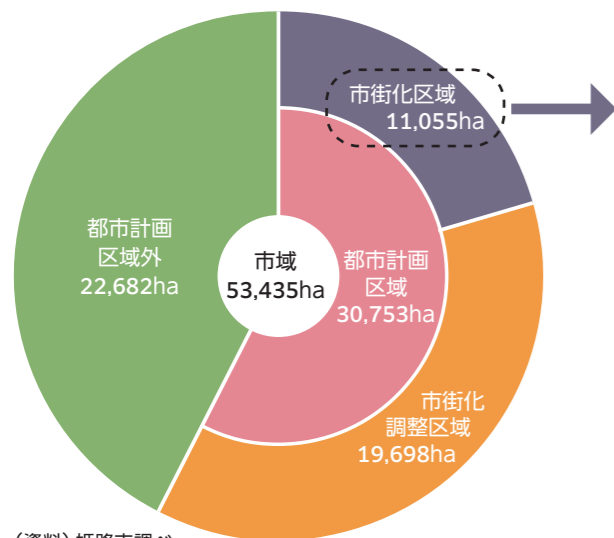
## 目指す姿 1

それぞれの地域においてコンパクトなまちづくりが進み、暮らしやすく活力ある都市となっている。

### 現状と課題

- ▶ 市域が広い本市には、姫路駅を中心とした市街地をはじめ森林丘陵地域、田園地域、群島地域などの多様な地理的特性があります。
- ▶ 人口が減少する中、将来、都市の低密度化が進み、地域によっては都市機能の維持が困難になることが懸念されています。
- ▶ JR山陽本線等の連続立体交差事業の完了に加え、南北を結ぶ都市計画道路や南北駅前広場などの整備により、JR姫路駅を中心に南北市街地の一体化や歩行者中心のまちづくりが進んでいます。
- ▶ これまで別所地区や垣内津市場地区など市内の計81地区で土地区画整理事業を実施し、市街地の形成を計画的に進めています。
- ▶ 年齢、障害の有無等にかかわらず誰もが暮らしやすい都市になるためには、ユニバーサルデザイン※の視点に立ったまちづくりを進める必要があります。

### ■ 土地利用状況



用途地域	面積 (ha)	構成比 (%)
第一種低層住居専用地域	623	5.6
第二種低層住居専用地域	407	3.7
第一種中高層住居専用地域	1,351	12.2
第二種中高層住居専用地域	1,810	16.4
第一種住居地域	2,235	20.2
第二種住居地域	447	4.0
準住居地域	199	1.8
近隣商業地域	415	3.8
商業地域	285	2.6
準工業地域	726	6.6
工業地域	997	9.0
工業専用地域	1,560	14.1
合計	11,055	100.0

(資料) 姫路市調べ  
(注) 令和3年1月現在。

- ※1 地区計画制度：地域の実情に応じたまちづくりを進めるため、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園等の施設の配置や建築物の建て方等について、地区の特性に応じてきめ細かなルールを定める都市計画法に基づく制度。
- ※2 特別指定区域制度：市街化調整区域の地域住民が中心となって組織するまちづくり協議会が、地域の課題を解決する土地利用計画を作成し、市がその土地利用計画に基づき区域指定を行うことにより、地域の活性化等に必要となる建築物の立地を可能とする、都市計画法に基づく制度。
- ※3 公益的施設：社会福祉施設、医療施設、官公庁施設、教育文化施設、購買施設、公共の交通機関の施設その他の市民の共同の福祉又は利便のための施設。

## 目指す姿を実現するための市の取組の方向性 (人、地域、活力、土台づくり)

### 人地域

#### ア 地域の実情に応じた住民主体のまちづくり

- ▶ 地区計画制度※1や特別指定区域制度※2などの活用により地域の実情に応じた住民主体のまちづくりを進めます。

### 活力

#### イ 賑わいあふれた「人」中心のまちなかづくり

- ▶ 快適な歩行者空間を整備するとともに、公民が連携して道路等の公共空間を利活用し賑わいを創出することで、居心地が良く歩きたくなる「人」中心のまちなかづくりを進めます。

#### ウ ユニバーサルデザインのまちづくり

- ▶ 公益的施設※3や道路などにおけるバリアフリー化の促進や、多言語案内サインの整備など、高齢者や障害者、外国人をはじめ、誰もが安心して生活できるまちづくりを進めます。

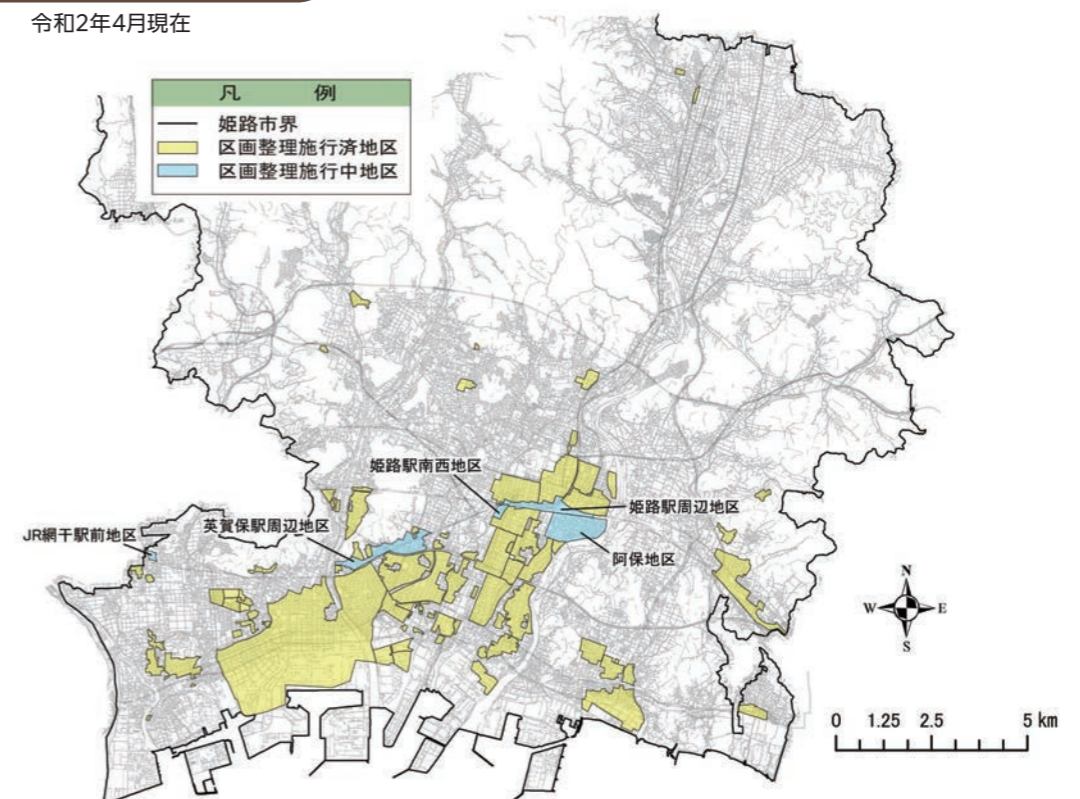
### 土台

#### エ 地域の特性に応じた計画的なまちづくり

- ▶ 各地域が相互に連携・補完し合うコンパクトなまちづくりを計画的に進めるため、居住や都市機能を適切に規制・誘導するなど、地域の特性に応じた土地利用を推進します。
- ▶ 阿保地区や英賀保駅周辺地区などにおいて、土地区画整理事業により良好な市街地の形成を進めます。

### 土地区画整理事業現況図

令和2年4月現在



姫路城周辺や歴史的な町並みなど地域の美しい景観が、都市の魅力の源となっている。

現状と課題

▶ 本市は、姫路城をはじめ、旧城下町や旧宿場町の面影が残る歴史的な町並みや豊かな自然など様々な美しい景観を有しています。一方で、周辺景観に調和しない建物や屋外広告物などによる景観への影響が課題となっています。

▶ 優れた景観は市民にとってかけがえのない共有財産となることから、それぞれの地域の景観に対する市民の愛着や親しみを育みながら、世代を超えて大切に受け継ぐ必要があります。

目指す姿を実現するための市の取組の方向性(人、地域、活力、土台づくり)

人 地域	オ 景観に対する市民意識の高揚
	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観遺産*の活用や都市景観賞の表彰などにより、歴史的景観、自然的景観、都市的景観の保全・形成に対する市民意識の高揚を図ります。</li> </ul>
活力	カ 姫路らしい魅力ある景観の保全と創出
	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な景観の形成に向けて活動する市民や地域への支援などを通じて景観の保全を図るとともに、地域資源や地域特性を活かした姫路らしい魅力ある景観づくりを進めます。</li> <li>世界文化遺産・姫路城を核とした世界に誇れる景観の魅力をさらに高めるため、姫路城を眺望することができる都市空間づくりや、姫路城と調和した周辺景観の形成に取り組めます。</li> </ul>
土台	キ 規制による景観誘導
	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告物や建築物の色彩などの規制により、周辺景観と調和が図られるよう誘導します。</li> </ul>

市民、地域コミュニティ、企業・団体の役割

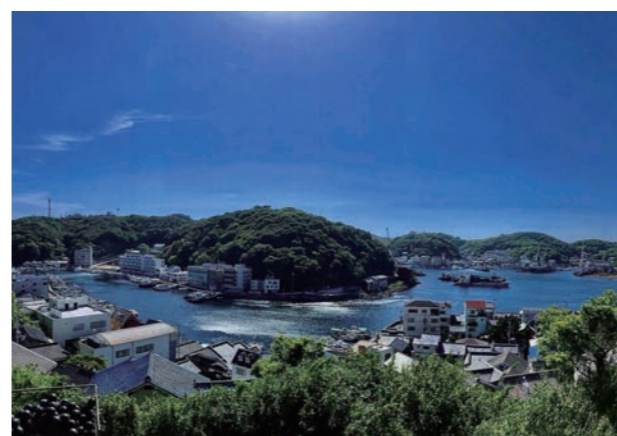
市民	地域コミュニティ	企業・団体
<ul style="list-style-type: none"> <li>住んでいる地域の特性やまちづくりのルールへの理解を深めます。</li> <li>身近な景観を市民共有の財産として大切に守り、次の世代に引き継いでいきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区計画や景観協定など、地域での自発的なルールづくりにより、地域の魅力や賑わいを創出します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルデザインに取り組むとともに、周辺環境に配慮した景観を形成します。</li> </ul>



▲ 歴史的町並み(野里街道地区)



▲ 歴史的建築物(旧網干銀行)



▲ 家島の風景



▲ 香寺町恒屋(赤そばの花)の風景



▲ 大手前通りから姫路城



▲ 銀杏並木道(名古山町)

# 交流連携を支える交通環境の充実

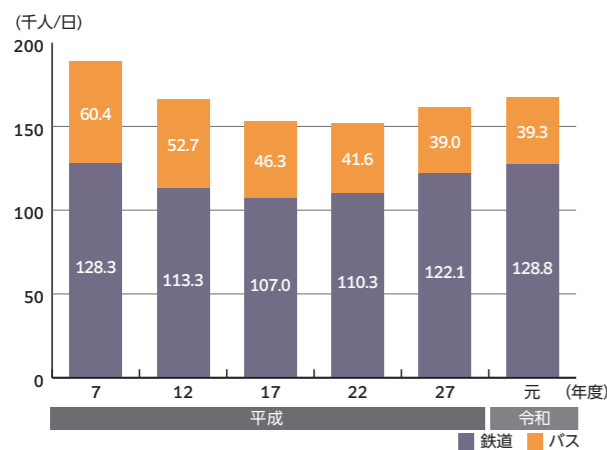
## 目指す姿

安全で快適に移動できる交通網が、市民や来訪者の往来や経済活動を支えている。

### 現状と課題

- ▶ 本市の公共交通利用者は、近年、微増傾向にあります。人口の減少率が高い郊外部や島しょ部のほか、一部市街地においても交通空白・不便地域が散在しており、バス路線、航路を含めた公共交通の維持・確保が課題となっています。
- ▶ 交通死亡事故に占める高齢運転者の割合が増加傾向にある中、高齢者等が自らの運転に依存しなくても生活できる公共交通を中心とした交通環境の構築が課題となっています。
- ▶ 播磨圏域の連携中枢都市で全国屈指のものづくりの拠点でもある本市では、朝夕を中心に道路交通量が多く、市内各所で渋滞が発生し、市民の日常生活だけでなく経済活動にも支障を来しています。
- ▶ 令和2年（2020年）10月末現在、本市には、踏切道改良促進法に基づき改良の実施が義務付けられた「改良すべき踏切道」が市道で13箇所あり、円滑な交通が妨げられています。

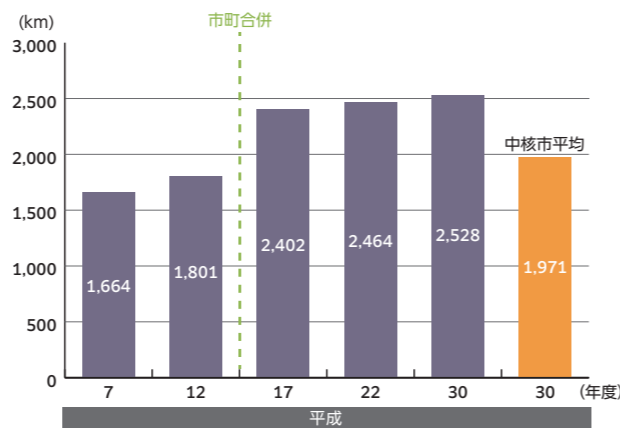
### ■ 鉄道、バス乗車人数の推移



(資料) 姫路市調べ  
(注) 平成7、12、17年度は、旧4町地域(家島町、夢前町、香寺町、安富町)を含む。

- ▶ 本市が管理する道路や橋りょうの延長は中核市平均と比べ長く、今後、管理修繕費の増大が見込まれています。
- ▶ 令和元年（2019年）の本市の全交通事故件数のうち、歩行者と自転車に関する事故の割合は36.4%と県内平均の35.0%よりも高くなっています。
- ▶ 自転車は環境にやさしく健康に良い身近な交通手段として、近年、スポーツ自転車を中心に利用ニーズが高まっています。本市は、市街地の大半が平地で自転車利用に適していますが、走行空間が十分に整っていません。

### ■ 管理する道路延長の推移



(資料) 姫路市調べ

## 目指す姿を実現するための市の取組の方向性(人、地域、活力、土台づくり)

### 人地域

#### ア 地域を支える公共交通網の構築

- ▶ 交通事業者とともに路線バスや航路、鉄道のサービス水準の維持・向上に努めるとともに、公共交通空白地等におけるコミュニティバス\*やデマンド型乗合タクシー\*1の導入など、地域の実情を踏まえた効率的で持続性の高い公共交通網の構築を、行政や交通事業者だけでなく地域住民の参画と協働により進めます。

### 活力

#### イ 新たなモビリティサービスの導入促進

- ▶ 誰もが効率よく、かつ、便利に移動できる交通環境を整えるため、自動運転等の先進的技術や、ICT(情報通信技術)等を活用したMaaS\*2など、新たなモビリティサービス(交通・移動サービス)の導入を進めます。

#### ウ 鉄道駅の利便性・利用環境の向上

- ▶ JR姫路・英賀保間に新駅を設置するとともに、既存駅において改札口へのアクセス性の向上とバリアフリー化を進めることで、鉄道の利便性や鉄道駅周辺の利用環境の向上を図ります。

#### エ 地域内道路網の整備と計画的な更新

- ▶ 市内における交通混雑の解消をはじめ、移動利便性や安全性などの向上を図るため、都市計画道路や生活道路の整備を進めます。
- ▶ 道路や橋りょうなどの適切な管理、点検や予防的な修繕、計画的な改修・更新によりライフサイクルコスト\*の低減を図ります。

### 土台

#### オ 安全な道路空間の創出

- ▶ ガードレール等の交通安全施設や歩道、自転車道などの整備、電線類の地中化などを進めることで、歩行者や自転車が安全で快適に移動できる道路空間を創出します。
- ▶ 「改良すべき踏切道」が集中する飾磨駅周辺等において、新たな改札口の設置や鉄道と道路との立体交差などの対策を進めることで、安全で良好な環境の創出を図ります。

#### カ 広域交通網の整備促進

- ▶ 播磨臨海地域道路\*や国道29号姫路北バイパスなどの整備促進により、播磨地域の産業や経済活動を支え、災害時には緊急輸送路の役割を担う広域道路網の構築を図ります。
- ▶ 海上輸送における玄関口となる国際拠点港湾\*姫路港を、物流に加え、人々が交流する播磨地域の拠点として整備促進し、利用環境の向上を図ります。

\*1 デマンド型乗合タクシー：利用者からの予約を受けて運行する乗合型タクシー。運行方式、運行ダイヤ、発着地の自由度の組合せにより、多様な運行形態が存在する。

\*2 MaaS(マース)：Mobility as a Serviceの略。出発地から目的地までの移動ニーズに対して最適な移動手段をシームレス(途切れず)に一つのアプリで提供するなど、移動を単なる手段としてではなく、利用者にとっての一元的なサービスとして捉える概念。

## 市民、地域コミュニティ、企業・団体の役割

### 市民

- 日常の移動手段として、積極的に公共交通や自転車を利用します。
- 道路の陥没や損傷などを見つけたら、速やかに自治会や道路管理者（市など）に情報提供します。

### 地域コミュニティ

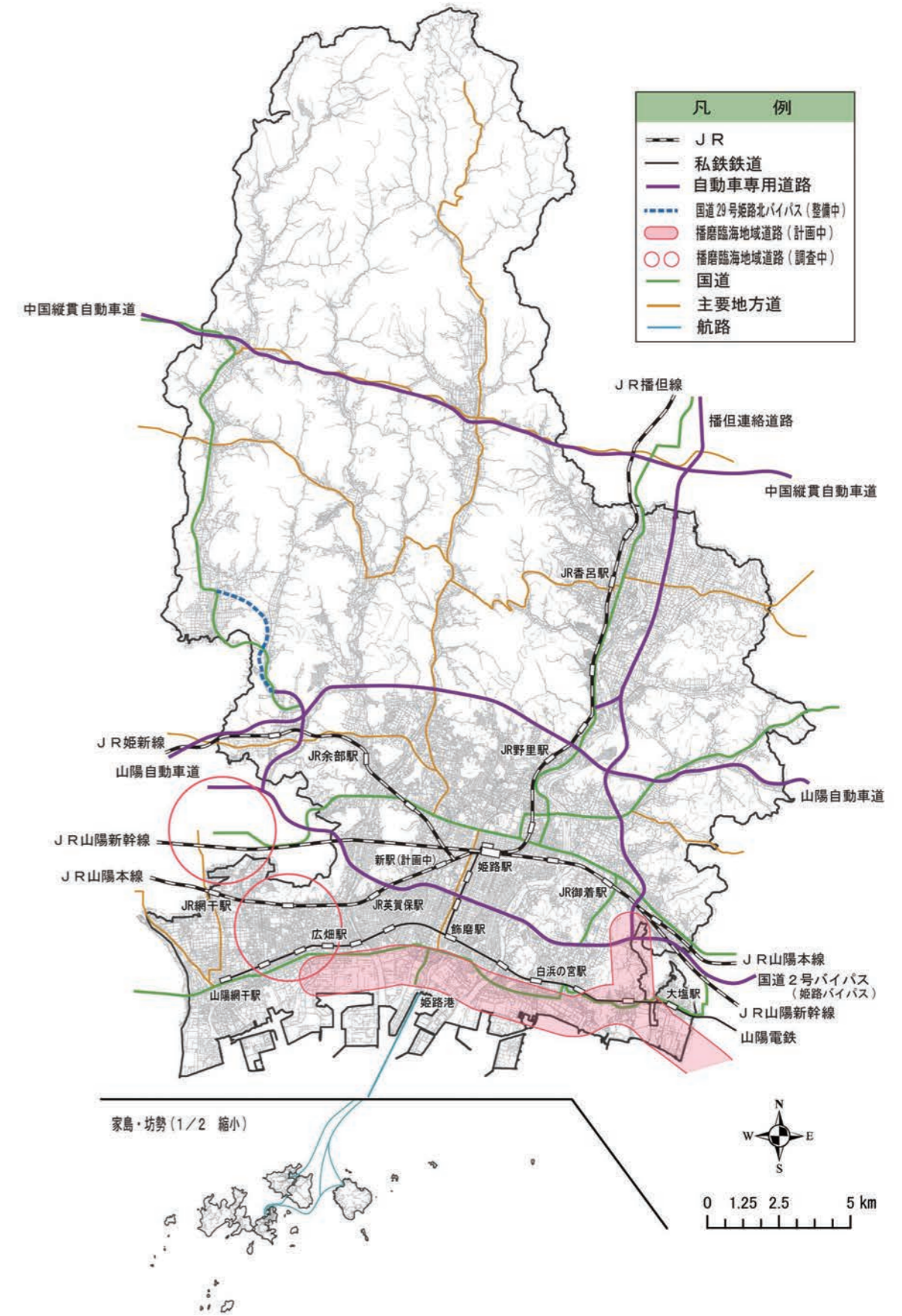
- 植樹帯など道路をきれいに保つため、ひめじ街路樹アダプト制度に参加し、道路の清掃活動を行います。
- 地域の足となる公共交通を守り支えることの大切さを地域で共有します。

### 企業・団体

- 交通事業者は、事業者間の連携による乗継利便性の向上やバリアフリー化など公共交通の利用環境の向上に努めます。
- 従業員に公共交通による通勤や時差出勤を推奨するなど、交通渋滞の緩和に協力します。

## 交通網体系図

令和2年12月現在



## コラム11 新たなモビリティサービスの広がり

ICT等の進展により、新たなモビリティサービスの広がりが期待されています。その中でも実用化に近いといわれているサービスの一つが「MaaS」です。

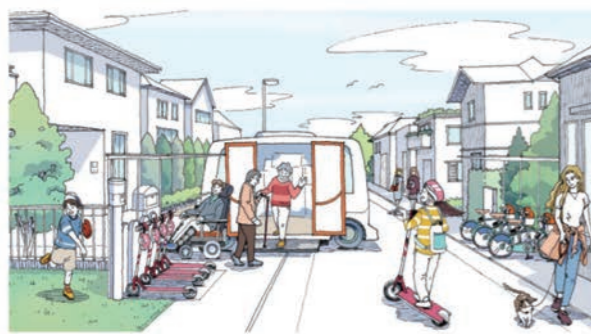
MaaSとは、複数の交通手段の検索から予約、支払いだけでなく、観光案内や飲食店検索・予約までもスマートフォンのアプリ一つでできるサービスのことで、交通以外の分野との連携により移動等がさらに便利になるといわれています。

また、自動運転車の実用化やシェアリング\*の拡充などにより、マイカーを持たなくても移動できる社会の実現が期待されています。

完全自動運転の実現により、営業しながらの移動が可能となった飲食店やスーパー等の小型店舗型サービスが、顧客の求めに応じて道路を移動するようになるなど、将来、移動が単なる手段としてではなく総合的・一元的なサービスとなり、市民生活は非常に快適になるといわれています。

マイカーを持たなくても便利に安心して移動できるモビリティサービス

曜日や時間帯に応じて道路空間の使い方が変わる路側マネジメント



（資料）国土交通省「2040年、道路の景色が変わる～人々の幸せにつながる道路～」

## 緑と調和した快適な住環境の形成

### 目指す姿 1

市民のライフスタイルやライフステージにあった快適に暮らせる住環境が形成されている。

#### 現状と課題

- ▶ 昭和50年代以前に建設された市営住宅が多く、老朽化が進んでいます。また、入居希望住宅の偏りや空き住戸の増加などへの対応が課題となっています。
- ▶ 人口減少や少子高齢化の進行に加え、既存住宅の老朽化などを背景に本市の空き家率は全国同様、増加傾向にあります。今後も空き家の増加が予想され、防犯・防災や衛生、景観など地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすことが懸念されています。
- ▶ 居住者の高齢化や建物の老朽化を背景に、管理組合がない、機能しないなどの理由で、維持管理や修繕が適切に行われていない、いわゆる管理不全マンションの増加が全国的に懸念されています。
- ▶ 今後も増加が見込まれる高齢者の単身世帯のほか、障害者、子育て世帯など特に住宅の確保に配慮が必要な方が安心して生活できる住環境が求められています。

#### 目指す姿を実現するための市の取組の方向性(人、地域、活力、土台づくり)

##### ア 空き家等対策の推進

- ▶ 良好な住環境を守るため、所有する空き家等の適正な管理や改修による利活用を促すとともに、空き家等の発生抑制や管理不全の解消に対する市民意識の醸成、地域における見回り活動など、空き家等の対策を総合的に進めます。
- ▶ 管理不全マンションの発生を抑制するため、管理組合を対象としたマンション改修への支援やセミナーの開催、管理相談など、分譲マンションの適正な維持や管理運営を促進します。

##### イ 安心して暮らせる住宅の提供

- ▶ 市民が安心して住み続けることができる居住環境を整えるため、新築住居の安全性の確保や質の向上、既存住宅のバリアフリー化や耐震化などを促進します。
- ▶ 住宅の確保に配慮が必要な方が安心して暮らせるよう、市営住宅の提供や民間賃貸住宅の活用などを通じて、住宅セーフティネット機能の充実を図ります。

##### ウ 市営住宅の安定的な提供

- ▶ 市営住宅の計画的な建替えや改修を進めるとともに、人口減少に応じた適正な配置や民間ノウハウの導入、空き住戸の活用など、効率的かつ効果的に管理運営することで、将来にわたって市営住宅を安定的に提供します。

活力

土台

### 目指す姿 2

緑と調和した都市空間が形成されている。

#### 現状と課題

- ▶ 本市では公園を憩いや潤いの場としてだけでなく、災害時の避難場所としても整備してきました。一方で、公園施設の老朽化や公園愛護会の担い手の高齢化など公園管理の課題が顕在化しています。
- ▶ 姫路公園や手柄山中央公園、桜山公園などの総合公園は、本市を代表する公園であり、休息や観賞、スポーツ、レクリエーションなどの拠点として魅力向上が求められています。現在、手柄山中央公園では、園内の一部施設の老朽化や、JR姫路・英賀保間新駅の設置、姫路市文化センターの移転などを契機として、再整備が進められています。
- ▶ 平成29年(2017年)4月に都市公園法が改正され、民間事業者等の資金やノウハウをより一層活用した公園の整備や管理が可能となる公募設置管理制度(Park-PFI)が創設されました。
- ▶ 臨海工業地帯の公害防止対策の役割を担っている浜手緑地では、施設の老朽化と生育しすぎた樹木の管理が課題となっています。今後は、播磨臨海地域道路\*等の公共事業とあわせた再整備が求められています。

#### 目指す姿を実現するための市の取組の方向性(人、地域、活力、土台づくり)

人  
地域

##### エ 花と緑を楽しめる環境づくり

- ▶ 緑化意識を普及啓発するとともに、市民や地域と一体となって身近な公園や名古山霊苑などにおける緑化を進めることで、花と緑を楽しめる環境を創出します。

活力

##### オ 市民等が主体となった魅力ある公園づくり

- ▶ 公園の魅力向上や維持管理の負担軽減を図るため、公園の整備や管理において、利活用に焦点を当てた市民協働の手法や、民間の経営的視点を導入するなど、市民等が主体となった公園づくりを進めます。

土台

##### カ 誰もが利用しやすい公園等の整備推進

- ▶ 公園機能の再編や統合などを含め、計画的に改修・更新しながら、市民の憩いやレクリエーションの場、避難場所として、誰もが利用しやすい公園や広場などの整備を進めます。

##### キ 手柄山中央公園の魅力向上

- ▶ 新駅や新体育館などの整備と既存施設の再整備を進めるとともに、施設間の円滑な移動動線確保することで、「スポーツ」や「平和と学び」、「緑豊かなやすらぎ」の拠点として手柄山中央公園の魅力を向上させます。

## 市民、地域コミュニティ、企業・団体の役割

### 市民

- 地域の住環境を守るため、所有する空き家等を適正に維持管理するとともに、有効活用 に努めます。
- 公園や緑地の維持管理や緑化活動に参加します。

### 地域コミュニティ

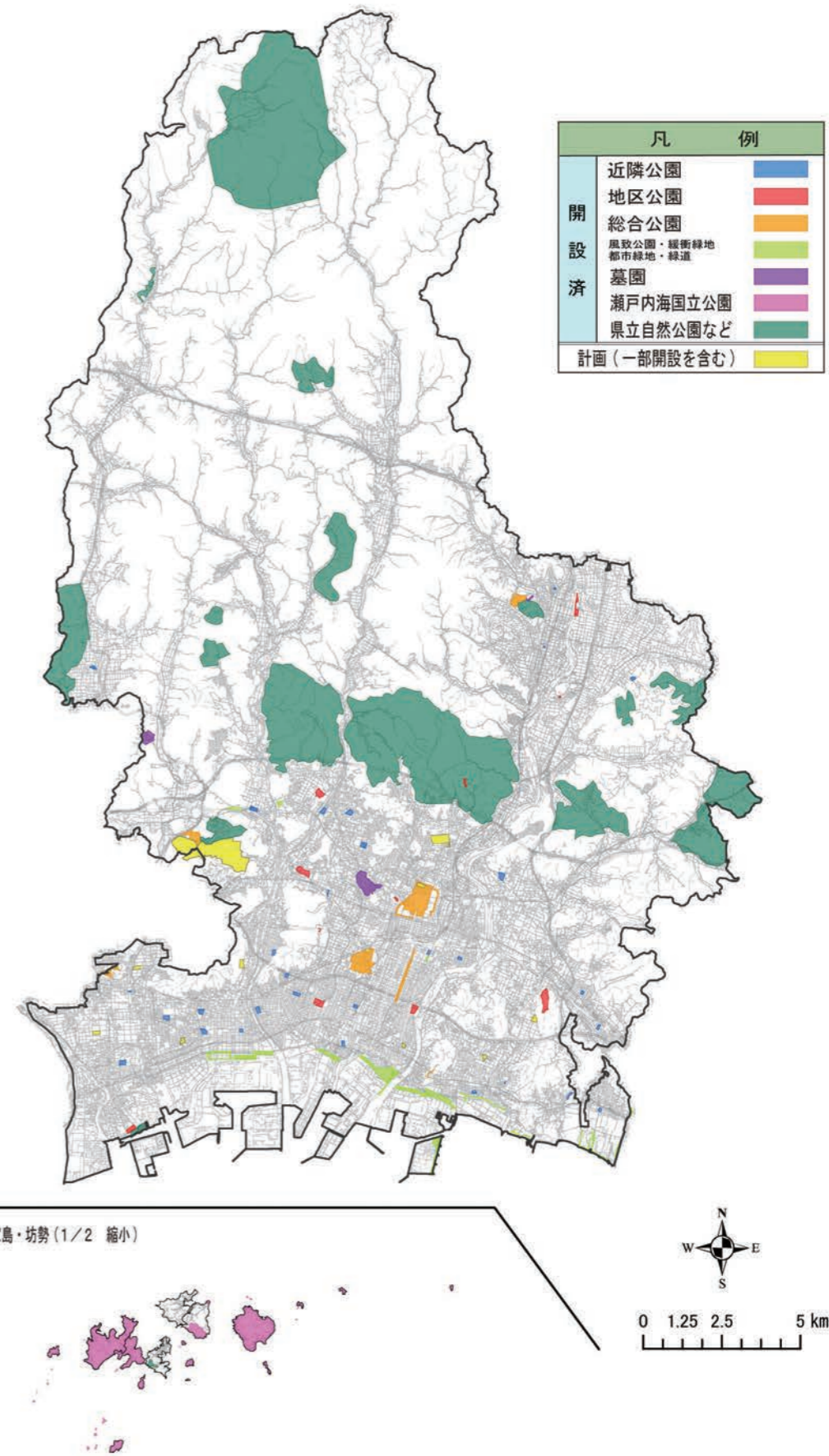
- 空き家の発生予防対策のため、地域で見回り活動に取り組みます。
- 公園愛護会活動に取り組みます。

### 企業・団体

- 所有する建築物を適正に維持管理します。
- 管理地の緑化に努めます。

## 公園等現況図

令和3年1月現在



## コラム12 手柄山中央公園

手柄山中央公園は、本市のほぼ中央部に位置し、年間160万人以上の利用者が訪れる総合公園です。現在、さらなる魅力向上を目指し、「感動と笑顔あふれる憩いの交流空間の創出」をコンセプトに再整備を進めています。

### ▶ 手柄山中央公園の概要

都市計画決定面積：38.7ha（うち供用区域面積：38.17ha） 令和3年1月現在

第1期：整備目標年次 令和7年度

主な整備対象施設 新体育館、新市民プール（両施設は令和8年10月供用開始予定）  
ちびっこ広場、連絡通路

第2期：整備目標年次 令和8年度以降

主な整備対象施設 植物園・緑の相談所、芝生広場、レストハウス



▲ 手柄山中央公園の施設再配置 イメージ図

(注) 今後、施設の規模、財源等について、具体的な検討を行い、事業を実施していくことになります。

# 持続可能な上下水道サービスの提供

## 目指す姿

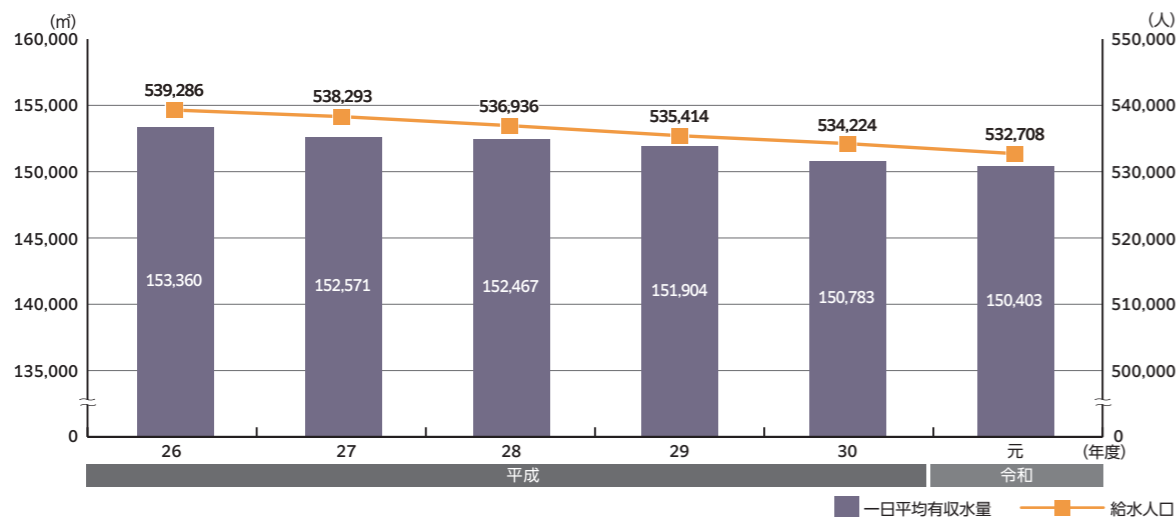
持続的・安定的に安全な水道水や、下水道サービスが提供されている。

## 現状と課題

- ▶ 上下水道は、市民生活や経済活動に欠かせない最も重要なライフラインの一つであり、事故や災害などにより管路や施設が破損、故障をした場合、市民生活等に多大な影響を及ぼします。
- ▶ 水道事業においては、昭和4年(1929年)に給水を開始して以来、その普及拡大に努めてきた結果、平成30年度(2018年度)末現在の本市の給水普及率は99.6%となっています。
- ▶ 人口減少や節水機器の普及により水道水の需要は年々減少し、水道料金収入も減少する一方で、高度経済成長期に整備した水道管や浄水場など水道施設の多くは老朽化が進み、耐震性も不足しているため、今後、多額の改築更新費用が見込まれます。

- ▶ 下水道事業においては、昭和13年(1938年)に着手し、積極的に整備を進めてきた結果、計画処理区域のほぼ全域の整備が完了し、平成30年度(2018年度)末現在の本市の水洗化率は97.7%となっています。
- ▶ 下水道使用料収入の減少傾向が続く中、本市の公共下水道の管渠延長は中核市の中で最も長く、今後、下水道施設の老朽化が進み、多額の改築更新費用が見込まれます。
- ▶ 国では、上下水道事業の持続的な経営の確保などのため、民間活力を活用したPPP手法の導入拡大やICT(情報通信技術)の利活用を推進しています。本市においても水道事業の営業関連業務包括委託や、下水処理場等の維持管理業務への包括的民間委託を導入しています。

■ 一日平均有収水量※1と給水人口の推移



(資料) 姫路市調べ

※1 有収水量：水道メーターにより計量され、料金収入に結びつく水量。

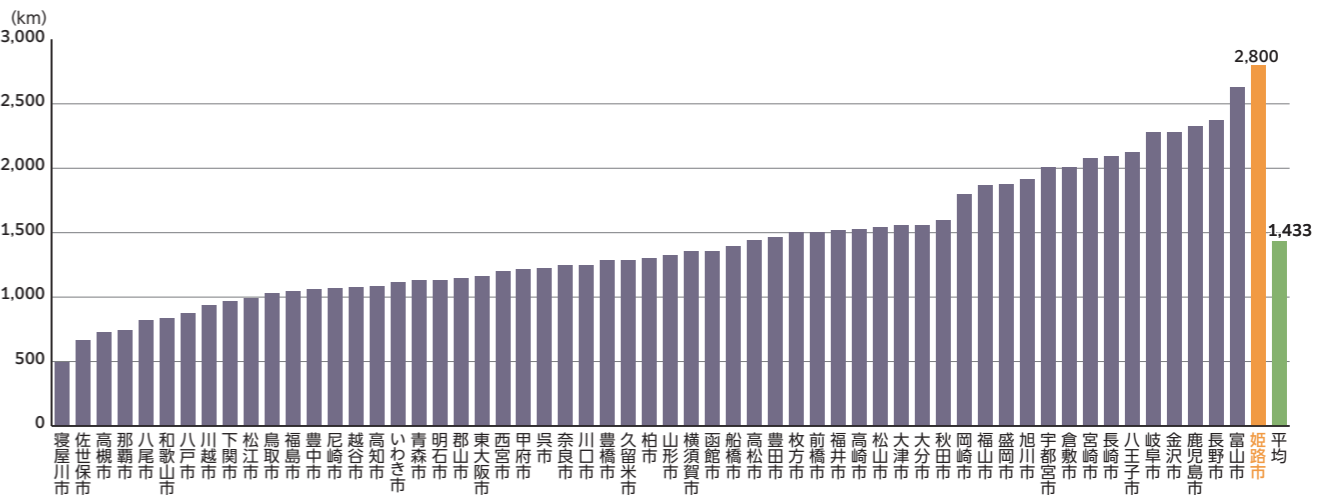
## 目指す姿を実現するための市の取組の方向性(人、地域、活力、土台づくり)

- 人地域**
  - ア 水道水の供給体制の確保
    - ▶ 24時間いつでも水道水を供給できるよう、公民が連携して施設や管路を維持管理するとともに、専門的な知識や技術力の向上を図ります。
- 活力**
  - イ 上下水道事業の経営効率化
    - ▶ 水道事業においては、水需要に応じた管路のダウンサイジング※2や施設規模の適正化を進めるとともに、民間活力やICTを利活用するなど、経営のさらなる効率化を進めます。
    - ▶ 下水道事業においては、下水道施設の統廃合を進めるとともに、民間活力やICTを利活用するなど、経営のさらなる効率化を進めます。
- 土台**
  - ウ 良質な水道水の提供基盤の強化
    - ▶ 水道施設や管路の更新・耐震化を計画的に行うとともに、水源から蛇口に至る統合的な水質管理体制を充実させることで、良質な水道水を提供する基盤を強化します。
  - エ 適正な下水処理の推進
    - ▶ 老朽化した管渠や処理場など施設の計画的な更新・耐震化を進めます。また、公共下水道の未整備区域の早期解消を図るとともに、下水道処理区域内での水洗化を促進します。

## 市民、地域コミュニティ、企業・団体の役割

- 市民**
  - ▶ 市民生活に欠かせない上下水道を維持していくため、上下水道事業への関心と理解を深めます。
- 地域コミュニティ**
  - ▶ 市などと連携して渇水時の節水協力や水洗化の啓発活動に取り組みます。
- 企業・団体**
  - ▶ 公民連携に取り組むとともに、上下水道事業で生じる資源やエネルギーを有効活用します。

■ 中核市の公共下水道の管渠延長

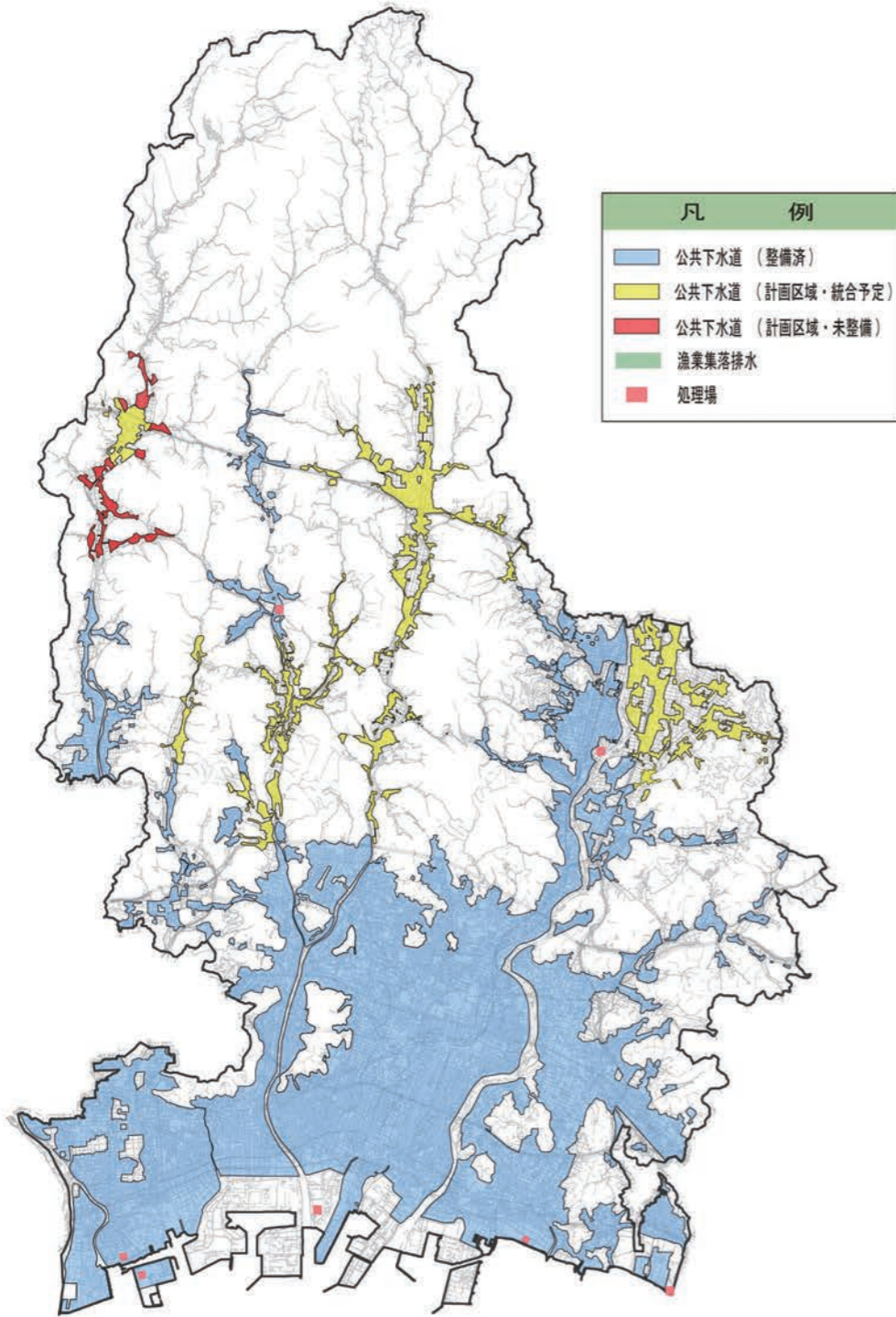


(資料) 姫路市調べ (注) 平成30年度末現在。

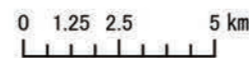
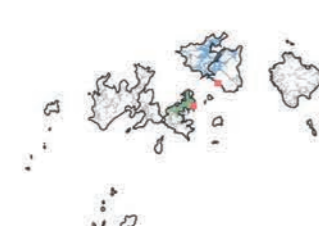
※2 ダウンサイジング：規模を縮小すること。小型化すること。水道事業では、水需要の減少や技術進歩に伴い施設更新等に合わせた能力を縮小し、施設の効率化を図ることをいう。

公共下水道等計画図

令和2年4月現在



家島・坊勢 (1/2 縮小)

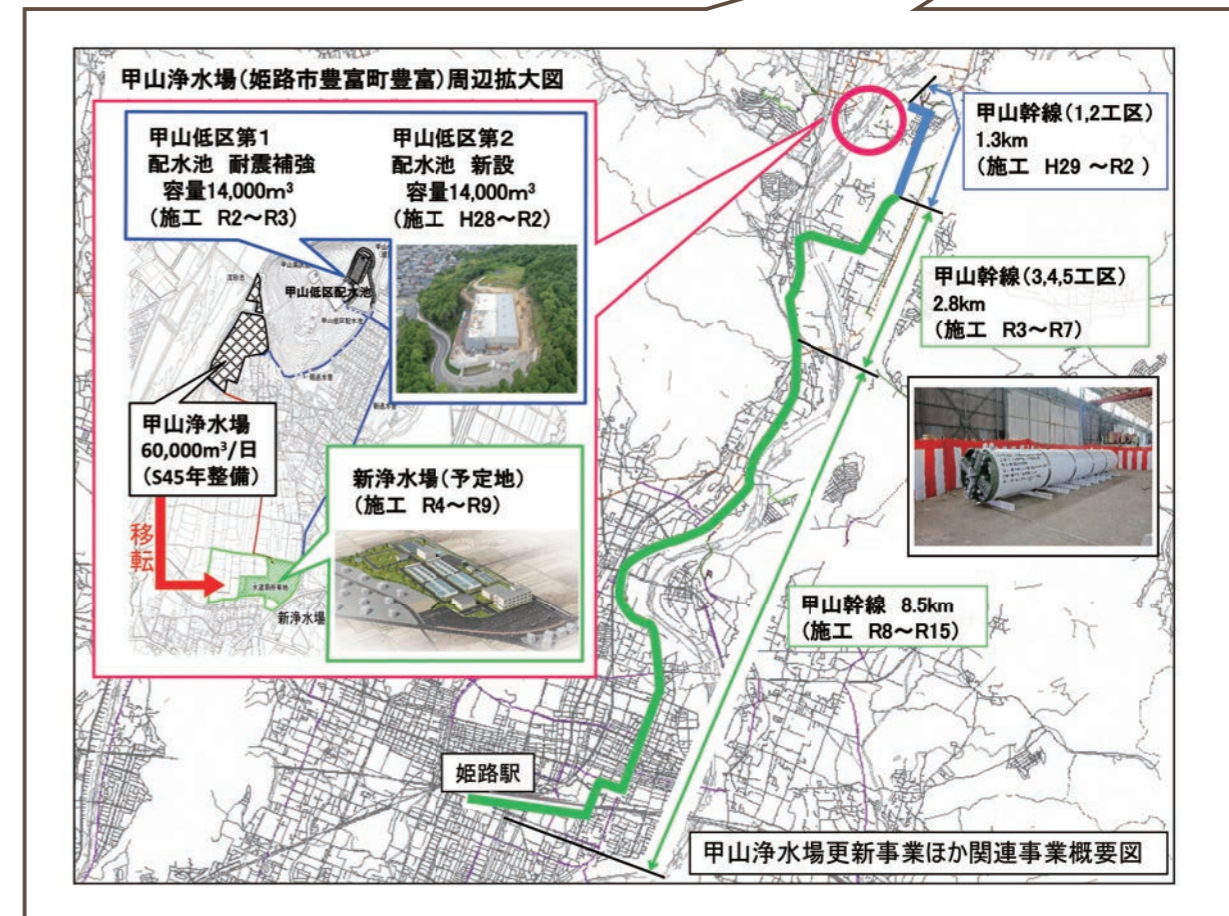


コラム13 甲山浄水場更新事業ほか関連事業

甲山浄水場は、市内の全浄水量のうち約半分をつくる基幹浄水場です。  
 建設から約50年が経過し、老朽化が進行していることから、耐震化を含めた新浄水場の整備を進めています。併せて、本市の3分の1の人口へ配水する甲山低区配水池の耐震化や甲山幹線の更新を進めることで、安全で良質な水道水を安定して供給します。

事業概要

甲山浄水場更新事業	事業年度	令和4年度～令和9年度
	浄水処理能力	60,000m <sup>3</sup> /日
甲山低区配水池耐震化事業	事業年度	平成28年度～令和3年度
	貯水容量	甲山低区第1配水池 14,000m <sup>3</sup> 甲山低区第2配水池 14,000m <sup>3</sup>
甲山幹線更新事業	事業年度	平成29年度～令和15年度
	整備延長	12.6km







## 目標 災害等に強く安全で安心な都市

自然災害や感染症などに対する備えとして、防災・減災や感染防止、迅速な復旧・復興のための総合的な取組が強化されるとともに、危機管理に対する市民の意識や地域の対応力が高まった災害等に強い都市を目指します。

日常に潜む火災や事故、犯罪、トラブルによる市民の生命や財産への被害を最小限に抑えることができる、安全で安心して暮らせる都市を目指します。



## 背景

### （防災・減災、感染防止関連）

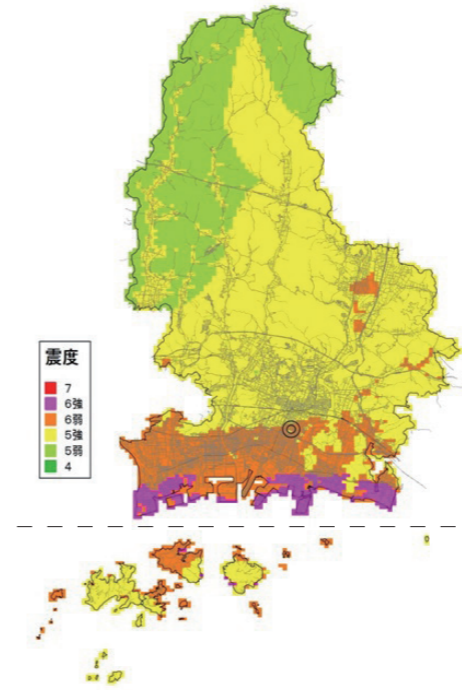
- ▶ 市域が広く、海や山などの豊かな自然を有する本市は、これまでも、地理的特性に応じて、都市基盤の防災・減災機能や危機管理体制の強化を図ってきました。
- ▶ 近年、気候変動や都市化の進展に伴う豪雨災害や、台風、大規模地震などの自然災害による深刻な被害が全国各地で発生しています。本市においても、南海トラフ地震\*等の発生による大きな被害が想定されており、公助のみでは、そのような災害への対応が困難となることから、平時からの市民の意識啓発や、地域のつながりにより、自助、共助が効果的に機能することが求められています。〔図表1〕
- ▶ 新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症の感染拡大など市民の安全・安心な暮らしを脅かす多様な事態が懸念されています。

### （安全安心関連）

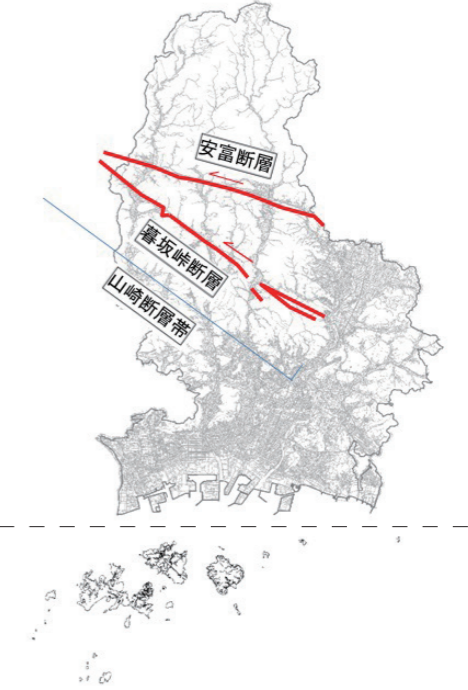
- ▶ 火災や事故など、日常に潜む災害発生件数は、近年減少傾向にあるものの、新たな要因による火災や事故が発生しています。また、高齢化の進行などに伴い救急出場件数は増加傾向にあります。〔図表2〕
- ▶ 交通事故発生件数に占める高齢者の割合が高くなるとともに、情報化の進展による特殊詐欺などの新たな犯罪やインターネットトラブルが増加しています。

図表1 南海トラフ地震、山崎断層帯地震の被害想定

### ■ 南海トラフ地震の被害想定



### ■ 山崎断層帯



	最大震度	震度面積率 (%)					災害津波 水位 (m)	浸水面積 (ha)			
		震度7	震度6強	震度6弱	震度5強	震度5弱以下		3m以上	1m以上	0.3m以上	0.3m未満
南海トラフ地震	震度6強	0	3.2	19.6	60.5	16.7	2.5	0	32	134	142
山崎断層帯地震	震度7	—					0	0	0	0	0

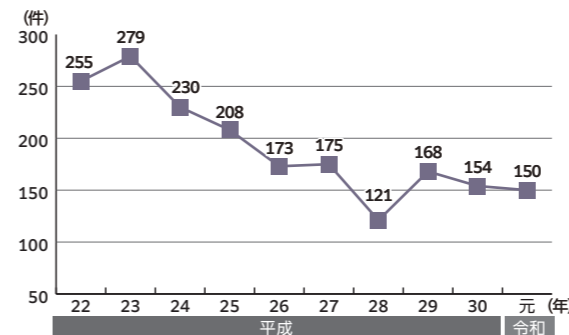
	建物全壊 棟数 (棟)	建物半壊 棟数 (棟)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	重傷者数 (人)	避難者数 (1日後) (人)	帰宅困難者数 (当日) (人)	断水人口 (1日後) (人)	下水道支障人口 (1日後) (人)	停電 (1日後) (軒)
南海トラフ地震	2,033	15,133	435	2,767	409	9,139	17,965	51,311	7,828	342
山崎断層帯地震	17,922	39,431	1,084	6,967	824	182,111	120,925	356,777	13,193	64,161

（資料）「姫路市地域防災計画（令和2年度）」より作成

（注）南海トラフ地震：冬18時に発生した場合の被害想定 山崎断層帯地震：冬5時に発生した場合の被害想定  
いずれも最も被害が大きい時間帯での被害想定。

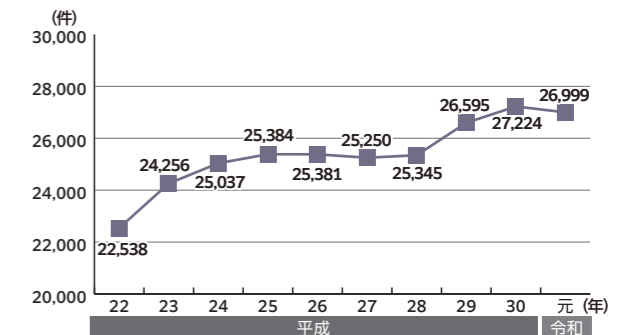
図表2 火災発生件数、救急出場件数の推移

### ■ 火災発生件数



（資料）姫路市調べ  
（注）姫路市内の件数

### ■ 救急出場件数



（資料）姫路市調べ  
（注）姫路市内の件数

# 災害等に強いまちづくりの推進

## 目指す姿

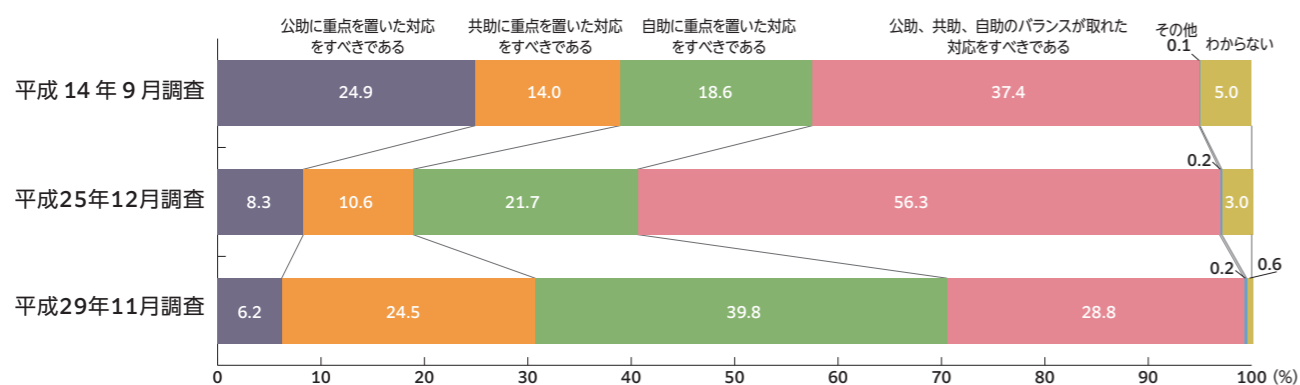
自然災害や新たな感染症の感染拡大などの重大な危機に強いまちづくりが進み、市民の生命と財産が守られている。

### 現状と課題

- ▶ 南海トラフ地震※の今後30年以内の発生確率は70～80%と予測されています。また、山崎断層帯地震の同確率は1%以内と予測されていますが、いずれの地震も市内の広範囲にわたり大きな被害をもたらすことが予想されています。
- ▶ 近年、全国的に短時間豪雨や記録的な大雨の回数が増加しており、本市でも河川の増水に伴う洪水などの自然災害の激甚化が懸念されています。
- ▶ 本市には、土砂災害の発生のおそれのある土砂災害警戒区域（イエローゾーン）が多数あり、その中でも生命、財産に著しい危害が生じるおそれのある土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定が兵庫県によって進められています。
- ▶ 「自助」、「共助」の重要性は、特に東日本大震災以降、国民に認識されるようになってきました。現在、本市の自主防災組織の組織率や消防団員の充足率は高い水準となっていますが、その維持や質の向上が求められています。

- ▶ 本市では、効果的かつ重点的に、社会基盤の整備を推進するとともに、事前防災や災害発生時における被害を軽減する取組を進めるため、令和2年（2020年）6月に姫路市強靱化計画を策定しました。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症のような市民生活や経済活動に大きな影響を及ぼす新たな感染症に対しては、平時からの備えや迅速な対応が重要となります。また、感染症流行時の避難所運営においては、十分な換気や避難者間の距離の確保など、感染防止対策が必要となります。
- ▶ 本市では、姫路市国民保護計画に基づき、平時からの備えとして、武力攻撃事態やテロ等の緊急対処事態を想定した訓練などを行っています。

重点を置くべき防災対策（自助・共助・公助の意識に関する調査時点別比較）



(資料) 内閣府「防災白書(平成30年)」より作成

## 目指す姿を実現するための市の取組の方向性(人、地域、活力、土台づくり)

### 人地域

- ア 「自助」、「共助」、「公助」の相互連携による危機管理対応力の向上
  - ▶ 自然災害や新たな感染症の感染拡大、テロなどの緊急事態発生時に、市民自らが正しい情報に基づき責任ある行動が取れるよう、危機管理に対する市民の意識を高めるとともに、自主防災組織の強化などを通じて地域住民同士が協力し合える体制を整えることで、危機に対する地域の対応力の向上を図ります。
  - ▶ 市民(自助)、地域(共助)、関係機関(公助)が、それぞれの役割を認識しながら災害等に備えるとともに、発生時にはそれらが相互に連携することができる危機管理体制を確立します。

### 活力

- イ 緊急事態発生時の即応・早期復旧体制の強化
  - ▶ 緊急事態発生時に迅速に対応できるよう、事前の避難対策や備蓄のほか、防災拠点や避難所体制を強化します。
  - ▶ 誰もが防災・減災や感染症の感染防止、医療体制などに関する情報を手に入れることができるよう、ICT(情報通信技術)を活用するなど情報伝達手段の多角化・多言語化を進めます。
  - ▶ 事業継続計画(BCP)※等に基づく訓練の実施や相互応援体制の充実など、平時からの備えを強化することで、災害等が発生しても早期に経済・教育活動等を復旧することができる体制を構築します。

### 土台

- ウ 浸水対策の推進
  - ▶ 浸水被害を軽減するため、国、兵庫県が実施する一級・二級河川の改修等を促進しながら、市が管理する河川等の改修や適切な維持管理を行うとともに、雨水ポンプ場や雨水幹線を順次整備することで浸水対策を進めます。
- エ 減災対策の推進
  - ▶ 急傾斜地の崩壊防止対策や、治山対策、漁港海岸の高潮・津波対策に加え、市民自らが備える住宅耐震改修への支援など自然災害に対する減災対策を進めます。

## 市民、地域コミュニティ、企業・団体の役割

### 市民

- ▶ 災害時には特に人と人とのつながりが重要となるため、挨拶等のコミュニケーションを通じて、日頃から顔の見える関係をつくります。
- ▶ 防災訓練への参加や住まいの安全対策、食料等の備蓄など災害等に備えます。
- ▶ 災害発生時や感染症の感染拡大時には行政が発信する情報などを確認し、適切に行動します。

### 地域コミュニティ

- ▶ 平時から、地域ぐるみで防災に関する知識の普及や防災訓練を行うとともに、災害時には、地域住民の避難誘導や安否確認、避難所の運営などに協力します。
- ▶ 氾濫防止にもつながる河川や水路の清掃活動に市などと協働して取り組みます。

### 企業・団体

- ▶ 建築物の耐震化に努めるほか事業継続計画を策定するなど、減災・早期復旧対策に取り組みます。

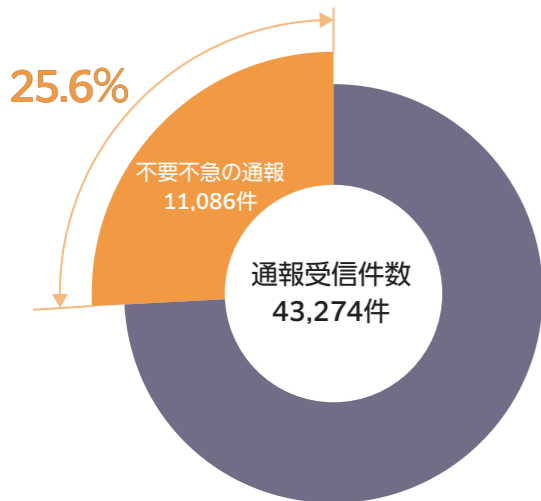
**目指す姿 1** 火災や事故など日常に潜む災害による被害が軽減している。

**現状と課題**

- ▶ 本市は山岳や河川、海、島しょなどの多様な自然環境や、姫路城をはじめとする多彩な文化財を有し、臨海部には石油コンビナート等特別防災区域※1もあることから、これらの特性に応じた消防・救急車両、職員を配置しています。
- ▶ 高齢化の進行などに伴う救急出場件数の増加により、救急活動時間が延びる中、119番通報の中には緊急に病院を受診する必要のないものや単なる問合せといった不要不急の通報も見られます。

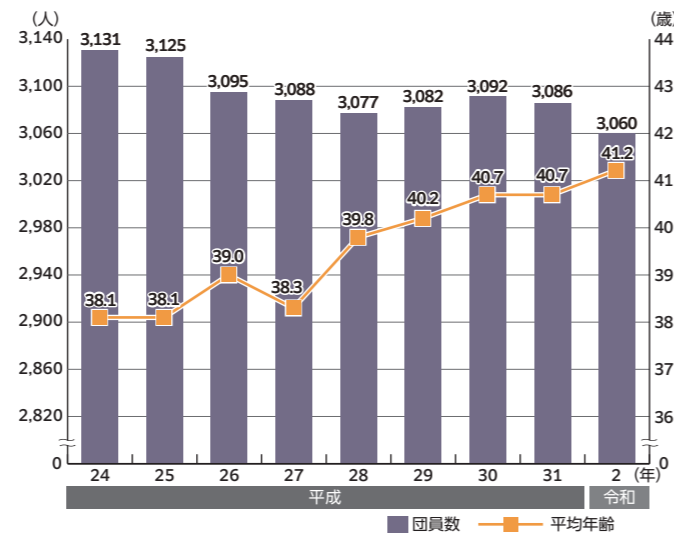
▶ 災害時における即時対応や地域防災の中核的な役割を担う消防団は、地域防災力の要となっていますが、少子高齢化やライフスタイルの変化などを背景に、青年層の団員が不足しています。

**119番通報の内訳**



(資料) 姫路市調べ  
 (注) 令和元年中の通報。  
 不要不急の通報とは、「医療機関等の問合せ」や「まちがい」、「いたずら」など。

**消防団の状況の推移**



(資料) 姫路市調べ  
 (注) 各年4月1日現在。  
 消防団員定員: 3,226人 (平成23年4月~)

※1 石油コンビナート等特別防災区域: 大量の石油や高圧ガスが取り扱われている区域や将来取り扱われることとなる区域について、災害の発生及び拡大を防止するために、石油コンビナート等災害防止法に基づき政令で指定する区域。本市の臨海部約18.99km<sup>2</sup>が姫路臨海地区特別防災区域に指定されている。

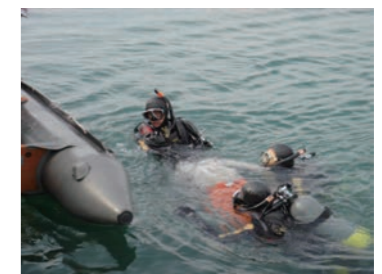
**目指す姿を実現するための市の取組の方向性 (人、地域、活力、土台づくり)**

<b>人</b>	<p><b>ア 日常に潜む災害に対する市民意識等の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 火災を未然に防ぐとともに日常に潜む災害による被害を最小限に抑えるため、市民や企業等への防火意識の普及啓発や、家庭や職場でできる応急手当の知識の普及などを通じて、日常に潜む災害に対する市民意識等の向上を図ります。</li> </ul>
<b>地域</b>	<p><b>イ 地域防災体制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 消防団の役割や重要性を広報啓発するとともに、団員が活動しやすい環境を整備することで、火災や風水害など様々な災害に対する地域の防災体制の強化を図ります。</li> </ul>
<b>活力</b>	<p><b>ウ 迅速かつ的確な救急搬送の実現</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 救急患者の搬送と受入れのさらなる円滑化のため、救急隊と医療機関が患者の情報や受入れの可否などをリアルタイムで共有することができる救急搬送支援システムの構築や、医師会や兵庫県等の関係機関との連携などを進め、迅速かつ的確な救急搬送の実現を図ります。</li> </ul>
<b>土台</b>	<p><b>エ 消防救急救助活動体制の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市内各地域の多様な消防・救急・救助ニーズに的確に対応できるよう、隊員や消防車両、資器材などを充実させるとともに、消防活動等の拠点となる消防署などの整備や配置の見直しを進めます。</li> </ul> <p><b>オ 安全・保安体制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 危険物施設を管理する事業者などへの指導・検査により安全管理や保安体制を強化し、事故要因の排除を図ります。</li> </ul>

**コラム 14 高度な救助隊**

**国際消防救助隊**

平成13年に国際消防救助隊員を登録し、国が行う連携訓練やJICA(独立行政法人国際協力機構)が実施する資器材習熟訓練に参加するなど、海外の災害に隊員を派遣できる体制を整えています。



▲ 水難救助隊

**水難救助隊**

管内で発生する水難事故に対していち早く出動し水難救助活動を展開するため、潜水士の資格を持ち、過酷な訓練を重ねた職員で構成された水難救助隊や水難救助車を備えています。

**山岳救助隊**

雪彦山等の急峻な山岳地帯を管轄することから、山岳救助に係る専門的な知識や技能、技術を習得した山岳救助隊を備え、危険な山岳部での救助活動に対応しています。



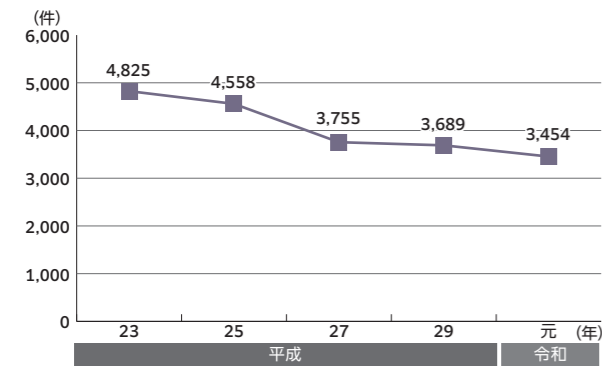
▲ 山岳救助隊

現状と課題

- ▶ 市内の刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、住んでいる地域で犯罪に遭遇する危険性など、身近な治安に不安を感じている人は依然として多い状況です。
- ▶ 市内の交通事故（人身事故）発生件数は減少しているものの、人口10万人当たりの交通事故発生件数は県内他市に比べて高い状況です。

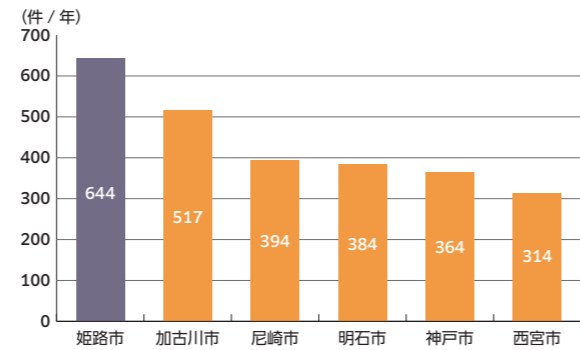
- ▶ インターネットの利用環境が充実し、消費生活における利便性が向上する一方で、インターネット利用に伴う架空請求や、詐欺、悪質な訪問販売など消費者トラブルの手口は巧妙化・複雑化しています。また、本市の消費生活相談の新規相談件数は毎年4,000件前後で推移していますが、相談全体に占める高齢者の割合は増加しています。

■ 交通事故（人身事故）発生件数



(資料) 兵庫県警察「交通事故統計」より作成

■ 県内の主な市別交通事故発生件数（人口10万人当たり）



(資料) 兵庫県警察「交通事故統計（令和元年）」より作成



▲ 交通安全教室



▲ 生活学級合同修了式・消費生活講演会

目指す姿を実現するための市の取組の方向性（人、地域、活力、土台づくり）

人

カ 安全・安心に対する市民意識の高揚

- ▶ 防犯や交通安全において、警察や防犯協会、交通安全協会などと連携して、子どもから高齢者までそれぞれにあった教育と広報啓発に取り組むことにより、市民の安全・安心に対する意識の高揚を図ります。

地域

キ 地域の防犯・安全環境づくりの推進

- ▶ 街頭犯罪等の身近に潜む犯罪や事故を防ぐため、地域住民、警察等と連携して見守り活動を促進するとともに、防犯カメラや防犯灯の設置を支援するなど、地域の防犯・安全環境づくりに取り組みます。
- ▶ 罪を犯した人が地域で孤立せず、円滑な社会復帰ができるよう、更生支援や再犯防止対策を進めます。

活力土台

ク 暮らしのトラブルから市民を守る環境づくり

- ▶ 消費者トラブルによる被害を未然に防止するため、教育機関や警察、消費者協会などと連携して消費者教育\*や広報啓発に取り組めます。
- ▶ 市民が安心して相談できるよう、消費生活センターや市民相談センターなどの相談機能を充実させます。
- ▶ 犯罪被害者やその家族が再び平穏な生活を送ることができるよう、関係機関と連携して相談体制の充実を図るとともに、救済支援を進めます。

市民、地域コミュニティ、企業・団体の役割

市民

- ▶ 火災予防や応急手当のほか、防犯・交通安全に関する知識を習得します。
- ▶ 消費に関する正しい情報を見極めて、消費者トラブルから自らを守ります。

地域コミュニティ

- ▶ 地域ぐるみで、防火意識の普及啓発や防犯・交通安全活動に取り組めます。

企業・団体

- ▶ 防火対象物や危険物施設に関する法令を遵守するほか、市や関係機関と連携し、安全・安心なまちづくりに取り組みます。



## 目標 市民ニーズに応じた行政サービスの提供

市政情報を適切に共有することで、市民の信頼を維持し、限られた財源と人材を最適に活用しつつ、不断の行財政改革に取り組みます。また、最新のICTを活用したスマート自治体の推進や他の地方自治体との広域連携などにより、多様な市民ニーズに応じた、利便性の高い行政サービスを提供します。



## 背景

▶ 本市の財政状況は、中核市平均と比較すると良好な状況にあるものの、人口減少に伴う税収の減少に加え、令和2年(2020年)の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動の停滞の影響により、歳入の減少が見込まれます。一方で、少子高齢化の進行に伴う社会保障関係経費や子育て関係経費の拡大、新たな都市基盤の整備や公共施設の老朽化対策等により、歳出のさらなる増加が見込まれるなど、引き続き厳しい財政状況が予測されます。

▶ 本市は、これまでも行財政改革を進める中で、人材育成や事務の効率化などに取り組んできました。今後、地方分権に伴う事務権限のさらなる増加、国が進める働き方改革※やマイナンバー制度※などの新しい仕組み・制度に対応しつつ、職員数の適正化を図りながら、市民の信頼に応えていく必要があります。〔図表1〕

▶ 国は、AI(人工知能)やRPA※1等のICT(情報通信技術)やデータなどを活用し、生活の利便性や快適性の向上、地域が抱える様々な課題の解決、地域活性化などの実現を目指しています。また、国は、地方自治体がICT等の活用、行政手続の電子化、業務プロセスやシステムの標準化などを通じて、行政事務の財政的、人的負担を軽減することで、持続可能な行政サービスを提供し、住民福祉を維持する「スマート自治体」へ転換することを推進しています。〔図表2〕

▶ 本市は、商業・業務機能などの都市機能が集積した都心部をはじめ、播磨の玄関口である姫路駅や国際拠点港湾※である姫路港、複数の自動車専用道路のインターチェンジを有し、昼夜間人口比率※は100%を超え、播磨地域の中心都市として、地域をけん引する役割を担っています。平成27年(2015年)には、連携中枢都市宣言を行い、近隣の7市8町と連携協約を締結して、一定の圏域人口を有し活力ある地域経済を維持するための播磨圏域連携中枢都市圏を形成しました。今後も、播磨圏域の連携市町との広域行政を通じて、地域の実情に応じた取組を行い、着実に成果を上げることが求められています。〔図表3〕

※1 RPA: Robotic Process Automation (ロボティック・プロセス・オートメーション) の略。これまで人間が行ってきた定型なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。

図表1 職員数の数値目標

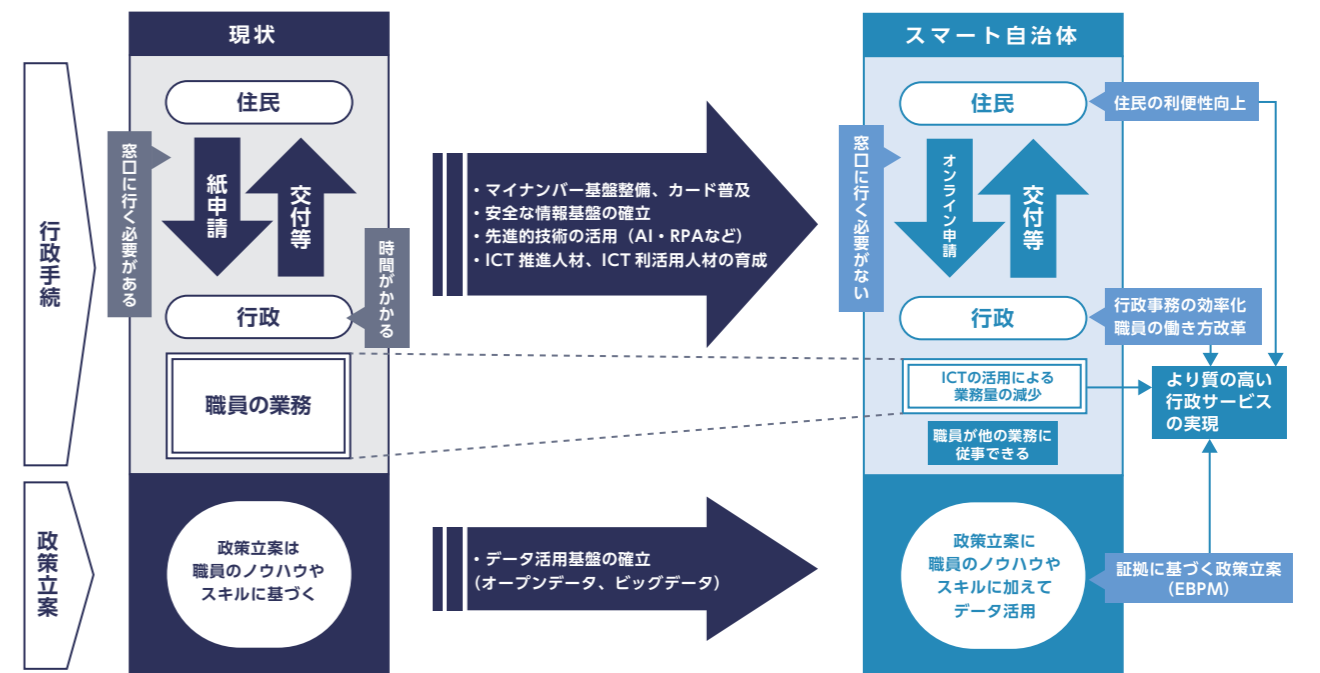
職 種	年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
	正規職員数	3,749	3,774	3,784	3,804	3,815	3,818
行政職		2,318	2,351	2,371	2,398	2,419	2,436
技能労務職		581	568	553	541	526	506
消防職		565	570	575	580	585	591
教育職		285	285	285	285	285	285
再任用フルタイム職員		162	182	214	283	283	296
任期付フルタイム職員		35	35	35	35	35	35
合計		3,946	3,991	4,033	4,122	4,133	4,149

当面の行政需要に的確に対応するために必要な職員数を確保。

- ・業務の多様化と業務量の増加などに対応するために行政職を増員
- ・業務の外部委託化の推進等による技能労務職の減員
- ・年金支給年齢の引上げにより増員が見込まれる再任用フルタイム職員の活用

(資料) 「姫路市定員適正化計画(令和2年度～6年度)」より作成  
(注) 各年4月1日の目標値。

図表2 スマート自治体への転換のイメージ



(資料) 姫路市作成

図表3 昼夜間人口比率の県内中核市比較

昼夜間人口比率 (%)	
姫路市	100.5
尼崎市	96.8
西宮市	90.0
明石市	89.6

(資料) 中核市市長会「都市要覧(令和元年度)」より作成

# 信頼ある行財政運営の推進

## 目指す姿

健全な財政状況の下、適正かつ効率的で、市民から信頼される行財政運営が行われている。

### 現状と課題

- ▶ 本市では自治会の協力により、おおむね全世帯に広報紙や回覧などにより市政情報を届けることができますが、今後は、ホームページやSNS※など、多様な媒体をより効果的に活用し、市民と市が互いに情報を共有することが必要です。また、市民意見については、若い世代からの意見が少なく、効果的な広聴手法を検討する必要があります。
- ▶ 国、県からの事務権限の移譲により、住民の利便性の向上に資する独自の取組が進むなど、自治体運営に自主性をより発揮できるようになる一方で、業務量の増加や複雑化・多様化する市民ニーズに、適切に対応していくことが求められています。このような状況の中、社会経済情勢の変化に的確に対応した組織編成を行うとともに、職員的能力開発やコンプライアンス意識の向上などに取り組み、適正かつ効率的に業務を行う必要があります。

- ▶ 人口減少・少子高齢化が進み、厳しい財政状況が予測される中、限られた資源で適切な行財政運営を維持するため、公共施設の最適配置や規模の適正化、民間活力の活用などの取組がさらに重要となります。
- ▶ 国は第2期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生を進めており、本市においても、これまでの取組を継続しつつ、新たな時代の流れ、視点を盛り込んだ「ひめじ創生」を推進しています。
- ▶ 播磨圏域は面積、人口、経済規模において、一つの県に匹敵するほどの規模を有しており、本市はその連携中枢都市として、圏域全体の経済成長のけん引や生活関連機能サービスの向上、高次の都市機能の集積・強化といった役割を担っています。
- ▶ 人口の偏在がある本市では、人口減少・少子高齢化が進んでいる地域の活力の低下が懸念されています。今後は、地域の特性に応じた様々な取組を進める中でICT（情報通信技術）等も活用しながら、地域の魅力や活力を向上させることが必要です。

### 公共施設等の改修・更新費用（推計）

区分	40年間の費用	1年当たり
公共建築物（学校施設、市営住宅、コミュニティ施設、庁舎系施設など）	8,031億円	201億円
社会基盤施設（道路、橋りょう、駐車場、河川、公園、水道、下水道など）	8,291億円	208億円
合計	1兆6,322億円	409億円

（資料）姫路市調べ  
（注）平成28年からの40年間の推計。

※1 PFI手法：Private Finance Initiative（民間資金等活用事業）の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。  
 ※2 PDCAサイクル：Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の四つの頭文字をとったもの。これら四つを主要な要素とする政策のマネジメント・サイクルをつなげていくことで、政策の改善や次の政策形成に活かしていく。  
 ※3 ワイズスペンディング：重点化すべき歳出と抑制すべき歳出のメリハリをつけた思慮深い配分、大きな構造変化の中で経済と財政を大きく建て直すという積極的な発想。

## 目指す姿を実現するための市の取組の方向性（人、地域、活力、土台づくり）

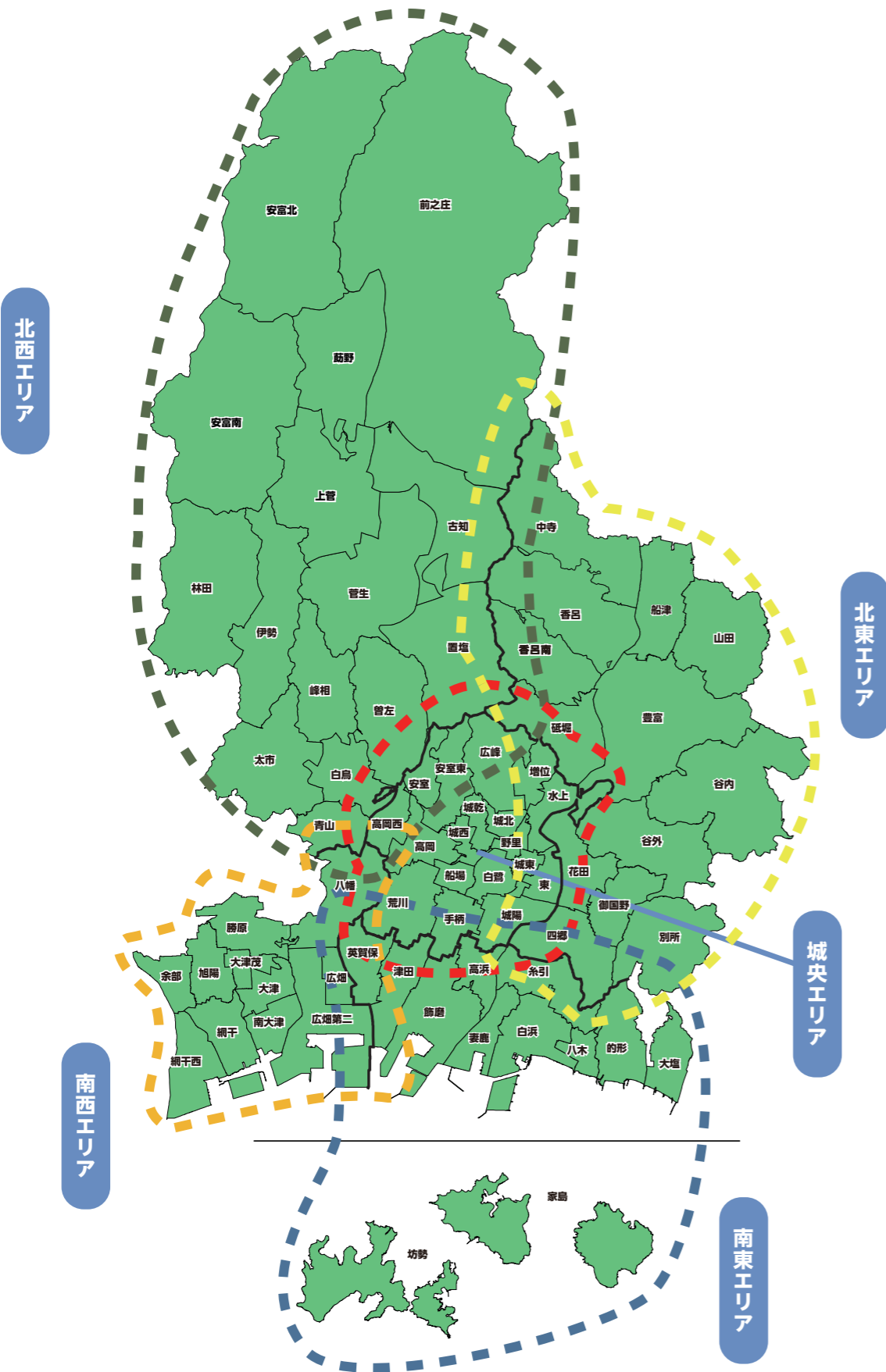
- |    |   |
|----|---|
| 人  | <p><b>ア 市民から信頼される職員の育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 複雑化・多様化する市民ニーズに対応するため、職員研修プログラムの内容強化・充実、他の地方自治体や民間企業との人事交流、人事評価制度の適正運用などにより意欲や能力、コンプライアンス意識の高い、市民から信頼される職員を育成します。</li> </ul>  |
| 地域 | <p><b>イ 近隣市町などとの連携・交流の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 播磨圏域全体の活性化のため、連携中枢都市としてリーダーシップを発揮しつつ、連携市町と役割や機能を分担しながら連携事業を積極的に実施するとともに、圏域内の企業や大学などとの様々な分野での連携・交流を進めます。</li> </ul>  |
| 活力 | <p><b>ウ さらなる「ひめじ創生」の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 関係人口の創出・拡充、若者や女性に対する本市の魅力の発信、他都市からの移住・定住促進などに取り組み、「ひめじ創生」をさらに進めます。</li> </ul> <p><b>エ 公民連携の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 行政サービスの維持・向上のため、PFI手法※1など、民間の資金やアイデア、技術が活用できる事業について、積極的に公民連携を進めます。</li> </ul> <p><b>オ 地域活力向上に向けた取組の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 住民自らが行う地域の活力維持、活性化のための取組への支援のほか、地域の賑わい創出など多様な機能を有する拠点づくり、ICT等の活用によるサービスの暮らしや社会への実装の促進、地域特性に応じた行政サービスの展開（P.134）や土地利用など、地域活力の向上を図るための取組を充実させます。</li> </ul>  |
| 土台 | <p><b>カ 市政情報の提供・公開、市民広聴のさらなる推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 若い世代をはじめ多くの人の市政への参画を促進するため、これまで以上に積極的に市民が必要とする市政情報を提供・公開するとともに、対話型広聴やSNSの活用など、様々な方法による効果的な市民広聴を進めます。</li> </ul> <p><b>キ 健全財政の維持</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 公共施設等の適切なマネジメントやPDCAサイクル※2による事業見直しなど不断の行財政改革を進めるとともに、市税収入をはじめとする財源の確保に取り組み、賢い支出（ワイズスペンディング※3）による将来を見据えた財政運営を行うことで、健全財政の維持に努めます。</li> </ul> <p><b>ク 適正かつ効率的な行政事務の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 職員数の適正化等に取り組みつつ、市民ニーズに応じた行政サービスを提供できる行政組織の編成と人員配置を行い、働き方改革※や業務改善の推進、リスク管理体制の強化、適正な監査の実施などにより、適正かつ効率的な行政事務を進めます。</li> </ul> |

## 市民、地域コミュニティ、企業・団体の役割

- |   |  |   |
|---|--|---|
| <p><b>市民</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市政やまちづくりに関心を持ち、広報紙やホームページなどから積極的に情報を得るとともに、自ら発信します。</li> <li>▶ 行政の重要な計画等へのパブリック・コメント※に積極的に参加します。</li> </ul> | <p><b>地域コミュニティ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 行政と適切な役割分担の下、互いに協力して地域課題の解決に取り組みます。</li> </ul> | <p><b>企業・団体</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 公民連携による事業の実施を通じて、ともにまちづくりに取り組みます。</li> </ul> |
|---|--|---|

## 地域特性に応じた行政サービスの展開

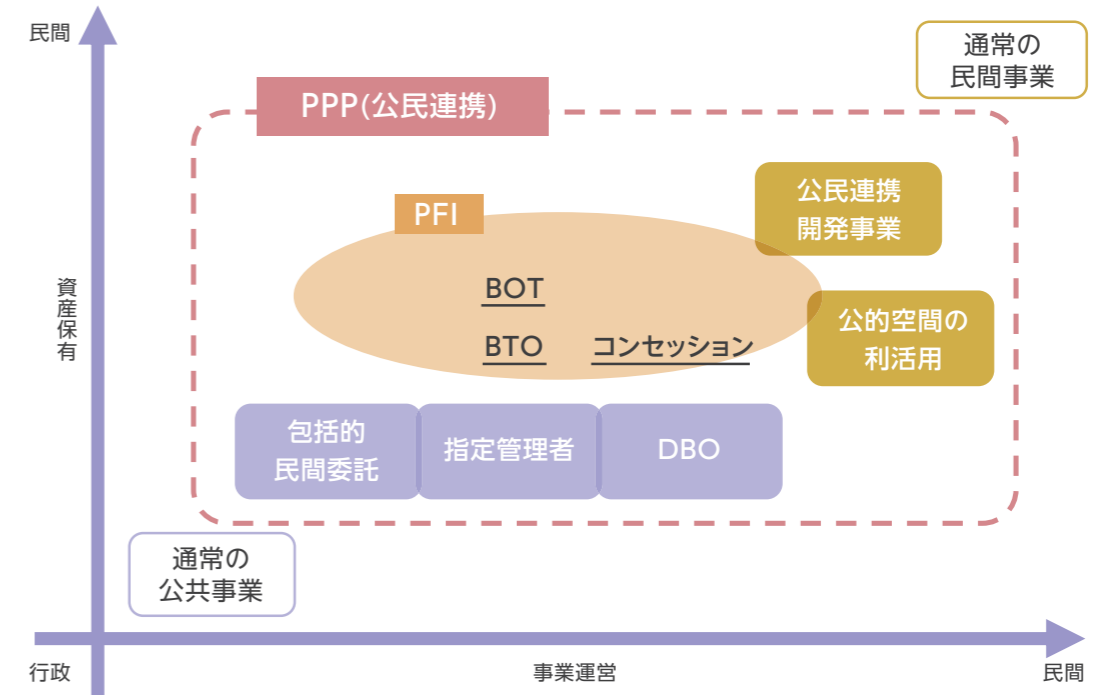
市内の地域特性や本市の地勢、交通網、沿革などを考慮し、市域を五つに分けた「エリア」を基に、地域の活性化や交通機能のあり方など、広域的な視点で検討を要する行政課題に柔軟に対応していくこととします。



## コラム15 公民連携

公民連携 (PPP: パブリック・プライベート・パートナーシップ) とは、行政と民間が連携して、それぞれ互いの強みを活かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るものです。

公民連携の手法としては、PFI、指定管理者制度、包括的民間委託などがあり、本市においても、これらの手法を取り入れて行政サービスを提供しています。



(資料) 国土交通省「国土交通省のPPP/PFIへの取組みと案件形成の推進」より作成

- BOT方式**……………選定事業者が施設を設計・建設し、これを所有したまま運営・維持管理を行い、事業終了後に対象施設を公共に譲渡する事業方式
- BTO方式**……………選定事業者が施設を設計・建設し、公共に施設を譲渡した後に、運営・維持管理を行う事業方式
- コンセッション方式**…利用料金を徴収する既設の公共施設等について、公共が施設を所有したまま、長期間にわたって施設等の運営権を選定事業者に付与する事業方式
- 指定管理者制度**……地方自治法に基づき、公の施設の運営・維持管理を、民間事業者等を指定して実施させる手法
- 包括的民間委託**……公共施設等の管理運営業務について、民間事業者のノウハウや創意工夫を活かすため、業務において達成すべき水準を示し、詳細な実施手法を定めずに発注する委託手法

### 本市における公民連携(令和2年4月1日現在)

- ・指定管理者制度……………99施設
- ・公設民営 (DBO) 方式 ……3施設  
(エコパークあぼし、北部学校給食センター、(仮称)南部エリア学校給食センター)
- ・包括的民間委託……………水道料金収納
- ・アウトソーシング……………ごみ収集 (一部)、住民窓口センターフロアマネージャーなど

# スマート自治体の推進

## 目指す姿

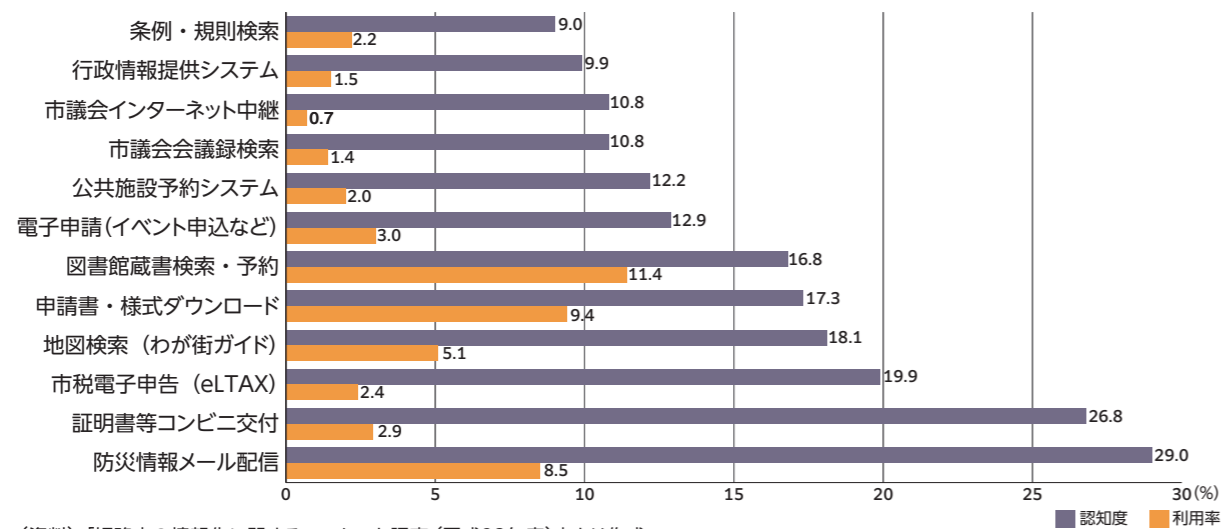
Society5.0時代の先端技術を活かし、行政サービスの利便性の向上や地域課題の解決、行政事務の効率化が図られている。

### 現状と課題

- ▶ 国は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するために、マイナンバー制度<sup>※</sup>を推進しており、本市でもマイナンバーカードの取得促進や「マイナポータル」の活用を進めています。
- ▶ 本市ではICT（情報通信技術）の活用による行政サービスの利便性の向上に取り組んでいますが、電子行政サービスの認知度や利用率は低く、サービスの周知・拡充が必要です。また、全国と同様、ICTを利活用できる人とそうでない人の間に生じる情報格差（デジタル・ディバイド<sup>※1</sup>）があります。
- ▶ 国や地方自治体が保有する業務データを二次利用可能かつ機械が判読しやすい形で、無償で公開（オープンデータ<sup>※2</sup>）化）することが全国的に進んでいます。本市でもオープンデータ化を進めつつ、地域課題の解決に向け、オープンデータを活用した取組を促進する必要があります。

- ▶ 本市では、保有する業務データ（庁内ビッグデータ）を分析する手法として行政情報分析基盤<sup>※</sup>を構築しており、今後、市政への信頼を高めるためには、ビッグデータのさらなる活用による政策立案（EBPM<sup>※2</sup>）を進める必要があります。
- ▶ ICT専門人材を育成・確保するとともに、ICTの活用による職員の働き方改革<sup>※</sup>をさらに進め、職員の事務作業の負担を軽減しつつ、心づかいや創造力が必要とされる相談や訪問、企画立案などの業務に注力できる環境づくりが求められています。
- ▶ 支所、地域事務所等の出先事務所において各種証明書の発行などの窓口サービスを提供していますが、ICTの急速な進展や市内における人口偏在といった社会経済情勢の変化により窓口サービスの機能とその提供体制の見直しが必要となっています。

### 電子行政サービスの認知度と利用率



（資料）「姫路市の情報化に関するアンケート調査（平成28年度）」より作成  
（注）回答者数：1,710人。

## 目指す姿を実現するための市の取組の方向性（人、地域、活力、土台づくり）

### 人地域

- ア スマート自治体を担う人材の育成・確保**
  - ▶ スマート自治体の推進のため、研修等を通じてすべての職員のICTの活用・操作能力（ICTリテラシー）を向上させるとともに、ICTに精通した専門人材を育成・確保します。
- イ デジタル・ディバイド対策の推進**
  - ▶ ICTの進展に高齢者や障害者等が取り残されないよう、利用環境の整備やICTを活用する基礎的技術習得への支援などのデジタル・ディバイド対策を進めます。

### 活力

- ウ ビッグデータ利活用によるEBPMの推進**
  - ▶ 行政情報分析基盤の機能や分析できるデータの充実、職員のデータ利活用意識の醸成などにより、ビッグデータを利活用したEBPMを進めます。
- エ オープンデータの活用の促進**
  - ▶ 地域活力を向上させる公民連携の取組や新たなビジネスの創出を促進するため、本市が保有する統計情報等の多様な業務データを、企業や団体などに二次利用しやすい形で積極的に公開し、活用を促進します。

### 土台

- オ 窓口サービスの利便性の向上**
  - ▶ 行政手続のオンライン化や窓口サービスのワンストップ化、支所・地域事務所等の機能の整理、キャッシュレス決済・オンライン決済の拡充などにより、窓口サービスの利便性を向上させます。
- カ ICTの活用による行政事務の効率化の推進**
  - ▶ 情報セキュリティの確保・強化やAI（人工知能）・RPA<sup>※</sup>の効果的な導入、システムの標準化、テレワーク環境のさらなる充実、ペーパーレス化の推進などにより行政事務の効率化を進めます。
- キ マイナンバー制度を活用した市民の利便性の向上**
  - ▶ 市民のマイナンバー制度の理解とマイナンバーカードの取得を促進しつつ、自治体ポイント<sup>※</sup>の活用や健康保険証利用などカードの多目的利用を進め、市民の利便性を向上させます。

## 市民、地域コミュニティ、企業・団体の役割

- | 市民                           | 地域コミュニティ                                     | 企業・団体                               |
|------------------------------|--|-------------------------------------|
| ▶ オンライン化された行政サービスを積極的に利用します。 | ▶ コミュニティ内外の情報伝達等にICTを効果的に活用し、地域課題の解決に取り組みます。 | ▶ オープンデータを活用し、公民連携して地域課題の解決に取り組みます。 |

※1 デジタル・ディバイド：パソコンやインターネットなどのICTを使いこなせる人とそうでない人の間に生じる待遇や機会、知識などの格差。個人間の格差のほか、地域間や国家間の格差も含まれる。  
※2 EBPM：Evidence-Based Policy Making（証拠に基づく政策立案）の略。政策目的を明確化させ、その目的のため本当に効果が上がる行政手段は何かなど、「政策の基本的な枠組み」を証拠に基づいて明確にするための取組。



ふるさと・ひめじプラン2030  
姫路市総合計画  
2021»2030

# 附属資料



# 個別計画一覧



個別計画は、総合計画の基本構想を具体化したものです。(P.5総合計画のしくみ参照)

以下は、分野別に関連の深い個別計画を整理したものです。

分野	個別計画名	期 間	
市民活動	姫路市市民活動・協働推進事業計画	令和3年度～令和7年度	
	姫路市人権教育及び啓発実施計画	令和2年度～令和6年度	
	姫路市男女共同参画プラン2022	平成25年度～令和4年度	
	姫路市文化芸術振興ビジョン	令和3年度～令和7年度	
	姫路市国際化推進プラン	平成29年度～令和3年度	
健康福祉	姫路市地域福祉計画	令和3年度～令和8年度	
	姫路市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画(第2期)	平成29年度～令和3年度	
	姫路市ホームレス自立支援実施計画	令和3年度～令和7年度	
	姫路市障害福祉推進計画	令和3年度～令和5年度	
	姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画	令和3年度～令和5年度	
	姫路市生涯現役推進計画2021～2026	令和3年度～令和8年度	
	姫路市子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～令和6年度	
	ひめじ健康プラン(姫路市保健計画)	平成25年度～令和4年度	
	姫路市新型インフルエンザ等対策行動計画	平成26年度～	
	ひめじ食育推進プラン(姫路市食育推進計画)	平成25年度～令和4年度	
	姫路市の救急医療方策に関する指針	平成30年度～	
	ひめじ・いのち支え合いプラン(姫路市自殺対策計画)	令和元年度～令和4年度	
	教育	姫路市教育大綱	令和2年度～
		第2期姫路市教育振興基本計画	令和2年度～令和6年度
		姫路市立小中学校適正規模・適正配置基本方針	令和2年度～
姫路市子ども読書活動推進計画(第4次)		令和3年度～令和7年度	
姫路市歴史文化基本構想		平成23年度～	
環境	姫路城跡中曲輪施設整備方針	平成27年度～	
	姫路市環境基本計画	令和3年度～令和12年度	
	生物多様性ひめじ戦略	平成28年度～令和7年度	
	姫路市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	平成30年度～令和12年度	
産業	姫路市一般廃棄物処理基本計画	平成30年度～令和9年度	
	姫路市農林水産振興ビジョン	令和元年度～令和5年度	
	姫路市北部農山村地域活性化構想	平成29年度～令和8年度	
	姫路市北部農山村地域活性化基本計画	平成29年度～令和8年度	
	姫路市中央卸売市場整備基本計画	平成27年度～	
	姫路市中央卸売市場経営戦略	平成27年度～	
	姫路市経済振興ビジョン	令和3年度～令和7年度	

分野	個別計画名	期 間	
産業	〔(仮称)道の駅姫路〕整備基本計画	令和3年度～	
	姫路市中心市街地活性化基本計画(第3期)	令和2年度～令和6年度	
観光スポーツ	姫路市観光戦略プラン	平成29年度～令和3年度	
	特別史跡姫路城跡保存活用計画	令和3年度～令和12年度	
	特別史跡姫路城跡整備基本計画	平成23年度～	
	姫路市スポーツ推進計画	平成27年度～令和6年度	
都市基盤	姫路市都市計画マスタープラン	平成27年度～令和12年度	
	姫路市立地適正化計画	平成29年度～令和12年度	
	姫路市緑の基本計画	令和3年度～令和12年度	
	姫路市駐車場整備計画	平成27年度～令和7年度	
	姫路市ウォークアブル推進計画	令和3年度～	
	姫路市バリアフリー基本構想	令和3年度～令和12年度	
	姫路市都市景観形成基本計画	平成18年度～	
	姫路市景観計画	平成20年度～	
	公共交通を中心とした姫路市総合交通計画	令和3年度～令和12年度	
	姫路市自転車利用環境整備計画	平成30年度～令和10年度	
	姫路市鉄道駅周辺整備プログラム	令和3年度～令和7年度	
	姫路市住宅計画	平成28年度～令和7年度	
	姫路市空家等対策計画	平成29年度～令和3年度	
	姫路市耐震改修促進計画	平成28年度～令和7年度	
	手柄山中央公園整備基本計画	平成28年度～	
	手柄山スポーツ施設整備基本計画	平成30年度～令和7年度	
	姫路市水道ビジョン	令和2年度～令和11年度	
	防災・安全安心	姫路市強靱化計画	令和2年度～令和6年度
		姫路市地域防災計画	平成30年度～
第11次姫路市交通安全計画		令和3年度～令和7年度	
行財政運営	姫路市消費者教育推進計画	令和3年度～令和7年度	
	ひめじ創生戦略〔人口ビジョン〕	平成27年度～令和42年度	
	播磨圏域連携中枢都市圏ビジョン	令和2年度～令和6年度	
	姫路市行財政改革プラン2024	令和2年度～令和6年度	
	姫路市公共施設等総合管理計画	平成28年度～令和7年度	
	姫路市定員適正化計画	令和2年度～令和6年度	
	姫路市情報化計画	平成29年度～令和3年度	
姫路市官民データ活用推進計画	令和2年度～令和4年度		



## 【五十音順】

### 〔あ行〕

#### 新しい生活様式 (→P.12)

長期間にわたって感染拡大を防ぐために、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策を、日常生活に定着させ、持続させること。

#### 医療的ケア (→P.73)

学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引、経管栄養、気管切開部の衛生管理などの医療行為。

#### インバウンド (→P.98)

外国人が訪れてくる旅行。

#### ウェアラブルデバイス (→P.63)

腕や頭部等の身体に装着して利用するICT端末の総称。体重や血圧、心拍数、歩行数、消費カロリー、睡眠の質、食事内容といった日々の活動のデータを収集することができる。

#### エリアマネジメント (→P.95)

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民、事業主、地権者等による主体的な取組。

#### オープンスクール (→P.74)

授業をはじめとした様々な学校の教育活動を保護者や地域住民に公開し、学校教育への理解の深まりを目指す取組。

#### オープンデータ (→P.136)

国、地方自治体及び事業者が保有する様々なデータのうち、誰もが無償で自由に利用できるというルールで機械判読に適した形でインターネット上に公開したものの。

### 〔か行〕

#### 合併算定替 (→P.23)

普通交付税の算定において、合併市町村が交付税上不利益を被ることのないよう合併後10年度間は合併前の旧市町村が別々に存在するものとみなし、それぞれの交付税を合算した額を交付すること。(本市においては令和2年度で終了した。)

#### 行政情報分析基盤 (→P.136)

行政が保有する住民情報などの業務データを活用して、証拠に基づくより良い政策立案を行うために、開発・運用するデータ分析基盤システム。

#### 緊急事態宣言 (→P.12)

新型インフルエンザ対策特別措置法に基づき、首相が発令する宣言。首相が対象地域や期間を指定して発令し、対象となった都道府県の知事は、住民に対し、外出自粛要請や人が集まる施設の使用の制限、仮設病院を設置するための土地収用等が可能となる。

#### クリエイティブ人材 (→P.92)

自らの創造力と発信力で物事に付加価値をつけることのできる人材。(例) デザイナー、アーティスト、プロデューサー、エンジニア、建築士など)

#### 景観遺産 (→P.108)

未来へ引き継ぎたい姫路らしい地域の特色ある景観の写真を募集し、選考によって登録したもの。

#### 健康寿命 (→P.56)

健康上の問題で行動を制限されることなく日常生活を送れる期間。

#### 公益的施設 (→P.107)

社会福祉施設、医療施設、官公庁施設、教育文化施設、購買施設、公共の交通機関の施設その他の市民の共同の福祉又は利便のための施設。

#### 合理的な配慮 (→P.60)

社会的障壁の除去の実施を現に必要と意思を表明している障害のある人又はその家族等に対し、社会通念上相当と認められる人的負担、物的負担、経済的負担その他の負担の範囲内で、障害のない人との平等な待遇を確保するために行う必要かつ適当な変更又は調整。

#### コーホート要因法 (→P.17)

年齢別人口の加齢に伴って生じる年々の変化をその要因(死亡、出生、人口移動)ごとに計算して将来の人口を求める方法。

#### 国際拠点港湾 (→P.35、86、104、111、130)

国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾として港湾法に基づき政令で定めるもので、国際戦略港湾以外の港湾。

#### 国土強靱化基本計画 (→P.11)

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるもの。また、同法に基づき、都道府県又は市町村が、国土強靱化に係る都道府県又は市町村の他の計画等の指針となるべきものとして定める計画を国土強靱化地域計画という。

#### 固定的な性別役割分担意識 (→P.44、50)

人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた、性別で役割を固定的に分けようとする考え方。

#### コミュニティ活動 (→P.44、46、70、93)

日々の暮らしの中で、自主性と責任を自覚した、相互に信頼関係がある人々(集団)による、共通目標を実現するための活動。

#### コミュニティバス (→P.111)

住民の交通利便性を増進するため、自治体等が運営し、一定地域内で運行するバス。

#### コンベンション (→P.99)

大会や会議、学会、展示会など、共通の目的・テーマを掲げて一定の場所に集まる様々な催しで、特に大規模なものを指す。

### 〔さ行〕

#### 再生可能エネルギー (→P.82)

太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として持続的に利用することができるものと認められるもの。

#### 里山 (→P.83)

人里近くにあつて、その土地に住んでいる人の暮らしと密接に結びついている山、森林。

#### サプライチェーン (→P.92)

事業活動における、原料の調達、製造、物流、販売、廃棄等の一連の流れ全体。

#### 産官学金労言士 (→P.38)

地方自治体に限らず、住民代表に加え、産業界・大学・金融機関・労働団体・言論界・士業(弁護士など)のことを指す。

### 三次救急医療 (→P.66)

救命措置を要する重篤な救急患者に対応する医療。なお、救急医療は、急傷病者の容態別に、一次救急医療から三次救急医療に区分されており、二次救急医療は入院・手術を必要とする救急患者に対応する医療。一次救急医療は軽症の救急患者に対応する医療。

### シェアリング (→P.84、112)

個人等が保有する活用可能な資産等(スキルや時間等の無形のものを含む。)を、インターネット上の取引を仲介する場やシステム等を介して他の個人等も利用可能とするサービス。

### ジェンダー (→P.10)

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた男性像、女性像があり、このような「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)のこと。

### 事業継続計画(BCP) (→P.95、125)

Business Continuity Planの略。企業や団体などが自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画。

### 自治体ポイント (→P.137)

ボランティアや健康活動など、住民の公共的な意義を有する活動を推進・支援するため、マイナンバーカードを活用して買い物等で利用できるポイント(自治体ポイント)を付与し、地域における消費活動にもつなげようとするもの。

### 社会的障壁 (→P.61)

障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

### 住民等 (→P.2、44、47)

姫路市まちづくりと自治の条例による定義に準じて、本総合計画では、市内に住所を有する住民のほか、自治会等の地域団体、市内で活動するボランティア団体や事業者、市内への通勤・通学者などのことをいう。

### 循環型社会 (→P.84)

廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

### 消費者教育 (→P.129)

消費者が消費生活に関する基本的な知識・技能を習得し、消費者被害等の危機を回避するなど、自ら判断、選択、行動できる自立した消費者を育成するために行われる消費生活に関する教育。

### 食品ロス (→P.84)

売れ残りや期限が近いなど様々な理由で、本来食べられるのに捨てられてしまう食品。

### 自立・分散型エネルギー (→P.83)

分散型エネルギーは、比較的小規模で、かつ、様々な地域に分散しているエネルギーの総称で、従来の大規模・集中型エネルギーに対する相対的な概念。地域ごとに自立した分散型エネルギーとして、燃料電池等と組み合わせながら再生可能エネルギーを最大限導入することや、廃棄物処理施設を地域のエネルギーセンターや防災拠点として位置づけることで、災害が生じた際にも必要なエネルギーを迅速に供給することができる。

### 侵略的外来種 (→P.82)

外来種の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるもの。

### 水素エネルギー、水素ステーション (→P.83)

水素を特にエネルギーとして活用する場合に水素エネルギーと呼ぶ。また、水素を燃料として搭載する燃料電池自動車などに水素を供給するための拠点を水素ステーションと呼ぶ。

### スマート農業 (→P.88)

ICT(情報通信技術)やロボット技術を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する新たな農業。

### 性的マイノリティ (→P.44、50)

レズビアン(女性の同性愛者)やゲイ(男性の同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(心と体の性に違和感がある人)といった性的少数者を表す。

### 石油コンビナート等特別防災区域 (→P.126)

大量の石油や高圧ガスが取り扱われている区域や将来取り扱われることとなる区域について、災害の発生及び拡大を防止するために、石油コンビナート等災害防止法に基づき政令で指定する区域。本市の臨海部約18.99km<sup>2</sup>が姫路臨海地区特別防災区域に指定されている。

### ソーシャルメディア (→P.99)

インターネットを利用して誰でも手軽に情報を発信し、相互のやりとりができる双方向のメディア。代表的なものとして、ブログ、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、動画共有サイト、メッセージングアプリがある。

## 〔た行〕

### ダウンサイジング (→P.119)

規模を縮小すること。小型化すること。水道事業では、水需要の減少や技術進歩に伴い施設更新等に合わせて能力を縮小し、施設の効率化を図ることをいう。

### ダブルケア (→P.56)

狭義では、子育てと親の介護を同時期に担う状態。広義では、家族や親族など親密な関係において、ケアが複合化・多重化した状態。

### 多文化共生 (→P.55)

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

### 団塊の世代 (→P.62)

昭和22年(1947年)から昭和24年(1949年)までのいわゆる「第1次ベビーブーム」に生まれた世代。

### 地域団体 (→P.2、38、44、46、72、82、85)

自治会をはじめ、婦人会、老人クラブ、自主防災会など、地域を基盤とする団体。

### 地球温暖化 (→P.80、82、88)

人の活動に伴って発生する温室効果ガス(二酸化炭素、メタン等)が大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が上昇する現象。

### 地区計画制度 (→P.107)

地域の実情に応じたまちづくりを進めるため、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園等の施設の配置や建築物の建て方等について、地区の特性に応じてきめ細かなルールを定める都市計画法に基づく制度。

### 昼夜間人口比率 (→P.17、130)

昼間人口の常住人口(夜間人口)に対する比率であり、100%を超えているときは通勤・通学人口の流入超過、100%を下回っているときは流出超過を示している。

### デジタルコンテンツ (→P.72)

映像・画像・音声・文字・数値情報の属性及びその媒体を問わず、デジタル化された情報の内容。

### デジタル・ディバイド (→P.136)

パソコンやインターネットなどのICTを使いこなせる人とそうでない人との間に生じる待遇や機会、知識などの格差。個人間の格差のほか、地域間や国家間の格差も含まれる。

### デマンド型乗合タクシー (→P.111)

利用者からの予約を受けて運行する乗合型タクシー。運行方式、運行ダイヤ、発着地の自由度の組合せにより、多様な運行形態が存在する。

#### 電子マニフェスト (→P.84)

マニフェストは、排出事業者が廃棄物の処理を委託する際に処理業者に帳票(マニフェスト)を交付し、処理終了後に廃棄物処理業者よりその旨を記載した帳票の写しの送付を受けることにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保するための仕組み。電子マニフェストは、紙製のマニフェストに代えて、ネットワーク上で、電子データによってやりとりするもの。

#### 東京圏 (→P.4、7、92)

本総合計画では埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県を指す。

#### 同性パートナーシップ制度 (→P.50)

同性カップルに対して地方自治体が、パートナーであることを登録することや宣誓をしたことの証明書を発行する制度。

#### 登録観光地域づくり法人(登録DMO) (→P.99)

多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人で、国の審査を経て登録されたもの。「DMO」は、Destination Management/Marketing Organizationの略。

#### 特別指定区域制度 (→P.107)

市街化調整区域の地域住民が中心となって組織するまちづくり協議会が、地域の課題を解決する土地利用計画を作成し、市がその土地利用計画に基づき区域指定を行うことにより、地域の活性化等に必要建築物の立地を可能とする、都市計画法に基づく制度。

#### 〔な行〕

#### 南海トラフ地震 (→P.11、122、124)

南海トラフとは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域をいい、南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震のことをいう。

#### 日本遺産 (→P.78)

地域の歴史的な魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産(Japan Heritage)」として文化庁が認定するもの。

#### 燃料電池自動車 (→P.83)

燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使い、モーターを回して走る自動車。

#### 〔は行〕

#### 働き方改革 (→P.65、92、130、133、136)

成長と分配の好循環を構築し、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指し、働く人々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で「選択」できるようにするための改革。

#### パブリック・コメント (→P.133)

行政が施策に関する計画等を立案する過程で、その計画等の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、これらについて提出された市民等の意見、情報を考慮して意思決定を行うとともに意見等に対する行政の考え方を公表する一連の手続。

#### 播磨臨海地域道路 (→P.93、104、111、115)

神戸市から播磨臨海地域を連絡し、太子町に至る延長約50kmの道路。国道2号バイパスの渋滞解消、広域的防災に資する道路ネットワークの確保とともに、ものづくり拠点である播磨臨海地域の発展に必要な道路として計画されている。

#### 貧困線 (→P.64)

等価可処分所得(世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分の額。この額よりも所得が低い世帯は相対的貧困の状態にあるとされる。

#### 普通会計 (→P.23)

各地方自治体の財政比較、財政状況把握のため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分。本市では、一般会計に母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計、奨学学術振興事業特別会計、財政健全化調整特別会計を含めたものを指す。

#### フレイル (→P.63)

老化に伴う様々な機能の低下により、疾病発症や身体機能障害に対する脆弱性が増す状態「frailty(虚弱)」の日本語訳として日本老年医学会が提唱した用語。適切な介入・支援により、生活機能の維持・向上が可能な状態であり、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間を意味する。

#### 包括連携協定 (→P.73)

幅広い分野において、地方自治体と企業、学校等が相互に連携し、双方の資源を有効に活用した協働によって、地域が抱える社会課題を解決していくことを目的に締結する協定。

#### 〔ま行〕

#### マイクロプラスチック (→P.82、84)

微細なプラスチックごみ(5mm以下)のこと。含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。

#### マイナンバー制度 (→P.130、136)

行政の効率化、行政サービスの利便性向上、公平・公正な社会の実現のため、住民票を有するすべての人に、一人ひとり異なる番号(マイナンバー)を付番し、活用する制度。

#### 〔や行〕

#### ユニバーサルデザイン (→P.99、106)

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

#### 有収水量 (→P.118)

水道メーターにより計量され、料金収入に結びつく水量。

#### 〔ら行〕

#### ライフサイクルコスト (→P.77、111)

施設の整備から維持管理、運営、解体、廃棄までの全体の経費。

#### リーマンショック (→P.20)

平成20年(2008年)9月に、米国の大手投資銀行及び証券会社であるリーマン・ブラザーズが事実上経営破たんしたことが発端となって引き起こされた、国際的な金融危機。

#### リカレント教育 (→P.72)

職業人を中心とした社会人に対して学校教育の終了後、いったん社会に出た後に行われる教育。職場から離れて行われるフルタイムの再教育だけでなく、職業に就きながら行われるパートタイムの教育も含む。

#### リノベーションまちづくり (→P.94)

遊休不動産といった空間資源や創業希望者・地域住民、志のある不動産オーナーなどの地域の人的資源を活用して、地域の再生を図る取組。

#### 歴史文化遺産 (→P.70、78、104)

先人により生まれ現代まで伝えられてきた、知恵・経験・活動の成果及びそれが存在する環境を総体的に把握した概念で、地域文化を構成する多様な価値観を持つ歴史的・文化的・自然的遺産を指す。

### レジオネラ属菌 (→P.66)

自然界(河川、湖水、温泉や土壌など)に生息している細菌で、感染するとレジオネラ症を引き起こす。レジオネラ症の主な病型としては、重症のレジオネラ肺炎と軽症のポンティアック熱が知られ、レジオネラ肺炎は、全身倦怠感、頭痛といった症状に始まり、咳や高熱、呼吸困難等が見られるようになる。適切な治療がなされなかった場合には、命に関わることもある。ポンティアック熱は、突然の発熱、悪寒などの症状が見られるが、一過性のもので自然治癒する。

### 労働生産性 (→P.92)

就業者1人当たりあるいは就業1時間当たりの経済的な成果。

## 【わ行】

### ワーク・ライフ・バランス (→P.51、65)

一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き方が選択・実現できる状態。

### ワールドマスターズゲームズ (→P.96)

おおむね30歳以上であれば誰もが参加できる世界最大級の生涯スポーツの総合競技大会。4年ごとに世界各地で開催される。

### ワイズスペンディング (→P.133)

重点化すべき歳出と抑制すべき歳出のメリハリをつけた思慮深い配分、大きな構造変化の中で経済と財政を大きく建て直すという積極的な発想。

## 【英数字順】

### DV (→P.50)

Domestic Violence (ドメスティック・バイオレンス) の略。配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、交際の相手方など、親密な関係にあり、又は親密な関係にあった者に対して身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な苦痛を与える行為。

### EBPM (→P.136)

Evidence-Based Policy Making (証拠に基づく政策立案) の略。政策目的を明確化させ、その目的のため本当に効果が上がる行政手段は何かなど、「政策の基本的な枠組み」を証拠に基づいて明確にするための取組。

### EPA (→P.86)

Economic Partnership Agreement (経済連携協定) の略。二つ以上の国・地域の間で、自由貿易協定の要素に加え、貿易以外の分野(例えば、人の移動や投資、政府調達、二国間協力など)を含めて締結される包括的な協定。

### IoT (→P.9、61、63)

Internet of Thingsの略で、「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやりとりをすることにより、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すこと。

### MaaS (マース) (→P.111)

Mobility as a Serviceの略。出発地から目的地までの移動ニーズに対して最適な移動手段をシームレス(途切れず)に一つのアプリで提供するなど、移動を単なる手段としてではなく、利用者にとっての一元的なサービスとして捉える概念。

### MICE (マイス) (→P.98)

企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字を使った造語で、これらのビジネスイベントの総称。

### NPO法人 (→P.44、46、59)

Non Profit Organizationの略。NPOは様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。NPO法人は、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格を取得した法人の一般的総称。

### PDCAサイクル (→P.133)

Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善)の四つの頭文字をとったもの。これら四つを主要な要素とする政策のマネジメント・サイクルをつなげていくことで、政策の改善や次の政策形成に活かしていく。

### PFI手法 (→P.133)

Private Finance Initiative(民間資金等活用事業)の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

### RPA (→P.130、137)

Robotic Process Automation(ロボティック・プロセス・オートメーション)の略。これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。

### SNS (→P.132)

Social Networking Service(ソーシャルネットワーキングサービス)の略。インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービス。

### Society(ソサエティ)5.0 (→P.9、136)

狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、サイバー空間(仮想空間)と現実世界を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。

### TPP (→P.86)

Trans-Pacific Partnership(環太平洋パートナーシップ)の略。アジア太平洋地域において、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定。

### 2R (→P.84)

3R(リデュース、リユース、リサイクル)のうち、リサイクルに比べて優先順位が高いものの取組が遅れているリデュース、リユースを特に抜き出して「2R」としてまとめた呼称。

### 3R (→P.80、85)

廃棄物の発生抑制(Reduce:リデュース)、再使用(Reuse:リユース)、再生利用(Recycle:リサイクル)を総称した呼称。

### 6次産業化 (→P.88)

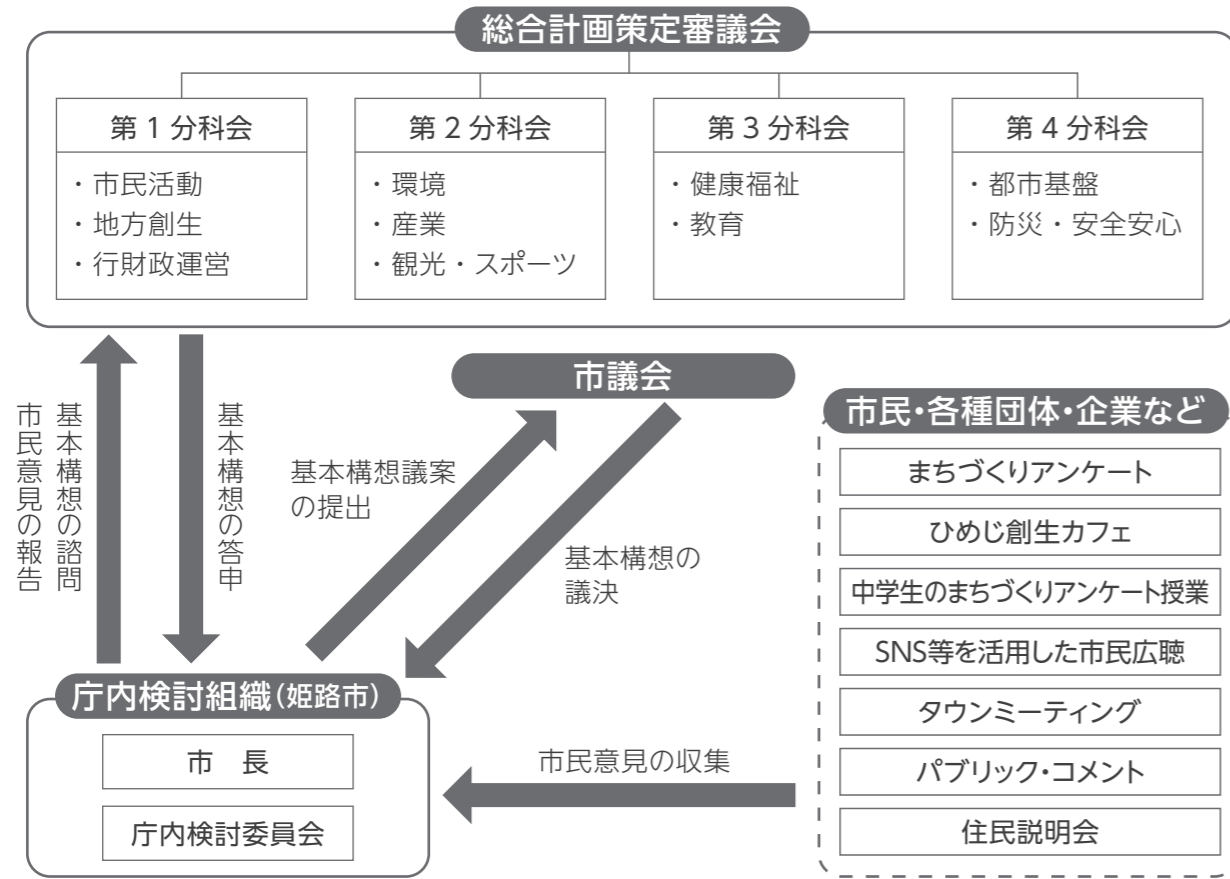
1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

### 8050問題 (→P.56)

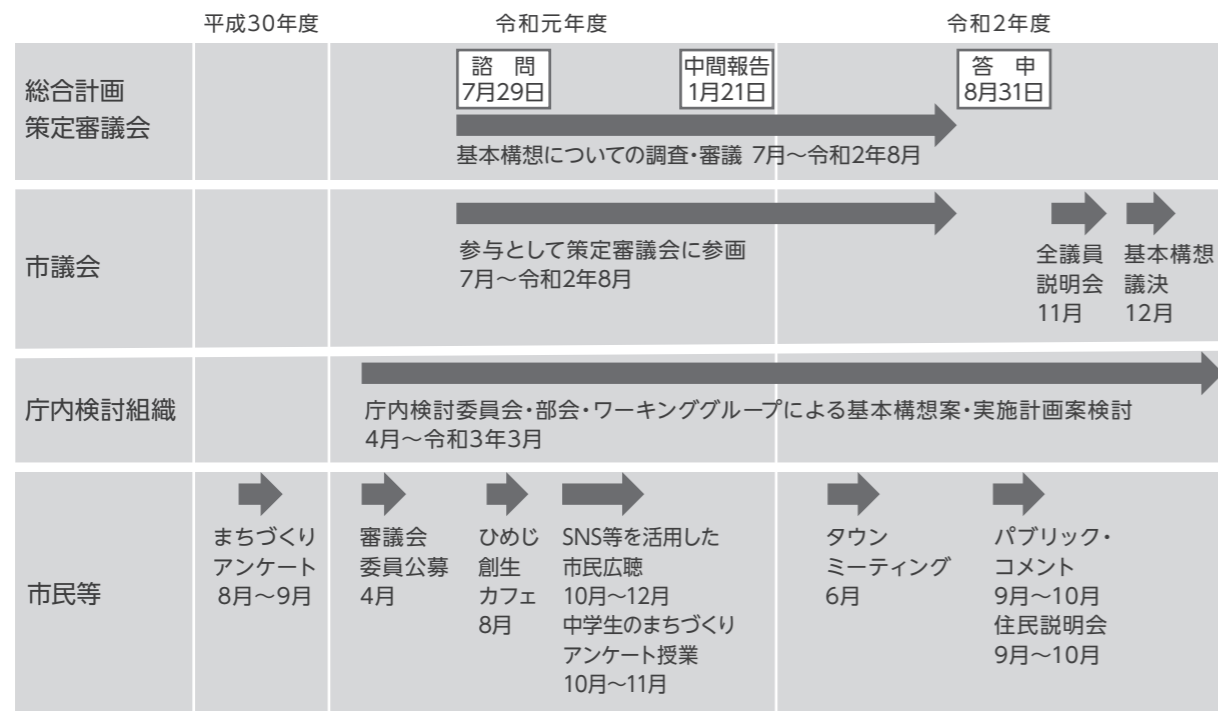
高齢の親とその親に依存している中高年の子どもが抱える、経済的困窮や社会的孤立といった問題。80歳代の親と50歳代の子どもの世帯の事例が多いことから「8050問題」といわれている。



### 1 策定体制

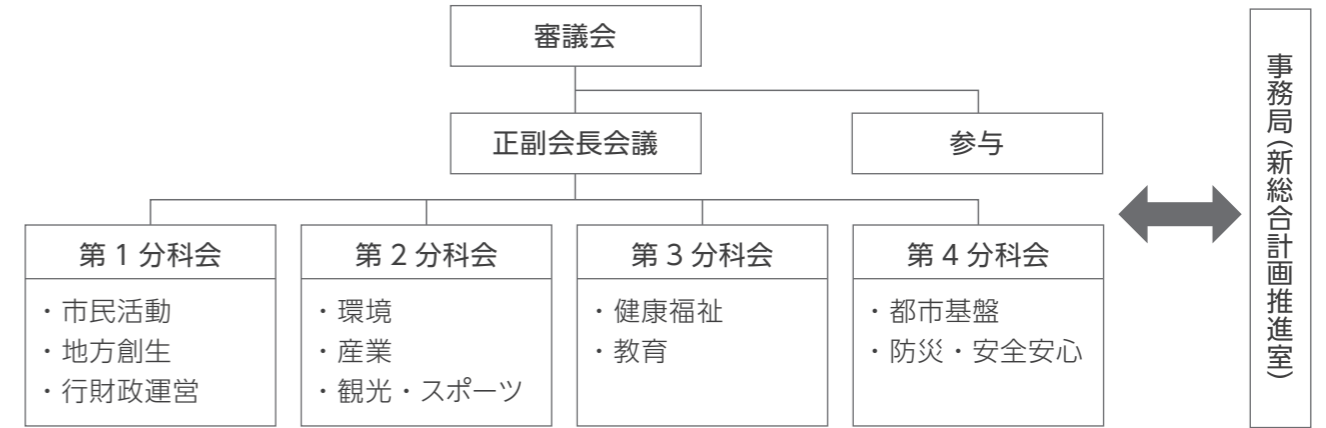


### 2 策定経過



### 3 総合計画策定審議会

#### 組織



#### 開催状況

##### 全体会議

	概要
第1回 (令和元年7月29日)	委員・参与委嘱、基本構想の諮問、姫路市総合計画策定方針等について
第2回 (令和2年1月21日)	基本構想案 (中間報告)
第3回 (令和2年8月31日)	基本構想の答申

##### 正副会長会議

	概要
第1回 (令和元年7月29日)	分科会の進め方について
第2回 (令和2年1月21日)	第2回全体会議での意見の取扱い、分科会の進め方について
第3回 (令和2年8月21日)	基本構想答申案について

##### 分科会

	概要			
	第1分科会	第2分科会	第3分科会	第4分科会
第1回	令和元年8月20日 市政の現状説明	令和元年8月30日	令和元年8月28日	令和元年8月20日
第2回	令和元年10月21日 分野目標案、政策案(「目指す姿」「現状と課題」)の審議	令和元年10月15日	令和元年10月17日	令和元年10月16日
第3回	令和元年11月11日 分野目標案、政策案(「目指す姿」「現状と課題」)の審議	令和元年11月8日	令和元年11月14日	令和元年11月11日
第4回	令和2年7月16日 政策案(「目指す姿を実現するための市の取組の方向性」「市民、地域コミュニティ、企業・団体の役割」)の審議	令和2年7月17日	令和2年7月15日	令和2年7月13日
第5回	令和2年7月27日 政策案(「目指す姿を実現するための市の取組の方向性」「市民、地域コミュニティ、企業・団体の役割」)の審議	令和2年7月31日	令和2年7月30日	令和2年7月29日

名簿

【委員47人】

分科会	審議会役職	氏名	機関・団体名 役職
第1分科会 (12人) 【分掌事務】 「市民活動」 「地方創生」 「行政運営」	審議会副会長兼分科会会長	藤本 真里	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 准教授
	分科会副会長	太田 尚孝	兵庫県立大学 環境人間学部 准教授
		玉岡 かおる	作家(大阪芸術大学教授・兵庫県教育委員)
		大野 幸一	姫路市連合自治会 会長
		稲田 澄子	姫路ケーブルテレビ(株) 企画部リーダー
		村上 早百合	(株)神戸新聞社 姫路本社代表
		石黒 智生	(株)三井住友銀行 姫路法人営業部長
		(平野 裕一)	(株)三井住友銀行 姫路法人営業部長(～R2.3)
		玉田 恵美	(特非)姫路コンベンションサポート 理事長
		白井 智子	(公財)姫路市文化国際交流財団 理事
		竹田 浩章	(公社)姫路青年会議所 理事長
		(前川 綱雄)	(公社)姫路青年会議所 理事長(～R1.12)
		高橋 研志郎	公 募
		福岡 加奈	公 募
第2分科会 (13人) 【分掌事務】 「環境」 「産業」 「観光・スポーツ」	審議会副会長兼分科会会長	永廣 顕	甲南大学 経済学部 教授
	分科会副会長	吉田 裕康	姫路商工会議所 専務理事
	審議会会長	太田 勲	兵庫県立大学 学長
		今西 珠美	流通科学大学 商学部経営学科 教授
		林 叔子	姫路経営者協会 副会長
		岡田 武夫	坊勢漁業協同組合 代表理事組合長
		天川 隆幸	連合兵庫西部地域協議会 議長
		福本 博之	兵庫西農業協同組合 代表理事組合長
		竹原 昇	姫路市体育協会 副会長
		眞鍋 政義	(株)姫路ヴィクトリーナ 取締役球団オーナー
		小山 恵里	ホテル日航姫路 管理部支配人
		小野 義直	公 募
		植竹 美智子	公 募
第3分科会 (10人) 【分掌事務】 「健康福祉」 「教育」	審議会副会長兼分科会会長	井上 清美	姫路獨協大学 看護学部長
	分科会副会長	長瀬 善雄	姫路大学 教育学部こども未来学科 教授
		濱田 敏子	姫路日ノ本短期大学 学長代行
		石橋 悦次	(一社)姫路市医師会 会長
		(山本 一郎)	(一社)姫路市医師会 会長(～R2.6)
		塩田 雄太郎	姫路聖マリア病院 病院長
		竹内 有希	姫路市連合PTA協議会 会長
		吉田 善太郎	(特非)姫路市身体障害者福祉協会 事務局長
		吉田 眞子	チコハウス山びこども園 園長(姫路市教育委員)
		浦岡 貴與美	姫路市民生委員児童委員連合会 理事
		(浦川 祥子)	姫路市民生委員児童委員連合会 理事(～R1.11)
		谷口 光代	公 募
		(福井 正人)	公 募(～R2.5)

分科会	審議会役職	氏名	機関・団体名 役職
第4分科会 (12人) 【分掌事務】 「都市基盤」 「防災・安全安心」	審議会副会長兼分科会会長	道谷 卓	姫路獨協大学 副学長
	分科会副会長	岩田 稔恵	姫路市連合婦人会 会長
		磯部 良太	国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所 所長
		小橋 浩一	兵庫県中播磨県民センター センター長
		高倉 敬	陸上自衛隊姫路駐屯地 司令
		(堀川 佳紀)	陸上自衛隊姫路駐屯地 司令(～R2.3)
		奥西 良行	姫路市老人クラブ連合会 会長
		坂本 信嘉	姫路東消防団 団長((公財)兵庫県消防協会 副会長・中播磨地区支部長・姫路市支部長)
		川崎 志保	弁護士
		竹内 宏	神姫バス(株) バス事業部計画課 地域公共交通担当課長
		津雲 あおい	(株)姫路シティFM21(FM GENKI) 放送総務部放送管理課 課長
		山田 正智	公 募
		戸田 利則	公 募

【参与5人】

氏名	職名
重田 一政	市議会議員 総務委員会委員長
(白井 義一)	市議会議員 総務委員会委員長(～R2.6)
井上 太良	市議会議員 文教・子育て委員会委員長
(竹尾 浩司)	市議会議員 文教・子育て委員会委員長(～R2.6)
中西 祥子	市議会議員 厚生委員会委員長
(汐田 浩二)	市議会議員 厚生委員会委員長(～R2.6)
松岡 廣幸	市議会議員 経済観光委員会委員長
(三和 衛)	市議会議員 経済観光委員会委員長(～R2.6)
常盤 真功	市議会議員 建設委員会委員長
(妻鹿 幸二)	市議会議員 建設委員会委員長(～R2.6)



(注) 氏名・役職は第3回全体会議(令和2年8月31日)時点。( )内の氏名は退任した委員・参与。



## | 諮問書・答申書

### ○諮問書

令和元年（2019年）7月29日

姫路市総合計画策定審議会  
会長 太田 勲 様

姫路市長 清元 秀泰

姫路市総合計画について

姫路市総合計画策定審議会条例（平成31年条例第1号）第2条に基づき、  
「姫路市総合計画（基本構想）」についての調査、審議を求めます。

### ○答申書

令和2年（2020年）8月31日

姫路市長 清元 秀泰 様

姫路市総合計画策定審議会  
会長 太田 勲

姫路市総合計画について（答申）

令和元年（2019年）7月29日付で諮問された、「姫路市総合計画（基本構想）」について、本審議会において慎重に調査、審議した結果がまとまりましたので、別添のとおり答申します。

## | 姫路市総合計画策定審議会条例

平成31年 3月27日制定

- （設置）  
第1条 市長の附属機関として、姫路市総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
- （所掌事務）  
第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画（姫路市まちづくりと自治の条例（平成25年姫路市条例第51号）第12条第1項に規定する総合計画をいう。以下同じ。）の策定について調査し、及び審議する。
- （組織）  
第3条 審議会は、委員48人以内をもって組織する。
- （委員）  
第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。  
(1) 各種団体を代表する者又は各種団体から推薦された者  
(2) 学識経験を有する者  
(3) その他市長が適当と認める者
- （参与）  
第5条 審議会に参与を置くことができる。  
2 参与は、前条各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。  
3 参与は、審議会が総合計画の策定について調査し、及び審議するに当たり、必要に応じて助言を行うものとする。  
（会長及び副会長）  
第6条 審議会に会長1人及び副会長4人を置き、委員の互選によりこれを定める。  
2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。  
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。  
（審議会の会議）  
第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。  
2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。  
3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。  
4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、出席した委員の過半数で議決したときは、公開しないことができる。  
（意見聴取）  
第8条 審議会は、必要があると認めるときは、委員及び参与以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。  
（分科会）  
第9条 審議会に分科会を置く。  
2 分科会に属すべき委員は、会長が指名する。  
3 分科会に分科会会長及び分科会副会長各1人を置く。  
4 分科会会長は、当該分科会に属する委員のうちから会長が指名し、分科会副会長は、当該分科会に属する委員のうちから当該分科会会長が指名する。  
5 分科会会長は、分科会を代表し、分科会の事務を掌理する。  
6 分科会副会長は、分科会会長を補佐し、分科会会長に事故があるとき、又は分科会会長が欠けたときは、その職務を代理する。  
（守秘義務）  
第10条 委員及び参与は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。  
（庶務）  
第11条 審議会の庶務は、市長公室において処理する。  
（補則）  
第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。
- 附 則  
（施行期日）  
1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。  
（失効）  
2 この条例は、総合計画が策定されたときにその効力を失う。  
（招集の特例）  
3 最初に招集される会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## Ⅰ 姫路市総合計画策定審議会運営要綱

令和元年 6月25日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、姫路市総合計画策定審議会条例(平成31年姫路市条例第1号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、姫路市総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(正副会長会議の設置)

第2条 審議会に正副会長会議を置く。

(正副会長会議の所掌事務)

第3条 正副会長会議は、審議会及び分科会間の連絡調整並びに総合計画の共通事項及び総括的事項についての必要な調査、検討及び調整を行う。

(正副会長会議の組織等)

第4条 正副会長会議は、審議会会長及び審議会副会長並びに分科会会長及び分科会副会長をもって組織する。

2 正副会長会議に議長を置き、審議会会長をもって充てる。

3 正副会長会議の会議の開催については、審議会の会議の開催の例によるものとする。

(分科会の名称及び分掌事務)

第5条 条例第9条の規定に基づき設置する分科会の名称及び分掌事務は、別表のとおりとする。

(分科会の会議)

第6条 分科会の会議の開催については、審議会の会議の開催の例によるものとする。

(分科会の会議結果の報告)

第7条 分科会における会議の結果は、分科会会長が審議会会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、市長公室において処理する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

別表(第5条関係)

分科会の名称	分 掌 事 務
第1分科会	主に市民活動、地方創生及び行財政運営に関すること。
第2分科会	主に環境、産業及び観光・スポーツに関すること。
第3分科会	主に健康福祉及び教育に関すること。
第4分科会	主に都市基盤及び防災・安全安心に関すること。

## 4 基本構想の議決

姫路市総合計画の基本構想の議決に関する条例

令和2年 6月30日制定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、姫路市まちづくりと自治の条例(平成25年姫路市条例第51号)第12条第1項に規定する総合計画の基本構想の策定、変更又は廃止は、議会の議決を経るべき事件とする。

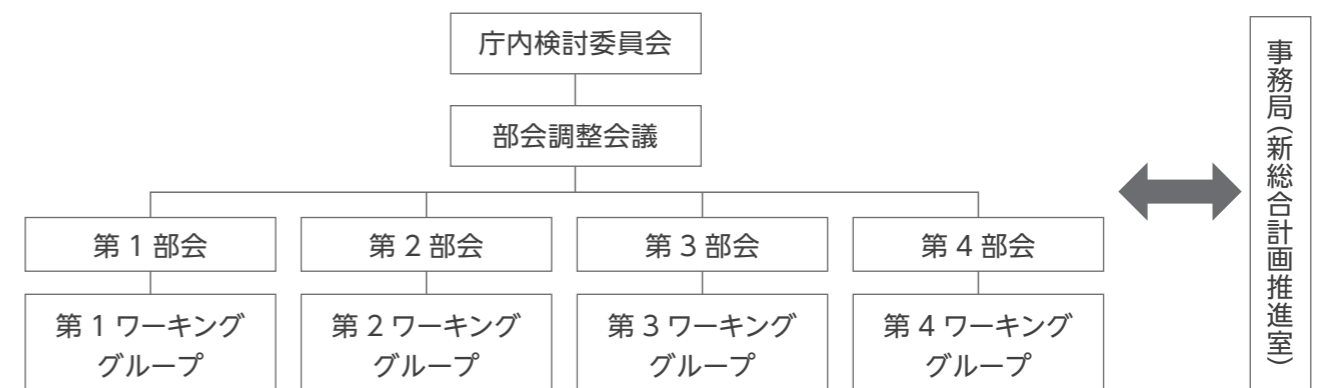
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 5 庁内検討組織

### Ⅰ 組織

- ・庁内検討委員会 (副市長、局長等)
- ・部会 (部長・課長級)
- ・ワーキンググループ (実務担当職員)



### Ⅰ 開催状況

- ・総合計画庁内検討委員会 4回
- ・部会 7回(合同開催4回、各部会開催3回)
- ・ワーキンググループ会議 8回(合同開催1回、各ワーキンググループ開催7回)

## 6 市民参画・広聴の取組

### 取組概要

#### Ⅰ 姫路市まちづくりのためのアンケート

本総合計画の策定にあたり、まちづくりに関する市民意見を幅広く聴取するとともに、市民満足度を把握することを目的に、市民アンケートを実施しました。

併せて、市政に関わりが深く、市内外に在住する各種審議会委員等の学識者や自治会・婦人会等の地域団体に対して、本市の特性や課題、将来像についてご意見をいただくための有識者アンケートを実施しました。

#### ● 市民アンケート

【対象者】 層化無作為抽出法によって選ばれた15歳以上の市民1万人（外国人含む）

【調査期間】 平成30年8月28日（火）～9月21日（金）

【有効回収率】 49.8%

【調査内容】

- ・姫路への愛着、姫路のイメージ
- ・日常生活の範囲  
（食料品・日用品を購入する地域、かかりつけの医療機関がある地域、ネット通販の利用など）
- ・住みやすさや定住意向（住みよさ、定住意向、引っ越したい場所・理由）
- ・姫路市の施策に対する満足度・重要性
- ・地域におけるつながりや地域活動
- ・今後の姫路のまちづくりにとって必要な取組
- ・行政サービスの水準と市民負担
- ・将来像やまちづくりのあり方などに関する自由意見

#### ● 有識者アンケート

【対象者】 658人 内訳：学識者（各種審議会委員、ふるさと懇話会）…551人

地域団体（各種団体の長）……………107人

【調査期間】 平成30年8月29日（水）～9月21日（金）

【有効回収率】 学識者47.0%、地域団体85.0%

【調査内容】

##### 学識者

- ・居住地域と姫路市の違い  
（姫路市の住みよさ、姫路市及び居住地域の優れている行政サービス、他市区町村の取組）
- ・姫路市の課題
- ・今後の姫路のまちづくりにとって必要な取組
- ・行政サービスの水準と市民負担
- ・将来像やまちづくりのあり方などに関する自由意見

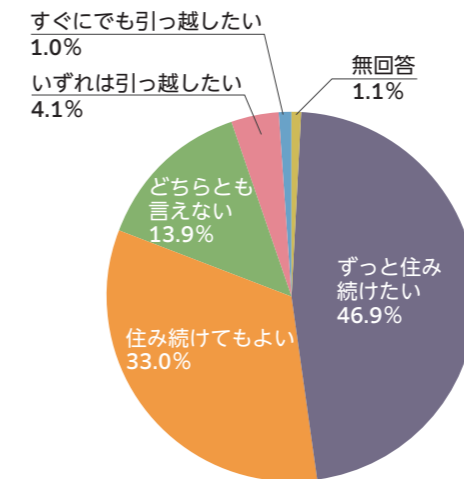
##### 地域団体

- ・住みやすさや定住意向（住みよさ、定住意向、生活満足度、市内での居住の勧め）
- ・所属する地域団体の活動
- ・今後の姫路のまちづくりにとって必要な取組
- ・行政サービスの水準と市民負担
- ・将来像やまちづくりのあり方などに関する自由意見

### 調査結果（抜粋）

#### ① 定住意向

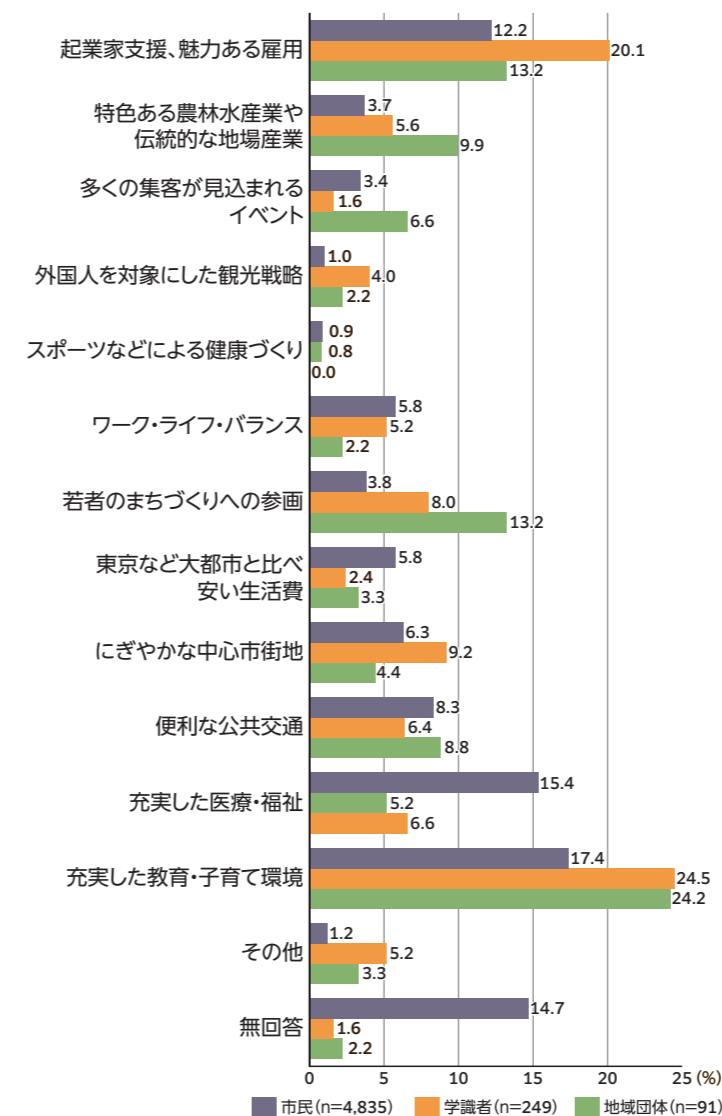
【姫路に住み続けたいか】



・「住み続けてもよい」を含めると、回答者の約80%が住み続けたいと回答しています。一方、「いずれは引っ越したい」を含めて、引っ越したいという回答の割合は約5%となっています。

#### ② 人口減少の緩和と姫路市の活力を維持していくために必要な取組等

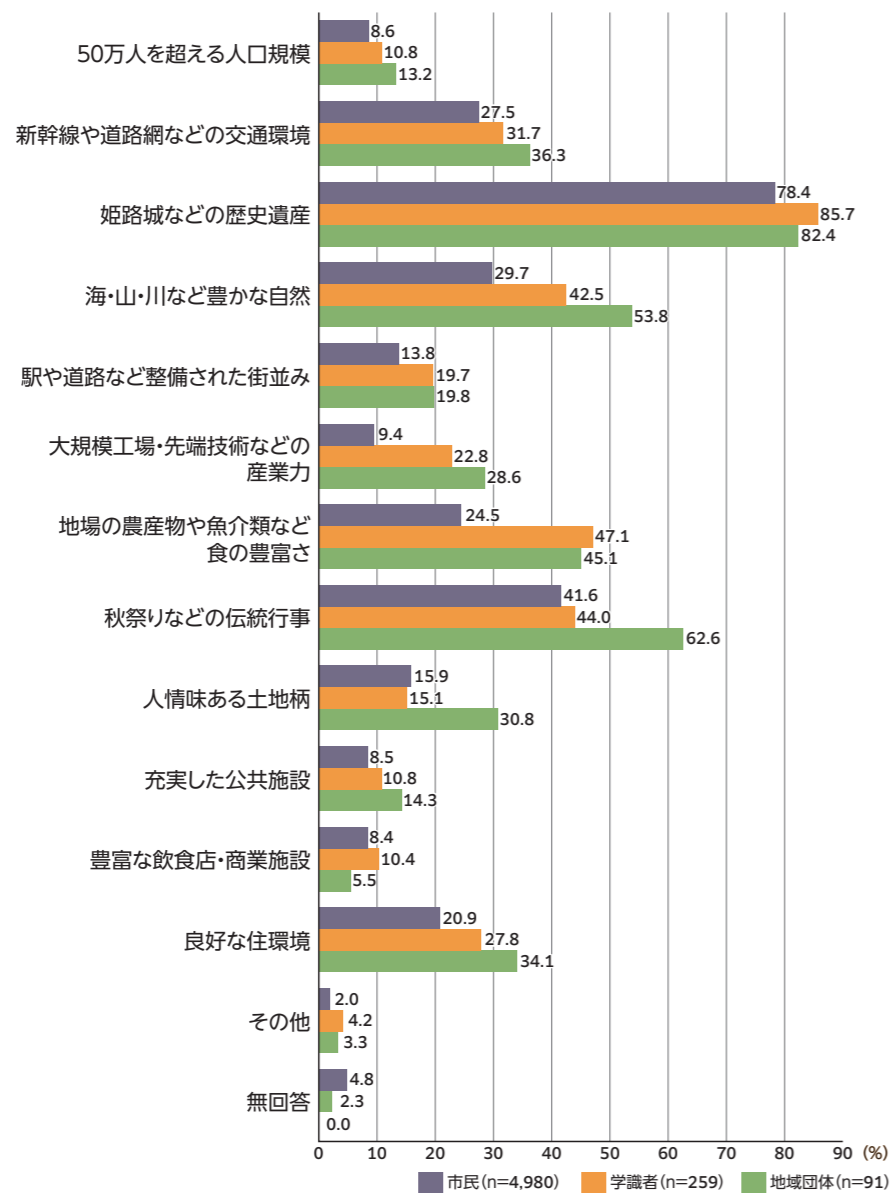
【若者にとって魅力的なまちになるために最も重要なこと】



・いずれのアンケート調査においても、「充実した教育・子育て環境」の回答割合が最も高くなっています。

・市民アンケートでは「充実した医療・福祉」（15.4%）の回答割合が高く、学識者アンケートでは「起業家支援、魅力ある雇用」（20.1%）の回答割合が高くなっています。また、地域団体アンケートでは「若者のまちづくりへの参画」（13.2%）の回答割合が高くなっています。

【アピールすべき姫路の魅力(複数回答あり)】



- ・ いずれのアンケート調査においても、「姫路城などの歴史遺産」の回答割合が70%を超えて最も高くなっています。
- ・ 市民アンケートでは「秋祭りなどの伝統行事」(41.6%)の回答割合が高く、学識者アンケートでは「地場の農産物や魚介類など食の豊富さ」(47.1%)の回答割合が高くなっています。また、地域団体アンケートでは「秋祭りなどの伝統行事」(62.6%)、「海・山・川など豊かな自然」(53.8%)の回答割合が高くなっています。

【ワークショップ形式による市民広聴「ひめじ創生カフェ」】

本市では、平成28年度からワークショップ形式による市民広聴「ひめじ創生カフェ」(地方創生推進室主催)を開催しています。

令和元年度は「近未来のひめじで実現したい『コト』を描こう」をテーマに、参加者が気軽に語り合い交流しながら、スマートフォンを使って意見を集約し、発表していただきました。

【実施日時】令和元年8月21日(水)

13時30分～17時

【参加資格】市内在住・在学・在勤の18歳から35歳以下の人

【参加者数】91人  
(学生31人、社会人60人)



【中学生を対象とした姫路市まちづくりアンケート授業】

本市の将来を担う中学生の意見を聴取するとともに、取組を通じて中学生に姫路の未来とまちづくりに関心を持っていただくことを目的に、市立中学校9校に協力いただき、まちづくりに関するアンケート授業を実施しました。

【実施期間】令和元年10月～11月

【実施校】取組にご協力いただいた市立中学校9校

学校名	実施学年	人数(人)
城乾中学校	3年生	50
大白書中学校	1年生	149
灘中学校	全学年	886
豊富中学校	2年生	92
東中学校	2年生	151
坊勢中学校	1年生	19
置塩中学校	全学年	127
鹿谷中学校	2年生	24
香寺中学校	2年生	162
	計	1,660



【実施方法】各校において、まちづくりアンケート教材(市と実施校とで検討・作成)を用いた班別授業を1～2コマ実施

【アンケート内容】～私たちが住む姫路の未来を考えよう～

問1:姫路市の魅力と課題

(選択肢から三つずつ選び、1番目に選んだ項目はその理由も記入)

問2:どうすれば(どうなっていたら)、10年後の姫路が魅力的になるか

問3:魅力的にするための具体的な方法

問4:その実現のために、私たちにできること

## | SNS等を活用した市民広聴「#自称姫路市長」プロジェクト

広く市民にまちづくりに関心を持っていただき、市政に気軽に参画していただくため、姫路のまちを良くするための様々な想いやアイデアを「#自称姫路市長」のハッシュタグをつけて自身のSNSで投稿していただきました。

【募集期間】 令和元年10月18日(金)～12月7日(土)

【参加資格】 市内在住・在学・在勤の個人や姫路にゆかりのある人、姫路に関心のある人等

【意見総数】 805件



## | 姫路のまちづくりシールアンケート「総合計画パネル展」

総合計画の啓発パネルとともに、市民参画・広聴の取組で得られた市民意見のうち多かった視点を分野ごとにまとめ、市内の商業施設等で巡回展示しました。

また、パネル展の来場者に「私もそう思う」「これは大事だ」と思ったものを三つまで選んでシールを貼っていただき、市民が特に関心を持つ視点を抽出しました。

### 【展示スケジュール】

展示場所	展示期間
姫路科学館 1階 エントランス	令和2年1月31日(金)～2月24日(月・祝)
イオンモール姫路大津 1階	令和2年2月7日(金)～2月20日(木)
ピオレ姫路(ピオレ1) 3階 レストスペース	令和2年2月22日(土)～3月8日(日)
姫路市役所本庁舎 1階 市民ロビー	令和2年3月10日(火)～3月27日(金)

シールアンケートは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年3月4日に中止。(以降、啓発パネルの展示と抽出した市民意見の紹介のみ実施)



## | タウンミーティング

市民意見を本総合計画の策定や今後の市政運営に活かすため、「新しいまちづくり」をテーマにタウンミーティングを開催しました。当日は、WEBを活用した新しい会議方法で、市長と参加者が直接意見交換を行いました。

【実施日時】 令和2年6月27日(土)

13時30分～15時45分

【参加者数】 16人(うちWEB参加8人)



## | パブリック・コメント

基本構想(素案)に関するパブリック・コメントを実施しました。

【実施期間】 令和2年9月28日(月)～令和2年10月28日(水)

【提出件数】 94通331件

## | 住民説明会

基本構想(素案)の内容や検討状況を説明する住民説明会を市内6箇所で開催し、参加者からご意見をいただきました。

### 【実施スケジュール】

開催日	時間	会場
令和2年9月30日(水)	18時30分～20時30分	東市民センター 2階 中ホール
令和2年10月1日(木)	18時30分～20時30分	網干市民センター 2階 会議室
令和2年10月5日(月)	18時30分～20時30分	飾磨市民センター 5階 中ホール
令和2年10月8日(木)	18時30分～20時30分	北部市民センター 2階 研修室1
令和2年10月10日(土)	14時00分～16時10分	姫路市総合福祉会館 5階 第1会議室
令和2年10月20日(火)	18時30分～20時30分	花の北市民広場 2階 第3会議室

【参加者数】 64人

## 市民参画・広聴の取組による市民意見(多かった視点)

「#自称姫路市長」プロジェクトや中学生を対象とした姫路市まちづくりアンケート授業、ひめじ創生カフェなどを通じて集まった市民意見(多かった視点)を分野ごとに一部紹介します。

これらの視点は、本総合計画の「目指す姿を実現するための市の取組の方向性」や「市民、地域コミュニティ、企業・団体の役割」の参考としました。

### 市民活動分野

- ・来訪者や外国人も参加できるイベントを市民の手で開催し、姫路を盛り上げたい
- ・誰もが集まり、多世代・異文化交流できる場所づくりをしたい
- ・姫路の伝統行事や祭りに積極的に関わって市外や海外へアピールしたい
- ・いつでも芸術に触れられるまちにしたい

### 健康福祉分野

- ・医療が充実したまちにしたい(経済支援・施設の充実など)
- ・子育てがしやすい環境をつくりたい(経済支援・働き方支援など)
- ・介護士、保育士が働く環境を改善し、介護・保育人材を確保したい
- ・高齢者や障害者が活躍できる場所、機会をつくりたい

### 教育分野

- ・市立小中学校でいじめ、暴力、不登校に対応できるようにしたい
- ・教職員の負担軽減や学校教育のICT化をすすめて、教育の質を高めたい
- ・特色ある教育科目や教育活動を導入し、教育の幅を広げたい
- ・社会教育施設(図書館、美術館など)の機能・サービスを拡充し、特徴的なものにしたい

### 環境分野

- ・道路や河川、海のごみを掃除して、きれいなまちをつくりたい
- ・自然豊かなまちにしたい
- ・ゴミ箱を設置するなどして、ポイ捨てをなくしたい
- ・CO2削減による地球温暖化対策に取り組みたい

### 産業分野

- ・地域資源のブランド化や活用をすすめ、新たな姫路名物をつくりたい
- ・自然資源(海、山、川)を活かしたイベントにより、農山漁村を活性化したい
- ・大企業や大規模商業施設などの誘致により、働く場所を増やしたい
- ・創業・ビジネス支援環境を充実させ、若者やよそ者が働きやすいまちにしたい
- ・商店街や商業店舗のサービスや機能を充実させ、魅力的な店舗を増やしたい
- ・公共空間を活用したマルシェやバーなどで、まちの魅力を創出したい

### 観光・スポーツ分野

- ・姫路城の入場サービスを拡大したい(開場時間の延長、年間パス発行など)
- ・姫路城や姫路城周辺の規制緩和を行い、利活用を促進したい
- ・観光客が姫路城だけでなく、姫路全体を周遊できるようにしたい
- ・駅からお城までの景観統一や店舗の充実で、城下町らしいまちづくりをしたい
- ・受入環境を充実させたい(ハード整備、市民のおもてなし意識の醸成)
- ・外国人が日本文化を体験できる体験型観光コンテンツを充実させたい
- ・ナイト観光を充実させたい(宿泊施設の整備や商業施設の営業時間の延長など)
- ・話題性のある観光PR、スポットやイベントづくりにより観光客を呼び込みたい
- ・食を活かした観光振興をしたい(姫路の食が味わえる飲食店舗の充実、PR強化)
- ・家島の観光PRを強化したい
- ・姫路動物園・水族館を抜本的に改革したい(施設整備、ソフト整備)
- ・市民スポーツクラブ創設等により、スポーツ人口を増やし、市民を元気にしたい
- ・プロチームを作りたい
- ・体育館・競技場等の施設の整備など、スポーツができる環境を確保したい
- ・学校スポーツへの外部コーチ(プロ)の招へい・指導で競技者を育成したい
- ・スポーツイベントを通じて地域を活性化したい

### 都市基盤分野

- ・公共交通機関の利便性向上やカーシェアの実現などにより、交通利便性を向上させたい
- ・駅前だけでなく、周辺地域のインフラを整備したい
- ・道路、歩道、自転車コースを整備して、皆が安心して移動できるまちにしたい
- ・道路のガードレール整備や用水路のフェンス設置などにより、安全に住めるまちにしたい
- ・空き家対策をして、その場所の利活用を進めたい
- ・手柄山の再整備など、誰もが安心して楽しく利用できる魅力ある公園整備をしたい

### 防災・安全安心分野

- ・防災授業・避難訓練などを通じて、市民一人ひとりが災害に備えたい
- ・防災用備蓄や非常用設備の設置などを通じて、災害に備えたい
- ・河川の氾濫、豪雨による土砂崩れなどを防ぐため、整備を行いたい
- ・防犯カメラや街灯の増設置などにより、治安を改善したい
- ・スクールバス導入や地域の見守り強化などにより、子どもの安全を確保したい

### 行財政運営分野

- ・市役所内での民間(外部)人材登用などにより市職員の質を向上させ、行政サービスの拡充をしたい
- ・新たな市役所組織や仕組みを作り、効率的な市民サービスを提供したい
- ・効果的・効率的な情報発信により、市政や市の魅力をわかりやすく伝えたい
- ・市民がまちづくりや選挙への関心を高めるような取組をしたい
- ・市民意見の反映や官民連携によるまちづくりを推進する市役所組織や仕組みを作りたい

## 7 第34回未来を描く科学絵画展（新総合計画特別賞受賞作品）

「未来を描く科学絵画展」は、絵画を描くことを通じて、未来に夢を抱き、科学技術の進歩に関心をもち、将来を考える心を育てることを目的として、姫路科学館が毎年市内外の小・中学生から作品を募り、開催しています。

令和元年度に開催した「第34回未来を描く科学絵画展」では、入賞作品の中から総合計画で目指す未来の姫路のまちを描いたすばらしい作品を特別賞として15点選定しました。

特別賞受賞作品は、科学絵画展での展示のほか、「総合計画パネル展」(P.162)の一展示として、市内の商業施設等で巡回展示しました。

【開催期間】令和2年1月31日(金)～2月24日(月)

【開催場所】姫路科学館1階 特別展示室

【入賞作品】432点(小学校405点、中学校27点) うち、金賞10点、銀賞20点、銅賞30点

### 【特別賞受賞作品一覧(15点)】



「お届けします!しあわせにくらせる町」  
蔭木 良桜(かげき りお)さん



「自然災害STOPロボとくらす未来」  
田邊 諒(たなべ りょう)さん



「世界問題をなくそう」  
加藤 心絆(かとう ここな)さん



「「そうじ木」で地球温暖化問題解決  
~HIMEJI 2120 本日、開幕~」  
成田 壮佑(なりた そうすけ)さん



「未来の手柄山てん望台」  
小畑 花歩(こばた かほ)さん



「しゃぼん玉の車」  
小山 加奈(こやま かな)さん



「ゴミをしぜんにかえるきかい」  
吉田 果生(よしだ かお)さん



「テクノロジーとみんなの知恵  
で守りたい!生物多様性」  
大野 睦希(おおの むつき)さん



「Earth friendly future  
(地球にやさしい未来)」  
清水 快(しみず かい)さん



「ふわふわ車でじこほゼロ  
みんななかよしひめじのまち」  
菅原 光梨(すがはら ひかり)さん



「みらいのひめじ」  
上野 樹(うえの いつき)さん



「にぎやかなわたしたちの町」  
中島 桜果(なかしま おうか)さん



「こんにちはAIさん、  
こんにちは新しい未来」  
合田 七緒(ごうだ なお)さん



「人が集う大樹」  
長井 碧海(ながい たくみ)さん



「私たちの未来  
~夢・町・医療・勉強~」  
尾崎 玲美(おさき れみ)さん

# 姫路市総合計画

ふるさと・ひめじプラン2030

令和3年(2021年)3月  
発行/姫路市 市長公室  
〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地  
TEL:(079)221-2111(代表)  
URL:https://www.city.himeji.lg.jp



## 都市宣言

### ●平和都市宣言(昭和32年7月22日)

姫路市は、日本国憲法を貫く平和精神に基づいて、世界連邦建設の趣旨に賛同し、全世界の人々と相携えて、永久平和確立のために、まい進する平和都市であることを宣言する。

### ●安全都市宣言(昭和39年1月7日)

わが姫路市は播磨工業地帯の基幹都市として近時、産業文化の進展は特に目覚しいが、さらに昨年7月には「工業整備特別地域」に指定され将来の飛躍的な発展約束されるに至ったのである。

しかしながら、かかる発展に伴い産業災害や街頭事故、あるいは家庭における不慮の災禍は漸増の現状にあり、こうした現象は家庭はもとより人間社会の大きな悲劇と言わねばならぬ。

このときにあたり、高遠な「人命尊重」の理念に基づいて、安全思想の高揚と、これら災害の絶滅を期するために、強力な市民運動をくりひろげ、もって市民生活の安全確立を近代都市建設に邁進せんことを誓って、ここに全市民の総意を結集し、わが姫路市を「安全都市」とすることを宣言する。

### ●交通災害絶滅都市宣言(昭和46年2月20日)

生命の尊重と日常の平安は、市民みんなの願いであるにかかわらず、自動車交通の急増は、「交通戦争」と呼ばれる異常な事態を引き起し、人間のいのちと生活に対する重大な脅威となっている。

姫路市は、昨年、交通事故による死者87人、傷者7,555人という不名誉な事態を記録した。われわれは、この恐るべき事態を直視し、今こそ悲惨な事故の全面追放に起き上らねばならない。交通災害は天災ではなく人災である。人間によって起る事故は、人間によって防がなければならない。

われわれは、人間の名誉にかけて、人命尊重の思想に徹し、みんなの自覚と努力、みんなの連帯と行動を積み重ね、われわれ自身の生命と安全を防衛貫徹しようではないか。

昭和46年2月20日、この日より市民総参加市民総ぐるみの交通災害絶滅運動を強力周密に展開し、40万市民の英知と努力を結集して、交通安全都市姫路市の実現を期することを宣言する。

### ●都市緑化宣言(昭和52年3月21日)

緑は、生態系の循環の助長、湿乾の調整等生理的要因により、人間をはじめ鳥、動物などの生きものの元気を回復し、健康をもたらす。

緑は、美しい風景、快い香りを与え、また騒音を消滅する等、心理的要因により人間の心を豊かにしてくれる。

自然こそ人間の母であり、緑こそ心身の健康の保証である。

われわれは、市民の総力をあげて生きがいを託すにふさわしい緑豊かな文化都市を創造しなければならぬ。ここに、未来につながる緑の姫路を築きあげるため、昭和65年をめざす「500万本植樹」の達成と毎年春分の日を「市民植樹の日」と定めることを宣言する。

### ●非核平和都市宣言(昭和60年3月6日)

青い空、清らかな水、豊かな緑を保ち、明るく平和な生活を守ることは、平和を愛する姫路市民の願いである。

しかるに、最近の世界情勢をみると、核軍備拡大競争が依然として続けられ、地球上の生命そのものが深刻な脅威にさらされていることは、世界の人々のひとしく憂えるところである。

姫路市は、平和憲法の精神にのっとり、核兵器をつくらず、持たず、持ち込ませぬ「非核三原則」を将来とも遵守し、あらゆる国のあらゆる核兵器の廃絶を全世界に強く訴え、核兵器の全面撤廃と軍縮を推進し、もって世界の恒久平和達成を目指し、ここに「非核平和都市」とすることを宣言する。

### ●美しいまちづくり宣言(平成8年10月5日)

美しいまち姫路

ぼくが拾わなくても、誰かが掃除をしてくれるだろう。

だってぼくが捨てたゴミじゃない。

でも、ぼくは、そんなぼくをやめる。

ぼくは今、宣言する。

その「誰か」にぼくがなる。

ぼくがゴミを拾う。

ぼくは誰かにまかせない。

ぼくは誰かにおしつけない。

ぼくの部屋、ぼくの家、ぼくの学校、ぼくの自慢の姫路城、ぼくのまち姫路。

今、ぼくは「美しいまちづくり宣言」をする。



